

令和元年定例会
総務常任委員会 年間白書

令和2年4月

四日市市議会

目次

1. 委員会の構成	P 1
2. 委員会開催状況	P 2 ～ P 3 4
3. 委員長報告等	P 3 4 ～ P 1 4 4
4. 所管事務調査報告書	P 1 4 5 ～ P 1 8 0
5. 行政視察報告書	P 1 8 1 ～ P 2 2 6
6. 議会報告会の概要	P 2 2 7 ～ P 2 4 2
7. 高校生議会意見書	P 2 4 3 ～ P 2 4 7

1. 委員会の構成

委員長 荻 須 智 之

副委員長 豊 田 祥 司

委 員 笹 岡 秀太郎

竹 野 兼 主

土 井 数 馬

豊 田 政 典

樋 口 博 己

森 川 慎

2. 委員会開催状況

総務常任委員会事項書

令和元年5月16日(木)

第1委員会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 管内視察について(案)
・ 6月6日(木) 午後

4. 行政視察について(案)
・ 7月23日(火)～7月25日(木)

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和元年 6 月 24 日（月）
10:00～ 第 1 委員会室

政策推進部

【総務常任委員会】

- | | |
|----------------------------|----------|
| 1. 議案第11号 あらたに生じた土地の確認について | …議案書P69～ |
|----------------------------|----------|

消防本部

【総務常任委員会】

- | | |
|-----------------------------------|----------|
| 1. 議案第 8 号 四日市市火災予防条例の一部改正について | …議案書P63～ |
| 2. 議案第 9 号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正について | …議案書P65～ |

【協議会】

- | |
|---------------------|
| 3. 楠地区消防分団の一分団化について |
|---------------------|

危機管理監

【予算分科会】

- | | |
|--|-------------|
| 1. 議案第 4 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第 3 号）
第 1 条 歳入歳出予算の補正
歳出第 2 款 総務費
第 1 項総務管理費
〔第14目 防災対策費 | …補正予算書P16～〕 |
|--|-------------|

【総務常任委員会】

- | |
|-----------------------------------|
| 2. 【報告事項】四日市市タイムライン（事前防災行動計画）について |
|-----------------------------------|

財政経営部

【予算分科会】

1. 議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第3号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項総務管理費

〔第23目 諸費

…補正予算書P16～〕

歳入全般

…補正予算書P12～

【総務常任委員会】

2. 議案第5号 四日市市税条例の一部改正について

…議案書P33～

総務部

【協議会】

1. 自治体プレミアムポイント（消費活性化策）の実施について

シティプロモーション部

【所管事務調査】

1. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について

その他

1. 所管事務調査について

2. 議会の政策サイクルの構築について

3. 休会中の所管事務調査について

- ①日程（案）・令和元年7月29日（月）午前10時 or 午後1時30分
・令和元年7月30日（火）午後1時30分
・令和元年8月9日（金）午前10時

②調査項目の決定

4. 行政視察について

5. 6月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程：令和元年7月10日（水）18:30～20:45

会場：下野地区市民センター2階大会議室

6. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程：令和元年10月10日（木）18:30～20:45

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会－04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和元年7月4日（木）

1. 差別事象について（報告）

<会議用システム内のフォルダ>

03_6月定例会議会ー04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和元年7月29日（月）13：30～

1. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

（所管事務調査）

2. シティプロモーションの現状と今後のあり方について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

04_休会中（7～8月）－04_総務常任委員会

総務常任委員会／決算・予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和元年9月11日（水）

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【決算分科会】

- | | |
|---|---------------------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 第1目 一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分 | 決算書P142～ 実績報告書P36～ |
| 第8目 企画費 | 決算書P148～ 実績報告書P49～ |
| 第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分 | 決算書P152～ 実績報告書P54～ |
| 第8款 土木費 | |
| 第5項 港湾費 | 決算書P226～ 実績報告書P178～ |

【協議会】

- | |
|---------------------------|
| 2. 四日市港管理組合における県市負担割合について |
|---------------------------|

【所管事務調査】

- | |
|---------------------------|
| 3. 令和元年度四日市市大学運営協議会報告について |
|---------------------------|

会計管理室

【決算分科会】

- | | |
|---|--------------------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第6目 会計管理費 | 決算書P146～ 実績報告書P47〕 |

財政経営部・会計管理室

【決算分科会】

- | | |
|---|-------------------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | |
| 歳入全般 | 決算書P103～ 実績報告書P8～ |

財政経営部

【決算分科会】

1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第1目 一般管理費中管財課関係部分 決算書P142～ 実績報告書P36～〕
- 第5目 財政管理費 決算書P146～ 実績報告書P46～
- 第7目 財産管理費 決算書P148～ 実績報告書P47～
- 第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分
- 決算書P162～ 実績報告書P73～
- 第2項 徴税費 決算書P164～ 実績報告書P73～
- 第4款 衛生費
- 第4項 病院費 決算書P200～ 実績報告書P138
- 第8款 土木費
- 第7項 下水道費 決算書P232～ 実績報告書P187
- 第12款 公債費 決算書P256～ 実績報告書P223
- 第13款 予備費 決算書P256～ 実績報告書P224
- 桜財産区 決算書P397～ 実績報告書P289～

【予算分科会】

2. 議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第4号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正
- 歳入全般 補正予算書P14～
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第23目 諸費 補正予算書P20～〕
- 第2項 徴税費 補正予算書P20～
- 第3条 地方債の補正

【総務常任委員会】

3. 議案第37号 工事請負契約の締結について
- ー市庁舎トイレ改修ほか工事ー 議案書P67～

【協議会】

4. 四日市市公共施設マネジメントに関する基本方針について

消防本部

【決算分科会】

- | | | | |
|---|--------|----------|------------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | | |
| 歳出第9款 消防費 | | | |
| 第1項 消防費 | | | |
| 第1目 | 常備消防費 | 決算書P234～ | 実績報告書P190～ |
| 第2目 | 非常備消防費 | 決算書P236～ | 実績報告書P192 |
| 第3目 | 消防施設費 | 決算書P236～ | 実績報告書P193 |

【総務常任委員会】

- | | | |
|--|--|---------|
| 2. 議案第35号 四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正について | | 議案書P63～ |
| 3. 議案第36号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について | | 議案書P65～ |
| 4. 議案第43号 動産の取得について
ー水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－A型）1台ー | | 議案書P87～ |
| 5. 議案第44号 動産の取得について
ー消防ポンプ自動車（CD－Ⅰ型）2台ー | | 議案書P91～ |
| 6. 議案第45号 動産の取得について
ー高規格救急自動車 2台ー | | 議案書P95～ |

危機管理監

【決算分科会】

- | | | | |
|---|-----------------|----------|-----------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | | |
| 歳出第2款 総務費 | | | |
| 第1項 総務管理費 | | | |
| 第1目 | 一般管理費中危機管理室関係部分 | 決算書P142～ | 実績報告書P36～ |
| 第14目 | 防災対策費 | 決算書P154～ | 実績報告書P57～ |
| 第9款 消防費 | | | |
| 第1項 消防費 | | | |
| 第4目 | 水防費 | 決算書P236～ | 実績報告書P194 |

シティプロモーション部

【決算分科会】

- | | | | |
|---|--|----------|-------------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | | |
| 歳出第2款 総務費 | | | |
| 第1項 総務管理費 | | | |
| 第1目 一般管理費中広報マーケティング課関係部分 | | 決算書P142～ | 実績報告書P38～ |
| 第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分 | | 決算書P146～ | 実績報告書P44～ |
| 第7款 商工費 | | | |
| 第1項 商工費 | | | |
| 〔第3目 観光費 | | 決算書P214～ | 実績報告書P153～〕 |

【協議会】

- | |
|---------------------------|
| 2. 地方創生推進交付金を活用した移住支援について |
|---------------------------|

総務部

【決算分科会】

- | | | | |
|---|--|----------|-----------|
| 1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について | | | |
| 歳出第2款 総務費 | | | |
| 第1項 総務管理費 | | | |
| 第1目 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分 | | 決算書P142～ | 実績報告書P36～ |
| 第2目 人事管理費 | | 決算書P144～ | 実績報告書P41～ |
| 第3目 恩給及び退職年金費 | | 決算書P144～ | 実績報告書P43 |
| 第4目 文書広報費中総務課関係部分 | | 決算書P146～ | 実績報告書P44～ |
| 第9目 計算記録管理費 | | 決算書P150～ | 実績報告書P51～ |
| 第15目 人権推進費 | | 決算書P154～ | 実績報告書P59～ |
| 第23目 諸費中総務課関係部分 | | 決算書P162～ | 実績報告書P73～ |
| 第4項 選挙費 | | 決算書P166～ | 実績報告書P77～ |
| 第5項 統計調査費 | | 決算書P170～ | 実績報告書P79 |

【総務常任委員会】

- | | |
|--|---------|
| 2. 議案第24号 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | 議案書P15～ |
| 3. 議案第25号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について | 議案書P25 |
| 4. 議案第26号 四日市市職員給与条例の一部改正について | 議案書P27～ |
| 5. 議案第27号 四日市市職員の旅費に関する条例の一部改正について | 議案書P31～ |
| 6. 議案第28号 四日市市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について | 議案書P35 |

監査事務局

【決算分科会】

1. 議案第19号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第2款 総務費
第6項 監査委員費 決算書P172～ 実績報告書P80

議会事務局

【決算分科会】

1. 議案第25号 平成30年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
歳出第1款 議会費 決算書P142～ 実績報告書P34～

その他

1. 所管事務調査について

2. 中長期テーマによる所管事務調査・行政視察について

3. 休会中（10月・11月）の所管事務調査について
①日程（案） ・令和元年10月25日（金）午前 or 午後
・令和元年11月5日（火）午前 or 午後
・令和元年11月7日（木）午前 or 午後
・令和元年11月12日（火）午前 or 午後

②調査項目の決定

4. 8月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程：令和元年10月10日（木）18:30～20:45
会場：河原田地区市民センター2階大会議室
テーマ：シティプロモーションについて（サブタイトル未定）

5. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて
日程案：令和2年1月8日（水）

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例会議会－04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和元年10月4日（金）

第1委員会室

財政経営部

1. 議案第47号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(2)P12～

第2条 地方債の補正

…補正予算書(2)P8, 18

<会議用システム内のフォルダ>

05_8月定例会議会ー04_総務常任委員会

総務常任委員会事項書

令和元年10月25日（金）13：30～

（所管事務調査）

1. 人口問題・シティプロモーションについて（中長期テーマ）

講演「人口移動と地方創生の動向」

<講師>

内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局

内閣参事官（総括） 岡 朋史 氏

（その他）

2. 四日市税務署の税務調査に対する対応について（報告）

3. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

4. 行政視察について

仮日程：令和2年1月28日（火）～1月30日（木）

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

06_休会中（10～11月）－04_総務常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和元年12月9日（月）

10:00～ 第1委員会室

消防本部

【予算分科会】

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 |
| 歳出第9款 消防費 |
| 第1項 消防費 |
| 〔第1目 常備消防費（人件費補正分を除く） ……補正予算書P46～〕 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） ……補正予算書P11～、55～ |

【協議会】

- | |
|-------------------|
| 2. 消防団員の報酬の改定について |
|-------------------|

総務部

【予算分科会】

- | |
|--|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 |
| 歳出第1款 議会費 ……第10款教育費（人件費補正分） ……補正予算書P24～ |
| 第2款 総務費 |
| 第1項 総務管理費 |
| 〔第23目 諸費中人事課関係部分 ……補正予算書P24～〕 |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） ……補正予算書P11～、55～ |
| 2. 議案第57号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号） |
| （人件費補正分） |
| ……補正予算書P73～ |
| 3. 議案第58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| （人件費補正分） |
| ……補正予算書P89～ |
| 4. 議案第59号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| （人件費補正分） |
| ……補正予算書P111～ |

【総務常任委員会】

- | | | |
|-----------|--------------------------------------|----------|
| 5. 議案第63号 | 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | …議案書P5～ |
| 6. 議案第64号 | 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | …議案書P7～ |
| 7. 議案第65号 | 四日市市職員給与条例の一部改正について | …議案書P9～ |
| 8. 議案第66号 | 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について | …議案書P27～ |

【所管事務調査】

- | |
|---|
| 9. 令和元年度第1回及び第2回人権施策推進懇話会並びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について |
|---|

政策推進部

【予算分科会】

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第8款 土木費 | |
| 第5項 港湾費（人件費補正分を除く） | …補正予算書 P42～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P11～、55～ |

【総務常任委員会】

- | | |
|----------------------------|----------|
| 2. 議案第72号 あらたに生じた土地の確認について | …議案書P49～ |
|----------------------------|----------|

危機管理監

【予算分科会】

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P11～、55～ |

シティプロモーション部

【予算分科会】

- | | |
|---|-----------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号）
第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書 P11～、55～ |
|---|-----------------|

【協議会】

- | |
|---|
| 2. 市制施行123周年記念『出張！なんでも鑑定団in四日市』開催事業について |
|---|

【所管事務調査】

- | |
|----------------------------------|
| 3. 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について |
|----------------------------------|

財政経営部

【予算分科会】

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第2款 総務費 | |
| 第1項 総務管理費 | |
| 〔第23目 諸費中財政課関係部分 | …補正予算書P24～〕 |
| 第2項 徴税費（人件費補正分を除く） | …補正予算書P26～ |
| 歳入全般 | …補正予算書P18～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書P11～、55～ |
| 第4条 地方債の補正 | …補正予算書P14、57 |

議会事務局

【予算分科会】

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| 1. 議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第6号） | |
| 第1条 歳入歳出予算の補正 | |
| 歳出第1款 議会費（人件費補正分を除く） | …補正予算書P24～ |
| 第3条 債務負担行為の補正（関係部分） | …補正予算書P11～、55～ |

その他

- | |
|---------------|
| 1. 所管事務調査について |
|---------------|

- | |
|---|
| 2. 休会中の所管事務調査について |
| ①日程（案）・令和2年1月20日（月）午前10時
・令和2年1月27日（月）午前10時
・令和2年2月4日（火）午前10時 |

- | |
|----------|
| ②調査項目の決定 |
|----------|

3. 11月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程：令和2年1月8日（水）18:30～20:45

会場：茶業振興センター（研修棟） 研修室

4. 2月定例会議会 議会報告会、シティ・ミーティングについて

日程案：令和2年3月27日（金）18:30～20:45

5. 行政視察について

日程：令和2年1月28日（火）～1月30日（木）

＜会議用システム内のフォルダ＞

07_11月定例会議会－04_総務常任委員会

予算常任委員会総務分科会 事項書

令和元年12月13日（金）

第1委員会室

1. 予算常任委員会総務分科会長報告の取扱いについて

総務常任委員会事項書

令和2年1月20日（月）10：00～

（所管事務調査）

1. 就職氷河期世代の採用について

（協議会）

2. 市制施行123周年記念市民企画イベント補助事業について

（その他）

3. 議会報告会、シティ・ミーティングで出された意見について

4. 追加上程議案の審査日程について

（案）①令和2年2月7日（金） 議案聴取会（委員会別）時

②令和2年2月4日（火） 午前10時

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

○事項書、資料

08_休会中（12月～2月）－04_総務常任委員会

総務常任委員会・協議会

総務常任委員会/予算常任委員会総務分科会 議案聴取会 事項書

令和2年2月7日(金)
10:00～ 第1委員会室

危機管理監

【総務常任委員会・議案審査】

1. 議案第81号 工事請負契約の変更について ―総合防災拠点整備工事―
※1月緊急議会上程分

【議案聴取会】

2. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第14目 防災対策費 …予算書P100～〕
- 第9款 消防費
- 第1項 消防費
- 〔第4目 水防費 …予算書P220～〕

消防本部

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第9款 消防費
- 第1項 消防費
- 〔第1目 常備消防費 …予算書P216～〕
- 〔第2目 非常備消防費 …予算書P218～〕
- 〔第3目 消防施設費 …予算書P220～〕
- 第2条 債務負担行為（関係部分） …予算書P15～

2. 議案第120号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

シティプロモーション部

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- | | | |
|-----|----------------------|----------|
| 第1目 | 一般管理費中広報マーケティング課関係部分 | …予算書P84～ |
| 第4目 | 文書広報費中広報マーケティング課関係部分 | …予算書P88～ |

第7款 商工費

第1項 商工費

- | | | |
|------|-----|------------|
| 〔第3目 | 観光費 | …予算書P190～〕 |
|------|-----|------------|

総務部

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

- | | | |
|------|-----------------------------|-----------|
| 第1目 | 一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分 | …予算書P84～ |
| 第2目 | 人事管理費 | …予算書P88～ |
| 第3目 | 恩給及び退職年金費 | …予算書P88～ |
| 第4目 | 文書広報費中総務課関係部分 | …予算書P88～ |
| 第9目 | 計算記録管理費 | …予算書P96～ |
| 第15目 | 人権推進費 | …予算書P102～ |
| 第23目 | 諸費中総務課関係部分 | …予算書P112～ |

第4項 選挙費

…予算書P118～

第5項 統計調査費

…予算書P122～

2. 議案第95号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

3. 議案第96号 四日市市職員給与条例の一部改正について

4. 議案第97号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

5. 議案第98号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
6. 議案第99号 四日市市職員定数条例の一部改正について

会計管理室

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- 〔第6目 会計管理費 …予算書P90～〕

財政経営部

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算
- 第1条 歳入歳出予算
- 歳出第2款 総務費
- 第1項 総務管理費
- | | |
|-----------------------|-----------|
| 第1目 一般管理費中管財課関係部分 | …予算書P84～ |
| 第5目 財政管理費 | …予算書P90～ |
| 第7目 財産管理費 | …予算書P92～ |
| 第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分 | …予算書P112～ |
- 第2項 徴税費 …予算書P114～
- 第4款 衛生費
- 第4項 病院費 …予算書P172～
- 第8款 土木費
- 第7項 下水道費 …予算書P214～
- 第12款 公債費 …予算書P248～
- 第13款 予備費 …予算書P248～
- 第2条 債務負担行為（関係部分） …予算書P15～
- 第5条 歳出予算の流用 …予算書P7
2. 議案第94号 令和2年度四日市市桜財産区予算 …予算書(特別会計・財産区) P235～

3. 議案第100号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について

財政経営部・会計管理室

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

…予算書P22～

第3条 地方債

…予算書P17

第4条 一時借入金

…予算書P7

監査事務局

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

…予算書P124～

議会事務局

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

…予算書P84～

政策推進部

【議案聴取会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分

…予算書P84～

第8目 企画費

…予算書P94～

第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分

…予算書P98～

第8款 土木費

第5項 港湾費

…予算書P206～

【協議会】

2. 第2期四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度～2024年度）（素案）について

その他

1. 2月定例会議会 議会報告会におけるシティ・ミーティングのテーマについて
日程：令和2年3月27日（金）18:30～20:45
会場：海蔵地区市民センター 2階中会議室

<会議用システム内のフォルダ>

【1月緊急議会上程分】

09_1月緊急議会－01_本会議

【2月定例会議会上程分】

10_2月定例会議会－04_総務常任委員会

総務常任委員会／予算常任委員会総務分科会 審査順序

令和2年3月2日(月)

10:00～ 第1委員会室

政策推進部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中秘書国際課、東京事務所関係部分

…予算書P84～

第8目 企画費

…予算書P94～

第11目 国際化推進費中秘書国際課、政策推進課関係部分

…予算書P98～

第8款 土木費

第5項 港湾費

…予算書P206～

2. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第8目 企画費〕

…補正予算書P30～

第8款 土木費

第5項 港湾費

…補正予算書P48～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書P11～

シティプロモーション部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第1目 一般管理費中広報マーケティング課関係部分〕

…予算書P84～

〔第4目 文書広報費中広報マーケティング課関係部分〕

…予算書P88～

第7款 商工費

第1項 商工費

〔第3目 観光費〕

…予算書P190～

総務部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目	一般管理費中総務課、人事課、調達契約課、検査室関係部分	…予算書P84～
第2目	人事管理費	…予算書P88～
第3目	恩給及び退職年金費	…予算書P88～
第4目	文書広報費中総務課関係部分	…予算書P88～
第9目	計算記録管理費	…予算書P96～
第15目	人権推進費	…予算書P102～
第23目	諸費中総務課関係部分	…予算書P112～

第4項 選挙費

…予算書P118～

第5項 統計調査費

…予算書P122～

2. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目	一般管理費	…補正予算書P30～
第2目	人事管理費	…補正予算書P30～
第9目	計算記録管理費	…補正予算書P30～

第4項 選挙費

…補正予算書P32～

【総務常任委員会】

3. 議案第95号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

…議案書P7

4. 議案第96号 四日市市職員給与条例の一部改正について

…議案書P9～

5. 議案第97号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

…議案書P11～

6. 議案第98号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

…議案書P21～

7. 議案第99号 四日市市職員定数条例の一部改正について

…議案書P25～

【所管事務調査】

8. 令和元年度第2回同和行政推進審議会及び第3回人権施策推進懇話会について

消防本部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第9款 消防費

第1項 消防費

第1目 常備消防費	…予算書P216～
第2目 非常備消防費	…予算書P218～
第3目 消防施設費	…予算書P220～

第2条 債務負担行為（関係部分） …予算書P15～

【総務常任委員会】

2. 議案第120号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について …議案書P151～

危機管理監

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費 …予算書P100～〕

第9款 消防費

第1項 消防費

〔第4目 水防費 …予算書P220～〕

2. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第14目 防災対策費 …補正予算書P30～〕

第2条 繰越明許費の補正（関係部分） …補正予算書P11～

会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第6目 会計管理費

…予算書P90～〕

財政経営部

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第1目 一般管理費中管財課関係部分

…予算書P84～

第5目 財政管理費

…予算書P90～

第7目 財産管理費

…予算書P92～

第23目 諸費中収納推進課、財政課関係部分

…予算書P112～

第2項 徴税費

…予算書P114～

第4款 衛生費

第4項 病院費

…予算書P172～

第8款 土木費

第7項 下水道費

…予算書P214～

第12款 公債費

…予算書P248～

第13款 予備費

…予算書P248～

第2条 債務負担行為（関係部分）

…予算書P15～

第5条 歳出予算の流用

…予算書P7

2. 議案第94号 令和2年度四日市市桜財産区予算

…予算書（特別会計・財産区）
P235～

3. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第7目 財産管理費

…補正予算書P30～

第23目 諸費

…補正予算書P32～

第2項 徴税費

…補正予算書P32～

第11款 公債費

…補正予算書P54～

第2条 繰越明許費の補正（関係部分）

…補正予算書P11～

4. 議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

〔第23目 諸費

…補正予算書(2)P18～

【総務常任委員会】

5. 議案第100号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について

…議案書P27～

財政経営部・会計管理室

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳入全般

…予算書P22～

第3条 地方債

…予算書P17

第4条 一時借入金

…予算書P7

2. 議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書P18～

第3条 地方債の補正

…補正予算書P14

3. 議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

…補正予算書(2)P14～

第3条 地方債の補正

…補正予算書(2)P9

監査事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第2款 総務費

第6項 監査委員費

…予算書P124～

議会事務局

【予算常任委員会総務分科会】

1. 議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

第1条 歳入歳出予算

歳出第1款 議会費

…予算書P84～

その他

1. 所管事務調査について

2. 中長期テーマに基づく所管事務調査の取扱いについて

①今後の調査について

②中間報告書の作成について

③継続審査の申し出について

3. 休会中の所管事務調査について

4. 4 常任委員会報告会について

日程：令和2年4月23日（木）13:00～

5. 令和元年度総務常任委員会 年間白書について

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

10_2月定例会議会－04_総務常任委員会

総務常任委員会 事項書

令和 2 年 3 月 31 日 (火)
本会議休憩中 第 1 委員会室

【総務常任委員会】

1. 議案第156号 四日市市税条例の一部改正について

…議案書P5～

※配付資料

<会議用システム内のフォルダ>

11_3月緊急議会-04_総務常任委員会

3. 委員長報告等

総務常任委員長報告（令和元年6月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました4議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第5号 四日市市税条例の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、本年10月1日以降、軽自動車を取得した際、都道府県税である自動車取得税に替わり、市町村税として軽自動車税「環境性能割」が課されるとのことである。これに伴い徴収業務等が発生すると考えるが、人的な担保はあるのかとの質疑があり、理事者からは、市町村税への移行後も当分の間、都道府県が賦課徴収を行うこととなっているが、どれほどの期間となるかは不明である。軽自動車の取得に係る課税業務については市としてノウハウがないため、今後、必要性が生じた場合、研修の実施や徴収等の体制構築に努めることとしたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、従来の自動車取得税の市町村税への移行に伴い、何らかのシステム改修が必要であると考えますが、これに係る財政負担を国や県に求めていくのかとの質疑があり、理事者からは、現時点では都道府県が引き続き賦課徴収業務を行い、市町村への払い込みを行うことのみ決まっている状況である。今後、市町村で賦課徴収業務を行うこととなれば、システム改修が必要であると考えするため、その時点で対応を検討したいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、営業用以外の軽自動車については、消費税率10%への引き上げに伴う需要平準化対策として、1年間は「環境性能割」の税率が軽減されると理解してよいのかとの質疑があり、理事者からは、自家用の乗用の軽自動車のみ「環境性能割」の臨時的軽減措置が設けられているとの答弁がありました。

また、個人住民税関係の改正について、他の委員からは、影響見込み額を80万円と試算しているが、対象者数はどの程度となるのか把握しているのかとの質疑があり、理事者からは、影響見込み額は、国の想定に基づき試算したものであるため、実際の対象者がどの程度となるかは把握していないとの答弁がありました。

これに対して委員からは、対象者への制度の周知はどのように行うのかとの質疑があり、理事者からは、確定申告や市県民税申告の際に周知を図りたい。また、令和2年の年末調整に向けて、各事業者に対する制度のPRも必要であるほか、広報等で周知することも考えているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、賦課業務を行う中で対象者を特定することはできるのかとの質疑があり、理事者からは、現時点で誰が対象者かを特定することはできない。当条例改正による非課税措置の対象者は児童扶養手当を受けていることが前提となるため、児童扶養手当受給者に対する周知も必要となる。対象者の特定に当たっては、十分に行政内部での連携を図る必要があると考えるとの答弁がありました。

議案第8号 四日市市火災予防条例の一部改正については、不正競争防止法等の一部を改正する法律及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、今回の住宅用火災警報器の設置免除に係る改正について、小規模な宿泊施設等にどのような影響があるのかとの質疑があり、理事者からは、延床面積が300㎡未満の小規模な宿泊を伴う施設については、以前は自動火災報知設備の設置義務がなかったが、施設の安全性を高めるため、この設置が義務化された。宿泊部分と住宅部分が分かれている民泊等では、従来であれば住宅部分に住宅用火災警報器を設置する必要があったが、今回の改正により、特定小規模施設用の自動火災報知設備を設置すれば住宅用火災警報器の設置が免除されるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、住宅用火災警報器の設置免除に係る改正について、市民に積極的に周知する必要があると考える。告示やホームページでの広報では不足するのではないかとの質疑があり、理事者からは、特定小規模施設用自動火災報知設備をすでに設置している施設もあるため、小規模宿泊施設等の業界に対し、今回の改正について周知を図りたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、避雷設備に関する事項について、不正競争防止法等の改正により工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格に改められたことを反映

するとのことであるが、消防本部だけでなく、他の部局が所管する条例にも影響はないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の改正による他部局所管の条例への影響はないが、規則、要綱等への影響はあるため、随時改正を行っていくとの答弁がありました。

議案第9号 四日市市消防関係手数料条例の一部改正については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改正しようとするものであり、委員からは、今回の改正の対象となっている屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る審査手数料の内容を確認したいとの質疑があり、理事者からは、審査については、タンクの検査等に高い専門性を要することから危険物保安技術協会に委託している。今回は、この委託にかかわる部分の手数料の改正を行うものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、今回の手数料の改正は、屋外タンク貯蔵所の新設に係るものであり、既存施設には影響しないのかとの質疑があり、理事者からは、既存の屋外タンク貯蔵所の変更の許可に係る手数料は、新設の場合の2分の1相当額となっていることから、今回の条例改正が影響するとの答弁がありました。

議案第11号 あらたに生じた土地の確認については、楠町地先にあらたに生じた土地を確認するものであり、委員からは、今回埋め立てにより生じた土地については、下水道施設

用地として竣功認可されたものであるが、将来、どのような施設ができるのかとの質疑があり、理事者からは、三重県の施設である南部浄化センターの建物を整備していくこととなり、本市のほか、鈴鹿市、亀山市も含めた区域の汚水进行处理する施設となる。現在は第２期事業に当たり、３系列設けられる処理施設のうち、２系列について令和７年度の供用開始に向け整備が進められているものであるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、今回埋め立てられた土地について、市として管理にはかかわらないのかとの質疑があり、理事者からは、１工区については本市の吉崎ポンプ場の放流渠として整備しているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、地元地域からは、鈴鹿市、亀山市も含めた区域の汚水进行处理する施設の設置を認める代わりに、例えば釣りのできる公園を求める声もあり、三重県とも協議している状況である。このような状況を把握の上、市としても地元をフォローしていく必要があると考えたとの意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました４議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバ

ル実行委員会について、及び投票率について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和元年6月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第4号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第3号)について

【危機管理監・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

コミュニティ助成事業費補助金（地域防災組織育成助成事業費）について

Q. コミュニティ助成事業に係る審査の判断基準について、市が県に推薦していない団体を優先するとのことだが、この意味を確認したい。

A. これまで複数団体から補助申請があった場合は、その全件に優先順位をつけて三重県に応募していたが、平成31年度募集分より、1市町から三重県に推薦できる団体数が1団体以内となった。このことから、次年度の応募に際しては、市が県に対して推薦していない団体を優先するということである。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

財政調整基金積立金について

Q. 収支差の財源2億円近くについて財政調整基金に積み立てることであるが、いたずらに当基金への積立額が増えていくように感じる。当基金の積立額の目標を明確に持ち、余剰分をアセットマネジメント基金など他の用途に使うという考え方も必要ではないか。

A. 行財政改革プランにおいて、財政調整基金の積立額は100億円を下回らないことを目標としており、上限額については定めていない。当基金は、災害により減収が生じた場合や、経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合に備えたものであり、普通交付税不交付団体である同格市の中では、本市よりも多額の積立てを行っている市もあることから、本市の現在の積立額が適正な水準であるかはさらに研究が必要と考えている。今年度は幼児教育・保育の無償化に関して国から臨時交付金が交付されているが、来年度以降の交付はないことが分かっているため、年度間の財源調整を行う必要があることから、当補正予算において、収支差の財源約2億円を財政調整基金に積み立てるものである。

(意見) 財政調整基金はいわば使途の不明確な基金とも言うことができ、この金額をいたずらに増やすことにより、税金の使途の決定を先送りしているとの批判もある

ことから、当基金についての上限額を明確に定めておくべきであると考え。また、来年度以降に幼児教育・保育の無償化に係る持ち出しが約 5400 万円必要であると試算されている。このような状況が見えているのであれば、アセットマネジメント基金のように、そのための基金をつくるなど、戦略的な財政運営が必要と考える。

Q. 来年度以降の幼児教育・保育の無償化に係る経費について、財源に不足分がある場合は財政調整基金を取り崩すことになるのか。

A. 財政調整基金の目的は年度間の財源調整であるため、必要であれば取り崩すことになるが、ピンポイントで幼児教育・保育の無償化に係る不足分に充てるのではなく、他の事業も含めた全体として考えることとなる。

(意見) 幼児教育・保育の無償化に係る持ち出しが増えるからといって、特定目的基金の数を増やすことには疑問がある。条例を制定し、厳格に基金の目的を定めることにより、柔軟な財政運営ができなくなるのではないかと考える。

《歳入全般》

幼児教育・保育の無償化に係る財源について

Q. 幼児教育・保育の無償化に係る国からの交付金がなくなることにより、令和 2 年度には市の持ち出しが約 5400 万円になると見込まれているが、それ以降も同様の額で推移すると考えているのか。

A. 現時点での試算ではあるが、令和 3 年度以降も同様の金額で推移すると考えている。

Q. 市の持ち出し額はどのように手当てしていくのか。

A. 消費税率の引上げに伴い増収となる地方消費税交付金を幼児教育・保育の無償化も含めた社会保障の充実分に充てることとなる。当交付金の金額は今年度から 11.5 億円増の 72.4 億円となる見込みを立てているが、社会保障全体としては一般財源で 178 億円ほど要しており、全てを賄っているわけではない。

Q. 社会保障の全てを国からの交付金で賄うことができない中、新たに約 5400 万円の持ち出しが発生することとなるが、どのように財政運営していくのか。

A. 今後も同様の持ち出しが発生すると予測されるため、長期的には市の財政運営全体への影響もあると考える。市全体としては様々な分野で多数の事業を実施していくために、中長期的な視点で財源を確保する必要があると考える。

(意見) 市として子育てに関する施策に重点を置くなら、その部分について重点的に財源を確保する必要もあると感じる。財源配分のあり方について、全庁的に議論してほしい。

Q. 地方消費税交付金の増収分については、幼児教育・保育の無償化があったとしても本市の子供の人数等によって手当てされるものではなく、決まった金額が交付されるという考え方でよいのか。

A. 地方消費税交付金は、人口や売上高等をもとに配分されるものであるため、幼児教育・保育の無償化等の歳出に影響されるものではない。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、全体会に送るべきとする事項についても特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和元年8月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました12議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第24号 四日市市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与等及び費用弁償の基準につき必要な事項を定めるものであり、委員からは、特別職の手話通訳者等については、会計年度任用の職のうち、どこに位置付けされるのかとの質疑があり、理事者からは、手話通訳者については非常用のパートタイムに位置付ける方向で考えている。その他、地域マネージャーや教職員OBはフルタイムに、英語指導員については常用のパートタイムに位置付ける予定である。なお、特別職の処遇については、今後、関係団体と協議の上決定していく予定であるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、会計年度任用職員の制度への移行に際し、現在の臨時職員の処遇を改善する考えはないかとの質疑があり、理事者からは、臨時職員の単価については、最低賃金や本市の経済状況等を踏まえ、職員団体との交渉を経て改定している。また、臨時職員はパートタイムの会計年度任用職員へ移行することになるが、常用のパートタイムについては新たに期末手当を支給することとなるとの答弁があ

りました。

これに対して委員からは、現在の臨時職員の給与は、年収200万円に満たないと思われるものもあり、随分低いとの印象を受ける。これを主たる収入として家計を支える場合もあり得ることから、制度の移行に際し、市として現在の給与水準が適当であるのか精査すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、臨時職員の雇用に当たっては、面接において本人の意向も聴きながら勤務条件を確認しているところであり、家計の状況まで深く把握していないため、制度の移行に当たり、状況把握に努めたいとの答弁がありました。

また、他の委員からは、新たに採用する嘱託職員の給与は、フルタイムの会計年度任用職員への移行に伴いどのようになるのかとの質疑があり、理事者からは、昇給制度を設けることとなるため、現行の給与月額にかかわらず、正規職員の初任給基準を算定根拠にして支給する。初任給は、高卒相当、短大卒相当など、職種に応じて差があり、正規職員よりも2号給低い額での支給となるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、現行の嘱託職員の給与についても、職員団体の合意のもとに決めているとのことであるが、例えばスペイン・ポルトガル語の生活相談員は職員団体には入っていない。交渉に参加できぬまま、同水準の給料の職種に追随することとなるのは適当でないとするため、今後検討してほしいとの意見がありました。

条件に関する条例の一部改正について、ないし議案第29号
四日市市職員退職手当支給条例の一部改正については、別段、
質疑及び意見はありませんでした。

議案第35号 四日市市消防団の設置等に関する条例の一部改正については、平成22年4月より、治水対策が完了するまでの暫定的な措置として設置している楠地区消防分団の2分団を1分団に再編するため、関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、1分団化に当たり、現北楠分団の車庫・詰所を活用する予定となっている。当分団車庫・詰所については間もなく築35年が経過し、更新時期を迎えるが、以前も改修を行っている中、建替えを行うのかとの質疑があり、理事者からは、旧楠町の消防団を5分団から2分団に集約する際、人数に合わせてレイアウトの変更を行ったが、建物自体は老朽化している。長寿命化を行っているわけではないため、予定通り築35年経過して建て替えることとしたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、分団車庫・詰所の更新により、現状よりも大きくなることを期待する声もあるが、分団にはどのように説明しているかとの質疑があり、理事者からは、車庫・詰所の面積については、分団員の人数により基準があることを説明したうえで、内部のレイアウトについては相談に応じることとしており、理解を得ていると考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、分団車庫が1カ所に集約されるに当た

り、分団車両の出動経路に関する要望にどのように対応しているかとの質疑があり、理事者からは、例えば、現北楠分団車庫から県道6号四日市楠鈴鹿線までの動線が狭いために拡張を求める要望がある。消防本部としては、要望を受け、都市整備部へ適切に伝えていくことで理解を得ているとの答弁がありました。

これに対して委員からは、それぞれの分団で運営手法に差異があり、様々な意見もある中で、複数の消防分団を一つに集約することは容易ではない。消防本部としても適切に助言を行い、1分団化がスムーズに進むよう努めるべきであるとの意見がありました。

議案第36号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第37号 工事請負契約の締結―市庁舎トイレ改修ほか工事―について、委員からは、多目的トイレについては、庁舎の東西双方に設置するのかとの質疑があり、理事者からは、1階から3階については、西側の男子トイレ側及び東側の女子トイレ側に多目的トイレを設置する予定である。4階から11階については、男子トイレ、女子トイレに1カ所ずつ簡易型多機能トイレを整備する予定であり、これまでと異なり、車いすでの使用も可能となるとの答弁がありました。

また、委員からは、工事のスケジュールを確認する質疑が

あり、理事者からは、本議案の可決後、本年10月から令和2年5月まで、庁舎西側地下1階から11階までの工事を行い、その後の令和2年6月から12月まで、庁舎東側1階から11階までの工事を行う予定であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、工事期間中、トイレを使用する市民の利便性や安全面に十分配慮してほしいとの意見がありました。

議案第43号 動産の取得―水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅰ－A型）1台については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第44号 動産の取得―消防ポンプ自動車（CD－Ⅰ型）2台―について、委員からは、消防団車両については現在ドライブレコーダーの設置がない状況であるが、今回取得する大矢知・保々分団の消防ポンプ自動車については設置の予定がある。分団間で格差が生じないように、早期に消防団車両へのドライブレコーダーの設置を進める必要があるのではないかと質疑があり、理事者からは、多くの公用車にドライブレコーダーが設置されている状況において、消防団車両への早期設置の必要性は認識している。消防団車両への設置は初めてとなるため、年間の走行距離や設置後の運用状況を見極め、問題がなければ他の分団車両についても1年又は2年程度の間隔で設置していきたいと考えるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、分団間で格差が生じないように、早期に全ての消防団車両へのドライブレコーダーの設置を行うべきである。設置に当たっては、録画された画像や音声のデータの適切な管理運用に向け、消防団員への研修も併せて行ってほしいとの意見がありました。

また、他の委員からは、消防団車両の中には走行距離数の少ないものもあるが、装備品については年数経過とともに劣化する。走行距離や年式にかかわらず、消防団車両の更新時期を決めておくべきと考えるが、どうかとの質疑があり、理事者からは、年数経過によりメーカーからの部品供給等が受けられなくなる懸念もあることから、消防団車両については一律20年で計画的に更新していくこととしているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、入札に当たり、3回の入札の結果、不調であったため、最低価格を応札した業者と協議にて決定したとのことである。過去にもこのような例があったのであれば、もう少し価格の精査が必要ではないかとの質疑があり、理事者からは、他都市の状況も調査しながら価格を決めているが、積載する資機材等が異なることから正確な価格の設定が難しい面もある。今後も、他都市の状況を勘案の上、適正な価格の算定に努めたいとの答弁がありました。

議案第45号 動産の取得―高規格救急自動車2台―については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました12議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市大学運営協議会について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第23号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第4号)について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳入全般》

市税の補正予算について

Q. 個人市民税について、給与所得に係る納税義務者数が当初の見込みを上回る見通しとなっているとのことだが、どのような業種の労働者が増加しているかなど、分析は行っているか。

A. 予測に基づくスポット的な調査は行ったが、全体の業種分析は膨大な事務量を要するため行っていない。

Q. 法人市民税について、経済情勢の急激な変化に伴い、平成30年度決算期の業績が当初の見込みを大きく下回ったことから、税収が当初予算額を下回る見通しとなっている。これは一事業者による影響か。また、今後も減収となる見込みか。

A. 一事業者の業績が影響している部分もある。当業種の景況に関しては、先行き不透明な状況であり、今後の法人市民税の増減見通しも不透明である。

(意見) 今後の経済状況次第では、大量のリストラ等が生じる可能性も否定できない。いざというときに速やかに対応できるよう、個人市民税の増や法人市民税の減の背景など、本市に立地する企業等の状況については極力研究・把握しておくべきと考える。

Q. 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合に備えて、これまで、継続的に財政調整基金を積み立ててきたのではなかったか。

A. 指摘のとおり、100億円を下回らないよう財政調整基金の積立てを行っている。本市の財政は特定の事業者に頼る部分も大きいことを踏まえ、今後も同様の財政運営を継続していきたい。

○第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第47号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第5号)について

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

Q. 繰越金を増額補正する考え方を確認したい。

A. 平成30年度決算における収支差の財源について、従来11月補正で繰越金の増額を行っている。実質収支については約24億円となっており、その一部を今回の災害復旧に当たっての財源として計上したものである。

Q. 繰越金118,875千円と市債266,200千円の割合はどのように決めているのか。

A. 土木災害復旧事業費については100%の起債が充当可能であるなど、あらかじめ起債できる割合が決められている。繰越金については、維持修繕等の土木費で起債ができない部分について充当しているものである。

○第2条 地方債の補正

Q. 今回の災害復旧に当たり、財政調整基金の取崩しではなく地方債の補正を行う意味を確認したい。

A. 災害復旧事業資金の起債については交付税算入がある一方、一般財源の充当となれば交付税の算入がないため、より有利な起債を行うものである。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

決算常任委員会総務分科会長報告(令和元年8月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

【政策推進部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

シティプロモーション推進事業費について

Q. 津市と共同で、東京で開催している物産観光イベントの狙いは何か。

A. 津市の物産観光を目当てに訪れた来訪者に本市の情報を知ってもらうといった相乗効果を狙っている。

(意見) 首都圏でのシティプロモーション推進事業費の決算額が 220 万円程度となっているが、もう少し予算措置をしてもよいと考える。特に三重とこわか国体・とこわか大会等、今後行われる予定の大きなイベントも先取りして首都圏でPRすることで、多くの人の来訪が期待できる。また、テニスコートや体育館など誇れるスポーツ施設が整備されており、これを積極的にPRすることで、事前キャンプや大規模な大会の誘致にもつながるのではないかと考える。

(意見) 新テニスコートについて、ハードコートは全米オープン仕様であることなど、各スポーツ施設等の特徴を捉えたPRを首都圏において行うことが有効と考える。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

総合計画推進事業費・政策推進課の業務について

Q. 平成 30 年度の政策推進課は、新たな総合計画策定に向けた現計画の検証作業が主な業務であったとのことであるが、新たな総合計画が可決されたのち、政策推進課の業務はどうあるべきと考えるか。

A. 議会からは、平成 30 年度の特別委員会での調査を経て、業務上の所管に縛られず、必要に応じて全庁的な課題として部局横断的に施策展開を行うことも念頭に、次期計画の検討を行うよう提言があった。これを踏まえ、基本計画素案においては重点的横断戦略プランを掲げ、それぞれに関係部局が連携して取り組んでいくこととしている。このことから、新たな総合計画の可決後は、部局間の連携を重視し、新総合計画に基づく施策の推進に努めたい。

中心市街地拠点施設整備事業費について

Q. 近鉄四日市駅直結エリア、JR 四日市駅直結エリア、庁舎東側広場の3カ所のうち、新図書館の建設場所について市としての方針が示される際、選定に至らなかった民間

の土地については、企業の情報管理の観点から協議図面等は公表されないのか。

A. 協議段階においては、様々な情報の錯綜による混乱を防ぐこと、事業者の土地についてはあくまで事業者側に土地利用の決定権があることから図面等を公表しない条件となっているが、税を投入して調査している以上、市としての方針を決定した後も、検討経過は示す必要があるため、関係者にも協力を求めている。

Q. 先日、近鉄百貨店がスターアイランドの運営から撤退する意向であることが報道されたが、この場所も含めて新図書館の立地場所を検討すべきではないか。

A. 近鉄四日市駅直結エリアについては平成 30 年度より駅西側の近畿日本鉄道所有地を含む駅前広場や、東側の近鉄不動産の所有地において検討を進めているため、スターアイランドの場所も対象に含まれている。

(意見) 市長の先日の記者会見もあり、スターアイランドの場所が新図書館の有力候補であると感じている市民もいると考えるため、今後、市民に対して適切に説明してもらいたい。また、新図書館の場所の検討に併せて、現在の図書館のリニューアルや跡地活用についても検討してほしい。

広域連携の推進について

(意見) 四日市市、朝日町、菰野町、川越町で構成される四日市地区広域市町村圏協議会では、広域連携により各市町を横断する交通手段が確保できないか検討すべく、広域連携バスについて先進地視察を行ったとのことである。自治体の境界周辺の住民にとって、隣接する自治体へ行く方が便利の良い場合もあり、公共交通等での広域連携は重要となるため、今後もネットワークの強化に努めるべきである。また、広域的なネットワークを図る団体数は 5 団体以上が目標となっているが、現在の 5 団体（全国施行時特例市市長会、中核市市長会、東海都市連携協議会、四日市地区広域市町村圏協議会、FUTURE21 北勢）以外に想定はないとのことであるため、広域連携の目標指標については再考すべきと考える。

中核市移行推進事業費について

(意見) 平成 18 年 7 月に県市で交わした四日市市域内における産業廃棄物不適正処理事業についての確認書の履行について、県市の考え方に差がある中、総務省からは大矢知・平津事案に係る対策工事の県への事務委託を前提とした中核市移行を認めるとの見解が示されたとのことである。これは大きな一歩であると考えるが、県市間での協議は依然として進展がないとの印象が強いため、中核市移行に向けては新たなアプローチで臨む必要があると考える。

＜歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 11 目国際化推進費＞

国際経済交流等調査事業費について

Q. 貿易での米中対立がある中、日本企業は中国よりもベトナムへの進出にシフトしていると考え。民間レベルでこのような流れがある中、ハイフォン市と経済交流に関する覚書を締結する必要性があったのか。また、インドネシアへの訪問について効果

はあったのか。

- A. 覚書の締結時点では、まだ米中対立は表面化していなかったが、中国の人件費等の高騰を背景に、市内の中小企業から東南アジアに向けた海外進出を進めるべきとの声が高まったことから、結果としてハイフォン市との覚書の締結に至った。このことにより、東京で展示会等が開催され、ハイフォン市関係者が来訪する際、市内企業の求めに応じ、速やかにハイフォン市側に繋ぐことができるようになった点で効果があると感じている。インドネシアについては、ベトナムと異なり都市よりも国に権限があり、都市間の協定締結が難しいことから、現時点では引き続き研究を続けることとし、今後もまずはベトナムを中心にフォローしていきたい。

その他の交流事業について

- Q. 本市が東京オリンピックのカナダ体操選手のキャンプ地に選ばれたことから、市内小学校では「カナダ給食」の日を設けている。国際交流について所管する政策推進部は、「カナダ給食」の日については把握しておらず、一過性の事業に終わるのではないかと危惧する。スポーツ・国体推進部等とも密に連携し、効果のある交流事業となるよう努めるべきである。
- A. 国際交流に関連する事業について、他の部局とも連携し、漏れがないよう情報共有を図っていきたい。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港の総取扱貨物量について

- Q. 四日市港では、外貿コンテナ取扱個数が初めて 200000TEU を越えたとのことであるが、総取扱貨物量については目標に達していない。この背景を把握しているか。
- A. 完成自動車の輸出が止まっていたことから、平成 30 年 1 月から 11 月までの取扱貨物量は 10860 t 程度であったが、完成自動車の輸出を再開した 12 月には 1 カ月で約 54000 t まで持ち直しており、今後の取扱いは増えると予想している。
- (意見) 主要施策実績報告書には、指標である総取扱貨物量が目標を下回った理由についても記載しておくべきである。

市民に親しまれる港づくりについて

(意見) 四日市港で行われる諸活動への参加者数について目標を約 40000 人上回ることができたが、平成 29 年度実績が 132984 人であったのに対し、平成 30 年度の目標を 112000 人以上と置いている。通常は前年度実績を上回る目標を立てることが重要であり、四日市港管理組合とも調整し、目標の立て方を精査してほしい。

四日市・いなばポートラインの開通について

- Q. 花火大会の開催時には国道 23 号が渋滞するが、こうしたイベント時にいなばポートラインの活用を呼びかけることで、一般車の名古屋方面への交通がスムーズになり、物流効率化以外の効果も得られると考えるため、積極的に情報発信してほしい。

A. 物流以外での利活用の可能性について、どのような情報発信ができるか四日市港管理組合と検討していきたい。

【財政経営部・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第5目財政管理費》

行財政改革プラン 2017に基づく取り組みについて

〔受益者負担のあり方について〕

(意見) 現在、本市の施設は個々に使用料を定めている状況であるが、今後は、受益者負担に関する統一的な考え方を全庁的に示した上、財政経営部としての立場から、助言・指導の役割が果たせるよう努めるべきである。

(意見) 国体に向けてテニスコートやサッカー場等、全国に誇れる施設が整備されているが、このような施設を合宿等で利用する場合には利用料を減免するなど、市外からの訪問者を呼び込めるよう、シティプロモーションの視点に立った取り組みを進めてほしい。

〔公民連携の推進について〕

Q. 平成30年度に作成した指定管理者制度運用ガイドラインは、どのような効果があったのか。

A. 指定管理者制度について、基本的な制度の概要や公募特定の決定、選定の手続き等について、明文化したガイドラインを改めて作成することにより、施設所管部局との意識共有が進み、制度の統一的な運用がより一層図れるようになったと考えている。

Q. PPP/PFI手法など、民間ノウハウの活用について、今後の展望を確認したい。

A. 施設の管理について、包括管理委託の導入が可能か検討を進めたいと考えているが、施設所管部局の施設管理に対する意識が希薄になる等の課題もあるため、課題の洗い出しや解消法も含めて研究を進めていきたい。

〔各取り組みの評価について〕

Q. 行財政改革プランに基づく取り組みの評価については、内部評価に加えて、行財政改革推進会議に諮って客観性を担保しているとのことであるが、当会議の評価はほとんど内部評価と変わっていないように感じる。会議体の意義を確認したい。

A. 行財政改革推進会議では、主に目標に至らなかった項目を中心に議論されており、その項目の改善に向けた提案等を議論している。また、SDGsの推進等、当プランに基づく取り組みを進めるに当たり、今後着目すべき点についても提言をもらっている。市としても当会議の議論を踏まえて取り組みを進めていきたい。

(意見) 行財政改革プランに基づく取り組みの総括については、ホームページ等を活用し、できるだけ市民に分かりやすい形で示してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費》

光熱水費の削減について

Q. 市立四日市病院では省エネルギーの推進と経費の削減を目的にE S C O事業を導入し、今後、道路照明にも導入される予定と聞いている。E S C O事業は、市庁舎・総合会館においても考えていくのか。

A. 市庁舎・総合会館については全体的な光熱水費の削減に向け、電力やガスの入札を実施するとともに、L E D化工事に取り組んできたところである。行財政改革プランにおいて、光熱水費の削減を全庁的な課題として位置付け、平成 30 年度においては一般財団法人省エネルギーセンターの診断に基づき、具体的手法について検討を行うなど、E S C O事業の導入とは別に、今後の光熱水費の削減に向け取り組みを行っている。

(意見) 本市では一般競争入札による電力入札を実施しているが、他の自治体においては、随意契約とすることで競争入札よりも安い金額を実現した例もあると聞いているため、考慮には入れてほしい。

遊休地の活用について

Q. 市の所有する遊休地について、売却や活用、貸付のいずれも難しい場合どのような手段を講じるのか。

A. 一般競争入札による売却が難しい場合は、隣地の所有者に売却を働きかけたり、売却できなくとも通行量の多い道路に面した土地であれば、看板等の設置により広告料収入を得るなど新たな手法も検討していく必要がある。

Q. 長年利活用されていない土地を多く所有することは健全ではないため、何らかの整理が必要であると考えます。他部局が所管している土地も含め、さらなる資産の有効活用に向け舵を切るべきである。

A. 昨年度の決算常任委員会総務分科会での意見を受け、市の有する遊休地について初めて全庁的な調査を行った。公有財産を総括する財政経営部として、適正な財産管理、資産の有効活用は非常に重要であると認識しているため、今後も取り組みの強化に努めたい。

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

市税の収納率向上について

Q. 市税の収納率向上に向けた取り組みを評価するが、監査では、納税義務を果たしている市民からすれば、収入未済や不納欠損について納得できない部分もあるので、税負担の公平性に基づき、引き続き収納の向上に取り組むこととの意見もある。これを受け、現年課税分に関しては引き続き 100%の収納を目指し、また、滞納繰越分については個々の滞納者が抱える事情を踏まえ、丁寧な対応を心掛けてほしい。

A. 個人市民税において、課税は、前年の収入に応じて行われるため、現在の状況では納付が難しいという事情を抱える市民もいる。市民に寄り添った納付相談を心掛け、収納率 100%を目指して努力していきたい。

Q. 誠意のみられない滞納者に対しては、市としても厳しく対応していくという姿勢を

見せなければならないと考えるが、本市として不動産の公売を行った事例はあるか。

- A. 滞納額が高額である、滞納者に誠意が見られないといった困難案件は三重地方税管理回収機構へ移管しており、当機構において滞納処分を進める中で選択肢の一つとして不動産の公売を行っていることから、本市独自で不動産の公売を行った事例はない。

《その他》

補助金・負担金の見直しについて

- Q. 補助金について見直しを行い、真に必要なものに絞り込んでいくという流れがある中、直近2年では補助金総額が増えているが、現在の方向性を確認したい。

- A. 各補助金について補助対象経費の増減があり、例えば民間施設整備への補助事業の有無やその規模によって金額が変わってくることから、年度ごとに補助金額の増減が発生する。継続的に支出している補助金については、終期の設定や段階的な削減等により、定期的に見直しを行う方針で進めており、予算査定の際に財政経営部として統一的な視点でチェックを行っている。

(意見) 補助金・負担金については、財政経営部として、各部局に不断の見直しの意識を啓発するとともに、引き続き統一的な視点によるチェック機能を果たしてほしい。また、慣例化している負担金については、その見直しを本市から提起する姿勢も重要と考える。

予算・決算審査のあり方について

(意見) 決算審査に当たり、資料からは、各部局が1年間の取り組みをどのように総括しているのか、どのような成果や課題があったのかがあまり見えてこない。議会としては、決算審査で市民の税金が何に使われ、どのような成果があったのか検証する必要があり、その前提として自己評価による総括は必要である。行政側がやや受け身の姿勢に感じられるため、クリエイティブな予算・決算審査になるよう、より積極的な姿勢で臨んでほしい。

【財政経営部&会計管理室・経過】

《歳入全般》

ふるさと応援寄附金について

- Q. 昨年、市外の方が本市へ寄附した金額（寄附受入額）と市民が他市へ寄附を行った金額（市民税控除額）との差があまりにも大きく、ふるさと応援寄附金の制度自体に問題があるのではないか。

- A. 当寄附金における返礼割合が3割を超える自治体への寄附について、税額の控除対象から外す新制度が本年6月に開始された。一部の自治体が、新制度へ移行するまでの間に高い返礼割合の商品を利用して駆け込みで寄附を集めたため、本市住民にも一定程度の影響があったと考えている。新制度による見直し効果が表れるのは、令和2年度の個人市民税の税額控除であるため、その状況を見極めたい。

(意見) 本市の返礼品が、市外の方から選ばれるメニューになっていないために寄附受入額が少ない可能性もある。シティプロモーション部とも連携し、より寄附受入額の増加につながるようなメニューを検討すべきである。

債権管理の適正化について

- Q. 不納欠損額の減少について、欠損額をどれくらいにするか等、年度の目標は持っているのか。
- A. 不納欠損額については、滞納者側の事情もあるため目標値を置きにくい。このため、納期内納付率を目標とし、これから発生する滞納額を減らすことで今後の不納欠損額を減らしていきたいと考えている。
- Q. 三重地方税管理回収機構について、本市の負担金に比して、非常に徴収実績が良いと感じる。滞納整理困難事案を毎年 55 件移管しているが、効果があるのであればさらに移管してもよいのではないか。可能性はあるのか。
- A. 当機構には、担税力があるにもかかわらず支払う意思を見せない悪質滞納者等、滞納整理困難事案を移管している。当機構は、県や各市町から派遣された職員で構成されているが、現状の移管件数を大幅に増やすこととなれば、相応の人員が必要となることから、困難であると考ええる。しかし、他の市町が上限まで移管していない可能性もあるため、提案はしていきたい。
- Q. 税外移管案件の件数についてどのように評価するか。
- A. 例年 800 件程度を目標としているが、昨年度は 714 件であり、近年減少傾向にある。各担当部局において堅実に滞納整理に取り組んだ結果、移管件数が減っているものであり、評価できるものと考ええる。
- Q. 法人市民税の滞納繰越分の収納率が 17.97%と、圧倒的に低い原因は分析しているか。
- A. 法人の業績が伸びないケースのほか、法人登記を残したまま倒産するケースがあり、そのような場合は接触も難しいことから、収納率が低くなっていると考ええる。
- (意見) 個人の収納率と法人の収納率は、同じ土俵での比較が難しい面もあるため、滞納状況の件数ベースでの比較など、分析にも努めてほしい。

【会計管理室・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

歳計現金等資金・基金積立金資金の運用状況について

- Q. 平成 30 年度は平成 29 年度に対して平均資金残高に対する利回りが低くなっているが、どのように評価するか。
- A. 歳計現金等の日平均の資金残高については平成 30 年度が約 183 億円であり、平成 29 年度の約 127 億円に対して大きく増えているにもかかわらず利息が低下した。基金積立金については日平均の資金残高が大きく伸びており、受取利息もやや増えたが、利回りについては若干低下し、定期預金だけでは効率的運用は難しいと考えている。

- Q. 日本銀行によるマイナス金利政策導入以降の金融情勢を受け、資金運用の対象商品として地方公共団体金融機構債を追加するなど、資金管理運用方針の変更を行っている。また、基金積立金の残高も増えている中、債券運用の割合は増やしていくのか。
- A. むやみに増やすのではなく、基金積立金の使途に支障をきたさない範囲で、限定的に債券運用を行っている。

金券の管理について

- Q. 市制施行 120 周年の記念切手の売れ残りについて、どの部局が責任を持ち、どのように解消するのか。
- A. 記念切手を保管・管理しているシティプロモーション部観光交流課において、一部イベント等で販売もしているが、依然として多くの残があり、全て解消することは困難な面もある。会計管理室としても早期に解消できるように、担当課と協議していきたい。

【消防本部・経過】

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

消防救急体制について

〔119 番通報から病院到着までの時間について〕

- Q. 南消防署南部分署、北消防署北部分署の配置により、これまでの指標であった8分消防5分救急は概ね達成できたと考える。次の指標として、119番通報から病院到着までの時間を32分以内とすることを目標とするとのことだが、現状、どのような課題があるのか。
- A. 日常的な道路状況の確認による指令から現場到着までの時間の短縮、病院への速やかな収容依頼による現場出発までの時間の短縮、救急車に同乗する救急救命士の増員による現場での処置時間の短縮など、受付から医療機関到着までの各段階にかかる時間をそれぞれ縮めていくことが必要である。
- (意見) 119番通報から病院到着までの時間が長くなる原因として、病院側の受け入れ態勢の課題もあるのであれば、その点については声を上げていくべきである。
- Q. 救急車には2人の救急救命士の同乗が望ましいとのことだが、I o T等の活用により現場での処置時間を短縮することはできないのか。
- A. 救急救命士が2人態勢となれば、1人が要救護者の処置に当たり、もう1人が医師との情報伝達を行うことで処置時間の短縮につなげることができるため、マンパワーは重要との思いがある。なお、通信技術が発達すれば、医師側がリアルタイムで患者の正確な情報を把握することにもつながるため、I o TやA Iの活用については新たな総合計画の重点プロジェクトとして位置付け取り組んでいきたいと考えている。
- Q. 市立四日市病院の救急ワークステーションの救命救急体制を充実させることで、病院選定にかかる時間が短くなると想定されるが、考えはあるか。
- A. 救急ワークステーションから救急隊が出動する際、市立四日市病院の受け入れ態勢

を把握していることから、患者を当病院に搬送することができる場合は時間短縮につながり、効果があると考ええる。しかし、救急出動の際は、救急救命士の研修を中断しなければならないというデメリットもあることから、現状の態勢を継続したいと考える。

(意見) 119 番通報から病院到着までの時間短縮も大きな指標ではあるが、たとえ時間がかかったとしても重症患者への処置をいかに的確、速やかに行うかも重要である。本来の救急救命の使命を踏まえた指標の検討もお願いしたい。

〔消防車の出動指令から放水開始までの時間について〕

(意見) 主要施策実績報告書には、消防車が現場に到着してから放水開始までの時間は、前年比で 8 秒遅れることとなったとの表記がある。火災は救急に比べて件数が少なく、全てが放水を行うわけではないこと、火元の場所によって放水までの時間に差が出ることから、前年実績を下回る場合があるのはやむを得ないとのことであるが、消防本部の努力が足りなかったと受け取られかねないため、実績報告書の表記については見直すべきである。

〔救急車の適正利用について〕

(意見) 熱中症による救急搬送が近年増加している中、容易に救急車が呼べるという意識が市民に根付けば、真に必要なときに救急車が出動できないという状況の発生が危惧される。救急車の適正利用が担保されるよう、より啓発に力を入れてほしい。

外国語三者間同時通訳システムについて

Q. 外国語三者間同時通訳システムが実際の緊急通報時に利用された件数は平成 30 年で 3 件であり、少なく感じる。119 番通報自体を知らない外国人も多いのではないかと考えるが、人命にかかわる問題であるため、よりきめ細かく情報を伝えていく必要があるのではないか。

A. ホームページにおいて 119 番通報について多言語での広報を行っている。これを継続するとともに、今後は市民文化部とも連携し、効果的な啓発の手法について検討していきたい。

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 2 目非常備消防費》

団員退職報奨金について

Q. 国の基準では 5 年以上消防団員として勤務した者に退職報奨金を支給することとなっているところ、市単で 2 年以上 5 年未満勤務した者に対しても支給を行っているとのことだが、例えば 30 年以上勤務した者に対して独自で上乗せ支給することは考えていないのか。

A. 若い消防団員を確保する目的で勤務年数 2 年以上 5 年未満の枠を設けており、30 年以上という枠を設けることは現時点では考えていない。

【危機管理監・経過】

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

被災地支援費について

- Q. 災害に対する見舞金について、今後も大きな台風等が予想される中、増額していくべきではないかとの思いもある。昨年度は、平成30年7月豪雨に係る見舞金が200万円支出されているが、どのような考え方で金額を決めているのか。
- A. 見舞金については東日本大震災以降に支出しており、東日本大震災の際は、市民1人当たり100円の負担という考え方をもとに、3000万円を寄付している。平成30年7月豪雨については、東日本大震災の金額を基準に、住宅の全壊・半壊数、床上浸水数で按分し、200万円という金額を算出している。なお、予算については、予備費で対応している。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

臨時ヘリポート離着陸場について

- Q. 本市には、臨時ヘリポート離着陸場が44カ所あるが、災害発生時に、実際に使用できるかの確認は危機管理監が行うのか。
- A. 臨時ヘリポート離着陸場の一覧については三重県に報告しているため、災害発生時に、実際離着陸できるかの判断は三重県で行うと聞いている。
- (意見) 以前、災害時の視認性向上に向け、地区市民センターや小学校など、市内の主要な施設への対空表示の設置を提案したことがあるが、臨時ヘリポート離着陸場についても整備が進んでいない状況と考える。非常に効果的であるため、調査研究の上、整備を進めてほしい。
- Q. 臨時ヘリポート離着陸場については、防災ヘリコプター等が離着陸しやすい広さを有する場所を、各地区1カ所以上となるよう選定しているとのことだが、楠地区には4カ所あるものの四郷地区には1カ所しかないなど、地域的な偏りがあると考え。人口割など、様々な要素を加味して見直していく必要があると考えるが、どうか。
- A. 様々な災害に対応できるよう、人口の状況や地域要件等にも鑑み、見直しを検討していきたい。なお、実際に大災害が発生した場合には、国土交通大臣の許可を得ずに臨時ヘリポート離着陸場への着陸が可能であり、着陸できない状況にある場合には、付近の障害物のない広場等に着陸することができると認識している。

ホームページ等での災害情報の広報について

- Q. 市のトップページの「緊急速報」についてはもう少し大きくし、表示する内容にも工夫が必要と考える。また、防災情報のページから防災気象情報を見ることができるが、非常に見づらく、危険箇所も一目では分からない。ホームページによる広報について、再考が必要ではないか。
- A. 市民が見て、いかに早く危険を察知できるかが重要であり、雨量や水位の状況をよりわかりやすく伝える必要性を感じている。様々な意見を聞きながら、可能な部分に

については改善していきたい。

(意見) ウェザーニュースの提供による防災気象情報については、以前から見づらさの課題は指摘されていたと記憶している。市民は今どのような危機が迫っているのかを知るために市のホームページを閲覧するのであり、単なる天気予報を見たいわけではない。市民が真に知りたい情報は何か研究し、その情報に速やかにアクセスできる広報について再検討すべきである。

(意見) 災害に関して、地域への情報発信がCTYの大きな使命である。このことから、CTY側と情報共有を図り、市の防災情報のページでCTYが設置する河川カメラの映像を流すなど、効果的な情報発信に努めてほしい。

(意見) CTYとは災害時の広報に関する協定を締結しているとのことだが、災害時の気象状況に関する番組を放映するとき、音楽が流れるばかりでアナウンスは入らない。また、鈴鹿市の状況が流れることも多いため、本市の気象状況等についてより効果的な情報発信がしてもらえよう、申し入れていくべきと考える。

防災システム整備事業費について

Q. 防災行政無線を整備しても聞き取れない地域があるとのことであるが、今後も整備していく方向性であるのか。

A. 気象状況によっては屋外の子局から音声が届かないという課題も指摘されているところであり、代替手段として、携帯電話等の通信機器を活用した情報発信ができないか検討しているところである。なお、新たな防災行政無線については、三重県の土砂災害警戒区域の指定状況も見ながら、必要な箇所に設置していく方向性である。

耐震化促進事業費（緊急危険家屋対策）について

(意見) 緊急危険家屋対策に係る耐震化促進事業費については、耐震診断を経ずとも明らかに危険であると判断できる建築物について、除却の補助を行うものであるとのことであるが、老朽化した空き家の除却等については、建築基準法に基づく対処となるため建築指導課の所管となる。近年、非常に強い勢力の台風も多くなっており、このような空き家の近隣住民も不安を感じるため、危機管理監と建築指導課が情報共有・連携しながら対策を進めてほしい。

ひとり暮らし高齢者宅等の家具固定について

〔家具固定率について〕

Q. 現在、住宅等耐震化促進事業費の指標を一般住宅の耐震化率に置いているが、今後、家具固定率を指標としていく考えはあるのか。

A. 耐震化率も平成 30 年度末で 90%となってきたこともあり、総合計画策定委員会においては、指標をより市民に身近なものとすべきとの議論もあった。現状、家具固定率については 50 数%であり、より市民の自助意識にもつながることから、新たな総合計画においては指標を家具固定率に変更し、10 年間の目標を 80%とする方向性としている。

〔家具固定事業の広報について〕

（意見）昨年度の決算常任委員会総務分科会において、ひとり暮らし高齢者宅等家具固定事業の広報・周知の強化を求めている。当事業は民生委員の協力のもとに行っているものであり、平成 31 年 4 月より組回覧による広報を進めていたところ、問合せが多くあり、民生委員に負担をかけるとの指摘があったため 5 月で取りやめたとのことである。議会から広報・周知の強化を求めているにもかかわらず現時点で次の手が打てていないのは問題であると考えるが、民生委員に負担がかかるのであれば、問合せ先を市にするなど、早急に取り組みを進めるべきである。

（意見）今年度の 4 月、5 月には新たな広報に着手し、結果として失敗に終わったものの、次の手法については検討を進めており、取り組みを止めているものではないと考える。組回覧による広報を取りやめるに至った原因がどこにあるのか分析し、年度内に新たな広報に取り組んでほしい。

国土強靱化地域計画について

Q. 社会資本整備総合交付金の交付について、国土強靱化地域計画の策定が要件化される見通しであるため、都市整備部と上下水道局は必要に迫られて地域計画を策定することである。ただちに本市全体の地域計画を策定する考えはないとのことであるが、災害に強いまちづくりを実現するためには、危機管理監が全庁的なリーダーシップをとり部局横断的に各施策に取り組む必要があり、その指針となる独自計画が必要と考えるが、方向性を確認したい。

A. これまでも三重県国土強靱化地域計画のリスクシナリオに基づく脆弱性評価を行ってきており、まずは本市のどこに脆弱性があるのかを適切に把握し、その解消に努めることを主眼に取り組みを進めたい。独自の地域計画については、策定に予算もかかることから、今後の必要性を見極めたうえで取り組むこととしたい。

緊急輸送道路について

別紙「論点整理シート」に記載。

【シティプロモーション部・経過】

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

トップセールス活動費について

Q. 企業へのアプローチ方法を検討する中で、トップセールスに先んじて訪問先企業の社員に本市の魅力などを広く知っていただくことがまず必要であると考えたことから、市長によるトップセールスの決算額がゼロとなっている。今年度も予算措置はされているが、どのように活用するのか。

A. 確定ではないが、東海・北陸 B-1 グランプリに関するイベントに併せてトップセールスを予定している。現状では、様々なイベントに併せてトップセールスを行うこ

とが有効と考えるため、他部局とも連携して進めていきたい。
(意見) 計上されている予算が単なる出張旅費であれば秘書国際課予算でも事足りる。
今年度予算を執行したうえで改めて検証し、出張先での何らかの事業を行うための予算とすることも含め検討してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第4目文書広報費》

情報発信事業について

〔情報発信ツールの利用率について〕

- Q. 市民に向けた情報発信ツールについて、「見たり、聴いたり、読んだり」した率が10%に満たないものは、事業の取りやめも検討すべきではないか。
- A. ツールは多様化しておかなければ多くの市民に情報が行き届かないため、事業の取りやめまでは考えていないが、利用率が上がるよう工夫すべきと考えている。
- Q. 情報発信ツールの廃止も含めた事業の見直しに係る判断基準を持つべきではないか。
- A. 例えば視覚に障害のある人は、利用率の低いラジオで情報を入手するという面もあるため、数値による判断基準はないが、利用率の低いものを他で代用できないか等については検討していきたい。
- Q. アプリ等を活用し、来街者が駅等で自治体のイベント情報を取得できる仕組みを作っている例もあるが、そのような検討はしているか。
- A. 新たな総合計画の策定に合わせ、子育て世代等に広く情報発信すべく、AIを活用した取り組みについて準備を進めている。

〔ちゃんねるよっかいちのアンケートについて〕

(意見) モニター登録者を対象に「ちゃんねるよっかいち」のアンケートを行っているが、10代から30代までの回答者の割合が非常に少なく、年齢層に偏りがある。若い市民の声が拾える仕組みについて検討が必要と考える。

〔広報よっかいちについて〕

- Q. 広報よっかいちについては、市民の利用率も高く、中でも年4回発行されている号外については非常にインパクトがあると感じているが、各地区市民センター等の協力のもと、地域の特徴的な行事等、市民から掲載情報を募ることも研究してほしい。
- A. 号外には、市民にもっともお知らせしたい、その時点での一番のトピックを掲載しており、それによるシビックプライドの醸成を狙っている。市民から掲載の依頼があれば、全てを掲載できるわけではないが検討する。

デジタルサイネージ設置運營業務委託について

- Q. 近鉄四日市駅に設置されているデジタルサイネージについて、今後も継続していくのか。また、その効果を確認したい。
- A. デジタルサイネージは、商工農水部が中心市街地活性化の目的で設置したものであり、情報発信ツールとしてシティプロモーション部が引き継いだものである。今年度

末で委託契約が切れるため、今後の対応について現在協議中であり、新年度予算等で明確にすることとなると考える。中心市街地のにぎわい創出には一定の効果はあったと考えるが、情報発信力に係る効果については把握しきれていない。

シティプロモーション推進事業について

Q. 鳥出神社の鯨船行事を重要な観光資源として、シティプロモーションの中で何らかの取り組みを進めるべきではないか。

A. 様々な文化財それぞれをシティプロモーションで取り上げることは難しいが、鯨船についてはユネスコ無形文化遺産に登録されていることから、積極的に外部に情報発信していきたいと考える。現状、具体的な予算はないが、シティプロモーション推進事業費等の枠内で新年度の予算要求に向けて検討したい。

《歳出第7款商工費 第1項商工費 第3目観光費》

四日市観光大使関係経費について

Q. 観光大使の日常的な役割や、実際に効果があるのか確認したい。

A. 観光大使については、SNSでの情報の発信、コンサートや講演会での本市の紹介等、それぞれの活動分野に応じて本市のPRを行ってもらっている。そのほかには、本市のイベント等に招致する例もある。スポーツ選手についてはイベント等への参加は難しいが、有名選手が本市出身というだけで、市民のシビックプライドの醸成につながっていると感じている。課題として、観光大使本人に意思があっても、事務所の制約がかかる場合があることが挙げられる。観光大使の人数も当初より増えてきているため、改めて制度の検証は行う必要があると考えている。

宮妻峽ヒュッテ管理運営費について

Q. 宮妻峽ヒュッテの管理運営費決算額 13,672,441 円は、平成 30 年の利用者数 701 人に対して経費がかかり過ぎているのではないか。

A. 屋根の塗装工事のため、一定期間の休館があったことから、利用者が少なくなっている。平成 26 年は 1498 人の利用者があるものの、自然環境に起因する通行止め等により、利用者の少ない年もある。

Q. 宮妻峽ヒュッテの受益者負担率は 7.12%と極めて低くなっている。利用者が増えればよいが、当施設はこのままの運営を維持していくのか。

A. 当施設は登山者が活用する山小屋としての性格が強いものであり、利用者数がほぼ登山者数に依存している。天候等の影響もあるため、思うように利用率が伸びず、利用料も非常に安いことから低い受益者負担率となっていると考える。登山者にとっては重要な施設であるため、継続して運営していきたいと考えるが、決算数値は決してよくないため、改善に向けて努力していきたい。

(意見) 県外・市外の利用者も多いとのことであるため、受益者負担率の改善に向け、市民と県外・市外住民の利用料に差を設ける等の工夫も必要である。

(意見) 宮妻峽ヒュッテのスズメバチの巣の駆除については、日常管理内であるため指

定管理料から経費が支払われたとのことである。施設利用者だけでなく、登山者やキャンプ客にも害が及ぶ問題であるため、経費の支出のあり方について再検討してほしい。

東海道魅力アップ事業費について

(意見) 当事業に基づく四日市市東海道おもてなし事業補助金については、散策者の休憩施設の提供に資する事業に特化した補助であるとのことだが、どうすれば東海道魅力アップに資するか、幅広い視点を持って取り組みを進めてほしい。また、トイレ等の設置には非常に経費がかかるため、補助率等についても再検討してほしい。

四日市花火大会事業費補助金について

Q. 四日市花火大会について、契約の透明性の確保に関する指摘が以前よりあるが、どのように改善しているか。

A. 議会からの指摘を受け、今年度も警備業務やフェンス設置業務については二者見積もりを行っている。花火の打ち上げ業者については、台船上での打ち上げとなる特殊性や1年ほど準備期間が必要であることを踏まえ、以前と同様、3者と継続して契約している。

(意見) 当事業の会場は一度に打ち上げできる尺玉の数に制限があるものの、観客に満足してもらえるよう演出面を工夫していくとのことである。シティプロモーション部が受け持つのであれば、全国的にも珍しい冬の開催とするなど、観光の大きな目玉となるような手法を検討してほしい。

実行委員会形式の3事業について

別紙「論点整理シート」に記載。

伊坂ダム休憩施設管理運営業務委託料について

Q. 伊坂ダム休憩施設管理運営業務の委託料について、利用者数に対して委託料が高いように感じるが、地元自治会が運営する2階の喫茶スペースへの運営費補助になっていないか。

A. 1階部分の休憩施設のみの委託であり、人件費及び管理費として支出しているため、運営費補助とはなっていない。

ゆるキャラグランプリについて

Q. 昨年度のゆるキャラグランプリについて、どのような総括をしているか。

A. 当グランプリの過程において様々な批判もいただいたが、一つの目標に向かって市民や市職員の一体感を醸成したいとの思いで取り組みを進めてきた。多くの市民にも協力いただき、所期の目的は達成できたと考えている。結果的にこにゅうどうくんが多数のメディアに露出することとなり、グランプリ終了後には以前よりも出演依頼が増えている。今秋に放映開始の大手ファミリーレストランのCMにもこにゅうどうく

んが出演しており、市民も市外住民も興味を持っていただいた成果であると感じている。

フィルムコミッション事業について

Q. フィルムコミッション事業は、新年度も継続していく予定であるのか。

A. 当事業を開始して数年が経過し、様々な場所・施設について売り込みをかけてきたことから、声がかかる回数が増加している。最終的に本市が選ばれない場合もあるが、製作者側の宿泊による経済効果が見込めるとともに、本市が映画やテレビ等に露出する機会が多いほどシティプロモーションにつながるため、今後も継続していきたい。

シティプロモーション映像制作等業務について

(意見) シティプロモーション映像「必見 四日市」を昨年度に制作しているが、市民が自然にこの映像を目にするのは、大四日市まつりの大型ビジョン、シネアドのみであるとのことである。市民は、住んでいるだけでは自らのまちの新たな魅力に気づくことは難しいため、当映像が自然に市民の目に触れる機会を作り、四日市の素晴らしさをPRしてほしい。

客船誘致事業について

Q. ダイヤモンドプリンセスの寄港回数が減っており、鳥羽港の方が多くなっている。海外では船内で次の寄港地に関するPRを行うことが主流であり、このような手法も参考に本市独自のPRを行わなければ客船誘致に勝てないと考えているが、戦略はあるか。

A. 従来、霞ヶ浦地区への客船誘致を行っていたが、荷役活動への支障から、客船の寄港は、日曜日は霞ヶ浦地区を、それ以外は四日市地区を活用することとしたが、水深の関係でダイヤモンドプリンセスは四日市地区には入港できない。このことからダイヤモンドプリンセスの寄港回数が減っており、今後の誘致活動は、より中型規模の客船をターゲットに行うこととしている。

(意見) 外国客船の寄港時、乗客に中心市街地でお土産物を買う場所も案内しているとのことだが、紹介できるお土産ものが少ないため、工夫してほしい。

公衆無線LANについて

Q. 大四日市まつりや四日市花火大会の際、公衆無線LANのアクセスポイント増設は行うのか。

A. 技術的には可能であるが、限られたスペースに非常に多くの人が集中するイベントではいくら増設してもアクセスできない事態が生じるため、そこまでは踏み切っていない。

コンベンション誘致について

Q. 観光・シティプロモーション協議会のコンベンション誘致事業費について、58万円ほどの残額が出ている。もう少し予算を有効活用してコンベンション誘致できないか。

- A. 今回の残額は、予定していたコンベンションバッグの製作を見合わせたことによる。コンベンション誘致に積極的な自治体では、チームを組み、数日間首都圏で誘致活動を行っている例もあるが、本市では人的余裕がなく、そこまでの活動に至っていない。
- (意見) コンベンション機能推進事業費補助金は、スポーツコンベンションも対象となる。市外に誇れるスポーツ施設が揃ってきているのであるから、合宿等での活用を呼びかけてはどうか。また、当補助金の実績が目標を下回った理由について、主要施策実績報告書に記載しておくべきである。
- (意見) 市外からコンベンション等を誘致するに当たり、市内ホテルのほとんどにバスの乗降場所がないことが課題と考える。宿泊施設の前でバスの乗り降りができるよう、市としても工夫すべきである。

三重県観光連盟への負担金について

- (意見) 観光連盟に対し、本市は観光客の多い伊勢市よりも多くの負担金を支払っているが、当連盟のホームページには本市の紹介はほとんどない。負担金に見合うPRを申し入れていくべきである。

【総務部・経過】

≪歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費≫

職員の効率的な任用について

- Q. 平成 30 年度の普通会計職員数の人口 1 万人あたりの職員数は、全国施行時特例市 31 市中少ない方から数えて 14 位であり、当初の目標は 13 位となっている。目標の根拠及び今後の方向性を確認したい。
- A. 目標については、平成 29 年度の 14 位よりも上位に設定した。しかし、働き方改革の流れがあり、職員定数も増やしている中、今後どのような指標が適当かは検討していきたい。

職員の政策法務能力の向上について

- (意見) 職員の政策法務能力の向上を目指した研修については、法律基礎研修や、法改正の内容の周知等、法的な考え方を理解するためのものであるとのことだが、机上の研修だけでなく、現場に出での研修も必要ではないかと考える。

調達契約事務について

- Q. 下請け・孫請けの賃金・労働環境の行政によるチェックについて、昨年度にどのような検討をしてきたのか。
- A. 下請け・孫請けの適正な労働環境が担保できるよう、受託事業者に提出を求めている労働環境チェックシートの内容について、公契約審議会においても議論を行った。労働報酬下限額にまで踏み込むことは難しいが、審議会においては、労働時間に対する賃金単価や年休取得の状況を可視化すべき、工期が土日に休める設定となっている

かを確認すべき等の意見が出ており、それらの内容を踏まえた労働環境チェックシートの見直し案を、今年度に再度審議会に諮りたいと考えている。

Q. 自治体が労働報酬下限額を定めることには法的疑義もある中、現時点で訴訟が提起された事例はないとのことである。本市として、労働報酬下限額についても積極的に検討していくべきではないか。

A. 他の自治体の事例については、市としても研究し、公契約審議会でも議論している。様々な状況から本市はまだ踏み込めていないが、今後も研究を継続していく。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第2目人事管理費》

ストレスチェック制度について

Q. ストレスチェック制度の職場ごとの集団分析結果を受け、改善は各所属で行うのか。また、人的配置にもつなげていくのか。

A. ストレスチェック制度の職場ごとの集団分析結果を受けて、各所属においては、個人の抱える仕事量の見直しや、定期的な係会議等を開催することで情報共有を図るとともに、相談しやすい職場環境を整備するなど、高ストレスとなった要因の解消に向けて様々な取り組みを行っている。また、人的配置については別途行っている。

(意見) 市民の職員に求めるレベルが高くなっている分、ストレスも高いと考えるが、その要因の分析によるきめ細かな対応を継続し、職員が健全に働ける環境を作ってほしい。

(意見) ストレスチェックの質問項目は抽象的なものが多いことから、真にストレスの要因となっているものが何かわからず、いざというときに職員を守れないことにならないか危惧している。ストレスチェックに頼るだけでなく、普段からきめ細かく職員の状況を把握し、高ストレスの未然防止に努めるべきである。

特定保健指導について

(意見) 特定保健指導受診率が平成30年度実績で72.9%となっているが、全体の母数の中には、これを受診するまでもなく、すでに治療や投薬を受けている人も含まれているとのことである。市職員は市民の模範になるべきであり、あくまで目標受診率は100%とすべきである。今後は、すでに治療等を受けている職員を除いて指標を立てるべきと考える。

職員駐車場の料金負担・補助について

Q. 本人負担の有無が施設により不統一な状況について、職員間の不公平感や負担感を緩和すべく、駐車場補助に関する制度も整備してきたが、統一的な考え方を整理することは難しいとの結論に至っている。民有地への駐車について全額補助する等、駐車場所による料金負担の格差を解消する方法はないのか。

A. これまでなかった補助制度を作り、職員間の不公平感や負担感を少しでも軽減すべく取り組んできたが、民有地によっては駐車料金の額に相当の差があり、上限を設けての運用としている。昨年度の決算審査からの進展に乏しいが、今後も研究を進めた

い。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

ICT戦略課の狙いについて

Q. IT推進課をICT戦略課に改めた背景を確認したい。

A. ITとICTはほぼ同義であるが、現状主流となっているICTを名称に置いた。また、今後、ICTの利活用について、スマート自治体の実現といった長期的なビジョンを持って取り組みを進める必要があることから、「戦略課」としている。この背景には働き方改革の取り組みがあり、AIやRPA等を用いて単純・日常的な作業を自動化し、その分職員の仕事の重心を企画部門等に移すことにより、業務の効率化・市民サービスの質の向上につなげることを最終的な目標としている。

文書の電子化について

Q. 文書の電子化の取り組みに向けては、啓発活動や働きかけが多く、戦略性がないように感じる。より具体的に、優先順位を決めて取り組みを進めるべきではないか。

A. AIやRPAの導入に向けては、文書の電子化が求められる。昨年度はIT推進員会議において行政内部システムの電子決裁・システム内発送の活用について働きかけを行ったほか、総務部の各所属において、試験的に文書決裁の処理状況を調査した。この結果を踏まえ、今秋以降に全部局を対象とした文書決裁の処理状況に関するアンケート調査を実施する予定であり、回答結果の分析をもとに、文書の電子化率向上に向けた対策を講じていきたい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

自衛官募集事務費について

Q. 自衛隊への適齢者情報の提供について、本市の現状を確認したい。

A. 自衛隊法施行令には、防衛大臣は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる旨の規定があるものの、これにどのように応じるかについては定めがないため、自治体の裁量となっている状況である。以前は本市も自衛隊に適齢者情報を提供していたが、平成18年の住民基本台帳法の改正により個人情報保護に十分に留意するよう改められた閲覧制度の主旨を踏まえ、平成19年度より名簿の提供ではなく、閲覧対応としている。

(意見) 閲覧も結果として情報を提供するのと変わらないが、閲覧のみでは自衛隊側の事務量が増えることとなるため、他市町の状況も調査の上、適切な配慮をお願いする。

(意見) 自衛隊への適齢者情報の提供は現状通りでよいが、個人情報の保護を主眼に取り組んでほしい。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

監査委員報酬について

Q. 非常勤の監査委員報酬について、金額の変更についての考えはないか。

A. 社会情勢等の変化により条例改正の議論が行われれば可能性はある。

措置を講じたときの報告及び公表について

Q. 措置を講じたときの報告及び公表の内容について、市民への報告会を開催する考えはあるか。

A. 現状はホームページ等で公開している状況であるが、開催するとすればどのような機会がよいかも含め、今後検討していきたい。

監査の日程について

Q. 監査日程が早期に確定していることから、議会の予定が立てにくいこともしばしばあるが、早期に計画を立てる必要はあるのか。

A. 各部局への事前の周知のため、監査計画は年度当初に立てることとなっている。なお、議会事務局と調整の上、日程を決定している。

Q. 監査事務局側からすれば、議選監査委員の選任がなければ監査日程の調整がしやすい面もあると考えるが、議選監査委員は必要と考えているか。

A. 日程調整については、特に不便を感じることはない。他の自治体では議選監査委員を廃止した事例もあるが、本市ではこれまでの経緯からも議選監査委員に頼るところが多く、これからも継続していただきたいと考えている。

【議会事務局・経過】

《歳出第1款議会費》

会議録作製関係経費について

Q. 平成30年度より反訳業務に本会議の校正業務を追加して委託を行っているが、この効果を確認したい。

A. 平成29年度までは印刷業者に校正業務も依頼していたが、会議録の専門的知識を有する反訳業者に委託することで、職員による最終校正の件数が減少しており、業務の改善につながったと考えている。

Q. 音声自動認識ソフトの導入は考えているのか。

A. 技術がかなり進歩していることから、マイクを適切に活用すれば認識率は非常に高くなると感じている。現在、庁内のA I等導入検討部会のワーキンググループに職員1名が参加し、導入に向けた調査研究を行っているところであり、効果が認められれば市において予算化されると考える。現状は、報告書案等の作成に係る職員の負担が非常に大きいことから、認識率が100%近くにならずとも、ソフトの導入により業務が大幅に改善されることが考えられることから、事務局としては積極的に導入すべきと考えている。

(意見) ヘッドセットマイク等の導入により音声認識の精度が向上し、職員の負担軽減

につながるのではないかと考えるため、調査研究してほしい。

議会報等作製関係経費について

(意見) 広報よっかいちの号外については、非常にインパクトが強いと感じている。市議会だよりについても、例えば高校生議会の予告などを号外として発行することで、市民に強く印象付けることができると考えるため、検討してほしい。

(意見) 速報的な広報については、フェイスブックが活用できる。事務局の負担軽減の観点からも、広報広聴委員会委員による更新等も提案してほしい。

【結果】

以上の経過により、議案第 19 号 平成 30 年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定における当分科会所管部分につきましては、別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項については、論点整理シートのとおりです。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年 8 月 定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

№. 1

事業名	緊急輸送道路について	
事業概要	緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、またはそれらの拠点を相互に連絡する道路及びそれらを補完する道路と定義されており、地震後の利用特性により、第 1 次から第 4 次までに区分されている。 緊急輸送道路沿いの一定の高さを超える建築物については耐震改修促進法に基づき、三重県が第 1 次緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断を義務付けたことを受け、市も同様の義務付けを行っている。この耐震診断及び補強計画に対しては国・県・市の協調による補助が実施されている。	
	決算額	耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助 8,668,000 円（2 件） 耐震診断義務化沿道建築物耐震補強計画補助 7,540,000 円（2 件）

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

(1) 主な質疑

- ①緊急輸送道路ネットワーク区分の優先順位について
- ②第 2 次以下の緊急輸送道路沿道建築物に対する耐震対策について
- ③国道 477 号四日市湯の山道路（第 2 次）等、幹線道路の区分変更について

(2) 主な答弁

- ①緊急輸送道路については、核となる部分等の利用特性から 1 次、2 次と位置付けされており、国等からの救援物資や救助隊を通すために重要となることから、主要な国道や高速道路については第 1 次と位置づけされている。地震発生により瓦礫等が道路上に散在している場合、その撤去については、まず第 1 次緊急輸送道路が行われることになる。また、道路の耐震対策についても緊急輸送道路が優先的に進められている。
- ②現在、補助制度が設けられているのは第 1 次緊急輸送道路沿道建築物についてのみである。第 2 次緊急輸送道路沿道については耐震診断が義務化されておらず、現状では沿道住民等に対して耐震化の促進を啓発している段階であるが、第 1 次の耐震診断が令和 3 年 3 月 31 日に期限を迎え、現行の建築物耐震改修促進計画も令和 3 年に更新を迎えるため、第 2 次以降の緊急輸送道路沿道の耐震対策については、その後、当計画に位置付け推進していきたいと考えている。
- ③これまで国道 477 号の区分変更に関する要望は行っていない。ネットワーク区分については、三重県の緊急輸送道路ネットワーク計画に定められており、毎年見直しが行われていること

から、区分について市が意見を述べることは可能である。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・三重県の国土強靱化地域計画には沿道建築物の倒壊防止等が掲げられており、これに基づく評価項目結果には、第2次緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震診断の指示対象路線として位置付けられる予定であり、今後、さらなる耐震化の啓発に努めるとともに、新たな補助制度の検討が必要と記載されている。今後、本市としても国土強靱化地域計画を策定し、緊急輸送道路の適切な安全性の確保を位置づけ、国の動向も見据えながら、市独自で積極的に取り組む方向性が望ましいと考える。
- ・すでに第4次まで緊急輸送道路が指定されているということは、優先的に安全を確保すべき道路がはっきりしているのであるから、現状は都市整備部の道路整備計画等での対応で足りるのではないか。第2次以下の緊急輸送道路についてはまだ沿道建築物の耐震化の必要性が確認されていないため、独自に補助制度を設けるのは時期尚早ではないかと考える。なお、市が指定する第4次緊急輸送道路は、災害時の拠点となる各地区市民センターを結ぶ程度の指定範囲の拡大は行うべきである。
- ・緊急輸送道路の指定が単なる指定に終わることのないよう、市独自での耐震診断も含め、市として積極的に緊急輸送道路に係る対策を進めるべきである。なお、緊急輸送道路の指定は平成8年に行われたものであり、当時から情勢も変わっていることから、市の第4次緊急輸送道路に関する指定は一度見直しを検討すべきと考える。
- ・市が指定を行った第4次緊急輸送道路に関しては、市独自で安全の確保に向けた対策を図るべきではないか。また、市民は、どの道路が緊急輸送道路であるかは把握していない。大量の駐車等により、災害時に適切な輸送路が確保できないという事態を避けるためにも、市民に対して日常的に啓発を行うべきである。
- ・第2次以下の緊急輸送道路の沿道建築物の耐震診断等に市として補助を行うことは、財源や規模が現時点で分からないため早期の制度設計は難しいと考える。まずは、第2次から第4次の緊急輸送道路の沿道の状況について総点検を実施することが必要であると考え。
- ・第1次緊急輸送道路の指定当時と現在で道路状況が大きく異なっていることを踏まえれば、国道477号四日市湯の山道路等についても、第1次緊急輸送道路への変更について三重県とも協議すべきである。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

(①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)

②拡大 …6名

4. 全体会で審査するに当たっての論点

- (1) 第2次以下の緊急輸送道路の機能確保について
- (2) 緊急輸送道路の指定の見直しについて

5. 政策提言素案

- (1) 緊急輸送道路の機能確保について

現在、第1次緊急輸送道路沿道の建築物については、国・県・市の協調により耐震診断及び耐震補強計画に係る補助が実施されているが、第2次から第4次の緊急輸送道路に関しては、災害発生時の適切な輸送路確保に向けた対策が行われていない。国・県の動向を待つだけでなく、市としても積極的な姿勢が求められる。第2次から第4次の緊急輸送道路沿道の

状況について、点検を行い、現状を把握した上で、独自の補助制度の創設も含めた今後の対応について検討すべきである。

また、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保するため、緊急輸送道路の位置やその意義について、市民への啓発を併せて行っていくべきである。

(2) 緊急輸送道路の指定について

緊急輸送道路の指定当時から道路の状況は大きく変わっている。国道 477 号四日市湯の山道路は、現在整備されている総合防災拠点にも面し、中心市街地にも達する本市の幹線道路となっている。この道路の第 1 次緊急輸送道路への見直しなど、ネットワーク区分の見直しについて、三重県とも協議すべきである。

四日市市議会政策提言に向けた論点整理シート

～次期予算編成に向けて～

(令和元年 8 月 定例月議会 決算常任委員会総務分科会)

№. 2

事業名	実行委員会形式の 3 事業について	
事業概要	「第 55 回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第 31 回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル（全国ジュニア自転車競技大会）」について、いずれも市長を会長（名誉会長）とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。	
	決算額	大四日市まつり事業費補助金 25,000,000 円 四日市花火大会事業費補助金 24,800,000 円 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費補助金 19,000,000 円

政策提言に向けた論点について

1. 質疑・答弁の要旨

(1) 主な質疑

- ①実行委員会のメンバーが担う業務について
- ②実行委員会事務局の体制と補助金に係る実績報告書について
- ③運営主体の変更について

(2) 主な答弁

- ①企画に関すること、広報宣伝に関することなど全 18 項目あるが、全てにおいて実行委員会のメンバーが担うことは難しく、事務局において各種調整業務を行っている。
- ②3 事業とも、事務局長は観光交流課長となっており、事務局員については観光交流課事業系の係員となっている。実績報告書の作成については事務局が行っている。
- ③事業実施に当たり、もっとも重要なのは事故防止等のリスク管理であり、万一事故等が発生した場合は責任の所在も問題となる。事業内容によっては、部分的な委託という手法もありうるが、慎重に検討したい。

2. 議員間討議によって出された意見

- ・補助金支出は完全な外部団体に対して行うべきであり、市長をはじめ複数の市職員が参画する実行委員会への補助を行う現状は不自然で、補助金支出の適正さを欠く恐れがあると考え。リスク管理の面で、色濃く行政がかかわる必要があるのであれば市の直営事業とするのが望ましく、現在実行委員会に参画している外部委員については、協力者との位置づけとすべきではないか。
- ・市職員が実行委員会の委員等として参画することは、警察や港湾関係者等、関係各所との協議・調整がスムーズとなる面からもメリットはあると考える。問題は、本市の場合、実行委員会が担うべき

業務にあまりにも事務局が入り過ぎている点であり、適正な形に見直していくべきである。市職員が観光協会等の民間団体に出向し、当該団体に徐々に運営シフトすることも有効ではないか。

- ・実行委員会に様々な民間団体が参画しているのは、協賛金を確保する目的もある。協賛金の確保とリスク管理の両面を実現するため、より有効なのは現在の実行委員会形式か、直営か、全庁的に検討すべきである。

- ・実行委員会事務局としての負担が大きいのであれば、働き方改革の観点からも、将来に向けて事業の民間委託は検討すべきと考える。どのような事業者が引き受け手となりうるか、相場はどの程度か等、他の自治体の事例も参考に調査研究を進めてほしい。より市民が喜ぶサービスが提供できるのであれば、多少経費が掛かっても良いと考える。

- ・3事業については今後も継続させていくべきであるが、直営の上、外部委託することが正常なあり方であると考えている。

3. 事業実施に関する各委員の意見表明

(①廃止・縮小、②拡大、③改良・リニューアル、④新規事業の実施の提案、⑤継続)

③改良・リニューアル …6名

4. 全体会で審査するに当たっての論点

(1) 3事業の今後のあり方について

- ・市職員の参画する実行委員会への補助事業として存続することの是非について
- ・事業のあり方について(運営主体、市職員の負担軽減、サービスの向上)

5. 政策提言素案

(1) 実行委員会形式3事業の将来に向けたあり方の検討について

大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルの3事業については、実行委員会形式での運営であり、市は開催に係る経費の一部を補助しているが、実行委員会は、いずれも会長(名誉会長)を市長が、実行委員長を副市長が務め、他にも複数の市職員が参画していることから、補助金の流れとしては不適切ではないかと感じられる。

加えて、各種団体の実行委員会への参画はあるものの、事業全体に深く携わることが難しいため、調整業務等の多くを事務局が担当することとなり、市職員への負担が大きくなっていることも大きな課題である。

こうした状況に鑑み、現在の実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が果たして適当であるのかを改めて検証し、民間委託等も含めた将来的な事業のあり方について全庁的な議論を開始すべきである。

なお、運営手法の検討に当たっては、リスク管理の観点はもちろんのこと、効果的なシェイプロモーションの観点も持ち、イベントをこれまで以上に市内外から注目され、市民の誇りにつながるものとすべく取り組んでいただきたい。

総務常任委員長報告（令和元年11月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました5議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第63号 四日市市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び議案第64号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、人事院の勧告に準じ、議員及び市長、副市長の期末手当の支給月数を引き上げようとするものであり、委員からは、特別職の報酬については特別職報酬等審議会での審議を経て本市独自に定めているが、期末手当については人事院勧告に準拠している理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、地方議会議員の期末手当は国会議員との均衡を考慮して支給することができるとの通知が旧自治省より出されており、その通知に基づいて支給している。また、市長についても同様であるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、当該通知は昭和31年に発せられたものであり、現在とは社会情勢も異なるものであることから、期末手当の支給月数については、本市独自の手法で決定することも検討すべきと考えたとの意見がありました。

議案第65号 四日市市職員給与条例の一部改正については、人事院の勧告に準じ、四日市市職員の給与に関する規定を整備しようとするものであり、委員からは、公務と民間の

給与較差を是正するため、35歳未満の若年層の給与を人事院勧告に基づき引き上げるとのことであるが、本市の給料表は独自のものではなく、これまで国家公務員に準拠してきた経緯がある。本市独自に若年層の給与をより手厚くすることはできないのかとの質疑があり、理事者からは、可能ではあるが、本市において公務と民間の給与較差がどれほどあるのか、独自に調査が必要となるとの答弁がありました。

これに対して委員からは、技術職などは募集を行っても民間に流れる傾向がある中、現状の初任給についても決して全国的にも高いものではないと感じている。人口減少社会の中、いかに本市に人材を呼び込むかが重要であり、若年層や就職氷河期世代等について、積極的な採用に取り組もうとする姿勢を給与の面においても見せていく必要があると考えるが、どうかとの質疑があり、理事者からは、本市が準拠する国家公務員の給料表は民間のもっとも低い水準とされており、各自治体は、地域の実情に合わせて地域手当を加算できることとなっている。さらに初任給を給料表のどの号給とするかも自治体の裁量によることとなっており、今後は初任給をどこに位置付けるか、また、採用に当たっての年齢制限の見直しについても考えていく必要がある。そのほか、獣医師等に認められている初任給調整手当の活用など、現在の人事制度の範囲で必要な人材の確保につながる策があれば、前向きに検討したいとの答弁がありました。

する条例の一部改正について、及び議案第72号 あらたに生じた土地の確認については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました5議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル実行委員会について、令和元年度第1回及び第2回人権施策懇話会並びに令和元年度第1回同和行政推進審議会について、自衛隊と米海兵隊の実動訓練におけるオスプレイの飛行について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和元年 11 月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第 54 号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第 6 号)について

【消防本部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費》

危険物保安技術審査委託費について

Q. 特定屋外タンク貯蔵所等の審査事務について、危険物保安技術協会に委託するのは一部であるが、審査事務全体ではどれほどの件数があるのか。また、残りの審査事務はどこが担っているのか。

A. 平成 30 年度では 543 件の審査事務があり、危険物保安技術協会に委託した件数は 47 件で、残りは消防本部予防保安課で審査を行っている。今回の補正の要因となった 8 基のタンクの審査委託については、すべて 1000k1 以上のものであるが、500k1 以上のものでも工事の内容により委託を行うことがある。

Q. 審査委託数が当初の想定よりも 8 基上回ることによる増額補正であるとのことだが、どのように予算を見込んでいるのか。

A. 審査事務の件数は各事業所の経済活動によるものであるため、予算編成時にコンビナート事業所を中心にヒアリングを行い、計画を提出していただいた上で当初予算の見込みを立てている。その後も工事の進捗については随時ヒアリングを行っており、その結果、審査委託数が当初の見込みを上回ったものである。

(意見) 所要額が当初予算額を大きく上回ったという結果が出たのであれば、より精査した上で見込みを立ててもらえるよう、事業所側とのやりとりを密にすべきである。

Q. 審査委託数の増は、消防本部の負担にならないのか。

A. 受付及び審査委託にかかる事務負担は発生するが、審査自体は危険物保安技術協会が行うこととなるため、消防本部として十分対応できる範囲である。

○第 3 条 債務負担行為の補正

南消防署改築工事实施設設計業務委託について

Q. 現在の南消防署はどのような課題を抱えており、改築により解決するのか確認したい。

A. 現在の南消防署には、女性職員専用の仮眠室や浴室がない状況であり、女性職員が交替勤務できない状況となっているが、改築に合わせて女性職員専用のスペースを確保することでこの状況は解消される。また、消防車両の出動に際して、現在は、いったん国道 25 号に入り、側道を経由して国道 23 号に出る必要があるが、側道への進入

に際しての渋滞が課題となっている。改築に当たっては、新たに東側への出動経路を設け、消防車両が速やかに国道 23 号の側道に入れるようにする予定である。そのほか、消防車両や資機材の増加等により、車庫が全体的に手狭になっていることから、改築により必要面積を確保する。

Q. 新たに出動経路を設けることにより、苦勞なく出動できるようになるのか。

A. 敷地内から直接側道に出られるようにすることで、スムーズな出動につながると考えている。

Q. 敷地内に出動経路を設けるに当たり、道路改良や何らかの表示は行うのか。

A. 国道 23 号側道への乗り入れ部分については多少の工事は必要であるが、敷地内への表示等は考えていない。なお、現在の消防車両の出動経路については国道 25 号にゼブラゾーンを設けており、改築に際しては、関係機関と協議の上、新たな車庫の前に同様のゾーンを設ける予定である。また、国道 25 号沿いに、消防車が出動する場所であることを付近に周知する案内板を設置する予定である。

寝具取替え及び乾燥消毒業務委託について

Q. 当業務委託契約に当たり、何者が入札に参加しているのか。

A. 概ね 3 者が参加している。

Q. 寝具の契約数 282 セットについて、全消防署を網羅できているのか。

A. 現在、交替勤務の職員が 280 名ほどおり、職員個々に寝具が行き渡るように契約している。

【総務部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第 3 条 債務負担行為の補正

職員定期健康診断等業務委託について

Q. 職員の定期健康診断の実施と産業医の委託については別個に入札するのか。また、何者程度の入札があるのか。

A. 双方合わせての委託となっており、三者程度による指名競争入札としている。指名事業者は健康診断を実施する病院である。

【政策推進部・経過】

○第 1 条 歳入歳出予算の補正

《歳出第 8 款土木費 第 5 項港湾費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

○第3条 債務負担行為の補正

市制施行 123 周年記念市民企画イベント補助事業費について

Q. 補助の対象事業として挙げられている3項目（①子どもと家族を社会で支える、②都市の機能と魅力を高め、活力あふれる都市を創る、③健康で豊かに暮らせる社会を築く）については、当補助事業の目的である本市の魅力の発信や交流人口の増加、市民の愛着醸成にどのように結びつくのか、考え方を確認したい。

A. 当該3項目については、新総合計画案の基本計画に掲げる重点的横断戦略プランに沿ったものであり、この趣旨を踏まえた取り組みを実施してもらうことにより、本市の魅力の発信や交流人口の増加、市民の愛着醸成につながるものとしていきたいと考えている。

Q. 市制施行 123 周年で記念事業を行うのは単に語呂が良いからとも捉えられかねないが、これまでも 111 周年記念、120 周年記念で市民企画イベント補助事業を実施してきた流れにおいて、このタイミングで記念事業を行う意味を確認したい。

A. 111 周年記念の際は、市民の地域への愛着を深めることが主な目的であり、地域の団体から多くの応募があった。120 周年記念では、111 周年の際に蓄えた郷土への誇りや愛着を地域外にも発信できるよう、地域外の住民も参加できるイベントへの補助を行うことで交流人口の増加を図ることを主眼とした。事業を通じ、市民からは、本市に住んでいても知らなかったことを市内外へ発信できたなど評価の声を多くいただっており、補助がきっかけとなり現在まで継続している事業もあるなど、市民企画に向けた機運が醸成されつつある。123 周年においては、この流れを継続し、新総合計画案に掲げる3つの重点的横断戦略プランの視点を持った取り組みを市民にも行ってもらうことにより、本市がどのようなまちであるのかを情報発信していきたいと考えており、シティプロモーションにつながる事業であればありがたいとの思いがある。

(意見) 来年には東京オリンピック・パラリンピックが、再来年には本市で国体が開催される。このチャンスを逃さず、市制施行 123 周年を機に国体に向けた動きをより加速するという視点に立ち、来街者を出迎える企画などを地域で実施してもらうことにより、市民の愛着醸成につながり、来街者が本市の魅力を感じてもらうことにもつながるのではないかな。その意味では、重点的横断戦略プランに沿った3項目を補助対象事業に掲げることにについては分かりづらさを感じるため、もう少しコンセプトが明確となるよう見直すべきである。

(意見) 123 周年など様々な機会をとらえて、市民とともに本市をアピールすることは重要であると考えている。しかし、偶然とはいえ来年は市長選挙が実施される年であり、補助を行うことが、現市長の選挙活動と受け取られることも危惧されるため、市民から批判されることのないよう留意して取り組みを進めてほしい。

Q. 123 周年を記念した事業を行う意味やコンセプトが不明瞭であり、やや軽い提案に思える。市民企画への補助のニーズが地域にあることは確かであり事業を否定するものではないが、事業を通じて何を狙っているのかを分かりやすくすべきではないか。

A. 新総合計画の重点的横断戦略プランにつながる事業の提案を期待するところではあるが、実際に補助の募集要項を作成するにあたっては、対象となる事業について、も

う少し市民に分かりやすく整理する必要があると感じている。市制施行 123 周年の節目に予定しているハーフマラソンや東海・北陸 B-1 グランプリとともに、当補助事業の実施を市民の心を一つにする手段としても捉えており、国体に向けたおもてなし機運の醸成にもつなげていきたいと考えている。

(意見) 市民企画イベントの開催に、あえて 3300 万円の予算を投入するのであるから、明確な目標を持って取り組みを進めるべきであると考えている。募集に際してコンセプトがブラッシュアップされるよう、十分検討してほしい。

Q. 補助対象事業に掲げる現在の 3 項目は分かりにくいため、市民に分かりやすい補助要綱の作成を求めるとともに、総務常任委員会にも内容を示してほしい。また、事業終了後には、個々のイベントや補助事業全体について丁寧に効果検証を行い、決算審査等の際に議会にも示すべきと考えるが、どうか。

A. それを念頭に考えたい。

【危機管理監・経過】

○第 3 条 債務負担行為の補正

総合防災拠点整備事業費（地盤改良）について

Q. 追加工事について、契約金額はある程度定まっているのではないかと考えるが、その額そのものを補正予算として計上すべきではないか。

A. 工事の設計にかかる数量については事業者から概算が出ており、これをもとに河川排水課において設計金額を算出している。請負率は 90% 程度であるが、まだ事業者から正確な数量が示されていないため、現段階で契約金額そのものを予算計上することはできない。

Q. 総合防災拠点の整備にかかる工事について、坪当たりの金額はどれほどであるのか。

A. 坪当たり 58,653 円である。

(意見) 現在の土地については多額の予算を投入して購入したと記憶しているが、今回さらに地盤改良工事が必要であると判明したとのことである。やむを得ない部分があるとはいえ、やはり土地の状況に対する事前の調査に不足があったのではないかと考える。

Q. 総合防災拠点の整備地に隣接して、民間の介護施設が立地しているが、工事に際して、当施設から土地の地盤の状態について情報収集しなかったのか。

A. 工事全体の概算費用を算出するに当たり、当介護施設のボーリングデータを参考としている。活動広場側の地盤に関しては介護施設と同等のものであったが、当初の想定よりも水を含んでいたためにセメント量の増加等が必要となった。調整池側については介護施設と全く異なるものであったことから、試掘を行ったところ、当初の見込みにはなかった地盤改良工事が必要となったものである。

Q. 活動広場の地盤改良の施工機種を変更するとのことだが、この内容を確認したい。

A. 当初はスタビライザによる地盤改良を予定していたが、想定よりも水分が多いことから、ショベルを用いて攪拌を行うバックホウに変更するものである。バックホウを

用いた場合、工事に時間がかかり、セメント量の増も必要であることから、追加経費が発生するものである。

Q. 活動広場の地盤改良について、セメント量の追加により環境への負荷があるのではないかと懸念するが、地元の理解は得ているのか。

A. 施工事業者からの提案で六価クロムの発生しない固化材により地盤改良を行うため、環境に配慮した工法となると考えている。

(意見) 環境に影響がないのであれば、市民にその旨を適切に説明すべきと考える。

【シティプロモーション部・経過】

○第3条 債務負担行為の補正

業務・事務処理委託等に要する経費について

Q. 広報よっかいち作成業務委託について、委託先が変わればデザインやレイアウトも変更となるのか。

A. 当業務委託は主に印刷にかかるものであり、これによりデザイン等が変更となるものではない。

Q. 広報よっかいちのページ数が増加傾向にあるとのことだが、その理由を確認したい。

A. 各部局において、積極的で詳細な情報発信に向けた意欲が高まっており、各種募集やイベント情報等、お知らせ記事の分量が増えていることが主な要因である。

(意見) ページ数が多ければよいというものではない。必要な情報をいかに端的に伝えるかが重要であると考えするため、そのような観点を持った情報発信に努めてほしい。

Q. 債務負担行為の補正が計上されている業務・事務処理委託等のうち、見積り合わせによる契約は何で、何者から見積もりをとるのか。

A. インターネット自動翻訳サービス業務委託であり、2者からの見積り合わせによる。

Q. インターネット自動翻訳サービス業務委託について、本市オリジナルのプログラムを組んでもらっているのか。

A. 本市オリジナルのものではなく、市販のパッケージを活用している。

Q. 市政情報等提供番組制作業務委託及びコミュニティーFM市政情報提供番組制作・放送業務委託については、随意契約であるのか。

A. 市政情報等提供番組制作業務の委託事業者はプロポーザルにより決定している。コミュニティーFM市政情報提供番組制作・放送業務委託については、CTY-FMとの随意契約である。

(意見) インターネットによる行政情報提供業務委託については、委託先の変更によりレイアウト等が変更になるものではないとのことである。現在の市ホームページは求める情報が非常に探しにくく、重要な情報も目立たないといった課題を感じており、ホームページの構成を改善する必要があると考える。

(意見) 予算はかかるが、専門事業者を活用してホームページのレイアウトを改善することも一つの考え方である。見やすいレイアウト作成に定評のある事業者等を調査し、検討しておくことが必要であると考え。

(意見) 業務・事務処理委託等に要する経費について、説明資料が簡便すぎると感じる。
広報よっかいち作成業務委託などは多額の経費を要するのであるから、もう少し丁寧な資料作りに努めるべきである。

【財政経営部・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費・第2項徴税費》

《歳入全般》

○第3条 債務負担行為の補正

○第4条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【議会事務局・経過】

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第1款議会費》

○第3条 債務負担行為の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

人件費補正分について

議案第54号 令和元年度四日市市一般会計補正予算(第6号)

○第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第1款 議会費 ～ 第10款教育費》

議案第57号 令和元年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)

議案第58号 令和元年度四日市市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第59号 令和元年度四日市市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

【総務部・経過】

Q. 一般職給について、職員総数は前年度比で増えているとのことだが、30人分の減額補正となっている理由を確認したい。

A. 予算積算上想定していた職員数に30人足りなかったということである。企業会計を除けば、正職員は前年度より10人増えている。

Q. 総勢40名の増員を見込んでいたものと理解するが、中途採用も含めた増員を図っているのか。

A. 例えば事務職であれば30歳未満に受験資格があり、この年齢要件を満たしていれば前職の有無を問わないため、新卒採用、中途採用含めて増員を図っている。

Q. 嘱託職員についても一般会計で見込みよりも8人の減となっているが、この背景を確認したい。

A. 嘱託職員については、相談員など特殊なスキルを有する人を募集する場合、なかなか応募が集まらず、欠員が発生するケースが多い。なお、本年4月1日現在の嘱託職員数は321人であり、前年度比で6人の増となっているが、一般会計・特別会計を合わせて予算積算上の想定見込みよりも10人の不足が生じている。

Q. 育児休業等の新規取得分の増による減額補正について、内容を確認したい。

A. 育児休業取得者は無給となるが、新規取得者数が見込みよりも増え、支払うべき給与の額が減ったことから減額補正を行うものである。

Q. 育児休業取得者の見込みはどのように立てているのか。

A. 長期にわたって休業することが事前に分かっている職員の人数に加えて、これまでの年間の育児休業取得者数実績をもとに見込みを立てている。なお、20歳代後半から30歳代前半の職員数が多いことから、育児休業の取得者数も増えているものと分析している。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

また、全体会に申し送るべき事項についても、特段ありませんでした。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和２年２月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました議案第81号 工事請負契約の変更について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、総合防災拠点整備工事について、変更契約を締結しようとするものであり、委員からは、本工事について、最終の変更契約時に、工事の一時中止に伴う費用等の増加が発生する見込みとなっているが、その内容、及び費用の増加見込みを確認したいとの質疑があり、理事者からは、工事中止期間中の現場の維持に係る費用、不要となった機械・器具撤去のための費用、工事の再開準備に際して新たな機械・器具を投入するための費用が想定され、250万円程度の増加を見込んでいるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、活動広場側、調整池側の双方について、工事の変更が必要となった経緯を確認したいとの質疑があり、理事者からは、活動広場側の地盤については、工事を進める中で試掘を行ったところ、想定以上に地下水を多く含んでいたことから改良工事が必要となったものである。調整池側も同様であり、工事中に周辺土砂の崩壊の恐れがあることから、地盤の改良を行うものであるとの答弁がありました。

また、他の委員からは、工期の延長について、地元の理解は得ているのかとの質疑があり、理事者からは、地元に対しては2月初旬に説明を行っており、理解は得ているものと考え

えているとの答弁がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第81号につきましては、別段異議なく、可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

総務常任委員長報告（令和２年２月定例会議会）

総務常任委員会に付託されました７議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第95号 四日市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、市長及び副市長の給料の額を引き上げようとするものであり、委員からは、特別職報酬等審議会においては、答申内容の決定に当たり、本市の財政状況や近隣自治体との比較ばかりが考慮されているように見受けられる。会議では、市長の報酬額について、個人の評価についての色彩を強くはしないとの発言があるほか、議員報酬についても、これまでの議会の活動状況を踏まえた議論が行われた形跡はない。他の自治体の取り組みも参考にしながら、市長や議会の活動状況について、より客観的な評価を行った上で特別職の報酬額に反映する手法について、検討すべきではないかとの質疑があり、理事者からは、当審議会においては、本年度の人事院勧告、本市の一般職の給料月額並びに県内の各都市及び全国の同格都市における特別職の報酬等の額、本市の財政状況や市議会における活動状況等を調査し、広範な角度から審議を行っている。今回の答申内容については、様々な要素を加味して決定されたものと考えるが、各特別職の年間の活動実績等をどのように評価し、いかに報酬の額に反映させるかについてまで踏み込んで議論を行っている状況にはない。客観的

な実績評価に基づく報酬額の審議については、その手法について全国的な状況も調査の上、審議会にも働きかけていきたいとの答弁がありました。

これに対して委員からは、議員の活動を市民が数値を用いて評価するツールは、議員報酬のみである。現在の特別職報酬等審議会においては、その趣旨を踏まえた議論が行われていないと感じるため、改善すべき点は改善してほしいとの意見がありました。

議案第96号 四日市市職員給与条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第97号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、服務その他の条件について関係する規定を整備しようとするものであり、委員からは、四日市市職員の育児休業等に関する条例において、パートタイムの会計年度任用職員は育児休業を取得することができない旨を規定する理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、正職員が育児休業を取得した場合、現状では臨時職員を代替として配置しているが、パートタイムの会計年度任用職員が育児休業を取得できることとした場合、当該職員が育児休業に入った際、それを臨時的に補う臨時職員が必要となり、その場合には、お互いの身分が

不安定になることから、育児休業制度を設けないものであるとの答弁がありました。

また、委員からは、四日市市職員賞じゅつ金条例において、賞じゅつ金の対象者の職員からパートタイムの会計年度任用職員を除外する理由を確認したいとの質疑があり、理事者からは、賞じゅつ金については、正職員においても適用の例がほとんどない現状を踏まえ、パートタイムの会計年度任用職員については適用除外とするものであるとの答弁がありました。

議案第98号 四日市市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、及び議案第99号 四日市市職員定数条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

議案第100号 四日市市分担金徴収条例の一部改正については、災害からライフラインを守る事前伐採事業を実施するに当たり、ライフライン事業者から徴収する分担金について定めるものであり、委員からは、当条例改正を行うことにより可能となる事前伐採事業のスキームを確認したいとの質疑があり、理事者からは、当事業は、三重県の実施する事業に参加するものであり、ライフライン事業者が、災害時の倒木等によりライフライン供給に支障が生じる箇所を判断し、当該箇所の樹木を、市が事業主体となり事前に伐採するものである。ライフライン事業者と自治体が連携したこのような

取り組みは、近年の大型台風を契機に、岐阜県においてすでに行われているものであり、事業費については全体の2分の1をライフライン事業者が、残りを県と市が4分の1ずつ負担することとなる。なお、当事業については、民有地が対象となるとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、市が前面に立つことで土地所有者との交渉が効率的になる面はあると考えるが、民有地の樹木は、第一義的には所有者の責任で伐採すべきものである。この中で、市が公費を負担して事業を行うべきであるのかとの質疑があり、理事者からは、一般的な庭木等の伐採は所有者の責任において行うことが原則であるが、当事業は、災害時のライフライン供給の支障の除去を目的としており、山林等に所在する樹木の伐採を行おうとするものである。三重県の指針によれば、民有地にある樹木を伐採する場合は、各市町が地元自治会等を通じて所有者の同意を得ることを想定している。なお、市の負担については、みえ森と緑の県民税市町交付金を全額充当できることとなっているとの答弁がありました。

これに対して他の委員からは、もともとはライフライン事業者の取り組みに三重県が協力したものであると捉えており、本来であれば県が主体的に事業を実施すべきであると考ええるが、県内の他市町は全て当事業に参加する意向であるのかとの質疑があり、理事者からは、ほとんどの市町が参加すると聞いているが、全市町が参加するかまでは確認していないとの答弁がありました。

また、委員からは、樹木を伐採する場所の選定は、どこが行うのか。また、想定される箇所数はどの程度であるかとの質疑があり、理事者からは、具体的な箇所については現場を熟知するライフライン事業者の提案によるが、予算に限りがある場合、市と事業者の協議により事業実施箇所を選定することになると考える。また、樹木の想定伐採本数については、県内全体で約47,000本となっており、これを4年で計画的に伐採していくことになる。このうち、本市で対象となる箇所は、40箇所程度であるとの答弁がありました。

議案第120号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました7議案につきましては、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、付託されました議案以外の委員会の所管事務についてであります。令和元年度第2回同和行政推進審議会及び第3回人権施策推進懇話会について、新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、調査を実施いたしましたことを申し添えます。

これらをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

予算常任委員会総務分科会長報告(令和2年2月定例月議会)

総務分科会所管部分につきまして、当分科会における審査の経過と結果を、ご報告申し上げます。

議案第82号 令和2年度四日市市一般会計予算

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

首都圏におけるシティプロモーション推進事業費

Q. 三重テラスでのイベントについて、どのような成果が出ているのか把握しているか。

また、新年度の三重テラスの活用について、どのように考えているか。

A. 三重テラスでは、本市に関心を持ってもらい、来訪につなげるためのイベントを継続して開催しているところである。イベントに当たっては来場者にアンケートを実施しており、何らかの形で本市への来訪や物販につながったかは調査しているが、どの程度の経済効果があったかなど、具体的な数値は把握していない。新年度においては東京オリンピックや横浜赤レンガ倉庫でのふるさと納税関連イベントの機会を捉えたPRを予定しており、三重テラスと双方の場で本市の紹介に努めたい。

(意見) 本市のふるさと納税の返礼品がメディアで取り上げられたことから、寄附件数が大幅に伸びているとのことである。このような点についてのPRも含め、新年度においても三重テラスを有効に活用してほしい。

Q. 首都圏でのシティプロモーションについてはイベントへの来場者を増やすことが目的になっているように感じる。シティプロモーション部では広告価値換算額など数値を用いた効果測定が出てきている中、東京事務所としても税金を使って事業を行う以上、具体的な成果や課題について把握すべきではないのか。

A. 首都圏ではまだ本市の認知度が低い中、どのように本市を知ってもらい、来訪につなげるかが重要であり、これまでは指標を来場者数に置いて事業を行ってきた。経済指標で本市の認知度を図ることは難しいと考えるが、シティプロモーション部でどのように効果測定しているか情報共有し、指標のあり方について検討したい。

Q. シティプロモーション部が新たに創設された中、首都圏でのシティプロモーションは東京事務所の事業として行われている。本市のPRについては、シティプロモーション部に一元化した方が効果的ではないかと感じているが、首都圏でシティプロモーションを行う場合、企画や意思決定はどこが行うのか。

A. 東京事務所長はシティプロモーション部の理事も兼務しており、首都圏でのシティプロモーションは両方で協力して行っている。例えば味の素川崎工場での物販イベントについてはシティプロモーション部が企画したものであり、現地での各種調整については東京事務所が、イベントの運営については両者で行っている。なお、三重テラ

スでのイベント等については、これまで東京事務所が企画運営を行ってきたが、シティプロモーション部とも情報共有した上で事業を進めている状況である。

(意見) 首都圏でのシティプロモーション事業については、効果の測定が難しいことは理解するが、事業を実施する以上、定性的な効果についても検証は必要であると考ええる。決算審査の際には、定量効果だけでなく、定性効果についても示せるようにしてほしい。また、シティプロモーション事業に係る企画部門が実質的に2部局存在している状況であるが、東京事務所の事業のほとんどがシティプロモーションに関連していることから、将来的には東京事務所自体のシティプロモーション部への移管も検討すべきである。なお、例えば松山市においては、移住・定住に向けた取り組みに東京事務所を効果的に活用しているため、他市の東京事務所とも情報交換を行いながら首都圏でのシティプロモーションを推進すべきと考える。

(意見) 東京事務所では、NPO法人「ふるさと回帰支援センター」のブースを借りて移住相談会を実施しているとのことである。より効果のある移住促進が実現できるよう、当センターとの連携の強化に努めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

総合計画推進事業費・産学官連携事業推進費

Q. 政策課題の調査研究として400万円の予算が計上されており、調査研究項目として4点挙げられているが、その他の項目についても調査の対象となりうるのか。また、総合計画を推進していく上で、政策推進部がリーダーシップを発揮していくと考えてよいのか。

A. 新総合計画においては3つの重点的横断戦略プランを定めており、この推進に向け、現に課題となっている事項や今後検討すべき課題を精査した結果、4点の調査研究項目を抽出したものであり、各部局と連携して取り組んでいく。全体的な総合計画の進捗管理については、政策推進課が音頭をとって進めていくとともに、現時点で予算計上していない調査項目についても、必要に応じて、各部局と連携しながら取り組みを進めていく。

(意見) 総合計画の推進に向け、政策推進部を中心に調査研究を進める方向性は評価する。しかし、例えば「子育て」で選ばれるまちを目指すのであれば、合計特殊出生率の他市との比較分析等の調査研究も必要であると考えるが、そのような項目が含まれていないことに物足りなさを感じる。目指すべき都市像の実現に向け、必要と思われる調査研究については予算をかけてでも進めてほしい。

Q. 政策課題の調査研究項目のうち、「人口構成の変化と市民満足度の向上を見据えた官民連携のあり方調査」については、市民満足度が生産年齢人口の減少や高齢化に伴い変化すると想定される中、官民連携によりその向上を図る手法を模索すべく研究を行うものであるとのことである。さらに、新たな「四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」案においては合計特殊出生率を令和6年に1.67にまで引き上げる目標を掲げていることから、合計特殊出生率を改善するための調査研究も併せて行っているかどうか。

A. 総合計画においては、10年後の姿として「30代、40代の子育て世代が増加し、転出

に歯止めがかかっている」ことを目指している。合計特殊出生率の改善については様々な施策を組み合わせる必要があり、総合計画を推進することで合計特殊出生率の改善にも寄与できると考えている。市民満足度ともつながってくるため、指摘の点については、調査の中で検討していきたい。

(意見) 合計特殊出生率 1.67 は思い切った数字である。四日市で子供を産み、育てたいと思える環境づくりを進めてほしい。たとえ子育て世代を本市に呼び込めたとしても、環境が整っていなければ再度転出する可能性もある。推進計画等においても、合計特殊出生率を大きなキーワードの一つと捉えて調査研究に取り組んでほしい。

Q. 三重大学北勢サテライトや、東京大学地域未来社会連携研究機構が本市にあることを踏まえ、総合計画の推進に向けた政策課題の調査研究について、大学の知見を活用する考えはないのか。

A. 今年度は、政策推進部において東京大学と連携して調査研究を進めており、来年度に向けては、東京大学や三重大学の関係者からも意見を聞きながら、どのような分野で連携が可能か検討し、想定される調査研究項目を整理したところである。また、各部局においても、これらの機関と連携し、事業の推進に係る会議体に大学の先生に委員として参画していただくなど、大学の知見については、市として様々な分野で活用させていただいている状況である。

(意見) 総合計画の推進については、政策推進部が司令塔となり、取り組みの中で不足している点、新たに調査研究が必要な点などを各部局と情報共有しながら取り組んでいくことが必要である。大学の活用も含めて、ロスを減らすべく有機的・合理的に取り組んでほしい。

Q. 総合計画等政策評価委員会による評価・検証の結果は市政にどのようにフィードバックしていくのか。

A. 現総合計画では、検証結果について毎年8月頃に提言をもらっており、その内容を参考に推進計画のローリングを行い次年度の当初予算に反映してきたことから、今後も当委員会の報告書を各部局へフィードバックして活用するとともに、ホームページで公開するほか、議会に対しても資料提供を行っていく。

業務棚卸表について

Q. 業務棚卸表については、以前は各所属の業務を進めていく上での一つの指標となっていたと記憶しているが、現在では簡略化され、監査資料としての活用が主となっているとのことである。業務棚卸表自体が形骸化しているとの声がある一方、各所属が計画的に業務を実施できる方法を検討してほしいと考えている。今後、年間業務の計画や進捗管理についてはどのように行っていくのか。

A. 新総合計画の策定に当たっては、新たに政策分野ごとに数値目標を取り入れ、その進捗状況については総合計画等政策評価委員会で検証していくことを想定している。また、各所属では、別途、目標管理制度に基づき、所属長が、各業務の比重や優先度合いについて計画に表記した上で日常的な業務管理に取り組んでいる状況である。

Q. 業務棚卸表を廃止した場合に課題は生じるのか。また、現状の業務棚卸表の必要性

については、どのように考えているのか。

- A. 大きな影響は生じないと思われるが、庁内では、業務棚卸表を対外的な資料として活用している可能性もある。財政経営部や監査事務局など、関係部局の意見も聞きながら、今後のあり方について検討を進めたい。

市制施行 123 周年記念事業

Q. 市制施行 123 周年記念事業に係る補助について、新型コロナウイルスへの対応をどのように考えているか。

- A. 新型コロナウイルスについては原則として国の方針に基づき対応を行う予定であり、現時点で一律に自粛要請はしないが、主催団体には感染の広がりや会場の状況を踏まえて開催の必要性を検討するよう伝えていく。感染拡大が終息するまでの間は、感染拡大防止に向けた注意文書を添えて交付決定通知を発出する予定である。なお、感染拡大防止の観点から補助対象事業が中止となった場合、主催者には中止決定までに要した開催準備経費について補助金を交付することとしている。

Q. 感染拡大に終息が見られない中、開催されたイベントにおいて罹患者が発生した場合、市に責任が及ぶ可能性もある。市民の安全を守る観点から、イベント実施に当たっての判断基準を設けるなど、慎重に検討してほしい。

- A. 補助金の交付決定に当たり、審査会を開催する。時期によって必要な対応も変わると考えるため、ご意見も踏まえて審査会で調整し、適切な対応に心がけたい。

(意見) 当事業以外にも、イベントの開催に対して補助を行う例はあると想像する。新型コロナウイルスへの対応については、全庁的に統一された基準のもと判断していく必要があると考える。

土地開発公社清算事業

Q. 土地開発公社経営健全化基金については、今後どのように活用していくのか。

- A. 平成 31 年 2 月定例月議会において四日市市土地開発公社経営健全化基金条例の改正を議決いただいております。当基金を市が公社から受け入れた土地の造成等に充当できることとなっている。もとより、新保々工業用地の開発事業に向けた土地造成等に係る経費として積み立てられていたものであるが、今後は、土地の売却も視野に当基金をどのように活用していくかが課題となる。

中核市移行推進事業費

Q. 中核市移行に向けて、令和元年度の進捗状況と、新年度の動きについて確認したい。

- A. 総務省からは大矢知・平津事案に係る対策工事の三重県への事務委託を前提とした中核市移行を認めるとの見解を示されたものの、県市間での協議は依然として進まず、昨年 9 月の決算議会の際も、新たなやりとりの手法を考えてはどうかとの指摘があったため、昨年、県に依頼して、産業廃棄物以外の移譲される具体的な事務及び権限や想定される課題について協議しているところである。それを受けて、来年度以降はさらに詳細な協議を行っていく。また、市民にとっては、多額の経費をかけて中核市へ

移行することのメリットを感じにくいとの指摘もあったことから、来年度においては中核市移行による効果・課題について、情報発信も含めてさらに整理していきたいと考えている。県との協議の中で、産廃特措法工事の完了までに事務委託についての合意を得ることは現状では難しいが、今後の協議状況にもよるため、現時点で中核市への移行時期については明言できない。

Q. 中核市へ移行すればいずれにしても産業廃棄物に関する事務が市の権限となるのであるから、大矢知・平津事案の対策工事が終われば、工事後は全てを引き受けて中核市へ移行するというのか。

A. 大矢知・平津事案については令和4年度に対策工事が完了する予定となっているが、モニタリングの状況をまだ確認できないこと、当該地は三重県が取得している土地もあり、県の土地についてどこまで市が責任をもって対応するのかといった様々な課題もあることから、対策工事後、即座に産業廃棄物に関する権限を市に移行するにはリスクが高い。産廃特措法の工事箇所について、必ず市が引き受ける必要はないと考えており、今後も継続して協議を行い、県市双方が納得できる方策を見出す必要がある。

(意見) 本市が中核市になることによって、将来的にどのようなまちを目指すのか、ビジョンが明確でない。中核市に移行すること自体が目的化しないよう留意してほしい。

(意見) 中核市移行については、来年度どこまで進めるかという明確な目標を持った上で県との協議に臨まなければ、この先も移行はかなわないと考えるため、そのような情熱をもって新年度の取り組みに当たってほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第11目国際化推進費》

姉妹友好都市交流事業費

Q. 友好都市提携40周年記念事業として行われる四日市市代表団の天津市への派遣について、8月上旬を予定しているが、実施の決定はいつ頃行うのか。

A. 渡航手続を5月下旬頃に始めるため、その時期までには何らかの決定をする必要があると考えている。

(意見) 新型コロナウイルスの収束状況も見た上で、実施について判断すべきである。

Q. 三泗地区内の高校等への国際交流アンケートを実施することだが、この内容や活用方法について確認したい。

A. 市の行うトリオの相互派遣や地球環境塾について、これまでも高校に対しては参加の呼びかけを行ってきた。また、高校独自に生徒を天津市へ研修に行かせたいとの声があれば、市も協力して調整を行ってきたところである。しかし、高校独自に行う国際交流活動の状況については網羅的に把握をしていないため、アンケートを通じて詳細に調査を行い、市としてどのような支援ができるかについても検討するものである。

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

四日市港管理組合負担金

Q. 負担金の割合や、県市職員の管理組合におけるポスト配分について、今後のあり方を三重県と協議していく予定はあるのか。

A. 現在、県の上層部に協議組織の設置を求めているところである。負担割合や市として求めるポストについて方針を決定している状況ではないが、本市のまちづくりと一体となった港の整備を行うためには、管理組合の組織はどうあるべきか議論を三重県と開始したところである。

Q. 「みなとまちづくりプラン」の策定に向けた動きもあることから、管理組合への市のかかわり方を見直す好機であると考え。市の方針を決定し、県へ協議する前段階においては、総務常任委員会にも説明の機会を設けてほしい。

A. 総務常任委員会へは、逐次進捗状況を報告していきたいと考える。

(意見) 港は物流関係業務が主であり、港と一体となった本市のまちづくりのために負担割合を変更することには三重県としても抵抗感はあると考えるが、ぜひ、市長から知事に対しても意向を伝える場を設けるなど、様々な機会を活用して協議を継続してほしい。

港湾建設費（四日市港管理組合）

Q. 四日市港管理組合の一般会計において、国直轄事業として予算計上していた 81 号岸壁及び霞ヶ浦防波堤の整備について、国土交通省より新規事業化の候補からはずれたとの連絡が 2 月末日にあったとのことである。このことを受けて、今後、市の一般会計においても減額補正等の対応を行うのか。

A. 当該整備事業の実施については引き続き国に強く働きかけをしていきたいと考えているところであるが、新年度での事業化は厳しい状況である。国直轄事業については東防波堤や 24 号岸壁の改良工事に想定以上に予算内示がある可能性もあるため、その状況も見て、通常であれば 11 月定例会議会において補正予算を上程することとなる。

【シティプロモーション部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 4 目文書広報費》

広聴活動事業費

Q. 市では様々な手法を用いた広聴に取り組んでおり、施策の参考としているとは言うものの、例えば市政アンケートは回答率も 50%未満であり、道路部門等の満足度も改善されていない。市民の意見を広く聴くことは重要であるが、活用方法が難しいと感じている。広聴施策がマンネリ化しているのであれば改善すべきと考えるが、どうか。

A. 広聴活動は非常に難しいと感じているところであり、当然、市民満足度の向上に向けて取り組まなければならないことは多々あるが、市政アンケートについては、期待値や満足度を通じて現在の市民のニーズはどこにあるのか、大枠の流れを掴むために活用している。また、「市政ごいけんばん」については市政モニターに特定の施策につ

いて意見聴取するものであるが、モニターの年齢層が中高年に偏っている点で課題がある。今後は若者の意見を補完する手法を検討していくが、あくまで傾向把握にとどまり、ダイレクトに施策に反映することは難しいと考える。「市政への提案箱」へは、市民の個人的な困りごとが多く寄せられるため、広報マーケティング課から担当部局へ伝え、各部局での適切な対応につなげている状況である。

(意見) 現状の手法を継続するだけでなく、様々な工夫のもと、広聴機能の充実を念頭に取り組んでほしい。

外国語広報について

(意見) 本市ではポルトガル語広報に加え、それ以外の言語については、10言語に対応した無料ビューアアプリを活用して広報紙の配信を行っている。今後も市内の外国人は増加すると予測されるため、人口動態を見ながら、時代に合わせた適切な配信に努めてほしい。

(意見) 無料ビューアアプリについてはネパール語の対応がない。ネパール人についてはある程度日本語を習得している留学生が多いとはいうものの、市内を見てもネパール人が増えているとの実感があるため、市として対応は検討すべきと考える。

女性による「四日市の魅力」プロデュースと情報発信事業について

Q. 予算額 4,616 千円の主な内訳を確認したい。

A. 当事業では、インスタグラムなど SNS を活用した魅力発信を想定しており、市民向けの SNS の使い方セミナーに約 33 万円、セミナー内で実施するフォトコンテストのコンサルティング料等に約 44 万円、SNS 投稿データをもとにした魅力の分析に係る経費に約 130 万円、SNS 公式アカウントの初期設定経費・月額に約 198 万円、最終的には魅力を集約したマップを作成しようと考えているが、その経費に約 44 万円を見込んでいます。なお、プロポーザルで事業者を選定する予定であり、提案によっては若干の内容変更もありうると考える。

《歳出第 7 款商工費 第 1 項商工費 第 3 目観光費》

三重県との協働にかかる移住支援事業について

Q. 東京圏から四日市市に移住し、マッチング支援対象の求人先へ就職した場合に移住支援金を交付するとのことだが、本市への移住促進に向けては支援金だけでは不足するのではないか。

A. 移住を呼びかける前に、まずは本市のことを十分に知っていただくことが重要であり、その上で、他の自治体との比較において本市の優位性を強く発信していくことが必要である。また、移住者がこの先も住み続けてもらえるよう、子育て支援等具体的な施策も併せて底上げを図る必要があると考える。

(意見) 移住先に仕事があるかが、移住を決めるための大きな要素となると考える。本市にどのような仕事があり、どれほどの収入が得られるのかなど具体的な提案がなければ話は進まないと考えるため、そのような視点を持って事業展開すべきである。本

市の移住支援事業には何が不足しているのか、常に研究しながら取り組みを進めてほしい。

東海・北陸Ｂ－１グランプリ事業費補助金

Ｑ．東海・北陸Ｂ－１グランプリについては、市制施行 123 周年記念事業との位置づけもあり、しっかり取り組んでほしいが、新型コロナウイルスの感染拡大が危惧される中、５月に開催するのか。

Ａ．中止だけでなく延期という選択肢も視野に入れている。３月中には実行委員会を開催して協議する予定であり、開催予定日の１カ月ほど前には最終的な決断をしたいと考えている。

（意見）市制施行 123 周年記念の補助事業に関し、イベントの開催の是非については全庁的に統一した基準で判断すべきとの意見があった。政策推進部とも情報共有して、危機管理に努めてほしい。

（意見）延期も選択肢にあるのであれば、様々な関係者に影響することであるため、どの時期で開催するのか目途をつけておくべきである。

Ｑ．実行委員会の下に市民による「おもてなし部会」が設置されており、来場者のおもてなしに向けて様々な企画を担当しているとのことであるが、限られた予算の中で必要物品が増えてきていることから、広報のためのポスターが必要枚数作成できないなどの声が出ている状況である。必要であれば予算措置すべきと考えるが、当事業に対して市の関与が不足しているのではないか。現場の声を十分認識して対応してほしい。

Ａ．当事業は市制施行 123 周年記念のオープニングイベントであり、多くの来場者を呼び込むためには事前のＰＲは非常に重要と考える。予算は限られているものの、そのためにポスターを必要枚数準備できないのは本末転倒であるため、より安価に作成できる手法を検討するなど、知恵を絞っておもてなし部会を支援していきたい。

四日市花火大会事業費補助金

（意見）これまで花火大会については、打ち上げ数の少なさや開催時期など、様々な課題を指摘されている。本年は東京オリンピック・パラリンピックの影響で開催時期をずらす予定であるため、その成果・課題について検証し、今後の取り組みにつなげてほしい。

伊坂ダム周辺整備事業

（意見）伊坂ダム周辺については、管理事務所駐車場前のコンクリート舗装、土砂崩れに伴う復旧工事を除き、国体開催に向けた整備は行わないとのことであるが、国体という好機をとらえ、ベンチの増設など軽易なものであったとしても、後の活用にもつながる整備を行うべきであったと考える。

Ｑ．伊坂ダムのテニスコートについて、フェンスが壊れているため修繕したいとの要望を聞いている。当施設は市が直接管理するものではないが、整備当時の経緯が不明であり、管理責任がどこにあるのかも分からない状況である。施設自体の利用はまだあ

ることからも、今後の管理の方向性について、関係者と協議すべきではないか。

- A. 現状、テニスコートの運営については地域で行っていると認識しているが、修繕を地域に任せることは困難である。現状、市が伊坂ダムを全面的に活用していることを踏まえ、改めて施設の管理は本来どこが担うべきか調査したい。

四日市観光大使関係経費

- Q. 観光大使について、以前に改めて制度の検証を行うという説明もあったが、新年度の方向性を確認したい。

- A. 現在観光大使に就任されている方に継続をお願いするのか、一度整理をかけるのか、また、新たに観光大使の選任を行うのかについて検討し、方向性を定めていきたい。

観光交流課の予算について

- Q. シティプロモーション部の予算は他の部局と比較しても少ない状況である。現在は本市の名前を全国に売り出す時期であるとのことだが、それが大目標であるとしても、今年度を踏まえ、次に何を行うのかが見えてこない。B－1 グランプリ等の事業を通じ、新年度ではどのようなことを目指すのか。

- A. B－1 グランプリに加え、市制施行 123 周年を記念し、既存の大四日市まつり、花火大会、サイクル・スポーツ・フェスティバルについても規模を拡充してより多くの来場者を呼び込むべく取り組んでいる。観光交流課としてはこれまでも入込客数を指標に事業を進めているところであるが、シティプロモーション部として事業展開する以上、従前とは異なるアプローチが必要となる。例えば各事業への市民ボランティアの活用や、企画段階での市民参加を通じ、イベント終了後も残るシビックプライドの醸成を図りたいと考えている。様々な媒体を活用して各イベントの外部へのPRを図るとともに、こうした市民に対するPRも行うことで、外向き、内向きの両輪によりシティプロモーションを推進していきたい。

(意見) 明確な目標があるのであれば、資料にも明記すべきと考える。また、イベントに関してその成果を正確に把握することは難しいが、目標がある以上、それに照らして効果検証は行うべきである。

中心市街地公衆無線 LAN 等について

- Q. 中心市街地に無線 LAN のアクセスポイントが 18 カ所常設である一方、B－1 グランプリ開催時のアクセスポイントは設置に関して協議中とのことである。大きなイベントがある際は、仮設で対応していくのか。

- A. 国道 1 号より東のエリアについては、大四日市まつりを初め、複数のイベントの開催場所となっているが、非常に多くの人数が集まれば、どれほど増設したとしてもアクセス障害となる可能性があることから、これまで仮設での対応は行わなかった。しかし、B－1 グランプリについては、本市でイベントが開催されていることを来場者に全国に向けて発信してもらいたいとの思いから、おもてなしの一環として、アクセスポイントの増設を検討している。来場者に不便なく使用してもらえよう、どの場

所に何カ所設置するのか協議中であり、併せて、B－1 グランプリ開催時のみの設置とするのかも協議中であるが、近い将来、5 Gが一般化されることも見据えて総合的に検討していく必要がある。

Q. 現在協議中の段階で、5月のB－1 グランプリ開催までに適切な対応ができるのか。

A. 設置する場合は、既存の無線LANと同様に、CTYが提供する四日市FREE Wi-Fiに対応する。CTYからは、社屋が近隣にあることから、アクセスポイントの設置にはそれほど時間がかからないと聞いている。

Q. 昨年の大四日市まつりでは、携帯電話の電波を活用した来場者の属性調査を行っているが、B－1 グランプリにおいても行うのか。

A. 市外・県外の来場者を多数見込むイベントの開催については経験値がないため、今後の交流人口の増加を図るためにも、来場者の属性についてはぜひ把握したいと考えており、同様の仕組みで調査を行う予定である。

(意見) 属性分析の結果については、本市のマーケティングの大きな材料となるため、今後の活用方法については総務常任委員会でも議論していきたい。

実行委員会形式の3事業について

文化財関連事業（観光交流課分）について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

《その他》

シティプロモーション部の時間外勤務について

Q. シティプロモーション部の時間外勤務の状況を確認したい。

A. 広報マーケティング課は、シティプロモーション部の所属となってから、広報広聴業務に加えてプロモーションに係る業務が増え、試行錯誤で業務を進めていたことから、以前よりも時間外が増えている状況であるが、時間外勤務が恒常的に月80時間を超えるような状況は見られない。観光交流課については、大四日市まつり、花火大会、サイクル・スポーツ・フェスティバルが短い期間内に開催されることから、個人で年間900時間を超えるような時間外勤務も以前は見られたが、業務のスリム化や担当者が変わっても速やかに業務が遂行できるようマニュアルの整備を行うなどのマネジメントを実施している。イベント前後は月80時間ほどの時間外勤務はまだ見られるものの、今年度は月100時間を超える時間外勤務は発生していない。

(意見) 職員の健康管理には十分留意してほしい。市長の肝いりで発足した部であることから、必要があれば、もう少し手厚く人員配置してもよいと考える。

シティプロモーション部の業務管理について

(意見) 業務棚卸表が現状では形骸化していると感じられる中、シティプロモーション部においては所属の年間スケジュールや、事業単位のスケジュールに沿って業務管理を行っているとのことだが、新年度予算を通じて、年間で何を目的に施策展開するのかが見えてこない。当初予算資料を見ても年間で何に取り組むのかについての記載が主となっている。何を目的に1年間シティプロモーションの各種事業に取り組むのか、

大目標を念頭に置いた上での業務管理に努めるべきであり、業務棚卸表に変わる適切な目標管理ツールも整備すべきと考える。

シティプロモーション全般について

(意見) 四日市市観光・シティプロモーション条例では市外からの交流人口や定住人口の増加の促進を謳っており、市長も人口の社会増の実現を打ち出しているものの、現状のシティプロモーション部の取り組みだけでは定住人口の増加には到底行きつかないと感じる。現時点では、本市の全国的な知名度を上げ、交流人口の増加を目指すという方向性であることは理解するが、将来的な移住・定住につなげようとするのであれば、市外の人に対する広聴という視点も持った取り組みが必要である。また、新総合計画の表紙はコンビナートであるが、コンビナートばかり取り上げては本市のイメージは変わらないと考えるため、こうした細かい点についても目を配るべきである。さらに、シティプロモーション部で様々なイベントを行っているが、例えば「子育てするなら四日市」を謳うなら、この趣旨に沿ったイベントについてもシティプロモーション部を中心に行うなど、より大きくシティプロモーションを展開しなければ、最終的な目標にたどり着かないと考えるため、今後、検討してほしい。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費》

職員の採用について

Q. 人材の確保について、決算審査での指摘・提案を受けて前向きに取り組んでいる内容を確認したい。

A. 高等学校新規卒業者の採用スケジュールに関して、1次試験から最終合格発表までの期間が長いとの指摘を受け、来年度は最終試験から発表までの期間をできる限り短縮する。また、地区市民センターに配置されている技師について、技術職が必要な職場に配置すべきとの意見については、考慮に入れた上で人事異動を検討している。また、就職氷河期世代の採用についても、他団体の例も参考にして、前向きに検討している。

(意見) 1次試験合格者が2次試験を辞退しないよう、1次試験の合格発表の後は、それほど間を置かずに面接を行っているとのことだが、2次試験までの間に、合格者に本市で働く魅力を伝える研修会のような機会が作れないかと考えている。日程確保が難しいのであれば、受験者に対してあらかじめ本市で働くメリット等について情報提供を行っておくべきである。このことで、辞退を抑制するとともに、不合格者にとっても次年度再挑戦したいとの意識を醸成することにつながると考える。

Q. 四日市看護医療大学の学生に対し、市内の医療機関に就職することを条件に奨学金を支援する制度を設けている一方、技師で同様の制度の導入ができない理由は何か。

A. 看護医療大学に対する補助金の目的は看護師の養成であり、同様に技師の養成を目

的とした補助金制度の創設はありうるが、市職員の採用を目的とした補助制度の創設は難しいということである。

(意見) 職員確保に向けた令和元年度の新規事業として、職員採用に向けたプロモーションビデオの作成を行っている。この中では、比較的若い世代の職員がインタビューを受けているが、他にも様々な年代にスポットを当て、本市の充実した研修制度やキャリア形成についても紹介することで、より職場に魅力を感じてもらえと考える。また、本市で定年まで勤務する職員が多い中、結婚・出産を経験しても働き続けられる女性にやさしい職場であることもアピールポイントとなるのではないかと考える。

(意見) 看護師の確保も難しい状況であるが、看護師としてのスキルアップを望んで市立四日市病院に就職したという例があれば、それを情報発信することで、今後の採用に効果が出るのではないかと考える。

(意見) 市のホームページについては、非常に見づらく、現在どのような職を募集しているのか、仕事の内容はどのようなものかなど必要な情報が得にくい。大学生等は、就職活動に当たりまずはインターネットを通じて情報を仕入れることがほとんどであるが、その入り口部分に障壁があると感じる。民間就職情報サイト等の掲載方法も研究し、より見やすく効果的な情報発信に努めるべきである。

調達契約事務について

Q. 労働環境チェックシートの見直し案について、非常にわかりやすくなったことは評価したい。地域別最低賃金についての設問項目があるが、これを認識していない事業者もいると考えるため、具体的な金額を入れてはどうか。また、労働報酬下限額を定めることについて、現時点の考え方を確認したい。

A. 地域別最低賃金や業種ごとの設計労務単価については、具体的な金額の分かる資料を添付したいと考えている。また、労働報酬下限額を条例に定めることについては、これまでも他自治体の状況を確認してきたが、現時点で労働報酬下限額を定める新たな手法はなく、慎重な対応が必要であると認識している。

(意見) 平成 28 年以降に公契約条例を施行した自治体では、約 8 割が労働報酬下限額を定めておらず、全国的に慎重な姿勢が伺えるが、県内では津市が労働報酬下限額の試行を実施している状況である。労働者の労働環境を保証することで、ひいては地域経済の活性化にもつながる可能性もあり、津市等他の自治体の動向も見極め、適切に必要性を判断すべきである。

(意見) 本市が労働報酬下限額を定めれば、他の自治体にも大きな影響を与える。東海エリアにおける西の中核都市を目指すのであれば、本市がリードする姿勢を見せるべきである。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 2 目人事管理費》

職員研修の充実について

Q. 近年の技師不足の傾向に鑑み、技術系の職場に配属された事務職員に対して、専門的な研修を受講させることにより、現在技師が行っている業務の一部を事務職員が行

えるようにするという手法は考えられないか。

- A. 現在、技術系の職場に配属された事務職員に特化した研修は行っていないため、事務職員が技師の行う業務のスキルを身につけるのであれば、現状では日常の職場研修によることとなる。しかし、専門性の高い事項に事務職員が携わるのは難しい面があることから、必ずしも専門職が担う必要のない業務については事務職員が担うなど、職場単位での業務を見直すことにより、技師が専門的業務に専念できる環境を確保しているのが現状である。事務職員に対する技術系の専門的な内容の研修となれば、どのような研修体系が必要になるのか等難しい問題があるが、指摘の内容について、研究はしていきたいと考える。

(意見) 今後のICT技術の発達により、事務職員でも一定の専門的事項を担える可能性もあると考える。短期の課題というよりは中長期的な課題として、業務の仕分けに取り組んでほしい。

- Q. 職員が研修を受けた場合、レポートの提出は求めているのか。研修の成果は職場内で共有できているのか。

- A. 職員が外部研修を受けた場合、職場研修や報告会のような形で知識の共有を図るよう周知しており、実際にそのような場を設けたか否かを各所属より職員研修所に報告するシステムをとっている。外部研修を受講した職員本人に対しては、その研修の成果や満足度を問う報告書の提出を求めており、所属長に対しては、当該職員が研修に参加したことで業務上何らかの成果があったかはアンケートを取っている。市の内部研修としては、役職に応じた階層別の研修を行い、研修後には各職員に対して理解度や満足度、今後の研修希望等についてアンケートを行い、翌年度以降の研修計画の参考としている状況である。

時間外勤務の適正化について

- Q. 職員の時間外勤務の適正化に向けて、新年度の取り組み方針を確認したい。

- A. 民間事業者においても取り組みが進む中、市についても意識的に職員の時間外勤務削減に取り組む必要がある。具体的にはAI等の活用による業務の効率化、育児休業職員代替への正職員の充当、恒常的に多くの時間外勤務が発生している職場への人員の増強等を進めている。併せて、引き続き、職場内での業務の効率化に向けて全庁的な啓発に取り組んでいく。

- Q. 令和元年度における時間外勤務の実態を確認したい。

- A. 4月から9月において100時間を超える時間外勤務を行ったことがある職員数は、前年度の同時期に比べて25人増えており、具体的には選挙管理委員会事務局、介護保険課、こども未来課、政策推進課、スポーツ課、保険料収納室で多くなっている。働き方改革推進本部では、人員配置も含めて職員が合理的・効率的に働ける仕組みを検討しており、例えば課長補佐級職員が係長を兼務している割合の解消も一つの目標として、人事政策に取り組んでいる。

(意見) 時間外勤務について、究極的には人員増又は業務の削減がなければ解消できないと考える。今後2年間は様々な記念イベントが平年よりも多くなり、関係する職員

を初めとした時間外勤務が多くなると想定されるが、職員が私生活や健康を犠牲にして市民サービスの質は維持できないと考えるため、十分配慮してほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第3目恩給及び退職年金費・第4目文書広報費》
別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

AI・RPA等活用促進事業

Q. スマート自治体の実現に向けては、「職員を事務作業から解放し、職員は、職員でなければできない、より価値のある業務に注力する」という目的がもっとも重要と考える。新年度においては、5つの項目でAI・RPA等を活用した取り組みを行っていくとのことであるが、これによる業務のスリム化が実現できた暁には、様々な相談業務に対応できる職員を増やすべきと考えている。今後、人事課においてはAI・RPA等の導入を受けた人員配置のあり方について検討していく必要がある。特に今後の業務が大きく変わるのは地区市民センターであると考えているが、総務部が主導してそのあり方について整理していくべきではないか。

A. 地区市民センターのあり方の検討については、市民文化部の所管となるが、AI・RPA等の活用や今後の人員配置について総務部と市民文化部で共通認識を持ち、目指すべき姿の実現に努めたい。

Q. 本市としてもスマート自治体の実現を目指していくのであれば、大きく市役所を改革する機会であると考えているが、中には抵抗感を感じる人もいると考える。説得力のあるデータを収集のもと、情熱を持って取り組み、他の自治体に先がけた改革を行う必要があると考えるが、どうか。

A. 三重県が主催するスマート自治体推進検討会議に参画しており、県内市町との調整を図っており、県内市町との情報交換を行いつつ、より独自性やスピード感を持って働き方改革を断行すべく、AI等導入検討部会と人事制度検討部会を両輪とする働き方改革推進本部において新年度予算に向け議論を進めてきた。今回、予算計上している先端技術5項目については、新年度において庁内での横展開を図ることでより効果が期待できるとの思いが強くあり、情熱を持って取り組みを進めたい。

番号制度関連事業

Q. マイナンバーカードの普及促進に向け、さらに利便性の向上を図るべきではないか。

A. 令和元年1月末現在でも、本市のマイナンバーカードの普及率は10%程度であり、全国平均よりも低い状況である。市民課においてはデジタルサイネージや「広報よっかいち」を活用して取得に向けた啓発を行っており、ICT戦略課においては取得率の底上げに向け、各部局の多目的利用の検討をサポートすることとしている。市民課とは常に連絡を取り合い、マイナンバーカードのさらなる普及促進に向けて知恵を出し合っている。

Q. 選挙の投票所での受付や、避難所での身元確認に活用している自治体もあると聞く

が、そのような検討は行っているか。

- A. ICT戦略課において現在協議している状況にはない。選挙においては、受付時間の短縮は非常に重要な視点であるが、本市においてはバーコードの読み取りによる受付の時間短縮をすでに図っている。マイナンバーカードの活用範囲を広げるという利点はあるが、選挙の側面からみれば、この利用により大きく改善されるものではないと考えている。

マイナンバーを活用した行政手続オンライン化事業

Q. 当事業について、具体的にどのような事業を目指すのか確認したい。

- A. 特に若者はインターネットを通じて様々な手続を行うことから、自宅にしながら様々な申請・届出手続が完了できる仕組みを構築したいと考えており、新年度においては他の自治体の事例も参考に、調査・研究を行う予定である。マイナンバーカードの利用促進も念頭に、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の活用を考えており、決済手続まで可能となれば非常に利便性が向上すると考える。技術の進展は非常に速いため、ICT戦略課職員が様々な研修会に参加し、利便性の高い仕組みの構築に向けて、多角的に取り組みたい。

(意見) セキュリティに対する危惧からマイナンバーカードの取得が進まないという側面もあると考える。新年度の調査研究結果を踏まえ、市民に対して、マイナンバーカードの活用によりどのように利便性が向上するのか具体例を示し、セキュリティに対する懸念以上にメリットがあるということを訴えて普及促進に努めてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第15目人権推進費》

人権相談体制強化事業

Q. 人権相談については、生活環境の中のトラブル等を中心に広く市内全域から寄せられているとのことであるが、件数の増減について、長期的な傾向を確認したい。また、相談を受けた後はどのように対応しているか。

- A. 数年前が300件台であった中、近年では500件を超えており増加傾向にある。平成30年度の相談件数は523件であったが、令和元年度では1月末で519件となっており、昨年度の件数を上回るものと考えている。多くの相談者は、丁寧に用件をお伺いすることで満足される。また、内容については人権センター単体では解決できない問題がほとんどであり、相談者の許可を得た上で、しかるべき部署と連絡をとり、解決につながるよう働きかけている。

Q. 相談員は教職員OBの嘱託職員2名で、それだけで対応できない部分については人権センター職員がカバーしているとのことであるが、今後も相談は増えていく可能性が高い中で、現行の体制で不足はないのか。

- A. 人数は多い方が望ましいが、まずは現行の体制で適切な対応に心がけたい。

(意見) インターネット上の人権侵害等が社会問題化する中、人権相談については質量ともに充実させる必要がある。体制に不足があれば、積極的に人員配置を要望すべきである。

Q. 令和元年度に発生した差別事象は2件であり、いずれも学校現場である。この事象をどのように分析し、今後はどのように対応していくのか。

A. 本件については教育委員会とも密に連携をとっている。そのような事象が発生したとき、学校職員が十分な対応をとれなかったことが課題であると考えており、教育委員会を通じ、当該校だけでなく全校に対して差別は依然として存在することを周知した上で様々な研修に取り組んでいる。行政職員も同様であり、様々な機会を通じて研修を行い、万一差別事象が発生した場合でも適切に対応できるよう取り組みを進めている状況である。

(意見) 現状の取り組みについては評価する。事象の発生については議会に報告されているが、全市的な人権意識の醸成につなげていくためにも、その後どのような対応を行っているかについても適切に議会に報告すべきである。

人権教育・啓発推進事業

Q. 市内の差別事象の状況をどのように認識し、今後どのような方向性で人権施策を進めていくのか。

A. 差別については市内でもまだまだ存在するという認識である。啓発活動に携わる人が高齢化・固定化している傾向があり、若い世代も含めていかに活動に参画してもらうかが大きな課題である。また、多くの人がインターネットに書き込まれた誤った情報を信用してしまう中、インターネット上の人権侵害は本市に限らず全国的な課題となっている。幼いうちから正しい知識を身につけるため、子供たちに対する人権教育を充実させていく必要があると考えている。

(意見) 人権啓発について教育委員会や健康福祉部とも連携し、全庁的な課題として取り組むべきであり、積極的な予算措置にも心がけてほしい。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第4項選挙費・第5項統計調査費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【消防本部・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第1目常備消防費》

救急高度化事業

Q. 先端技術を活用した救急高度化事業については、令和3年度に基本調査、実証試験を予定している中、令和2年度には予算計上されていないが、この理由は何か。

A. A Iを活用した救急業務については、現在総務省消防庁が主導し、名古屋市、仙台市、藤沢市において実証試験を行っており、この結果が令和3年度早期に出ると考えている。また、5 GやI o Tを活用した実証試験も前橋市において行われており、令和2年度においてはこれらの状況を注視した上で、事業の開始に向けた具体的な検討

を進めたいと考えていることによる。予算は計上していないものの、既存のシステムの中で、消防・救急現場の状況写真を消防本部に送信しながら対応を行うといった試みも行いながら、5G・IoT・AIの導入に向けてしっかり取り組みたい。

Q. 119 番通報者が現場の状況を映像により消防指令センターに送信する取り組みについては、スマートフォン等の機能を活用すれば現状でもできるのではないか。

A. 確かにスマートフォンでは画像を映しながら通話することは可能であるが、映像を現場の音声に合わせて119番回線に乗せるシステムの導入を検討するものであり、現在、岡崎市において導入し、実証試験が行われている。指令センター側のコンピューターの性能についても併せて検証したいと考える。

(意見) 現段階で既存のテレビ電話システムを活用して対応に当たることで、システム導入に向けた課題の抽出にもつながると考えるため、様々なシミュレーションのもと取り組みを進めてほしい。

Q. 救急業務の高度化により、消防本部の持つ情報量が非常に多くなると考えるが、この管理はどのように考えるのか。

A. 情報量が非常に多くなり、また、多くの個人情報を扱うことにもなるため、この管理は大きな課題と捉えている。適切に情報管理ができるハード整備も含め、今後十分に検討していきたい。

消防救急体制について

Q. 北消防署北部分署及び南消防署南部分署の設置に伴い、各分署の消防隊と救急隊が同時出動できるようにするため、20名の増員を図る職員定数の見直しを行ったところである。現在の職員体制の整備状況を確認したい。

A. 体制の整備については令和3年12月の完了を目指しており、本年4月には15名を採用予定である。令和3年度についても退職者数等に応じて必要人数を確保し、令和3年12月には381名の定員を充足させるべく取り組んでいく。人材不足も懸念されるが、高校等でセミナーを開催するなどの手法も用いて、必要人数の確保に努めたい。

防火・防災教育の充実について

Q. 中学生を対象とした応急手当講習（心肺蘇生法）について、新年度はすべての中学校で実施できるよう教育委員会と調整を行っているとのことである。発災時においては、平日昼間の災害時要援護者の支援は中学生ボランティアが主体となることから、危機管理監とも連携し、地区の防災訓練に中学生が消防団とともに参加するような仕組みも考えるべきではないか。このことは、将来的な消防団員の確保につながるとも考えられる。

A. 西朝明中学校において、数年前より中学生と地域が連携した防災訓練に取り組んでいる。このような例をモデルとして、各地区に取り組みを広げていきたいと考える。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第2目非常備消防費》

消防団員確保に向けた取り組みについて

Q. 各地区消防分団の合計定員は 545 人であるが、実員は 494 人となっている。地域単位での分団募集には限界が来ていると感じるが、市内全域で見れば消防団活動を望む人も一定数存在すると考えるため、より広い範囲で分団員の確保に努める必要があると考える。また、総務省消防庁のホームページには、消防団充実強化に係る取組事例として、消防団の四日市大学との交流促進活動が取り上げられているが、議会にもそのような情報が十分に聞こえてこない。様々な活動に取り組んでいるのであるから、団員確保の観点からも、日頃の活動内容のPRにより力を入れるべきではないか。

A. 確かに消防団活動への学生の参加はあるものの、PRが十分でないため、今後は力を入れていきたい。また、消防団員の確保に向けては、国の動向や他の自治体の事例も見ながら、様々な方策で取り組んでいきたいと考える。

Q. 各地区分団において子供が消防団活動に親しむための取り組みが行われている例もあるが、他市では子供消防団員を募集している例もある。幼い頃から消防団活動に参加することにより、将来、消防団に入団する意欲を醸成することができると考えるため、検討すべきではないか。

A. 現在、小学校の社会の授業において、児童に消防団詰所へ来てもらい、地域を守る消防団員の姿を見てもらうという取り組みを行っている。子供消防団員については、将来の消防団員の確保につながる可能性もあるため、他市の状況等も調査し、検討していきたい。

(意見) 現在本市では2名の外国人が消防団に参加している。また、市職員や県職員など、公務員の参加者が平成30年9月現在で13名いるとのことである。消防職員OBの参加はないとのことであるが、1人でも参加すれば道が開けると考えるところであり、様々な人材に目を向け、団員の確保に努めてほしい。

Q. 日本消防協会において個人年金制度があり、各分団に案内しているとのことであるが、情報が行き届いていない。団員の確保につながる可能性もあるため、適切に周知すべきではないか。

A. 各地区分団の分団長が集まる消防団の幹部会議等の場で全般的な説明は行っているが、今後は、確実に情報が伝わるよう工夫していきたい。

消防団関連予算の状況について

Q. 平成30年度比で団消防操法大会関係経費が減額になっている理由、及び貸与被服費が過去2年に比べて大幅に増額となっている理由を確認したい。

A. 平成30年度の団消防操法大会関係経費については、三重県の消防操法大会に出場したことから他の年度に比べて予算額が大きくなっている。また、貸与被服費については、労働安全衛生法の改正により墜落制止用器具の性能に係る基準が変更となり、団員全員の安全帯を交換する必要が生じたことから増額となっている。

楠地区消防分団の一分団化に係る対応について

Q. 楠地区消防分団が一分団となり、定員が22名となった。しかし、これまで楠地区で分団員として活動していた人のうち、定員外の5名が、団本部付き基本消防団員とし

て引き続き楠地区で活動することとなっている。このような扱いについて、他地区から不公平であるとの声は上がっていないのか。

A. 団本部付き基本消防団員の任命については、平成 28 年の四日市市消防団規則の改正により設けた制度であり、地区分団の定員をすでに満たしている場合でも、四日市市消防団の定員である 620 名以内であれば、団本部付きとして任命することができ、地区の活動に充てることができるものである。したがって、これは楠地区に限った措置ではない。なお、今回の 5 名という数字については、消防団活動における 1 班分の人数を充てたものである。

(意見) 他の地区内でも同様の措置は可能である旨を、適切に周知すべきである。

Q. 一分団化に伴い、分団車庫や詰所は北楠分団のものに統一されることとなるが、残された施設はどこが所管するのか。

A. 南楠分団車庫、詰所は、建物が市民文化部の所管であることから、今後の取扱いについては市民文化部との協議となる。その他の車庫、詰所については、今後、更新する予定はないが、消防本部が所管していく。

大規模災害対応班について

Q. 新年度において、機能別団員のうち、水防対応班が大規模災害対応班に再編されることになるが、具体的な活動内容を確認したい。

A. 水防対応班は旧楠町消防団の再編に伴い設置したもので、現在、楠地区を拠点として運用している。近年、地震や台風など大規模災害への対策が叫ばれる中、様々な災害時に活動する対応班が必要となることから、今回、これを大規模災害対応班に再編するものである。大規模災害対応班は、中・北・南の 3 ブロックに配置し、各消防署を拠点に活動する。例えば警報が発令された際、消防本部から連絡を入れて各消防署に参集し、各ブロックの副団長の指揮で活動することを考えている。なお、3 ブロックに加えて引き続き楠地区にも大規模災害対応班を置くが、同様に、水害以外についても活動してもらうこととなる。

消防団のあり方について

Q. 参加者のうち、56 歳以上が 128 人を占めるなど、消防団の高齢化が進む中、質の維持を図っていく必要がある。各地区分団では十分に訓練を行っており、健康診断を通じて健康面も把握しているとのことであるが、訓練について分団員全員が参加していることを確認しているのか。

A. そこまでの確認は行っていないが、災害現場で十分に活動してもらえる人が消防団に参加していると認識している。しかし、団員の高齢化が進んでいるのは事実であるため、分団ごとの訓練の実態についても、必要に応じて消防本部として把握していきたいと考える。

Q. 同格市である豊橋市や岐阜市と比べても、本市の消防団の定員が圧倒的に少ない理由を確認したい。

A. 地方交付税の基準によれば、本市の規模での標準団員数は 1500 人程度となる。しか

し、消防ポンプを軽トラックに積載して活動を行うような消防団も全国に多くある中、本市では地区分団それぞれに消防車を配備しているなど、全国的にも資機材の充実した消防団であることや、これまでの本市の消防団運営の歴史の中から 620 名という定数になっている。

Q. 620 名という定数が適切であるというのであれば、明確な論理を持って説明すべきである。消防団については、訓練の開催回数や参加人数、団員の体力の状況など実態把握に努めて質の維持に努めるべきと考えるが、高齢化が進む状況においては消防団の規模を縮小し、消防職員の数を増やすなど、様々な可能性を視野に対策に臨む必要がある。時代に合わせた消防団のあり方を検討すべきと考えるが、どうか。

A. 今後も高齢化が進む中、消防団の配置や定数をどのように考えるか、市全体での団員確保の観点から団本部付けの消防団員をどのように活用していくかなど、消防団の維持・活性化に向けては今後 10 年間で過渡期にあたると考える。常備消防も含め、本市として消防力をどのように確保していくか、新総合計画のもとしっかり研究したい。
(意見) 各地区において研修や訓練の開催回数にばらつきが見られるが、消防団員は非常勤の公務員であることを考えれば、開催回数について一定の基準を設ける必要があると考える。これまでの歴史がある中、消防団制度の改革は容易ではないが、真に必要な人数を導き出すなど、時代に合わせた対応をお願いしたい。

《歳出第 9 款消防費 第 1 項消防費 第 3 目消防施設費》

消防本部庁舎整備事業

Q. 消防出張所整備事業について、北西出張所と西南出張所の整備時期をずらしているが、同時の整備はできないのか。

A. 南消防署の整備も同時に進めている中、適切な人員体制を維持するためには整備時期をずらすことが望ましいと考えている。

Q. 消防分団車庫の整備について、オリンピック等の影響により建築資材や人件費が高騰していることから以前より経費が高くなっているが、整備時期を遅らせることはできないのか。

A. 築 35 年を経過した車庫から順番に改築を進めている。整備が遅ればその分老朽化が進むことになるため、予定通りの時期で取り組みを進めたい。

Q. 防災教育センターリニューアル事業について、工事費用の見込みはあるのか。

A. 当初は改築に約 5000 万円、V R 等資機材の導入に約 2000 万円かかると見込んでいたが、基本構想次第では金額が大きく変わる可能性もあることから、工事費を未記載としている。

(意見) 地震が発生した際、分団車庫の前に建つホースを乾燥させるための電柱が倒れて有事に消防車が出動できないといった事態も懸念されるため、電柱の転倒防止に向け、耐震性等何らかの基準を設けることも研究すべきである。

《その他》

地域課題への迅速な対応について

- Q. 日常的に発生する地域課題を解決したいと思っても、緊急的にそれに対応できる予備的な予算が消防本部にはない。補正予算を組んでいては間に合わないような場合に備え、消防本部で予備費のような予算を確保しておくことはできないのか。
- A. 消防本部としては、予算措置のない緊急的な地域課題が発生した際、必要に応じて既決予算の中で流用を行いながら対応してきた。緊急的な課題の発生に際し、迅速に対応できるような予算の執行方法等について、財政経営部とも十分協議したい。

第2条 債務負担行為

別段の質疑、及び意見はなかった。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費＞

防災・減災に関する情報伝達機能強化事業

- Q. 防災行政無線システムで避難勧告等の放送を行うと同時に、エリアメールや安全安心防災メール等に対しても、同様の内容を一斉に情報配信するワンオペレーションシステムについて、地震の発生直後は災害対策本部も立ち上がっていない状況であるが、どのように情報発信を行うのか。
- A. 危機管理室では当直の体制をとっており、津波警報等の情報を感知した場合、当直職員が防災行政無線システム送信ボタンを押せば、情報が流れる仕組みとなっている。
- Q. 防災アプリについては発信する区域等の指定ができる機能を持つとのことであるが、その仕組みを確認したい。また、運用開始時期の想定はあるのか。
- A. アプリ利用者は会員登録時に住んでいる区域も登録することができる。市全域に係る情報が不要である場合は、オプションにより当該区域に関する情報のみでも受け取ることができるものである。システムの構築については、新年度早期に実施したいと考えるが、運用開始時期は未定である。
- Q. 情報発信については、これまで様々なツールを用いてきたが、今後は防災アプリに一元化していく流れであるのか。
- A. 防災アプリは一つのツールとして考えている。なお、エリアメールや安全安心防災メールについては、ワンオペレーションシステムを用いた発信に切り替えていく。
(意見) 防災アプリについては緊急時だけでなく、平常時でも防災に関する情報や注意喚起等について情報発信し、市民にとって防災が日常化するよう努めてほしい。また、併せて、災害時に備えたマイタイムラインの準備についても啓発してほしい。
- Q. 防災に関するフェイク情報が流れた場合、防災アプリ等を活用して適切な情報発信に努めていくのか。
- A. 状況によるが、フェイク情報が社会に大きな不安を与えている状況であれば、正確な情報に関する周知・啓発を流すことも検討しなければならない。

緊急告知ラジオの状況について

Q. 市内の避難行動要支援者や、自治会長等の地域支援者に対して貸与されている緊急告知ラジオについて、要支援者が死亡したような場合、どのように対応しているのか。また、自治会長が交替するときに、ラジオが適切に引き継がれていないケースもあるのではないかと考えるが、状況は確認しているか。また、今後のラジオの貸与の考え方について、確認したい。

A. 被貸与者が死亡したことが分かった場合、ラジオは返却してもらっており、貸与台帳で管理している。令和元年度では、現在 136 台の返却があった。地域支援者である自治会長等の交替に伴うラジオの引継ぎについては、適切に行ってもらおうよう依頼しているところではあるが、現状でも課題はあると考えている。スマートフォン等の普及による情報伝達手段の環境変化がある中、緊急告知ラジオの今後のあり方については検討を進めている。

(意見) 自治会長の交替に伴うラジオの引継ぎに課題があると認識しているのであれば、市民文化部とも連携し、ラジオが無駄にならないよう、しっかりした対応をお願いしたい。

総合防災拠点整備事業

Q. 総合防災拠点は、広域物資輸送拠点等から供給される物資を市が受け入れ、指定避難所に向けて物資を送り出す地域内輸送拠点としての役割もあるとのことだが、道路状況等により当拠点が使えない場合、どのように対応するのか。

A. 新年度において受援計画を策定する予定であり、当拠点が活用できない場合は、北部拠点防災倉庫及び南部拠点防災倉庫で物資を受け入れることを想定している。

Q. 総合防災拠点について、発災から 3 日後まで、3 日後から 1 カ月後までなど時期に応じた活用イメージが資料に示されている。1 カ月後からは仮設住宅の設置が想定されているが、その見本を置いておくなど、その場所において平時より活用方法の啓発を行えば、市民の防災意識の醸成にもつながる拠点となるのではないか。

A. 発災直後においては、消防車や自衛隊車両の進入があるため、平常時、当拠点はアスファルトで舗装した状態となっている。したがって、仮設住宅等の見本を置くことはできないが、平常時にどのように啓発すべきかは今後の課題と認識している。なお、当拠点の平常時の活用方法については、今後、地域とも協議したいと考える。

(意見) 他市では、災害発生後の時期に応じた活用方法について、看板等で示している例もある。防災公園のようなイメージで、平常時から市民の防災意識の醸成につながるような施設としてもらいたい。

受援計画等策定事業

Q. 災害時に備えたハードについては総合防災拠点の整備を行っているが、他の自治体等から支援を受けるのであれば、職員等の派遣要請をどのように行うのか、現場で迅速に支援に当たってもらうために配慮すべきことは何かなど、ソフト面の充実も図る

必要がある。本市にも他の自治体へ災害派遣されている職員がいるのであるから、そのような例を参考に、適切な対応を検討しておくべきではないか。

A. 災害派遣の経験のある職員の意見も聞きながら、受援計画の策定に努めたい。

Q. 他の自治体との災害応援協定について、南海トラフ地震で同様に被災する可能性のある太平洋側の自治体よりも、日本海側の自治体等と締結すべきではないかと提案したことがあるが、状況を確認したい。

A. 内陸にある長野県飯田市と災害応援協定を締結している。今後も、機会を捉えて積極的な災害応援協定の締結に努めたい。

(意見) 災害時の相互支援については、平常時からのアプローチも重要であると考ええる。一般質問でも例示されたプッシュ型支援や、複数の自治体が連携した相互支援協定等も含め、本市が災害時に必要な支援を受けられるよう、適切なリスク管理の手法を検討すべきである。

Q. 受援計画との関連性を踏まえ、平成 23 年度に策定した業務継続計画（BCP）の見直しを行うとのことだが、民間事業者のBCPの策定支援を行う必要があるのではないか。

A. 事業者のBCPの策定支援は商工農水部が行うこととなると考える。

(意見) 商工農水部と連携を密にし、どれほどの事業者がBCPを策定しているのか確認の上、必要な支援を行ってほしい。

(意見) 市の危機管理にかかわることであるため、商工農水部に一任するのではなく、事業者のBCPの策定支援について、危機管理監としても積極的なかかわりを持つべきであると考ええる。

災害時の様々な対応について

Q. 熊本県益城町では、熊本地震の際、「テント村」を設営して被災者を支援した。本市でも可能性はあると考えるが、「テント村」を設営するのであればどのような場所が望ましいのか、各地区社会福祉協議会等においてテントを保管しているところはないか調査すべきと考えるが、どうか。

A. 仮に「テント村」を設置するのであれば、指定避難所に指定されている学校のグラウンド等になると考える。他の自治体の事例も参考に、「テント村」の効果も含めて調査・検討していきたい。

Q. 災害時に炊き出しを行う自治体もある。本市で炊き出しを行う場合、基本的には地域が主体となるとのことであるが、市として何らかの支援が必要ではないか。

A. 災害時には避難所運営マニュアルに定める様式等を用いて、避難所ごとに炊き出し等必要な食料数を把握する。決して地域に一任するのではなく、災害対策本部としても地域の計画に基づき、可能な範囲で食材の調達に協力したいと考える。

(意見) 今後整備される中学校給食センターについて、教育委員会としては災害発生時の避難所等への食材の提供は考えていないようである。しかし、市の施設は防災上の役割も一定程度あると考えるため、危機管理監と教育委員会で協議してほしい。

水防法改正を受けたハザードマップの作成について

- Q. 水防法の改正を受け、河川ごとにハザードマップの作成に取り組んでおり、新年度に三滝川・海蔵川水系、令和3年度に天白川・鹿化川水系を作成して完了するとのことである。天白川や鹿化川付近の住民からは、豪雨があった際、非常に水はけが悪いために何らかの対策を講じてほしいとの意見を聞いているが、庁内での情報共有はできているのか。
- A. 床上・床下浸水等の情報については、災害対策本部において全庁的に情報共有を図っている。また、内水浸水区域図についても現在上下水道局に委託して作成しており、年度末に完了する見込みである。今後はその内容をハザードマップ等に示しながら啓発を図っていきたいと考える。
- Q. 浸水について改善を求める声に対しては、危機管理監が音頭をとり、計画的に対応していく必要があるのではないのか。
- A. 三重県国土強靱化地域計画に基づく脆弱性評価に対する取り組みについては、危機管理監で進捗管理を行っており、各部局において、リスクの高いところから改善を図っていくという共通認識を持って進めている。ただし、具体的な事業の優先順位については、各部局において判断しているところである。
- (意見) 各部局における対策の方向性が散逸しているように感じる。危機管理監が中心となってハザードマップの作成等全市的な啓発を行うのであれば、より系統立てた危機管理体制をとるべきと考える。

防災・減災人材の育成について

- Q. 地区内の医療従事者や資格保有者等の人材リストを作成していない地区防災組織も多くあるが、市から作成について依頼を行っているのか。
- A. 過去の災害を見ても、地区内の人材を日常的に整理している防災組織については、有事の対応が非常に早い状況である。したがって、人材リスト未作成の地区防災組織については、様々な機会を通じて作成に向けた働きかけを行っているが、作成するか否かは地域の判断に任せている状況である。
- (意見) 人材リスト未作成の地区防災組織に対しては、市から作成を依頼すべきと考える。災害時は、限られた人材を有効に活用することが非常に重要となるため、積極的な姿勢で臨んでほしい。また、人材リストの作成に合わせて、リストに掲載された人材の地域の防災訓練への参加を促していくべきである。

防災倉庫備蓄品等整備事業

- Q. 新年度においては、長期にわたる避難生活のストレスを軽減するため、エアーマットや間仕切り用パーティションの配備を進めることとなっているが、どのように配備していくのか。
- A. エアーマットについては本市で初めての導入であり、同格都市等の状況も参考に、1カ所25枚から30枚程度を、指定避難所118カ所に配備したいと考えている。また、間仕切り用パーティションについては、テント式のものが、現在も指定避難所

118カ所に3基程度ずつ配備されている。今後3年をかけて各指定避難所に毎年1基ずつ行き渡るよう購入するが、今回購入したものは、拠点防災倉庫で集中的に管理し、災害発生時に必要な箇所に配送しようと考えている。

Q. 段ボールベッドの供給については、事業者と協定を締結しており、今後も協定事業者を増やしていくとのことであるが、市として災害時にどの程度必要となるのかあらかじめ見込みを立てた上、事業者に必要な数の提供を依頼すべきではないか。

A. 災害時にどの程度段ボールベッドが必要になるかは全国的な指針もないことから、今後の検討課題であると考えている。

避難施設等整備事業

Q. 貯留式マンホールトイレの整備について、今後の方向性を確認したい。

A. 新年度においては、公共下水道へ接続済みの常磐小学校、羽津小学校、日永小学校、河原田小学校について測量調査設計業務を行う。当事業は推進計画事業であり、津波発生時の避難所となりうる小中学校から順次整備を進めていく。

災害時の広報について

Q. 危機管理監が所管する情報については市民が見やすい形で広報していく必要があると考える。特に、現在の新型コロナウイルスに関する情報については、ホームページトップの「緊急速報」に大きく掲載すべきものであるが、災害に関する情報が他の情報に紛れ込んでしまうことが多く、緊急性が感じられない。決算審査でも、ホームページ等での災害情報の広報の見直しについて指摘したが、検討状況はどうか。

A. ホームページの改修については、事業者と協議を進めている。CTYに対しても、河川カメラの情報提供について協議しているところである。ホームページについては、災害発生時に、求める情報に速やかにたどり着けるような改善に取り組んでいきたい。

ひとり暮らし高齢者宅等の家具固定について

Q. 当事業について、平成31年4月より組回覧による広報を進めていたが、問合せが多くあり、民生委員に負担をかけるとの指摘があったことから5月で取りやめている。分科会では、年度内に新たな広報に取り組むよう指摘があったが、その後はどのように対応しているか。

A. 「広報よっかいち」12月上旬号の「命を守る防災」というコーナーで当事業の案内を掲載した。また、本年1月20日発行の地区防災組織連絡協議会広報誌にも案内を掲載し、組回覧により広報を行った。今回は、民生委員に負担をかけないよう、問合せ先を危機管理室のみとしているところである。そのほか、防災大学等の場においても広報に努めている状況である。

(意見) ホームページ上の分かりやすい箇所に、常に掲載しておくという手法も重要と考える。

危機管理に係る対応について

Q. 四日市市事務分掌条例によれば、危機管理監は、自然災害、テロ、新型ウィルス等危機管理に関する事項を所掌することになっている。今回、新型コロナウイルスに係る対応については、危機管理監はどのようにかかわっているのか。

A. 新型コロナウイルスについては、「四日市市健康危機管理対策指針」に基づき、対策本部の事務局を健康福祉課及び危機管理室が担っており、健康福祉課は予防対策など医学的・疫学的な専門事項を、危機管理室は、全庁的な調整・統括業務を担当している。

緊急輸送道路に係る対応について

別紙「四日市市議会提言シート」に記載。

《歳出第9款消防費 第1項消防費 第4目水防費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

【会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第6目会計管理費》

会計事務の適正な執行について

Q. 各部局において、公印の押し忘れや日付の間違い等、事務的な誤りが散見される状況であるが、新年度に向けてどのように取り組んでいくのか。

A. 法令や条例等に従った適正・確実かつ迅速な会計事務の執行に向け、全庁的な指導・支援を行うことが会計管理室の大きな役割である。平成30年度においては、指摘のような誤りを減らすことを数値目標に掲げて取り組んできたが、目標を達成できず、今年度も引き続き力を入れているところである。新年度は、どのような部分が間違いやすい点であるのかなど課題を洗い出し、会計事務研修や実地検査等を通じて効果的な指導・支援に努めたいと考える。

三重県都市会計管理者協議会負担金について

Q. 当協議会への参加による成果を確認したい。

A. 当協議会は、県下14市の会計管理者が集い、日常の会計事務における喫緊の課題についての協議や情報交換、金融に関する様々な情報収集等を行う場となっている。自治体間で情報共有を行うことができる貴重な場であることから、今後も継続して参加していきたい。

備品購入費について

Q. 職員用の机・いす等の備品について、管財課ではなく会計管理室が管理している意味を確認したい。

- A. 各課の備品の所有状況については会計管理室において把握しており、実地検査においても備品が適正に管理されているかを調査している。また、机・いすに関しては、各部局の職員の人数が人事異動で増減することから、部局の中で融通することが難しいため、市全体で調整すべく会計管理室が一元的に管理している状況である。

金券の管理について

- Q. 市制施行 120 周年の際に記念切手を作成したが、大量に売れ残ってしまったことを受け、市制施行 123 周年に当たる本年においても同様のことがないように配慮してほしい。また、市制施行 120 周年記念切手は減らすことができているのか。
- A. 金券については過去に様々な問題もあったことから、会計管理室としても厳しくチェックしている。記念切手についてはシティプロモーション部において様々な場面で活用し、令和元年度においては 859,600 円分減らし、現在の残高は約 42 万円となっている。

【財政経営部・経過】

第 1 条 歳入歳出予算

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 1 目一般管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 5 目財政管理費》

当初予算編成方針について

- Q. 平成 30 年度決算において本市の財政状況は大きく健全化が進んだとの見解を示しながらも、市税収入が急減するリスクがあること、今後到大規模プロジェクトが控えていることなどから厳しい局面を迎えることを示唆した上、各部局には真に必要と認められる予算を要求するよう求めている。他方では、義務的経費を除く経常的な一般経費については原則としてゼロシーリングとすることとしているが、本来であれば金額の精査をすべきではないのか。
- A. 経常的な一般経費とは、毎年発生する事務的な経費のことであり、財源不足が見込まれる場合であればシーリングを行い、他の事業等に係る財源を創出するという手法をとっているところであるが、現状の財政状況のもとでは、前年度と同等の範囲であれば要求を認めることとし、シーリングを行っていないものである。ただし、財政経営部として要求は全てチェックし、事業ごとに一件ずつ査定することにより精査している。
- (意見) 財政経営部としては、各部局の当初予算編成に当たり、スクラップ&ビルドやリニューアル、既存事業との予算組替、年度間の平準化などの工夫を行い、単純な増額要求を避けるべきこと、国の先行モデル事業への応募等も含め、国・県補助金や各種団体の補助制度等の積極的な活用を検討すべきこと等を求めているが、こうした市全体としての予算編成方針についても、詳細に議会に説明すべきである。市民の税金

が全体として何に使われているのかをチェックすることが議会の果たすべきもっとも重要な役割であると考えており、今後の予算審査においては、予算編成に係る全体的な議論も行っていくべきと考える。

Q. 財政経営部においては健全な財政運営という視点を主眼に置いて取り組みを行っているが、マクロの視点で、市税をどのように分配していくのかという視点も持つべきではないのか。

A. 例えば社会保障関係経費にどれほどの額が必要であるかなど、シミュレーションは行っているところであるが、市の全体的な施策の方向性を定めているのは総合計画であり、財政経営部としては、それに対して財源的な裏付けができるかという観点から携わっている状況である。なお、福祉的な事業の多くは国により方向性が定められる部分が大きいことから、地方公共団体においては所得の再分配に係る自由度はあまり高いものではないと考える。

財政プラン 2020 について

Q. 財政運営の数値目標について、ストック指標として、令和4年度に全会計市債全高を1490億円以下とすることを目標に置いている。企業会計をコントロールすることは難しいものの一般会計で適切にプライマリーバランスをとれば達成できる目標であるとのことだが、10年後、20年後の見通しを立てることは難しいのか。

A. 過去の起債分について、公債費として今後10年でどの程度返済していくかについては見込むことができる。しかし、今後の起債額については、様々なハード整備事業がある中で、各年度におおよそどの程度の事業費がかかるということが見えてこなければ見積もりが困難であるため、長期的な視点で市債残高の見通しを立てることは難しい。

Q. スtock指標として、令和4年度にアセットマネジメント基金残高を113億円以上とするとの目標を立てている。現在の積立額に、予定通り毎年度10億円を積み立てることができた場合に達成できる数値であるとのことだが、令和2年度には個別施設計画を策定していく予定がある。当計画が完成すれば、より正確な目標額が算出できるのではないのか。

A. 個別施設計画の策定により、市内の公共施設において、どのようなサイクルで建替え等を行っていくのかが可視化されれば、より正確な見込みが算出できると考える。同計画においては、計画期間内に要する対策費用の概算も示していくことを考えている。

Q. 財政調整基金や都市基盤・公共施設等整備基金への積立額が多すぎるのではないかと意見が議会でも出ているが、目標はあるのか。

A. 財政調整基金については、100億円を下回らないことを基準に運用しているところであるが、上限額を定めているわけではない。本市と同等の財政規模の自治体でも100億円を超えて積み立てているところが多く、税収が大きくなればなるほど、財政の振れ幅も大きくなることから、本市の現在の税収規模であれば130億～140億円程度積み立ててもよいのではないかと考える。都市基盤・公共施設等整備基金については、

平成 30 年度の税収が想定よりも大幅増となり、取崩額を減らすことができたために現在、当基金の残高は約 80 億円となっている。今後、近鉄四日市駅前等の整備や給食センター、新図書館の建設等、大規模プロジェクトがあることを踏まえれば、現状の水準で適正な額であると考えている。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 7 目財産管理費》

市有林における山林保育について

Q. 水沢市有林について、管理を行っているのは人工林のみであるのか。

A. 手入れをしているのは人工林のみである。天然林については、巡視員による現場確認は行っているところであるが、手入れまではしていない。

Q. 森林の経営に関する基本方針として、四日市市の水源涵養や土砂流出防備等の機能を高度に発揮するよう保全管理していくこととされているが、ある程度手を入れ、再生を促していかなければ森林は死んでしまう。みえ森と緑の県民税市町交付金といった財源を有効活用し、より適正に管理していくべきではないか。

A. 水沢市有林は、非常に広大であり、手入れは容易ではない。そのため、人工林の手入れを最優先に取り組んでいるところであるが、天然林の管理についてどのように対処していくか、一度考え方を整理する必要がある。

(意見) 本市には多くの森林があり、ある程度計画的に管理していく必要があると考えている。みえ森と緑の県民税市町交付金について計画的な活用がなされていないことから、商工農水部とも連携し、市内の森林の管理について研究してほしい。

市庁舎等の管理運営について

Q. 現在、市庁舎のトイレ改修工事を行っているところであるが、ピクトサイン等において、L G B T への対応は行っていくのか。

A. 改修により、1 階から 3 階に 2 カ所ずつ、計 6 カ所の多目的トイレを設置するが、誰もが利用できるトイレという意味を込めて、名称を「みんなのトイレ TOILET FOR EVERYONE」とする予定である。ピクトサインについては、車いすやオストメイト、赤ちゃんのマークに加え、オールジェンダーという表記を行う予定である。

Q. 総合会館のトイレについても、市庁舎に準じていくのか。

A. 総合会館のトイレについては、開館以降改修を行っていないため、老朽化している。市庁舎のトイレ改修後に着手していきたいと考えているが、現段階で時期は明示できない。なお、総合会館も含め、市の他の施設についても、トイレ改修の際は、市庁舎のピクトサインに準じ、統一的に取り組むことを庁内で意思確認しており、すでに新総合体育館には、同様のピクトサインを設けている。

(意見) 市庁舎 1 階の吹き抜け部分については、吊り天井工事以降、広いスペースが生じている状況にある。高齢者や障害者の利便性を考え、現在 3 階にある福祉部門の一部を移動させるなど、スペースの活用について、検討すべきである。

《歳出第 2 款総務費 第 1 項総務管理費 第 23 目諸費》

基金積立金について

Q. 雨水対策や道路・橋梁等、生活インフラの整備に係る財源については、都市基盤・公共施設等整備基金を充てていくのか。また、積立目標額を定めることは難しいのか。

A. 生活インフラに係る整備については、事業費の2分の1を国庫補助により、残りの2分の1のうち、90%を地方債により賄うことが一般的である。地方債については後に交付税措置があることから借入れを行っていく方針であり、都市基盤・公共施設等整備基金については、それ以外の新図書館の整備等の大規模プロジェクトに充当していこうと考えている。長期的な視点で、最終的にどれほどの積立てを目標とするのかについては、数年先より、事業化の方向性が定まっていない検討事項が増えることから見積もることは難しいと考える。

《歳出第2款総務費 第2項徴税费》

納税通知書の見直しについて

Q. 令和3年度に向けた納税通知書の改善について、内容を確認したい。

A. 例えば軽自動車税については、納税通知書と納付書が1枚になっており、オレンジ色の紙に対して同系色の文字が印字されており、読みづらいとの指摘がある。納付書そのものの改善には非常に経費がかかり、また、会計管理室も色により税の種別を判断していることから、紙の色の変更は難しいが、文字については、より見やすくするため、同系色の文字の色を2色刷りにすることで見やすくできないか検討している。文字を大きくすることはできないが、読みづらいとの課題はある程度克服できるのではないかと考えている。

《歳出第4款衛生費 第4項病院費》

《歳出第8款土木費 第7項下水道費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第12款公債費》

元金償還金について

Q. 地方債について、元金を繰上げ償還した場合、利息分は減額にならないのか。

A. 返済期限が到来するまでに繰上げ償還を行ったとしても、期限までの利息を全額免除してもらえないわけではない。金銭的なメリットがほとんどないことから、繰上げ償還を進めるよりも、新たな起債を減らすことで調整しているのが現状である。

《歳出第13款予備費》

第2条 債務負担行為の補正

第5条 歳出予算の流用

別段の質疑、及び意見はなかった。

【財政経営部 & 会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算

《歳入全般》

みえ森と緑の県民税市町交付金・森林環境譲与税について

Q. みえ森と緑の県民税市町交付金については、三重県において、5年ごとに見直しが行われており、令和元年度には大幅に交付額が減っている。他方、国の森林環境譲与税については、令和元年度に比べて予算額が倍増しているが、この背景を確認したい。また、譲与額はどのように決められているのか。

A. 森林環境譲与税について、課税が始まるのは令和6年度の予定であるが、国が地方公共団体金融機構の金利変動準備金を活用するなど、先行して自治体に譲与している。譲与額については、当自治体の人工林の面積、林業就業者数、人口に応じて決定され、令和6年度には、本市に44,677,000円譲与されると試算されている。

(意見) 最終的には、県民税と合わせて6000万～7000万円の財源規模になると考える。現在、みえ森と緑の県民税市町交付金については、十分に活用できているとはいえない状況であるが、工場緑化への活用など、これらの財源をいかに有効に活用していくか、十分検討してほしい。

(意見) みえ森と緑の県民税市町交付金に係る事業については、三重県が、経費は出すが事業は市に押し付けるといったことにならないよう十分協議すべきである。

当初予算の基金運用について

Q. 基金積立金の額が増えていることを踏まえ、今後の運用を検討すべきと要望した。結果として、アセットマネジメント基金積立金を、地方公共団体金融機構債の10年物債券により運用することとなっているが、この背景を確認したい。

A. 元本割れのリスクを避けることを原則として検討を行った。地方公共団体金融機構債での運用については、一般会計や下水道事業会計においてすでに機構から多くの借入れがあるため、仮に債券価値が下がったとしても借入部分と相殺できることから、リスク分散の観点からもっとも適当な手法と判断した。また、期間が異なる同額面の債券を均等保有し、金利の変動を平均化してリスクを抑制するラダー型運用を行っていくこととしている。

株式の保有について

Q. 本市では、民間企業（三重銀行、東海ラジオ放送、伊勢新聞、伊勢鉄道、四日市市生活環境公社、三重県四日市畜産公社、CTY、ディア四日市）の株式を保有している。第三セクター等について株式を保有することは理解するが、他の民間事業者の株主となることは行政として適切なのか。

A. 設立や運営に対して深く関与している企業であれば、政策目的で保有するという考え方もある。例えば、東海ラジオ放送については、前身となる放送会社が三重県にも

あったという経緯から保有しているものであり、伊勢新聞については、県下の各自治体が増資に当たって株式を保有するに至ったものであると認識している。

Q. 株式を保有するに至った当初の目的については、すでに達成されていると考えるが、その中で、なお特定企業の株式を保有していくことが果たして自治体に求められる姿勢なのか。

A. 過去に議会においても民間企業の株式保有についての妥当性・合理性について質問があり、市として考え方を整理し、一定の理解をいただいた上で保有を継続してきた経緯がある。しかしながら、株式は価格が変動する資産であることから、持ち続けるということを前提としているのではなく、状況に応じて売却も必要であると考えているが、上場されていない株式については処分が難しい面もある。

Q. 三重銀行の場合、株式を売却する判断はどこが行うのか。

A. 三重銀行の株券については、財政調整基金の一部として保有している状況である。かつて各部局の基金において、部局ごとに三重銀行の株券を保有しているような事象があったことから、これを財政調整基金に集約してきた経緯がある。今後運用益が極端に少なくなった場合など、売却の判断もあり得るが、まずは基金を所管する財政課で判断し、会計管理室に協議することとなる。

当初予算額の算出方法について

Q. 固定資産税の歳入については、ある程度正確に見込むことができているが、法人市民税については、近年では事業者の動向や社会経済情勢に左右される部分が多く、当初予算額と決算額にも大きく差がある状況である。歳入見込みは大変難しいと理解するが、歳入の額が予算規模を決めるため、非常に重要な部分でもある。これまで、本市は過去の経験から独自の算出方法により歳入見込みを立てているとのことであるが、一度他市町の状況も研究し、より精度を高めた予算額の算出に努めてほしい。

A. 財政運営は市税収入が根幹となり、それを適切に把握するためには、今までの手法が最適であるとの判断のもと、当初予算額を算出してきたところである。ご意見も踏まえ、他市町の事例も研究し、より予算積算の精度を高めていきたい。

Q. 大きな視点で、今後、四日市市としてどのように税収を確保していこうと考えているのか。

A. 企業からの税収については、さらなる企業誘致や、企業が設備投資しやすい施策に力を入れていく必要がある。個人市民税の部分では、人口減を抑制する施策が重要であり、この先10年間の新総合計画のもと、地道に対策を行っていく必要がある。

(意見) 財政経営部においては今後の減収を見据えたリスク管理を中心に取り組みを展開しているが、人口減少の局面を迎える中では、今までのあり方だけでなく、どのように地域経済を活性化し、税収を上げていくのかといった根本的な方向性を十分意識する必要があるのではないかと考える。

第3条 地方債

第4条 一時借入金

別段の質疑、及び意見はなかった。

【監査事務局・経過】

《歳出第2款総務費 第6項監査委員費》

地方自治法改正に伴う対応について

Q. 内部統制体制の導入と監査の充実強化等を趣旨とする地方自治法の一部改正が行われ、より効率的な監査が求められるようになった。内部統制体制とはどういうものか、確認したい。

A. 監査委員とは別に市長部局に内部統制体制を整備し、事務の適正性の確保のために市長の方針のもと適正に業務がなされているかモニタリングを行う。その結果を内部統制評価報告書にまとめて、監査委員による審査を経て議会に提出する流れとなる。日常的な事務の適正さについて市長部局自らがチェックを行うことにより、重大なミスを発生元から抑制するとともに、監査委員にとっては、よりリスクの高い専門的な分野に絞っての監査を可能とするものである。

Q. 市長部局においてすでに体制はできているのか。

A. 内部統制体制の整備は、都道府県と政令指定都市について義務となっているが、本市ではそのような体制をとるまでに至っていない。したがって、監査事務局としては、事前の調査・整理により監査委員が可能な限りリスクの高い分野に絞って監査ができるような形で関わっていきたいと考えている。

Q. どのようにリスクの高い分野を抽出するのか。

A. 例えば、文書管理や支出負担行為といった業務ごとにリスクを分類して点数化を行い、点数の高い項目に絞って監査を行う、リスク点数の高い項目が多い部局を中心に監査を行うなど、これまで画一的に行ってきた監査を、メリハリをつけて行えるようにしたいと考えている。

(意見) 監査事務局・監査委員として、内部統制体制の整備がより専門的な監査にとって有効であると考えられるのであれば、積極的に市長に求めるべきである。

Q. 専門性の高い部分に重点化した監査について、具体的なイメージを確認したい。

A. 現在、全庁的な課題について、統一した監査はできていない状況である。例えば、同様の業務を行う所属や、その業務を統括する所属を対象に、当該業務に特化した監査を行うことも考えられる。他市では、ICTに係る業務について、専門家も入れて統一的に監査を行っている例もある。

(意見) 今後は、専門性を持つ任期付職員の配置等により、様々な視点から監査を行うことが重要となると考える。

監査事務へのRPAの導入について

Q. 監査資料作成におけるRPAの活用について、具体的内容を確認したい。

A. 監査資料については、監査対象の所属において財務会計システム内の電子データをもとにワードやエクセルの書式で作成していたが、もう少し効率化して対象課の負担

を軽減するため、取り組むものである。したがって、当該電子データの活用により、監査資料作成の自動化を行おうとするものである。現時点で自動化しておけば、内部統制を行うこととなった場合にも活用でき、さらに各所属での日常的な業務のチェック体制の確立にもつながると考える。

監査事務局の体制について

Q. 現在の監査事務局は、他の自治体と比較しても職員数が少ないと感じる。今後、新たな監査基準による監査を行うこととなれば、現在の体制では対応できないのではないかと感じるが、現状の認識を確認したい。

A. これまでの監査事務局は、毎年同じルーティンワークをこなすことがほとんどであり、仮に突発的に住民監査請求等があったとしても、ベテラン職員の存在で乗り越えられた。しかし、現在は職員の平均経験年数は2年に満たない状況となっており、なかなかスキルが蓄積されていない。また、今後の地方自治法改正による新たな監査制度への対応については、その業務に専念できる職員も必要であるとの思いがある。現行の職員体制において、本年度は、苦しい事務局運営であったというのが実情である。

【議会事務局・経過】

第1条 歳入歳出予算

＜歳出第1款議会費＞

会議録作製関係経費

Q. 会議録作製関係経費が前年度比で増額となっている理由を確認したい。また、音声自動認識ソフトの導入に向けてはどのような状況であるか。

A. 庁内のA I等導入検討部会に議事課職員も参加し、各種会議の議事録作成支援を目的に、A Iの活用による音声認識システムの導入に向けた検討を行った。結果、同システムは新年度に導入されることになり、I C T戦略課において予算措置も行っている。また、現在会議録作製を委託する事業者において、同様の音声認識システムを活用した反訳サービスがあり、庁内のシステムが構築されるまでの間は、当サービスの利用を考えていることから、その部分の予算について前年度比で増額となっている。
(意見) 音声認識システムを導入したとしても、マイクに向かって明瞭に発言しなければ、思うような効果が得られないと聞く。その点について、委員長から会議の冒頭に注意してもらうなど、特段の配慮をすべきである。

負担金補助及び交付金

Q. 負担金補助及び交付金が前年度比で2,279,000円増額となった背景を確認したい。

A. 令和元年度は議員の改選があり、4月分の政務活動費の支給がないことから補助金については例年より少ない予算額となっていたことによる。

Q. 各種会議等への参加に係る負担金の精査は行っているか。

A. 新年度の負担金は、全国施行時特例市議会議長会の解散等により、前年度比で減額

となっている。今年度に負担金の精査に向けた具体的な議論は行っていないが、各会議の議事内容も踏まえ、真に必要な負担金であるのかは絶えず検討していく姿勢で臨みたいと考える。

テレビ放送中継事業委託

Q. 前年度比で予算が増額となっている背景を確認したい。

A. 令和2年度は市長選挙が予定されており、市長が交替となった場合の所信表明に係る緊急議会の開催も想定した予算を計上していることによる。また、インターネット中継配信用のパソコンが経年劣化していることから、交換のための備品購入費も含んでいる。

議会図書室について

(意見) 他市においても、議会図書室に係る施策について、視察テーマに挙がることのない中、議会改革の進んでいる本市において、議会図書室の活性化に先進的に取り組んでいく必要があると考える。

予算要求・議会事務局人事について

Q. 各派代表者会議において議会事務局の議会局への再編が議論されており、議会事務局人事への議長の関与についても協議されていると聞いているが、通常、人事や予算要求について、議長に相談しているのか。

A. 市職員の総合的な人事権は市長にあり、議会事務局職員は、市長部局で決定した人事に基づき議長が任命している状況である。人事に関して、議会と市長部局が特段の協議の場を持ったことはないと考えているが、今回は、議会事務局としての方針を議長に相談した上で人事要求を行ったところであり、このような積み重ねも今後は必要であるとする。また、予算については、方針の変更や新規事業に係るものについては、議長に協議の上要求しているが、経常的な予算については特段の協議を行っていない。

(意見) 議会事務局を指揮・監督するのは議長であることから、予算や人事に係る事項については議長に協議すべきと考えるため、改めて検討してほしい。

議案第94号 令和2年度四日市市桜財産区予算

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第125号 令和元年度四日市市一般会計補正予算（第7号）

【政策推進部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第8目企画費》

《歳出第8款土木費 第5項港湾費》

第2条 繰越明許費の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

【総務部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第1目一般管理費・第2目人事管理費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第9目計算記録管理費》

行政内部のIT基盤整備費・窓口支援システム保守運用経費について

Q. 入札差金の額が大きくなっているが、この理由を確認したい。

A. 行政内部のIT基盤整備費については、予算要求から約1年経過し実際に調達する段階で、新たなシステム構築技術を採用できることが判明し、事業者の競争原理が大きく働いたことから、大幅な減額となった。窓口支援システム保守運用経費については、滞納整理システムの構築業務で現行事業者が落札したことで構築費が安価となり、システム移行に伴うデータ抽出も不要となったことから、減額となった。また、住民情報のデータ抽出・住民情報システムのWindows10対応については、予算要求時にも無駄のないよう十分精査を行っていたが、日々技術も進歩するため、経費削減の観点から様々なベンダーとも意見交換を行いさらに精査を進めた結果、より安価な内容で委託することが可能となったものである。

《歳出第2款総務費 第4項選挙費》

選挙費の減額補正について

Q. 県知事選挙費・県議会議員選挙費については主に時間外勤務手当の減額補正であるとのことだが、なぜ時間外勤務が少なくなったのか。

A. 通常、統一地方選挙については4月の第2週・第4週に行われるため、それを参考として予算要求したが、今回は第1週・第3週での開催であったことから、県知事・県議会議員選挙の期日前投票の一部が平成30年度に行われたことによる。

Q. 市議会議員選挙で負担金補助及び交付金の減額が大きくなっている理由は何か。

A. 当予算は、選挙運動に対して公費負担を行うものである。予算要求時点では立候補者数50人を想定していたが、実際にはそれに満たなかったことによる。

Q. 選挙に係る賃借料が減額となっている理由を確認したい。

A. 賃借料は開票所で使用する器具等に係るものであり、開票所となる四日市ドームは統一地方選挙では初めての使用であった。このため、余裕をみた予算要求を行ったが、実際にはそれほど使わなかったことから減額となっている。

【危機管理監・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第14目防災対策費》

住宅等耐震化促進事業

- Q. 木造住宅除却工事費補助については当初予算で325件の見込みに対し実績が271件となっているものの、結果としては増額補正となっている。この背景を確認したい。
- A. 当初予算では工事1件当たりの金額を25万円として積算していたが、人件費の高騰や、除却する建築物の規模が大きくなっていることから実際には1件当たり31万円ほどを要している。したがって、件数は減っているものの、想定よりも金額が大きくなっていることからこの部分は増額補正となっている。なお、当補助事業の1件当たりの上限額は40万円であるが、耐震補強計画や耐震補強工事に係る補助も含め、近年の工事費の状況を見ながら予算要求しているものである。
- Q. 除却工事を推進していくのであれば、上限額40万円をベースに予算要求するなど、検討していく必要があるのではないか。
- A. 危機管理監としては耐震補強を中心に考えている。除却工事費補助の上限額40万円については他市に比べても高い水準であり、当分は、現状で様子を見たい。
- Q. 除却工事について、当初予算では325件を見込んでいるが、予算を超えても補助申請を受け付けるのか。また、今年度は申請に対して全件対応できているのか。
- A. 国・県・市の協調補助であるため、予算の範囲内で受け付けていく。今年度において、補助金の交付をお断りするような状況は発生していない。

第2条 繰越明許費の補正

総合防災拠点整備事業費

- Q. 追加の地盤改良工事が必要であるため、総合防災拠点の整備が年度内に完了できず、令和2年10月から供用開始となるとのことである。このことによる影響はあるか。
- A. 影響は特にないと判断している。

【財政経営部・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳出第2款総務費 第1項総務管理費 第7目財産管理費・第23目諸費》

《歳出第2款総務費 第2項徴税費》

《歳出第11款公債費》

別段の質疑、及び意見はなかった。

第2条 繰越明許費の補正

市庁舎等整備事業費（アセットマネジメント）について

- Q. 市庁舎等整備事業において、債務負担行為の初年度に一括前金として前金払いを行う予定で予算措置を行ったが、受注者より前金払いの請求がなかったため繰越しを行うとのことだが、この背景を確認したい。

- A. 前金払い請求を行う場合、事業者は、建設業保証株式会社に対して一定の保証料を支払わなければならない。これは、受注者が請け負った工事を自らの都合により施工せず、発注者が請負契約を解除したときに、発注者が被る前払金に係る損害を保証するためであるが、今回は、受注者にある程度運転資金があり、施工ができない状況にはならないことから、あえて前金払いの請求は行わないとの判断があったものと推察する。
- Q. 発注に係る安全性の担保という意味合いでは、すべての事業者に前金払いの請求を求めていくことはできないのか。
- A. 地方自治法施行令に前金払いの規定はあるものの、行政機関の支払いは履行を確認した上で後払いが原則となっている。そのため、現状では受注者の裁量に任せているところである。

【財政経営部&会計管理室・経過】

第1条 歳入歳出予算の補正

《歳入全般》

第3条 地方債の補正

別段の質疑、及び意見はなかった。

議案第132号 令和2年度四日市市一般会計補正予算（第1号）

別段の質疑、及び意見はなかった。

【結果】

以上の経過により、当分科会所管部分については、いずれも別段異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、政策提言事項の当初予算への反映状況について確認したところ、「文化財関連事業の見直しについて」（観光交流課分）は、提言に対する反映状況を正確に記したものとは言えず、内容も複数の分科会に係る事項であることから全体会において審査すべきとの意見があり、これを諮ったところ、全会一致により、全体会に送ることと決しました。

これをもちまして、総務分科会の審査報告といたします。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～ (令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

令和2年2月定例会議会
予算常任委員会資料
危機管理室
予算書 P100～P103

No. 1

事業名	緊急輸送道路について	
事業概要	緊急輸送道路は、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、またはそれらの拠点を相互に連絡する道路及びそれらを補完する道路と定義されており、地震後の利用特性により、第1次から第4次までに区分されている。 緊急輸送道路沿いの一定の高さを超える建築物については耐震改修促進法に基づき、三重県が第1次緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断を義務付けたことを受け、市も同様の義務付けを行っている。この耐震診断及び補強計画に対しては国・県・市の協調による補助が実施されている。	
	決算額	耐震診断義務化沿道建築物耐震診断補助 8,668,000 円（2件） 耐震診断義務化沿道建築物耐震補強計画補助 7,540,000 円（2件）
翌年度予算への提言		
<提言> 緊急輸送道路に係る対応について 1. 緊急輸送道路の機能確保について 現在、第1次緊急輸送道路沿道の建築物については、国・県・市の協調により耐震診断及び耐震補強計画に係る補助が実施されているが、第2次から第4次の緊急輸送道路に関しては、災害発生時の適切な輸送路確保に向けた対策が行われていない。国・県の動向を待つだけでなく、市としても積極的な姿勢が求められる。 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震対策に関し、第2次から第4次までの沿道の状況について点検を行い現状を把握するとともに、先進事例、液状化への対応、将来的な無電柱化の可能性等について調査研究を行い、今後の対応について検討すべきである。 また、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保するため、緊急輸送道路の位置やその意義について、市民への啓発をあわせて行っていくべきである。 2. 緊急輸送道路の指定について 緊急輸送道路の指定当時から道路の状況は大きく変わっている。国道477号四日市湯の山道路は、現在整備されている総合防災拠点にも面し、中心市街地にも達する本市の幹線道路となっている。この道路の第1次緊急輸送道路への見直しなど、ネットワーク区分の見直しについて、三重県とも協議すべきである。		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

[危機管理室]

1. 緊急輸送道路の機能確保について

国道477号四日市湯の山道路等の第2次緊急輸送道路における沿道建築物の現地確認を行い、災害時に支障となる可能性のある建築物の所有者に対して耐震化状況等のアンケート調査に取組み、現状の把握に努めている。

先進事例については、本市と同規模の近隣市及び東日本大震災や熊本地震被災市等30市を対象に調査を行った。

その結果、緊急輸送道路沿いの建築物については、他都市についても本市と同様に県が耐震診断を義務化した第1次緊急輸送道路沿いの建築物の所有者に対して建築物の耐震診断や耐震補強工事などの補助制度を創設し、耐震対策を促進している状況であった。

なお、市単独の補助制度を創設し、耐震対策を促進している自治体はなかった。

液状化については、緊急車両等の通行に支障がないような液状化対策を講じている市はなかった。無電柱化については、1市のみが、災害の防止や安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化推進計画を策定し無電柱化を進めているものの、多大な整備費用、事業期間の長期化や設置場所の確保などの課題を抱えている状況であった。

今後も引き続き、耐震対策の先進事例、液状化への対応、将来的な無電柱化の可能性等について調査研究を行っていく。

また、啓発に関しては、緊急輸送道路の位置や意義について、市ホームページで専用ページを開設し、広報よっかいち、ワークショップや講座等で周知・啓発を行った。

今後も引き続き、災害発生時の緊急車両等のスムーズな通行や住民の円滑な避難を担保するため、市ホームページや広報よっかいち等の媒体を通じて、またワークショップや講座等で周知・啓発に努める。

【令和2年度当初予算】

耐震化促進事業費のうち沿道建築物：108,300千円	⎧	うち診断 39,400 千円
(前年度当初予算：71,000千円)		うち設計 17,200 千円
		うち改修 51,700 千円

2. 緊急輸送道路の指定について

緊急輸送道路の国道477号四日市湯の山道路について、現在の第2次から第1次への指定の見直しを行うよう、三重県と協議を行ったが、総合防災拠点が完成していない段階での見直しは行えないとの返答であった。令和2年度の総合防災拠点完成後、改めて見直し協議を行う。

【令和2年度当初予算】 —

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

①第3次・第4次緊急輸送道路沿道の状況調査について

⇒令和元年度においては第2次緊急輸送道路の沿道の状況について調査を行った。新年度以降、第3次・第4次緊急輸送道路についても調査を進めていく。第3次・第4次についても緊急輸送に必要な道路であるが、沿道建築物の耐震化を義務とするかについては今後の議論となるため、それに

向けた調査研究を行っていく。

②緊急輸送道路の位置やその意義についての啓発について（第2次緊急輸送道路沿いの対象建築物所有者に対するアンケートにおいて、耐震性がないと診断された場合でも耐震改修や建替え等を実施する予定はない・未定と回答した人が多い状況を踏まえ）

⇒四日市市建築物耐震改修促進計画の趣旨を踏まえ、対象建築物所有者に対してしっかり説明を行っていく必要があると考える。

③緊急輸送道路の位置やその意義についての啓発について（ホームページの情報が非常に見づらいものであるが、緊急輸送道路の位置や災害時の役割について丁寧に理解を求める必要があるのではないか）

⇒緊急輸送道路に限らず、防災に関する情報については、市民にとって分かりやすい広報に心がけていきたいと考える。

④先進事例・液状化への対応・将来的な無電柱化の可能性に係る調査研究の今後の対応について

⇒今回、本市と同規模の近隣市及び東日本大震災や熊本地震被災市等30市を対象に調査を行った。同様の市に、引き続き1年に1回程度状況の確認を行っていく。また、三重県とも情報共有を図っていく予定である。

⑤国道477号四日市湯の山道路の指定の見直しに係る今後の協議について

⇒緊急輸送道路の見直しについては、1年に1度行われており、三重県には、当該道路を第1次緊急輸送道路に見直すべきとの意向を伝えている。第1次の定義にも当てはまる道路であると考えするため、総合防災拠点が完成した暁には、改めて協議していきたい。

【意見】

- ・国道477号四日市湯の山道路は、総合防災拠点の完成により、災害時には物資や救援人員の輸送に係る大変重要な道路となるため、積極的な姿勢で三重県とも協議してほしい。また、いつ災害が発生するともわからない状況においては、第3次・第4次緊急輸送道路沿道の現地確認についても、速やかに行うべきである。
- ・第3次・第4次緊急輸送道路沿道の現地確認については、大変重要なことであるが、他の自治体においてもその段階にまで至っていない状況であり、他の危機管理業務もあることから、取り組みの優先順位については慎重に判断すべきと考える。
- ・危機管理監として様々な業務がある中、適切に優先順位を判断した上、緊急輸送道路に係る対策に取り組んでほしい。
- ・緊急輸送道路の位置やその意義については、啓発を行っているものの、ほとんど周知が行き渡っていない状況と考える。看板の設置も有効と考えられるほか、自治会長等に現地を確認してもらうことも方策の一つであると考え。緊急輸送道路に係る対応については、可能な限り迅速に対応してほしい。
- ・議会からの提言の趣旨を適切に受け止め、対応してもらっていると感じるため、評価したい。ただし、緊急輸送道路に関する周知・啓発には不足もあると考える。
- ・災害はいつ発生するか分からないことから、緊急輸送道路に係る対応も迅速に進めていく必要がある、それに当たることで他の業務に支障が出るのであれば、人的措置などを求めていくことが必要である。危機管理監として、市内の様々な危機に対応していく責任があることを平常時から十分自覚し、積極的な姿勢で取り組みに当たるべきである。

2. 反映状況

①反映あり

※提言趣旨は正確に受け止めていただいております、質疑を通じて、第3次・第4次緊急輸送道路についての現地確認は新年度以降に行うこと、引き続き他の自治体の動向調査や、国道477号四日市湯の山道路の第1次緊急輸送道路への見直しに向けた三重県との協議を行っていく姿勢が確認できたため、評価したい。第2次以降の緊急輸送道路沿道建築物について耐震を義務化するのかなど、課題は多い状況であるが、災害はいつ発生するか分からないことを念頭に、積極的な姿勢で取り組みを進めていただきたい。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例月議会 予算常任委員会)

No. 2

事業名	実行委員会形式の3事業について	
事業概要	「第55回文化都市四日市を創る大四日市まつり」、「第31回四日市花火大会」、「四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル（全国ジュニア自転車競技大会）」について、いずれも市長を会長（名誉会長）とする実行委員会形式により運営されており、市は、その開催に要する経費の一部を四日市市補助金等交付規則に基づき補助している。	
	決算額	大四日市まつり事業費補助金 25,000,000 円 四日市花火大会事業費補助金 24,800,000 円 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル事業費補助金 19,000,000 円
翌年度予算への提言		
＜提言＞ 実行委員会形式3事業（大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル）の運営及び実施形式の見直しについて 大四日市まつり、四日市花火大会、四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルの3事業については、実行委員会形式での運営であり、市は開催に係る経費の一部を補助しているが、実行委員会は、いずれも会長（名誉会長）を市長が、実行委員長を副市長が務めていることを初め、他にも複数の市職員が公務として参画していることから、法に反しないとはいえ、補助金の流れとしては不適切ではないかと感じられる。 加えて、各種団体の実行委員会への参画はあるものの、事業全体に深く携わることが難しいため、調整業務等の多くを事務局が担当することとなり、市職員への負担が大きくなっていることも大きな課題である。 こうした状況に鑑み、現在の実行委員会による事業の運営や、それに対する補助金支出という手法が果たして適当であるのかを改めて検証し、民間委託等も含めた将来的な事業のあり方について全庁的な議論を開始すべきである。 なお、運営手法の検討に当たっては、リスク管理の観点はもちろんのこと、効果的なシティプロモーションの観点も持ち、イベントをこれまで以上に市内外から注目され、市民の誇りにつながるものとすべく取り組んでいただきたい。		

【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】

【観光交流課】

3事業の運営及び実施形式の見直しについては、実行委員会での協議を進める必要があり、時間を要することから、令和2年度当初予算への反映には至っていない。

しかしながら、令和2年度が、市制施行123周年であることから、さらなる交流人口の増を図るとともに、市民の誇りの醸成に資するイベントとなるよう予算については、できる限り拡充した。

頂いた提言を受けて、今後の見直しの方向性について検討中であるが、他市町の状況調査も踏まえた各実行委員会での協議も含め、方向性が固まってきた段階で総務分科会に改めて報告したい。

【令和2年度当初予算】

- (1) 大四日市まつり : 29,000千円 (前年度当初予算: 25,000千円)
- (2) 四日市花火大会 : 31,700千円 (前年度当初予算: 24,800千円)
- (3) 四日市サイクル・スポーツ・フェスティバル
: 26,000千円 (前年度当初予算: 21,000千円)

【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】

1. 主な意見

【質疑応答】

①現状の3事業の運営及び実施形式について、問題意識はあるか。見直しについて、いつ頃結論を出すのか

⇒部長をはじめ、観光交流課の職員は議会と同様の課題を認識している。提言ののち、実行委員会に問題提起しているものの、委員としてもどのように事業に向き合えばいいのか戸惑う声も出ており、本市の観光事業としてより動きやすい体制とするのであれば、観光協会等への委託が望ましいと考えている。しかし、本市ではまだ土壌づくりの段階であり、1年程度で抜本的に実施形式を見直すことは難しいため、一定の時間は必要である。また、委託とする場合は、特に人件費で相当額の上積みが必要となることも考慮に入れた上で検討していかなければならない。

②観光協会との協議状況について

⇒正式な協議の場を持ったわけではないが、議会からの提言も踏まえ、担当レベルでの意見交換は行っている。新年度の5月頃より、具体的な協議に入りたいと考える。

③予算への反映状況について

⇒職員の負担軽減という観点から、三事業については、職員動員者の削減を行う予定であり、その分の警備委託及び安全対策業務について、新たに予算計上している。

【意見】

・明石市では、観光協会に市職員を数名派遣して、協会各種事業の受け皿となる体制を整えている。こうした手法は有効であると考えるが、実施に向けては四日市観光協会が法人格を取得するなど、体制の整備が必要となるため、早期に協会側と協議すべきである。シティプロモーション部が、全庁的なシティプロモーションの推進に向けた企画部門としての本来的な役割を果たすためにも、積極的に取り組みを進めてほしい。

2. 反映状況

①反映あり

※シティプロモーション部として、議会の意思は正確に受け止めていただいております、新年度には観光協会とも具体的な協議に入る意向であること、職員の負担軽減に向けて必要な予算措置もなされているところについては評価したい。三事業の運営及び実施形式の見直しに向けてはある程度の時間が必要であることから、引き続き総務分科会（常任委員会）として、今後の動向を注視していく。

四日市市議会提言シート

～当初予算案への反映状況について～

(令和2年2月定例会議会 予算常任委員会)

No. 6

事業名	文化財関連事業について	
事業概要	補助金制度を始めとした文化財関連事業は、文化振興課、観光交流課、社会教育・文化財課など複数の部署にまたがり設けられている。煩雑さを軽減するため、各課では、補助金一覧表を用いた統一的な案内を実施している。	
	決算額	
翌年度予算への提言		
<提言> 文化財関連事業の見直しについて 地域に根ざした伝統文化が、教育、観光、地域活動における重要な資産として、十分に活用されるよう、複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、市民にとって、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきである。		
【当初予算案への反映状況 / 理事者からの報告】 【観光交流課】 提言を受け、本市の伝統文化を教育や観光、地域づくりにより活用していくため、文化財関係課（文化振興課、社会教育・文化財課、観光交流課）による会議を随時開き、情報共有及び連絡調整を行っており、補助金の活用等が市民に対して不便のないよう対応していく。 なお、「大四日市まつり 山車等復元に対する助成金交付に関する規約」に基づき、復元や修理を必要とする山車等に対して、大四日市まつり実行委員会の自主財源（基金）から必要に応じて助成を行うものであることから、当初予算措置は行っていない。 【令和2年度当初予算】 —		
【当初予算案への反映状況 / 分科会での確認】 1. 主な意見 【質疑応答】 ①文化振興課、社会教育・文化財課との協議状況について ⇒提言以降3回にわたって協議を行った。まず、市民にとってよりわかりやすく、使いやすい制度とするためにどのような手法をとるか意見交換を行った。また、市の補助制度だけでなく外部団体の設ける補助制度もあることから、当該団体との協議の必要性の確認、市民の利用促進に向け		

た制度自体の周知PRの必要性の確認を行っている。具体的な方針の決定に至っていないが、他市の事例も参考に、今後も検討を継続していきたい。

②リニューアルに向けた検討の実施状況については、3課まとめた報告が必要ではないか

⇒観光交流課の所管する補助金については、大四日市まつり実行委員会の基金を原資とするものであり、戦災で喪失した山車の復元に向けた活動を実行委員会として支援することを目的とするものである。したがって、市の予算を原資とする文化振興課、社会教育・文化財課の補助金と横並びに扱うことには若干の違和感がある。

(意見) 補助金制度自体の変更を求めているのではなく、文化財関連の補助制度の窓口が3課に分かれており、市民に分かりにくい状況になっていることについて、そのシステムを検討してほしいと指摘している。3課による協議内容が報告されているわけでもないため、全体として何を行ったのかまとめた上で、予算常任委員会全体会に報告すべきと考える。

2. 反映状況

③その他

※複数の部署にまたがる文化財関連事業を見直し、よりわかりやすく、使いやすいリニューアルを検討すべきとの提言に対して、各課個別での対応状況が記載されており、提言に対する反映状況を正確に記したものとは言えないことから、現時点では評価できない。

総務常任委員長報告（令和２年３月緊急議会）

総務常任委員会に付託されました議案第156号 四日市市税条例の一部改正について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであり、別段、質疑及び意見はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました議案第156号につきましては、別段異議なく、可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務常任委員会の審査報告といたします。

4. 所管事務調査報告書

○就職氷河期世代の採用について

1. はじめに

いわゆる就職氷河期世代とは、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、現在、30代半ばから40代半ばに至っています。この中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している者がいます。これまで、直接就職氷河期世代を対象とした政策は行われてきませんでした。が、兵庫県宝塚市が、この世代を対象とした正規の事務職員を募集したのをきっかけに、他の自治体においても同様の取り組みが広まりつつあり、国においても「就職氷河期世代支援プログラム」が指針に明記されるなど、就職氷河期世代を対象とした支援の動きは、もはや全国的なものとなりつつあります。

このような状況において、当委員会としても、就職氷河期世代に対する支援について、国の動きを把握するとともに、本市の考え方を確認し、今後の取り組みの方向性について議論するため、所管事務調査を実施することといたしました。

2. 就職氷河期世代支援の背景と国の指針・財政措置について

(1) 就職氷河期世代に関する各種データ

①人口、生産年齢人口、就職氷河期世代の人口

【総務省HP 平成31年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）による】

	人口	生産年齢人口 15歳～64歳(A)	就職氷河期世代 35歳～44歳(B)	生産年齢に占める 就職氷河期世代の割合 (B/A)
全国	127,443,563	76,499,828	17,011,670	22.2%
三重県	1,824,637	1,071,110	230,518	21.5%
四日市市	312,168	192,547	42,133	21.9%

<参考>

豊橋市	377,303	231,648	51,610	22.3%
岡崎市	387,842	243,218	55,992	23.0%
一宮市	385,609	231,801	50,929	22.0%
春日井市	312,007	189,301	43,765	23.1%
豊田市	425,755	270,558	59,787	22.1%
岐阜市	409,900	242,966	51,945	21.4%
津市	279,802	163,937	35,175	21.5%

②就職氷河期世代のうち就業者数

【総務省HP 平成29年就業構造基本調査 主要地域結果（全国、都道府県、県庁所在都市、人口30万以上の市、県内経済圏）による】

	就職氷河期世代 35歳～44歳 (C)	うち就業者数			
		(D)	就職氷河期世代に占める 就業者の割合(D/C)	うち非正規(E)	就職氷河期世代に占める 非正規就業者の割合 (E/C)
全国	17,306,000	14,622,800	84.5%	3,938,900	22.8%
三重県	235,300	203,400	86.4%	57,000	24.2%
四日市市	40,000	34,300	85.8%	10,000	25.0%

<参考>

豊橋市	48,400	42,400	87.6%	11,600	24.0%
岡崎市	66,100	57,200	86.5%	15,400	23.3%
一宮市	57,300	47,900	83.6%	15,100	26.4%
春日井市	42,700	36,000	84.3%	10,400	24.4%
豊田市	63,700	54,200	85.1%	16,400	25.7%
岐阜市	51,600	41,600	80.6%	12,100	23.4%
津市	35,700	30,500	85.4%	8,200	23.0%

※非正規とは、正規の職員・従業員以外の「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」をまとめて表章している。

※①と②の表の人数の違いについて

①と②の表では、それぞれの根拠となる調査等の対象年が異なり、また②の調査は全世帯が対象の調査ではなく、国が定めた方法で抽出された人数となっているため、就職氷河期世代の人数に違いが生じている。

(2) 就職氷河期世代支援についての政府の方針

全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進める中で、これら就職氷河期世代に対して本格的な支援を、3年間で集中的に取り組む。

支援対象としては、正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く人（少なく

とも50万人※)、就業を希望しながら様々な事情により求職活動をしていない人、社会とのつながりを作り社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする人など、100万人程度と見込み、3年間で正規雇用者を30万人増やすことを目指す。(経済財政運営と改革の基本方針2019)

※35歳～44歳で、現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者(総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」による平成30年の平均)

①「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)

第2章「Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり」において、(3)所得向上策の推進の中で、「就職氷河期世代支援プログラム」が位置付けられている。

・基本方針における就職氷河期世代支援に関する方針

「就職氷河期世代支援プログラム」をとりまとめ、政府として3年間の集中的な支援に取り組む方針を打ち出した。

【施策の方向性】

(i)相談、教育訓練から就職までの切れ目のない支援

- きめ細かな伴走支援型の就職相談体制の確立
- 受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立
- 採用企業側の受け入れ機会の増加につながる環境整備
- 民間ノウハウの活用

(ii)個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

- アウトリーチの展開
- 支援の輪の拡大

②「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)

「Ⅱ. 経済の下振れリスクを乗り越えようとする者への重点支援」において、「就職氷河期世代への支援」が位置付けられている。

・就職氷河期世代への支援

就職氷河期世代の人の活躍の場を広げるため、様々な支援の強化・加速化のための措置を講ずるとともに、「就職氷河期世代支援プログラム」を着実に実行するため就職氷河期世代支援に関する行動計画を年内に取りまとめることとした。

③「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」（令和元年12月23日関係府省会議決定）

・行動計画の基本的な考え方

「就職氷河期世代支援プログラム」に基づく個別の取り組みについて、具体的に明らかにすると同時に施策の成果目標を定め、地方自治体をはじめとした関係者との認識の共有を図りつつ、今後の進捗状況を確認していくための基礎となるもの

・具体的な施策と公務員の中途採用の促進

1. プラットフォームを核とした新たな連携の強化
2. 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援
3. 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援
4. その他の取り組み

（i）一人一人につながる戦略的な広報の展開

（ii）地方への人の流れをつくり、地方における雇用機会の創出を促す施策

（iii）国家公務員・地方公務員の中途採用の促進

（iv）労使の取組

・公務員の中途採用の促進

国家公務員の中途採用について、令和2年度から令和4年度までの間、集中的に取り組むとともに、地方公務員の中途採用について情報提供を行い、さらなる取り組みを要請する。

④「地方公共団体における中途採用の取組の推進について」（令和元年12月26日総務省通知）

行動計画などにに基づき、地方公務員のさらなる中途採用の積極的な推進を図るよう地方公共団体に対して通知

（3）国家公務員における就職氷河期世代の中途採用の取り組み

令和2年度から令和4年度までの間、政府を挙げて集中的に取り組む。ただし、令和元年度内においても、内閣府及び厚生労働省において速やかに公募を開始し、新年度早々の採用に向け令和元年度内に内定を出すなど先行的に取り組みを実施する。

【事例1】厚生労働省

募集人数：10人

採用日：令和2年5月1日以降

職務内容：一般行政事務

受験資格：①昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた人

②令和元年12月25日以前1年間に正規雇用労働者として雇用されて
いない人、かつ2019年12月25日以前5年間に正規雇用労働者としての雇用期間が通算1年以下の人

試験内容：基礎能力選考・作文選考（一次）、面接選考（二次）

【事例2】内閣府

募集人数：若干名

採用日：令和2年4月1日以降

職務内容：一般行政事務

受験資格：①高等学校を卒業した人又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる人

②昭和45年4月2日から昭和60年4月1日までの間に生まれた人

試験内容：書類選考・論文試験（一次）、面接試験（二次）

その他：係長級職員としての募集も併せて実施

（4）国の財政措置

- ・自立相談支援の機能強化
- ・地域におけるひきこもり支援の強化
- ・就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

など、地域における支援事業の財政支援は見られるものの、職員採用に係る財政支援については明記されていない。

3. 他市の採用状況について

就職氷河期支援の目的を明示して実施した試験の事例（令和元年12月26日総務省通知による）

（1）令和元年度中に採用（予定）

団体名	職種	受験資格	募集期間	募集人数	応募人数	最終合格者
宝塚市 (兵庫県)	事務職(一般行政職)	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・高校卒以上	R1.8.19～8.30	3	1,816	4

(2) 令和2年度から採用(予定)

団体名	職種	受験資格	募集期間	募集人数	応募人数	最終合格者
愛知県	事務	・S50.4.2からH2.4.1までの間に生まれた人	R1.8.1～8.12	5	402	8
兵庫県	一般事務職	・S49.4.2からS60.4.1までの間に生まれた人	R1.12.3～12.18	5	—	—
	警察事務職	・S49.4.2からS60.4.1までの間に生まれた人		1	—	—
	教育事務職	・S49.4.2からS60.4.1までの間に生まれた人		1	—	—
	総合土木職	・S49.4.2からS60.4.1までの間に生まれた人		3	—	—
境町 (茨城県)	一般事務職	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・高校卒以上	R1.10.1～10.31	1	31	—
鎌ヶ谷市 (千葉県)	土木職(上級)	・S49.4.2からS60.4.1までの間に生まれた人	検討中	2	—	—
	保健師	・S49.4.2からS60.4.1までの間に生まれた人 ・保健師の資格	検討中	1	—	—
甲良町 (滋賀県)	行政	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・運転免許	R1.12.2～12.20	1	—	—
	行政(福祉・介護)	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・運転免許 ・社会福祉士又は介護支援専門員の資格		1	—	—
	保健師	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・運転免許 ・保健師の資格		1	—	—
	土木	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人		1	—	—
	保育士・幼稚園教諭	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・運転免許 ・保育士、幼稚園免許		1	—	—
赤穂市 (兵庫県)	事務(一般行政)係員級	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・高校卒以上	R1.11.1～12.2	1	38	—
三田市 (兵庫県)	事務職	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人 ・高校卒以上	R1.10.21～11.8	1	427	—
加西市 (兵庫県)	事務	・S45.4.2～S61.4.1までの間に生まれた人	R1.11.1～11.25	若干名	110	—
	建築	・S45.4.2以降に生まれた人 ・建築に関する専門課程を修了し、大卒、短大卒、高専卒又はR2.3に卒業見込み		若干名	3	—
太子町 (兵庫県)	事務職(一般行政職)	・S49.4.2からS59.4.1までの間に生まれた人	R1.10.28～11.15	若干名	42	—

4. 採用に当たっての課題と今後の方針について

(1) 採用に当たっての課題

①採用する年代について

「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、いわゆる就職氷河期世代を、現在3

0代半ばから40代半ばとしており、すでに募集を行っている地方公共団体においても、受験資格を35歳から44歳までとしているところが多くみられる。

一方で、国家公務員として募集を行った内閣府や厚生労働省においては、受験資格を35歳から49歳までとするなど、異なる扱いをしているところもあり、本市の年齢構成を勘案した上で、実際に募集を行うにあたって受験年齢の整理が必要となる。

②採用する職種について

すでに実施している国家公務員・地方公務員の募集に当たっては、いわゆる事務職が多くみられるものの、他の技術職・専門職などの募集を行っている地方公共団体なども見られる。

本市においては、必要人数を確保することが困難な状況になっている技術職・専門職については一定の職歴があれば34歳まで受験することができるとしており、就職氷河期世代の募集を行うにあたっては、こうした職種についても募集を行うのか、または受験年齢の再検討を行うのかなどの整理が必要となる。

③採用する時期について

「就職氷河期世代支援プログラム」においては、2019年からの3年間集中的に取り組む期間としている状況で、採用する時期をいつにするのかなど、実施に向けた試験スケジュールの整理が必要となる。

④応募に際して必要な受験資格について

受験資格については、事務職であれば基本的には年齢のみとしている団体が多い中、厚生労働省は正規雇用労働者としての雇用が一定期間ないことなどの条件を設けている。

正規雇用労働者としての勤務実績がないことを条件とすべきかどうかなど、応募に際して必要な受験資格について整理する必要がある。

⑤採用試験の内容について

採用試験については、就職氷河期世代の支援を目的とした採用であることから、書類選考や面接試験を中心として人物評価を重視した試験とし、受験者の負担を考慮すべきか、採用後は他の正規職員と同様の身分となり、同じように職責を担ってもらうことから、教養試験などを実施するなど、通常の正規職員の採用に準じたものにすべきかなど、採用試験の内容について整理する必要がある。

⑥採用後のキャリア形成について

本市では、昇格には行政における職務の経験など一定の在職期間が必要と考えている。そのため、就職氷河期世代の採用を負い個なった場合において、昇格可能となる役職が限られてしまうため、キャリア形成のための職務経験サイクルの確立や昇格制度の見直し、研修体制の整備などを検討する必要がある。

(2) 今後の方針

本市の職員構成や充足度などの現状を踏まえた上で、先進自治体等の状況を研究し、採用に当たっての課題を整理した上、就職氷河期世代が受験しやすく、採用後もモチベーションを保ち、継続して就労可能となるようなキャリア形成を含めた制度の検討を進める。

5. 委員からの主な質疑・意見

Q. 採用に当たって様々な課題が示されているが、本市として就職氷河期世代の採用は実施するのか。

A. 本市としては実施する方向で考えている。募集や採用の時期については現時点では決めかねているが、新年度の早い時期に実施したいと考える。

Q. 総務省の調査によれば、本市の就職氷河期世代に占める就業者 34,300 人の中で、非正規は 10,000 人ほどであり、そのうち望まず非正規となっているのは 3,400 人ほどであるとのことである。これに、やむを得ず無業となっている人を加えた人数が、本市の支援の対象となると考えるが、民間事業者においても何らかの支援の動きはあるのか。

A. 国では、民間事業者にも積極的な採用を促しており、本市では具体的な動きを聞いていないが、全国的には就職氷河期世代を対象とした行う事業者も出てきている。

Q. 国家公務員では、受験資格を 49 歳までとしている例がある中、本市としても採用する年代について整理する必要がある。市職員の世代別人数では、35 歳から 44 歳までが少なくなっているため、自ずとこの世代を対象に採用を行うこととなると考えるが、どうか。

A. 本市の職員構成は、45 歳から 49 歳までの世代の人数がもっとも多くなっている。このことから、現時点では、35 歳から 44 歳までを対象とする可能性が高い。

Q. 他市と比べても本市は非正規の割合が多いと感じる。望まずに非正規に甘んじている人も多いと予想するが、今後の採用方針について、現段階での具体的な考えを確認したい。

A. 35 歳から 44 歳の世代が少ないことにより、課長補佐級に当たる 45 歳から 49 歳の世代が係長等の役職を兼務していることが多くなっており、負担の増大につながっている。また、30 歳から 34 歳までの世代は採用を増やしているものの、上の世代が少ないことから十分な OJT 体制がとれず、従前よりも職員のノウハウの低下につながりかねない。技師・保育士等の不足を重点的に補うなど、選択肢は様々であるが、現段階では、35 歳から 44 歳までの世代のフォローを優先的に考えている。

Q. 世代間ギャップを埋めるためには、相当の人数が必要である。他の自治体でも、採用は若干名である中、現状、どの程度の採用を考えているのか。

A. 35 歳から 44 歳までをあまりに手厚く採用すれば、職員構成のバランスをかえって崩すことになりかねない。課長補佐級が係長を兼務しているケースが多いこと、若い職員の育成という観点からは、早い段階で係長として活躍できる人材を採用できることが望ましいと考える。

Q. 1 回きりの施策では社会的な啓発の意味でも効果は薄いと考えるが、就職氷河期世代の採用は、どの程度継続していく意向であるのか。

A. 国が集中的に取り組むのは令和 2 年度からの 3 年間であり、まずは国に歩調を合わせることを考えている。その後については、職員の採用状況や、実際に採用された就職氷河期世代の職員の意見も聞きながら、方向性を定めていきたい。

(意見) 就職氷河期世代の採用に先陣を切ったことが全国的に報道されたことから、宝塚市では募集人数 3 人に対して 1,800 人を超える応募があったとのことである。採用人数という点では、自治体のできることは限られるが、本市の姿勢で社会の雰囲気を変えることは可能である。就職氷河期世代が過酷な思いをしてきたことを受け止め、支援の流れが社会全体に広がるよう、積極的な情報発信に努めるとともに、可能な限り多くの人数の採用に努めてほしい。

Q. 自治体で若干名を採用したところで当該世代の支援という意味合いでの効果は薄い。職員採用に加えて、何らかの支援策を考えていく必要があるのではないか。

A. 国の財政措置としては、「自立相談支援の機能強化」や「地域におけるひきこもり支援の強化」等は明記されているものの、どのようなスキームになるのかは明確になっていない。したがって、商工農水部においても民間事業者レベルでの支援に向け、具体的な事業化の検討が進んでいる段階ではないが、当然、市として実施していく必要があると認識している。

Q. 本市として就職氷河期世代への支援が必要と考えるのであれば、国の動きを待たずに施策展開すべきではないか。また、特定の世代のみを取り上げた施策展開を行うことに若干の違和感がある。

A. 就職氷河期世代かどうかは別として、係長級に該当する職員が少ないことは少なからず行政運営に影響しており、例えば土木部門において、道路整備事業の次年度繰越し等の形で表れている。こうした状況において、様々な職種で受験の間口を広げることは必要であると考えており、現にこれまでも土木技師の受験資格を 34 歳までとするなどの取り組みを行ってきているところである。このような取り組みとは別に、国の動きに追随し、就職氷河期世代に特化した募集枠を設けることは意義があるものとする。

Q. 採用できた人材が非常に優秀であったとしても、即座に係長級の業務をこなせるかとい

えば難しい面もあると考える。先行する自治体では、就職氷河期世代の枠で入庁した職員に対して、特別な研修を行っている例はあるのか。

A. 現段階で、就職氷河期世代の職員に特化した研修を行っているとは確認していない。

Q. 採用後のキャリア形成について、現状でどのような心配があるのか。

A. 大卒・新卒の職員については、係長級となるまでに約 12 年を要している。しかし、40 代半ばでの採用となる場合、同様のスキームでは係長級となるときには定年間際を迎えてしまうこととなる。個人の能力にもよるが、この期間をどれほど短くすることができるか、部下の指導・育成のための研修をどのように組み入れるか等を合わせて検討していく必要があると考える。

(意見) 入庁した就職氷河期世代の職員が、本市に採用されてよかったと感じるよう、キャリア形成のための職務経験サイクルの確立や昇格制度の見直し、柔軟な研修体制の確立に努めてほしい。

(意見) 総務部やシティプロモーション部、スポーツ・国体推進部には専門的知識を有する者も含め、任期付きの職員が採用されている。こうした職員を、試験制度を踏まえた上で正規職員にする動きもゼロではないとのことであるが、35 歳から 44 歳の世代が少ないのであれば、こうした手法も検討してもよいのではないかと考える。

(意見) 就職氷河期世代のうち、無業となっている者の中には、引きこもりやニートの状態にある者も含まれると推測される。この実態を把握するとともに、このような対象者が国や市からの支援の情報に適切にアクセスできるよう手立てを講じることは、自立を促すことにもつながり、大変重要であると考え。総務部だけで施策を講じるのではなく、民間事業者への働き掛けも含め、様々な部局が連携しながら、スピード感を持って取り組みに当たるべきである。

(意見) 引きこもりの状態にある者は、たとえ数時間の就労であっても人生の喜びにつながると考えられる。就職氷河期世代への支援については、引きこもり対象者の自立支援の意味もあることから、健康福祉部、商工農水部、総務部等関係する部局が適切に連携し、プロジェクトチームのような体制で取り組みを進めることも検討してほしい

6. まとめ

宝塚市を皮切りに、自治体における就職氷河期世代を対象とした採用試験の実施が広まり、国においても就職氷河期世代の支援が大々的に打ち出されるなど、当該世代に向けた支援の流れはもはや全国的なものとなっています。このような中、本市の状況を見れば、まさに就職氷河期世代に該当する35歳から39歳までの世代、40歳から44歳までの世代の職員全体に対する割合が非常に低くなっており、45歳以上の課長補佐級の職員にとっては役職兼務による負担の増大、34歳以下の若手職員にとっては十分なOJTを受けられないといった課題が生

じている状況であります。本市としてはこれまでも、土木技師の受験資格年齢を引き上げるなどして、この状況に対応してきたところではありますが、この不足する世代にターゲットを絞って採用を実施するといった視点はありませんでした。

調査を通じて、本市としては、就職氷河期世代の職員の採用に向けて、積極的に取り組んでいく姿勢であることが確認できました。35歳から44歳までの世代が少なく、円滑な行政運営の支障になりうることを踏まえれば、主にこの世代を中心に採用を行っていくべきと考えますが、全体の職員バランスに配慮しどの程度の人数を採用するのか、採用する職種や、採用後のキャリア形成をどのようにするかなど、まだまだ整理すべき点は多いとのことでもあります。現状、四日市市では民間レベルで就職氷河期世代に限った採用を行っている事例は確認できていないとのことではありますが、本市が積極的に採用に乗り出すことで、市全体で、ひいては県全体で当該世代を支援していこうという流れにつながると考えられます。こうした社会的気運の醸成のためにも、早期に考え方を整理し、一刻も早く採用に向けた動きが具体化するよう求めます。

また、就職氷河期世代のうち、無業となっている者の中には、引きこもりやニートの状態にある人も当然に含まれます。国の財政措置については、現状では具体的な動きは分からないとのことではありますが、就職氷河期世代に支援の手を差し伸べることは、こうした状態にある人の社会的自立を促す意義もあると考えます。このことを踏まえれば、職員採用に当たる総務部だけでなく、引きこもり等の支援や、事業者への働きかけによる社会的気運の醸成といった意味合いも含め、関連する部局が足並みを揃えて取り組みを行う必要があります。

就職氷河期世代の人々は、バブル崩壊後の雇用環境の厳しい時代を生き抜き、今なお苦しい思いをしている人もいます。本市においては、今後の国の動きも注視しつつ、行政一丸となって、この世代に対する支援に取り組んでいただくことを期待し、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	荻 須 智 之
副委員長	豊 田 祥 司
委員	笹 岡 秀太郎
委員	竹 野 兼 主
委員	土 井 数 馬
委員	豊 田 政 典
委員	樋 口 博 己
委員	森 川 慎

○人口問題・シティプロモーションについて（中間報告）

〔第1回 シティプロモーションの現状と今後のあり方について（7月29日実施）〕

1. 四日市市観光・シティプロモーション条例について

（1）条例の目的

本市の都市イメージの向上及び市民が地域を誇らしく思う心の醸成を図るとともに、その魅力の創造と発信によって、市外からの交流人口や定住人口の増加を促進し、もって、産業と環境、産業と文化が調和した都市として、持続的な発展に資すること。

（参考：条例前文）

「（略）そうした本市の歩みを大切にしながら、未来に向けて、産業と環境、産業と文化が調和した魅力と風格を備えた都市を目指しています。

今後、このような本市の歩みや本市の様々な魅力を知っていただくためには、「来て・観て・感じて」いただくことが重要です。そのためには、市民が誇れる地域資源を最大限に活かして、新たな魅力を想像し、磨き上げ、発信していかなければなりません。

そこで、市民、事業者、行政が一体となって、市の魅力を発信できるよう、観光推進及びシティプロモーションを通じた本市の魅力の創造と発信に努め、都市の持続的な発展に資することを目的に、この条例を制定します。」

（2）地域の魅力の創造及び発信に向けた基本理念（条例第3条）

- ①地域資源に対する市民等の理解と関心を深め、地域における創意工夫を生かした自主的かつ主体的な取組を尊重すること
- ②地域に誇りと愛着を持ち、温かなもてなしを実践することが重要であるという認識の下に推進すること
- ③将来にわたる持続的な取組を実現するためには、良好な自然環境、景観及び歴史的又は文化的資産の保全、再生及び活用を図ることが重要であるという認識の下に推進すること
- ④市及び市民等の相互の連携を確保するとともに、国、県及び他の地方公共団体との広域的な連携を推進すること
- ⑤本市が公害を経験し、産業振興と環境保全を両立してきた都市であるという基盤を生かし、国内外の環境改善の取組に貢献するという認識の下に推進すること
- ⑥本市の今までの歩みを大切に、本市の豊かな地域資源及び地域の魅力を国内外に向け効果的に発信するという認識の下に推進すること

2. 四日市市のシティプロモーションの方向性について

〔マーケティング調査結果（シティプロモーション方策報告書）より〕

（1）本市のシティプロモーションの背景

①「愛着」はあるものの「誇り」は持てない

市民が四日市市に対して愛着や誇りを感じられるか、友人・知人に勧められるかを聞いたところ、「愛着」はあるものの、「誇り」を持てない、また、「お勧めできない」状況が明らかとなった。

②経済的ポテンシャルは向上しているものの、人口は減少傾向

四日市市の総人口は2011年から減少傾向にある。少子高齢化の自然減に加えて、社会減となったことが大きく影響している。ただし、2015年以降は、社会増に転じており、その影響で、人口減少数は小さくなっている。

（2）課題が生じた要因

①居住地としてのブランド力が低い

四日市市の転出入の状況は、近隣の市町村のほとんどで、転出超過傾向が確認できており、「桑名市」や「菰野町」における転出超過傾向が大きい。

また、四日市市より暮らしやすそうと思う近隣のまちを聞いたアンケートでは、四日市市民は、四日市市がもっとも住みやすいと思っておらず、特に「女性・39歳以下」は「四日市市が一番」とした割合が最も少ない。

②若い女性に支持されていない

製造業に特化した産業構造により多くの男性が四日市市に転入してくる結果、特に30代から50代にかけて男性が概ね1割程度多く、男性に偏った人口構成になっている。

若い女性による四日市市のイメージが悪く、特に、「女性・39歳以下」では、イメージが悪いと感じている人が突出して多い。

③名古屋市で働く人の居住都市としてのイメージがない

四日市市から「名古屋市」への通勤者数は減少傾向にある。また、名古屋圏にある都市のうち暮らしやすいイメージのある都市について、「名古屋都市圏」在住者による上位は、「岡崎市」、「岐阜市」等であり人口規模の大きな都市が入る。一方、これらの都市と人口規模が近い「四日市市」は7.9%にとどまり、暮らしやすい都市として認知されていない。

(3) 本市のイメージアップの方向性

① 四日市市に暮らす若い家族が定住できる都市

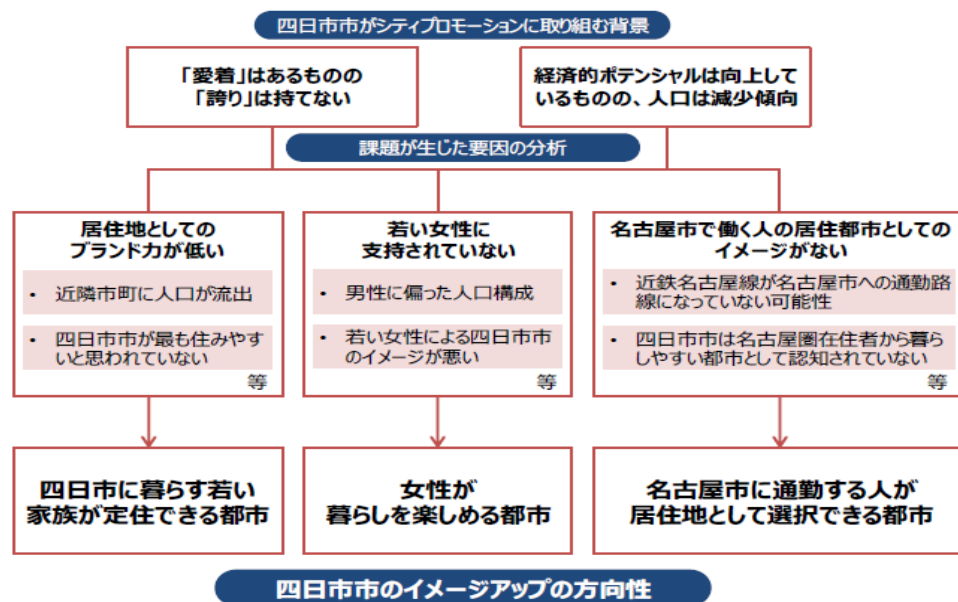
四日市市で働き市内の賃貸住宅に在住する若い家族が、持ち家物件を市内に保有し、将来にわたって住み続けたいと考えるように、近隣市町と比べて永住に適した都市であることをイメージづける。

② 女性が暮らしを楽しめる都市

四日市市で暮らす若い女性が、自身が暮らすまちに対して誇りを持てるように、市内で働きながら、様々な体験ができ、まちを楽しめるようにする。

③ 名古屋市に通勤する人が居住地として選択できる都市

名古屋市に通勤している人が、持ち家を取得する際に、四日市市を選択したくなるようなイメージを形成する。



(4) イメージアップを図る対象（コア・ターゲット）

① 四日市市在住者

市民が四日市市を誇れず、お勧めできないようでは、市外の人にとって魅力的な都市として映る、あるいは良好なイメージ拡散することは難しい。四日市市のイメージアップに向けて、市民に気づきを与えることを重視する。

② 持ち家を所有していない人（独身者を含む）

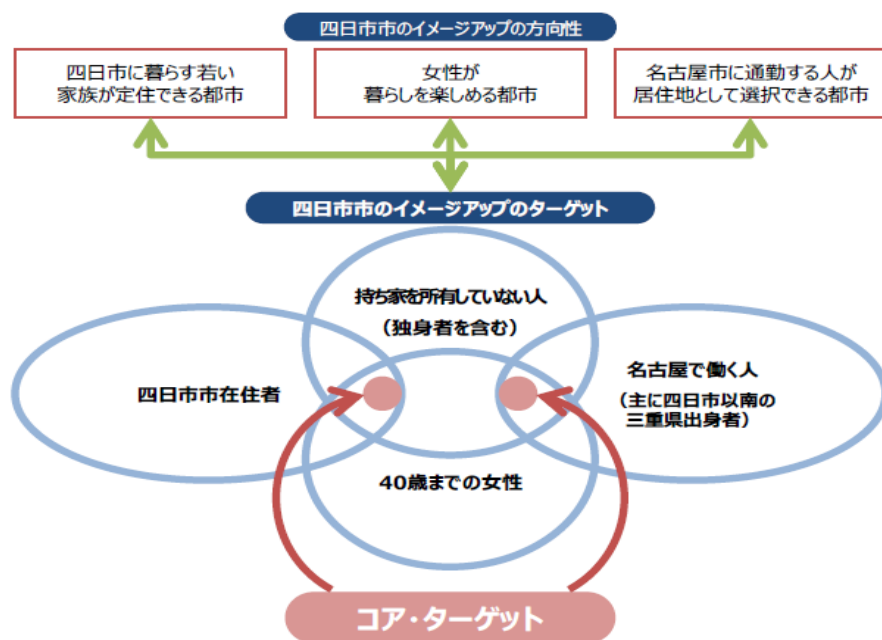
四日市市では、持ち家取得者等において近隣市町へ流出し、名古屋市で働く人の居住が少ない。住まいを転居する可能性の高い賃貸住宅や実家に住んでいるなど、持ち家を所有していない人を対象とする。

③40歳までの女性

市民のうち20代・30代女性が、市に対して悪いイメージを持ち、誇りを持ってない状況にある。また、消費活動に対して感度が高いのは若い女性であり、四日市市に人を呼び込むムーブメントを創出するには、重要な対象者となる。

④名古屋で働く人（主に四日市以南の三重県出身者）

四日市市をはじめとする近鉄沿線が名古屋で働く人の通勤路線であることを名古屋の人が認知していなければ転勤者にお勧めすることは期待できないため、名駅地区を中心的な場所とターゲット選定して、イメージ浸透を図っていく。



(5) イメージアップに向けた方策

①良好なイメージの可視化

四日市市のイメージ形成において期待される「家族が定住できる」、「女性が暮らしを楽しめる」、「名古屋市に通勤する人が居住地として選択できる」都市であることを認識できるように、四日市市で営まれている魅力的な暮らし方を具体的に魅せていく。

②イメージを実感する機会の創出

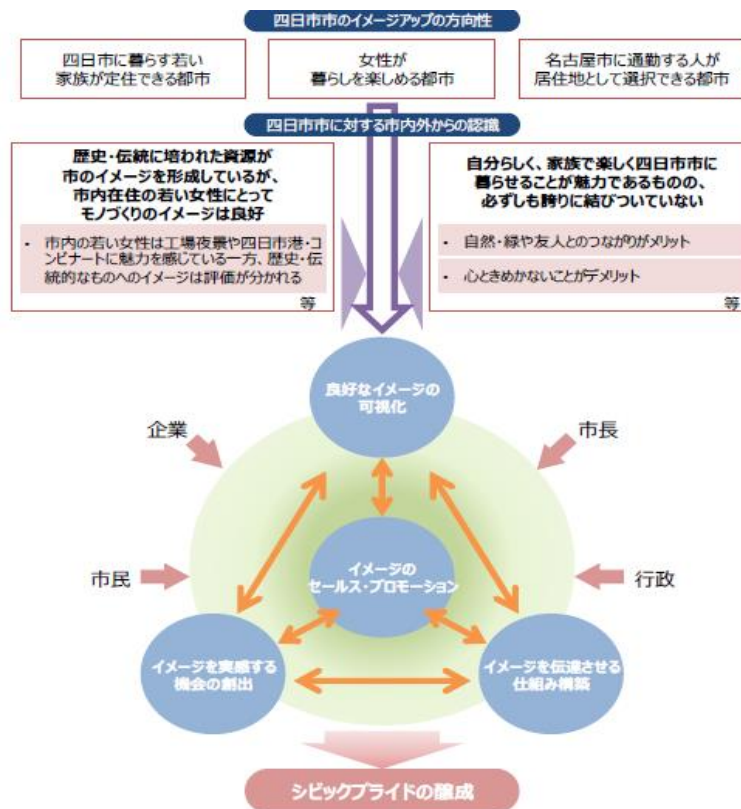
四日市市の魅力的な暮らし方が実現できることを広く認識してもらうために、まちの魅力を知り、まちを楽しめる機会を創っていく。

③イメージを伝達させる仕組み構築

四日市市の魅力的な暮らしのイメージや四日市市の魅力を知り、まちを楽しめる機会のあることを、ターゲットに適切に届く仕組みを創っていく。

④イメージのセールス・プロモーション

上記の取り組みを効果的に伝わるようにプロモーションを進めていく。



3. 主な質疑・応答、意見

〔本市のイメージアップ方策・人口施策との関連についての質疑〕

Q. 平成 30 年 3 月に示されたシティプロモーション方策報告書によれば、本市は 39 歳以下の女性からの支持が低いことが読み取れるが、この報告書をもとに具体的な事業は行っているのか。

A. 報告書を受け、40 歳までの女性を非常に重視しているが、そこに特化した事業はまだ行っていない。具体的な事業としては、昨年度から、自動車の四日市ナンバーの導入の推進、ふるさと納税での PR、名古屋駅でのシティプロモーション映像の放映等に取り組んでいるほか、首都圏でのシティプロモーションとして、本市にゆかりのある企業への訪問・従業員への本市の PR 等も行っており、今後も継続して取り組んでいく。

Q. 報告書の結果を受けた具体的な対策については、来年度以降になるのか。

A. 来年度にかけて具現化していきたいと考えている。新たな総合計画に反映し、推進していくことが望ましい。

Q. 四日市市観光・シティプロモーションの目的に、「本市の都市イメージの向上」、「市民が地域を誇らしく思う心の醸成」、「その魅力の創造と発信」との文言があるが、それぞれどのようなことを行っていくのか。

A. 「都市イメージの向上」について、市民が口を揃えて「四日市とはこのようなまちだ」と市外に向けて発信することが必要であり、キャッチフレーズ等を共有しながら推進していく必要があると考えている。「市民が地域を誇らしく思う心の醸成」については、自らが市を変えようとしているとの実感がいわゆる「シビックプライド」につながるものと考えのもと、昨年度においては大四日市まつりや花火大会の運営に高校生ボランティアの参画を促した。また、誇りを持つよう促すだけでは市民の心を変えることは難しいが、本市を評価する声を市外の住民から聞くことにより、市民の誇りにつながる面もあることから、市外への情報発信に積極的に取り組みたいと考えている。「魅力の創造と発信」については、現在もラジオで本市の情報発信を行っているところであるが、メディアミックスの手法により、今後も様々な媒体で情報発信を行っていく。

(意見) 各事業を通じて交流人口・定住人口の増加を目指すことは理解できるが、現状シティプロモーション部では「魅力の創造と発信」の「発信」ばかりが行われており、数少ない「売り物」を何とか売ろうとしているような印象を受ける。

Q. 生活者としての市民の心はシティプロモーションにとって重要と聞くが、どのように考えるか。

A. 本市の住民は、過去に公害を経験していることもあり、全体的に控えめであると感じる。しかし、一度市の外に出て本市を眺めることで、歴史や多彩な産業もあり、非常に利便性に富んだよいまちであることが分かり、積極的に本市の魅力を外部に伝えていくことができるのではないかと感じている。

(意見) 都市イメージの向上と人口増加に関連があることは漠然とは分かるが、真にそうであるのかは把握できていないのではないかと感じる。市外住民の本市に対するイメージはどのようなものを客観的に捉えて分析するとともに、人口増加を目指すのであれば、本市からの転出、本市への転入の理由についても調査すべきである。また、観光・シティプロモーション条例には市民の役割も規定されているが、当の市民に本市の人口が増えればよい、市外の住民に本市に住むことを勧めたいとの思いはないのではないかと感じている。

Q. シティプロモーション方策報告書は、何を目的とした調査の結果であるのか。

A. 今後、シティプロモーションを通じて本市の交流人口・定住人口の増加を図っていくためには、まず本市がどのように見られているのか把握する必要があることから、本市の都市イメージについて調査を行ったものである。

Q. 市民等の気持ちが変われば都市イメージが向上すると認識しているのか。

A. 働く場所の多さ、土地の所在、地価の状況等は分かっているが、実際に市民等がそれをどのように思っているかを把握しなければ、シティプロモーション部としてどのような面を売りにしていくべきか判断が難しいため、まず意識調査を行ったものである。

Q. 調査からは「居住地としてのブランド力が低い」との結果が出ているのであるから、市

民等の意識を変えるだけで都市イメージが向上するとは思えない。このような結果が出ているにもかかわらず、なぜ外に対して売り込もうとするのか。調査結果を活かし、施策に反映していくことが重要ではないのか。

A. シティプロモーション部としては、外部に向けた本市のイメージの伝達に取り組んでいく必要がある。調査結果からは、本市に住むメリット、デメリットが読み取れるため、各分野で改善に向けた取り組みを進めることが重要であると考えます。

Q. 本市が住みやすく、教育等も充実しているのであれば、そのこと自体がシティプロモーションとなり、本市の情報が口コミで広まっていくと考えるが、例えば本市より暮らしやすそうと思う近隣のまちについて、39歳以下の女性では、「四日市市が一番」とした割合がもっとも低いという結果もあるなど、本市で暮らしにくいと感じている人がいる中、シティプロモーション部として外に向けたPRに力を入れている点に疑問を感じるが、どうか。

A. 調査において「四日市市が一番」を選択しなかった人でも、本市に対するイメージが悪いとまで言い切ることは難しい。市民の意識を尊重して各部局における施策を充実させることが重要であり、一番の行政サービスであるという点は同感である。同時に、それぞれのサービスの対象者に本市の良さを分かってもらうことも非常に重要であり、これは各部局において取り組んでいく必要がある。一方で、シティプロモーション部としては、現在、市外における本市のイメージ向上を中心に取り組んでおり、事業の棲み分けを行った上、都市イメージの向上を図っている。

(意見)シティプロモーション部としては対外的なイメージ向上が基本的な取り組みであり、各部局で取り組む施策への指導・助言は行わないとの理解に至るが、それでは、なぜ都市イメージの向上に向けた調査を行い、分析まで行ったのか分からなくなる。売りとなるものも少ない中、外に向けた情報発信を行うことは非常に大変な仕事であると考えますが、シティプロモーションの根本を、全庁的に議論すべきであると考えます。

Q. 本市に対する評価については、市内に戻ってきた本市出身者の声を聞くことがもっとも効果的ではないかと考える。また、今年度から転入者に対し市内3カ所の観光施設の無料券付のこにゅうどうくんのお面うちわを配布する取り組みを開始しており、その対象者に転入後しばらくしてから本市の印象・評価を確認するといった手法も考えられる。もとより本市に住む住民に本市の魅力を聞いても、答えられないのが通常であり、この傾向は全国的なものとする。仕事や遊びのために本市を訪れた人に効果的にPRすることで、その人が居住地で本市の印象を語り、その評価がまた本市住民に聞こえてくる。その好循環により本市の住民にも誇りが持てるようになるのではないかと考えている。何らかの理由で本市に来た人等へのアプローチや声の聞き方をどのように考えているか。

A. 本市からの転出者に対し、転出後もふるさと納税で本市に貢献をしてもらえるよう、本

市の産品が掲載されたカタログを渡すなどの取り組みは行っているが、本市のイメージや転出する理由などの聞き取りは行っていない。転入・転出者への調査は窓口業務の際に行うことが有効であると考えるが、職員の過度な負担にならないよう、手法について検討したい。また、観光や仕事で本市を訪れる人に対しては、公の観光施設での調査・PRに加え、ホテルに協力を求めることが有効であると考えるが、事業者との協議が必要となる。

(意見) ホテルのPR動画に本市のプロモーション映像を入れてもらう、市内の観光施設のロビー等でプロモーション映像を放映するなど、様々な手法を具体的に考えていく必要がある。市民は、市外の住民からの評判を聞くことで市に対する誇りを持てるという面もあるため、市外の住民にいかに関係するかが重要であると考える。名古屋駅構内でプロモーション映像を放映するなど市外でのPRに力を入れるよりも、何らかの事情で本市を訪れた市外住民に強く印象付けることが非常に効果的であると考える。時間はかかるが、そのような手法も検討してほしい。

Q. 本市の取り組むプロモーションは市内中心部にかかわるものが多いと感じるが、昭和の大規模な合併を経て今の市が形作られてきた。各地域の持つものを積極的にPRするなど、本市の歴史的背景を踏まえたシティプロモーションを進めていくべきではないか。

A. 個々の地域をアピールするのではなく、オール四日市という観点が必要であると考える。例えば水沢地区の伊勢茶も「四日市市」にとっての貴重な産業であることから、各地域の誇るものは「四日市市」の誇るものであるとの観点から、シティプロモーションに取り組みたい。

(意見) 本市のイメージアップに向けた武器が何かわかりにくい中、各部局が行う様々な施策にシティプロモーション部が優先順位をつけ、本市が誇れる部分はどこで、何に力点を置いてアピールしていくのかを選択し、情報発信を行うべきではないかと考える。

(意見) シティプロモーション方策報告書によれば、「愛着」はあるものの「誇り」は持てないとの結果が出ている。他市町の住民等から指摘されて初めて本市の知らない魅力に気づき、これが本市に対する「誇り」につながる面もあると考える。

Q. シティプロモーション部として人口動態の分析は行っているのか。

A. シティプロモーション部では行っていないが、政策推進部において、「四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に併せて「四日市市人口ビジョン」を策定しており、これをベースに各種取り組みを行っている。また、新たな総合計画の策定に向けて、人口動態等の統計もとられているところである。

Q. 四日市市観光・シティプロモーション条例の目的に定住人口の増加の促進が謳われている。子育て世代等の転出超過傾向があることが分かっているのであれば、その原因を分析した上で対策を打たなければ、定住人口の増加や都市イメージの向上につながらないので

はないか。

A. 例えば子育て世代の転出超過傾向がある中、その傾向を止めるためには本市の都市としての魅力を向上させることが必要であり、方策の一つとして、当該世代に対する行政サービスの充実を図るという考え方にに基づきこども医療費の窓口負担無料化等に取り組んでいる。人口動態の傾向に基づき施策を展開しているという認識でいる。

Q. 人口動態の統計データがある中、数字をしっかりと分析し、シティプロモーションにつなげていく必要があるのではないか。

A. 現在の子育て世代の転出超過について、人口動態の分析に基づき対策を行っているが、具体的な対策はこども未来部が中心となって考えており、シティプロモーション部で行っているのは広報等にとどまる。なお、現状、全世代別の人口動態の分析には至っていない。
(意見) アンケート調査を行い、シティプロモーション方策報告書も作成しているにもかかわらず、その結果を活かし切れていないという印象である。観光・シティプロモーション条例に掲げる大きな目的が人口の増加である中、シティプロモーション部として、条例の目的実現に向けた全庁的な働きかけや、議論のプラットフォームを作るといった役割が求められるのではないかと考える。

(意見) 調査結果からは、四日市市が一番暮らしやすいと回答した人の割合は、39歳以下の女性で低くなっていることが読み取れ、子育て世代の転出超過傾向とリンクしていると感じる。現在本市に住む人たちが暮らしやすいまちになれば、自然に本市の人口は増えると感じており、この観点でシティプロモーションに取り組む必要があると考える。

〔交流人口の増加・観光施策についての質疑〕

Q. 四日市港の入込客数については、平成29年度より大型客船への乗船客を追加しているとのことだが、これまではどのように入込客数を算出していたのか。交流人口の増加が重要であるのであれば、入込客数の算出をもう少し正確に行うべきではないのか。

A. 四日市港の入込客数は、従来、展望展示室「うみてらす14」への来場者数から算出していたが、平成29年度より大型客船への乗船客を追加している。また、入込客数の算出方法について、大四日市まつり、四日市花火大会、萬古まつりについては、主催者発表の数値をもとにしているところであるが、今年度、大四日市まつりと四日市花火大会において、携帯電話の電波を活用し、来場者数及びその属性について試行的に調査を行う予定である。

Q. 四日市花火大会について、他の自治体の花火大会と比べても規模が大きいということであれば、夏にこだわらずに秋や冬に開催するなど、常識にとらわれない視点もシティプロモーション部には必要ではないか。

A. 花火大会の開催地について、現在地ではどうしても打ち上げ数に制約があるため、場所の検討を行っているが、適当な場所が見つかっていないのが現状である。また、昨年度の

桑名市の花火大会は、天候不良により11月の開催であったが、非常に寒い日であり十分楽しめなかったとの声も聞いている。このように場所や時期の変更については課題があるが、花火大会に限らず様々な事業について、多角的な観点から検討することは重要であり、推進していかなければならないと考えている。

〔議員間討議〕

- ・本市において、他のどの自治体にも勝る施策があれば、それを売りとしてプロモーションしていくことで人口の増を図ることができる考える。この意味において、シティプロモーションはシティプロモーション部のみで行えるものではない。

- ・本市として人口増を目指そうとしているものの、どの分野を売りとしていくのか、武器がないとの意見が少なくない。市長が「子育てするなら四日市」「教育するなら四日市」を謳うのであれば、その分野をパッケージ化し、それを売り込むのがシティプロモーション部の仕事であると捉えているが、その売り物がまだできていないという印象である。

- ・シティプロモーションの目的に定住人口の増加が掲げられており、個人的にも都市の力は人口にあると考えている。しかし、実際に人口増加を図ることにより、どのような影響があるのか、都市力は強化されるのかが明らかでないため、その部分をまず研究したうえで、次にどのような手を打つべきか議論したい。

- ・人口は奪い合うのではなく、各自治体同士が補い合うことが本来のあり方であると考えている。全国で人口が減少傾向にある中、お互いに人口を奪い合っても、将来的にはまとめて没落していくことが危惧される。人口は、市域を超えた大きな範囲で増加させていくということが今の時代に求められる方向性であり、都市間競争という考え方は今の時代に即していないのではないかと考える。

- ・三河地区や北勢圏域といったエリアの中で四日市市が中核を担いながら広域行政を展開することにより、本市の魅力の向上、人口増加につながり、広域的な経済の好循環につながるのではないかとイメージを持っている。

- ・観光・シティプロモーション条例の第3条第2号には地域の魅力の創造及び発信の基本理念として、「市及び市民等の相互の連携を確保するとともに、国、県及び他の地方公共団体との広域的な連携を推進すること」があることから、広域連携を視野に入れた取り組みが必要である。本市が広域的な連携の中核となるとのエッセンスも、基本理念の中に含めてもよいのではないかと考える。

- ・人口を増やすのであれば、本市の出生率を2以上とする施策が有効と考える。大都市圏のベッドタウンとして人口を増やそうとする場合、働く世代が揃って高齢化することで将来世代の負担が重くなる可能性があることは、他市の事例からも明らかであり、単純に人口を増やすことが適当であるのかは容易に判断できない。

- ・人口増に向けては特定の世代にターゲットを絞って戦略を打つ必要があり、そのためには

現状の把握が重要となると考える。なぜ本市に住み続けるのか、なぜ本市に住まないのかなど、進学を前にした高校生や本市出身の市外居住者、市外に居住する市職員等と意見交換できればよい。

- ・本市の人口がどうあるべきか根本に立ち返って議論を行い、それをもとに、どのような世代をターゲットに流入を図り、そのためにどうPRしていくべきであるのかを明らかにしていくべきであるとする。

〔第2回 人口移動と地方創生の動向（10月25日実施）〕

1. 参考人（まち・ひと・しごと創生本部事務局内閣参事官 岡朋史氏）による講演内容

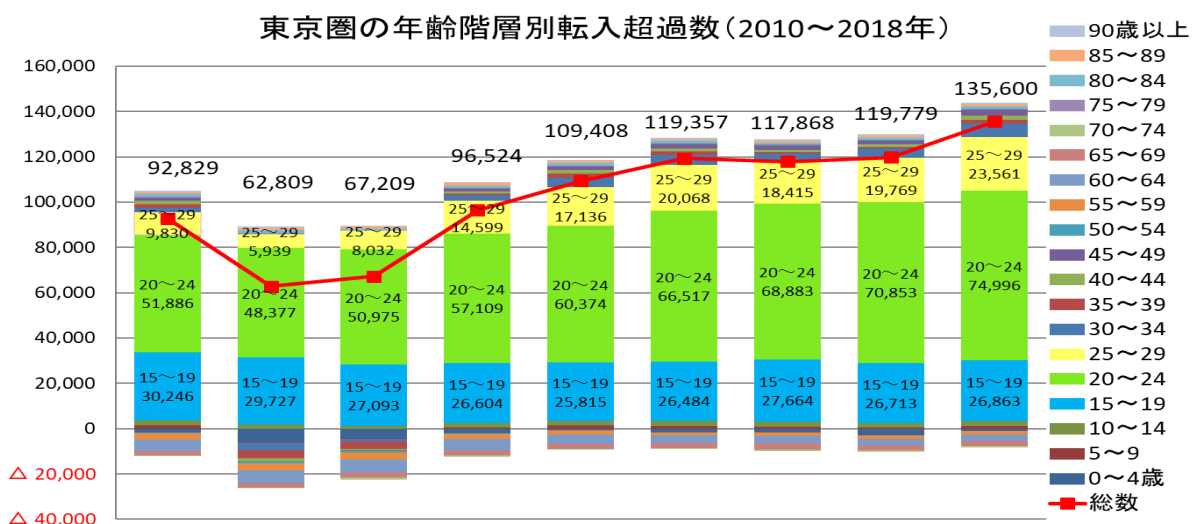
①総人口の長期的推移と将来推計について

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成24年1月）によれば、2010年の12,806万人をピークとして、日本の人口は徐々に減少し、2100年にはその約半数となる。合計特殊出生率が2030年に1.8程度、2040年に2.07程度まで上昇すると、長期的には9000万人程度で概ね安定的に推移することになる。高齢化率については2049年以降38%程度で推移するとされているが、合計特殊出生率の上昇があれば、2091年以降27%程度で推移することとなる。

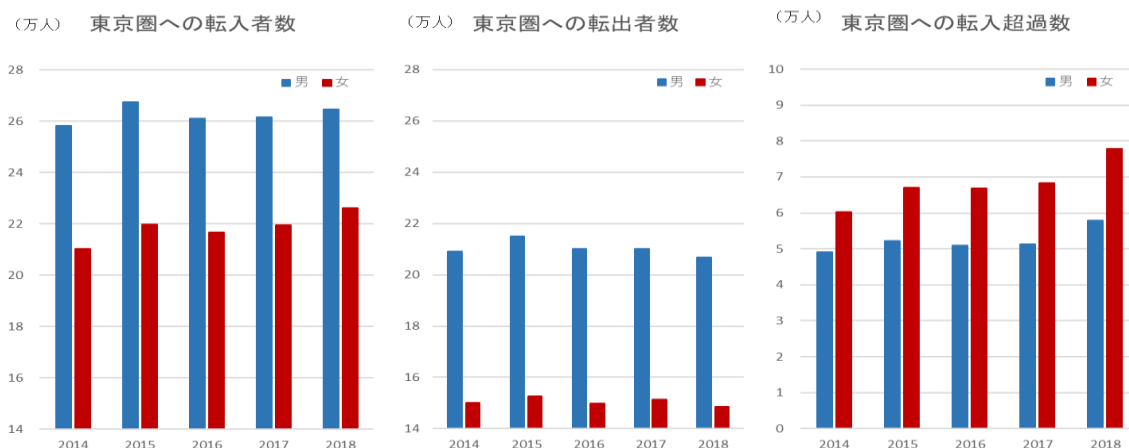
出生数は、昭和22年から同24年までの第1次ベビーブームの際には2,696,638人であったが、平成30年には918,397人と過去最低の出生数を更新し、本年においては90万人を切る予測も出されている。また、労働力人口については、少子高齢化の進行により、若い世代が高齢世代を支えるという社会構造が崩れつつある。

②人口移動の状況について

平成29年では東京圏への転入超過数が13.6万人である一方、名古屋圏、大阪圏、地方圏への転入超過数はそれぞれマイナスとなっていることより、現在も東京一極集中の状況にあることが分かる。東京圏への転入超過数は、20歳から24歳の層、次いで15歳から19歳の層が多くなっており、大学等への進学や就職が東京への転入の一つのきっかけとなっているものと考えられる。



東京圏への転入超過数を男女別に見た場合、リーマンショック・東日本大震災以降は女性が男性を上回っている。また、東京圏からの女性の転出は非常に少なく、女性は転入しても地方へ戻らない傾向が見られる。



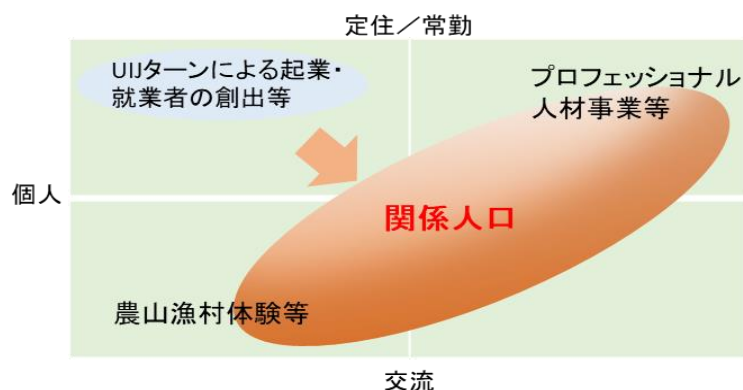
東京圏への転入超過数を市町村別に見た場合、仙台市、大阪市、札幌市、名古屋市等、大都市からの転入が多く、地方都市からは少ない。このことから、各大都市圏においても大都市に人口が集まり（ミニ東京化）、そこからさらに東京圏への転出があることが分かる。

東京圏への転入超過数は、市町村別でも女性が多い傾向にある。女性の4年制大学への進学率が平成29年で49.1%となるなど、女性の高学歴化が進んでおり、高学歴者の就職先が東京をはじめとした大都市に多いことがひとつの背景にある。

③政府の動きについて

本年12月に、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020年度～2024年度）が閣議決定される予定である。ここでは、「地方へのひと・資金の流れを強化する」ことを新たな視点の一つとしており、この中で、将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出・拡大に取り組むこととしている。「関係人口」とは、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる人々のこと（特定地方のファンのようなもの）であり、今後のシティプロモーションは、「関係人口」を生み出すことを目的とする方向性も考えられる。

「関係人口」づくりのイメージ



○関係人口づくりについて

株式会社日本総合研究所の実施したアンケート調査では、地方移住の希望先を選んだ理由

について、「自分（または配偶者）の生まれ育った場所だから」（35.3%）、「旅行などでよく行き、気に入った場所だから」（32.0%）との回答が多いなど、地方との縁（関係）が、地方での移住先を決める大きな要因となっていることが分かる。関係人口がひいては定住につながることを示唆するものであると思われる。

政府の取り組みのうち、「関係人口」に関連するものについては、プロフェッショナル人材事業（プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチング）、サテライトオフィス・二地域居住の推進、子供の農山漁村体験の充実などがある。都会の子供たちを四日市の自然の良さ等に触れさせることも一つのシティプロモーションの方向性と考えられる。

④若者の地域への愛着醸成に向けて

○地域の将来を支える人材育成のための高校改革

15歳から19歳までの東京圏への転入超過は多く、他方で県内の大学に進学する者は少ない傾向にある。実際に若者の減少により、高校の維持が厳しくなっている地域も存在することを踏まえ、高校生に地元を知ってもらうことが重要と考えられる。

「ふるさと教育」など、地域課題の解決を通じた探究的な学びに加え、特に、地域で活躍するカッコいい大人を効果的にPRすることが高校生の心に残り、地域への誇りの醸成や将来的な地域貢献につながると考えている。

シティプロモーションにおいては、四日市を離れた人や四日市に縁のない人を呼び込むことも必要であるが、中高生への効果的な情報発信により地元への定着を促すことも重要な視点である。

○若者の進学先・居住地等の意向について

まち・ひと・しごと創生本部事務局の地方創生ワカモノ調査によれば、下記のような結果が出ている。

・進学先の選定傾向について

地方の高校生の場合、地元残留意思は高校1年生の間は大きな変動なく推移しているが、高校2年生の夏頃より東京志向が強まる傾向にある。他方、東京の高校生の場合、高校1年生の間は地方への転出意思は低く推移しているが、高校2年生になり、やや地方に視野が広がっている。

・東京に進学した地方出身者に向けた地方からのメッセージ動画は、我々としては郷愁を誘うことで地域回帰を促すように仕組んだつもりであったが、反対に、「東京で頑張れ」という応援メッセージと感じられる人が多く、思惑とは反対の感じとなった。世代や状況によって感じ方、捉え方が異なるので、PRをする際には、受け手がどのように感じるかよく調査する必要がある。

・地方で活躍する若者のインタビューは、具体的に地域にどのように貢献しているのか、具体的なイメージが得られてPRとして効果的だと思われる反面、ある意味、自分とあまりにかけ離れた「超人的」な活躍をしている場合、自分で行うのは到底無理ということで、地方に戻っても自分でできることはあまりないという感想を持つ場合もある。そのあたりの兼ね合いが難しい。

⑥まとめ

定住人口の維持・増加をシティプロモーションの主眼にした場合、どのような層に訴えかけるかが重要である。進学・就職に際しての東京圏への転入が多いことを踏まえれば、高校生などの若者に地元の良さを効果的に伝えていくことが重要であり、東京圏へ転出した女性が地方へ戻らない傾向があることを踏まえれば、どのようにすれば女性に選んでももらえるまちにするのかを考えていくことが重要であると思う。

また、都会志向のある若者の都会での就職や進学を止めることは難しいが、結婚・子育て・介護等、次のステージにおいて改めて居住地を考える機会がある。ここでいかに地元の良さをPRするかが重要であり、また、中高生の段階で地元の「かっこよさ」を認識させることで地元回帰のきっかけを作ることができるとも考えられる。

さらに、特定のイベント等と関連付けて継続的に四日市にかかわってもらえる「関係人口」を創出することで、出身者以外にも本市を選択してもらえるきっかけともなりうる。小中学生の農山漁村体験も、子供たちが本市を「第二の故郷」と意識するきっかけとなり、将来の選択肢として捉える可能性も出てくる。このようなことを、四日市に人を呼び込むためのヒントとしてももらいたい。

2. 主な質疑・応答、意見

Q. 東京圏へ転出し、地方へ戻らない女性について、結婚している人が多いのか、どのような就職先が多いのかなどは把握しているか。

A. 申し訳ないが、女性の属性の把握はしていない。

Q. 東京に働く場所が多いことが、女性が地方に戻ってこない第一の要因ではないかと感じる。市では、今後、四日市女子会の開催により、市の魅力の発掘・情報発信をする方向性を打ち出しているが、逆に東京にいる女性に四日市に来てもらうためにはどのようにすれ

ばよいか調査することで効果が得られるのではないか。

A. 東京に住む女性等にとって地方の何が魅力であるのか需要調査を行うことは非常に興味深い。女性の活躍という意味では、福井県鯖江市では「鯖江市役所 J K 課」として、女子高生を中心とした市民協働により地域課題の解決を図ることで、地域に対する愛着醸成につながり、地元就職を志す高校生も増えていると聞いている。

(意見) 女性の視点も含めて、楽しく、地域に定着してもらいやすい環境を作っていくことが望ましいと感じる。

Q. 確かに結婚・出産を契機に地元に戻ってくる女性が多いとの実感はあるが、東京へ転出した女性はあまり戻ってきていないとの印象である。今後は、一度転出した人が、本市へ再び戻ってくるための施策を考えていく必要がある。その点では、高校2年生のような世代に地元の良さを教育することはこれまでになかった視点であるが、地方でそのような事例はあるのか。

A. 例えば、長野県飯田市において、高校と市と松本大学の3者がパートナーシップを締結し、高校生が地域課題を主体的に考える「地域人教育」を行っている。

(意見) 本市に市立高校はないため、アプローチ方法について課題がある。高校生議会やシティ・ミーティングの見直しを通じて高校生にアプローチすることも手法の一つと考える。カリキュラムの中に組み込むことは容易ではないが、全校集会等の場を活用することもできるのではないかな。

Q. リニアの開通により、2027年には東京・四日市の移動時間が大幅に短くなる。リニアの開通により東京一極集中にどのような影響があると考えられるか。

A. なかなか難しい問題であり、お答えするのは難しいが、一般論として、リニア開通により四日市において仕事や生活のあり方がどのように変わっていくかについては、時間距離の短縮による機会費用の削減と、リニアの利用増による運賃等のコストの増加との兼ね合いにかかってくると思う。

Q. 40歳頃になり、自然も多く、一定の便利さもあり、名古屋にも比較的近いという四日市の良さによりようやく気付いた。10代、20代ではおそらくそのような思いに至ることは少なく、大学等も少ない状況を見れば、今以上に人口を増やさなくてもよいという発想の転換も必要ではないかと感じている。人口増に向けたPRを行うよりも、むしろ今住んでいる人たちが住みやすいと思えるまちをつくり、人が出ていかないようにすることが先決であると考えますが、所感はあるか。

A. そのような見解もありうると思うが、地元の人を呼び込むためのPRも十分意味があると思う。要は、何を目的としてPRするかにかかってくると思う。

Q. 東京一極集中を是正しなければ根本的な問題は変わらない。海外では、大企業の本社が田舎にある場合も多いことから、企業本社の東京への集中を是正するという施策は考えているか。

A. 地方への分散という意味では、本社機能を地方に移した場合に税制での優遇が受けられる制度を設けており、現在、その拡充ができないか税当局と議論しているところである。

Q. 現在、最低賃金が地域ごとに異なる状況であるが、全国統一の最低賃金を導入し、どこで働いても同程度の賃金が得られるような仕組みが必要と考えるが、どうか。

A. 最低賃金制度については、他の部局の所掌であるため、申し訳ないがお答えする地検はない。

(意見)

地域間の賃金格差も、地方への人の流れを止める要因になっているのではないかと考える。

〔理事者からの質疑・意見〕

Q. 株式会社日本総合研究所の地方移住者へのアンケートでは、地方との縁（関係）が、地方での移住先を決める大きな要因となっていることが分かるが、移住に向け、本市の魅力を伝えるためには様々な政策面でのアピールが必要と考えている。アンケートの中には、地方移住の希望先を選んだ理由として、自治体の政策も選択肢に入っていたのか。

A. アンケートは、関係人口が地方移住につながりやすいことを示す実例として挙げたものであり、そこまで細かい選択肢はなかったと思う。

(意見) 中学生までの世代はある程度市でかかわりを持つことができるが、実際に社会に出る前段階に当たる高校生・大学生については、直接的なかかわり合いがないのが現実である。特に進学校については難しいが、何らかの接点を持つ方法を考えていく必要がある。四日市から旅立つ前段階の若者に、地元のことを知ってもらうことが重要であることを再認識した。

○新型コロナウイルス感染症対策室の設置について

1. はじめに

中国に端を発した新型コロナウイルスは世界中に感染を拡大しており、我が国においてもその脅威をふるっています。新型コロナウイルスによる健康被害はもちろんのこと、外出自粛要請等による経済の停滞は市民生活に直結する喫緊の課題であり、市民には不安が広がっています。政府は国民一人当たり10万円の給付を決定するなど緊急の経済対策に踏み切り、多くの自治体で独自の支援策が検討されている中、本市においても新型コロナウイルス感染症対策室の設置が示されたところです。

感染拡大防止の観点から、市議会においても会議等を原則中止または延期とする中ではありますが、新型コロナウイルスの脅威から市民を守るために、議会としても新たに設置される新型コロナウイルス感染症対策室について調査し、市の考え方を確認するとともに、今後の取り組みの方向性について議論する必要があると判断したため、所管事務調査を実施することといたしました。

2. 新型コロナウイルス感染症対策に関する組織について

(1) 緊急事態宣言の拡大と経済対策について

4月16日、新型コロナウイルスの感染拡大に対応する緊急事態宣言について対象地域が全都道府県へ拡大されるなど、新型コロナウイルス感染症に関する国内外の状況が深刻さを増している。

また、国の緊急経済対策として「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が打ち出され、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う不安や不便の解消を図るため国民一人当たり10万円を支給する方針とされ、今後長期化が懸念されるなか追加対策も見込まれる状況となっている。

(2) 本市における組織体制について

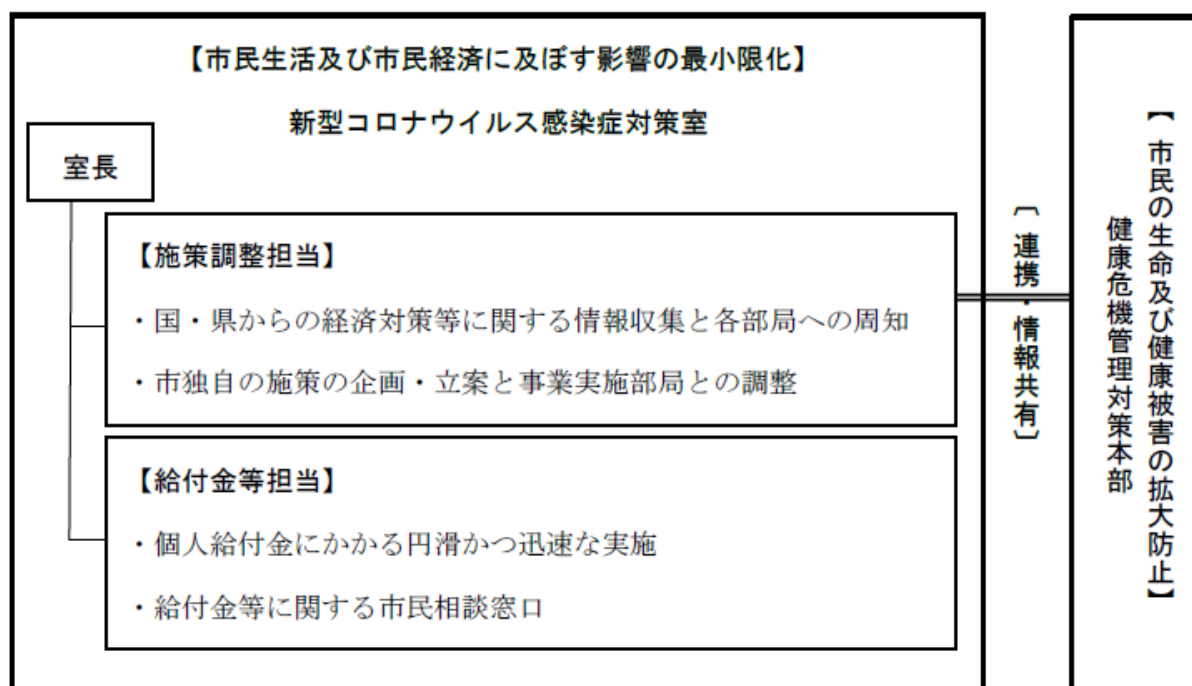
本市においては、7例目の感染者が確認(4/20時点)され、感染拡大に歯止めをかけ市民の生命及び健康を守ることが引き続き急務となっている。さらに市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える対策も同時並行的に進めることが最重要課題である。

本市の体制としては、危機管理監及び健康福祉部を中心に健康危機管理対策本部を設置し、市民の生命を守り、健康被害の拡大防止に日々努めているところである。

また、国から打ち出される経済対策等の円滑かつ迅速な実施に加えて、本市独自の緊急支援策の実施により、市民生活及び市民経済への影響を最小限とするため下記のとおり課相当の組織を新たに設置することとなった。

名 称	新型コロナウイルス感染症対策室
所管部局	政策推進部
設 置 日	4月27日（月）
人員体制	30名程度（室長1名・専任職員5名及び兼務職員）
分掌事務	①感染症対策に係る全庁的な施策の調整及び広報に関すること ②新型コロナウイルス感染症対策に係る給付に関すること ③室の庶務に関すること
想定業務	①施策調整担当 ・国・県からの経済対策等に関する情報収集と各部局への周知 ・市独自の施策の企画・立案と事業実施部局との調整 ②給付金等担当 ・個人給付金にかかる円滑かつ迅速な実施 ・給付金等に関する市民相談窓口
設置場所	本庁舎11F（職員研修室）

<室の体制イメージ>



3. 委員からの主な意見

（職員配置について）

- ・兼務となる職員も含めて30人の職員配置が示されたが、それだけの人員で対応していけるのか不安がある。イベント等の中止も相次ぐ中、部局間で人員を調整し、過度に負担がか

からないような手法を研究してほしい。市民に安心を与えられるよう、十分な体制とすることを求める。

- ・国においては納税に関する配慮を行うとされていることから、税務担当職員を配置するなどの対応も必要になると考える。

(給付金等の対応について)

- ・市民への給付が一日でも早く届くように努めてほしい。

(事業者への支援について)

- ・事業者への対策として、国や県による経済対策が検討されているが、制度の対象外となりかねない個人事業主等を市が拾い上げ、的確に支援していく必要がある。

(事業者への働きかけについて)

- ・小規模事業者等においてはなかなか休業に踏み切れない場合もある。経済対策と感染防止対策を切り離して考えるのではなく、経済対策の実施に合わせることでより効果的な取り組みとなると考える。

(問い合わせ窓口について)

- ・不安を感じている市民は多いため、問い合わせ窓口をある程度集約化するとともに、ホームページ等でも分かりやすく案内してほしい。また、県の業務に関する問い合わせが寄せられることも想定されるが、市民の立場に立って丁寧に対応してほしい。
- ・新型コロナウイルス感染症対策室はその名称から市民に誤解を与え、あらゆる問い合わせが集中しかねないため、丁寧に案内する必要がある。

(政策決定について)

- ・新型コロナウイルス感染症対策室は給付金等への対応が中心となり、健康面の対応は健康危機管理対策本部と連携する中で行っていくとされているが、新型コロナウイルスに関する政策判断は緊急を要することも十分想定されるため、どこが最終的な判断を行うのか指揮命令系統を明確にしておくべきである。

(働き方について)

- ・新型コロナウイルス感染症対策室に職員を配置することで、他部署に負担が生じないように注意してほしい。有事の中でも、過度に業務が集中して職員の健康を害することがないようにしてほしい。
- ・大津市では本庁舎を閉鎖するなどの思い切った対策を行っている。職員の抗体検査を実施するなど、先を見据えた対応を考えるべきである。

(業務継続計画について)

- ・職員の中で感染事例が確認された場合も想定しておく必要がある。

4. 市への提言

以上の議論を経て、出席委員の意見を以下の6項目の提言としてとりまとめました。とりまとめた提言は議会が行う「新型コロナウイルス感染症対応に関する意見等のとりまとめ」に項目として取り上げ、市長に伝えていただくよう、議長に提出しました。

①今後起こる事態に柔軟に対応するべく、十分な職員構成とすること

兼務となる職員も含めて30人の職員配置が示されたが、今後打ち出される新たな施策等にも柔軟に対応するため、適正な職員数を確保することが求められる。また、国においては納税に関する配慮を行うとされており、今後段階的にさらなる経済対策が展開されることも想定される。税務担当職員を配置するなど、施策に応じた職員配置を検討していく必要がある。

②市民への給付金の対応等、できる限り迅速に対応すること

国において1人当たり10万円の給付が決定されたところだが、経済的に困窮する市民の立場に立ち、市民に最も身近な行政である市が積極的かつ迅速に対応することが求められる。

③市民の問い合わせ窓口をわかりやすく周知すること

不安を感じる市民が適切に情報を得られるよう、電話窓口を整理したり、ホームページの案内をわかりやすくするなどの対策が必要である。特に新型コロナウイルス感染症対策室は経済対策が中心となるとのことだが、組織名から誤解が生じ、新型コロナウイルス感染症に関するあらゆる問い合わせが集中しかねないため、丁寧な案内が必要となる。

④新型コロナウイルス対策に関する政策について、どこが最終的に決断するのか明確に決めておくこと

新型コロナウイルス感染症対策室は健康危機管理対策本部と連携・情報共有していくとしているが、今後起こりうる状況に迅速に対応するためには、どこが最終的に政策を決定するのか明確に決めておく必要がある。

⑤事業者への支援策を展開する中で、国や県が実施する取り組みの狭間に陥りかねない個人事業主等への支援を検討すること

国や県において事業者向けの様々な経済対策が検討されているところだが、本市の事業者を守る観点から、国や県の展開する政策の対象とならない個人事業者等を拾い上げ、適切に支援していくことが求められる。

⑥新型コロナウイルス対策を講じていく中でも職員の健康状態に意を配し、持続的に対応に当たれるよう手法を検討すること

職員の疲弊は市民に提供するサービスの低下を招きかねず、今後持続的に新型コロナウイルス対策を実施していくためには、テレワークや交代勤務等、取り組むべき業務が山積する中でも職員の健康を保てるような手法を検討する必要がある。また、新型コロナウイルス対策の要である市組織の中で感染事例が発生するという最悪の事態も念頭に入れ、今後の対応方針を考える必要がある。

5. まとめ

市内においても新型コロナウイルスの感染事例が複数報告されており、さらには死亡後に同感染症に感染していたことが確認された事例も報告されるなど、引き続き市民の命を守るために力強い対策が必要とされております。また、外出自粛等による経済への影響も懸念されており、多くの事業者を有する本市においては早急な対策が求められます。国や県からは健康面、経済面の対策が示されているところではありますが、市としても地域に根付いた対策を独自に展開していくことが重要であります。

市民の間で不安が広がる中、新たに専用の組織を設置することは市民の期待に応えるものであると考えますが、調査を通じて委員からは様々な疑問点や意見が出されましたので、出席委員の意見をまとめ、前記のとおり提言するに至りました。

また、新型コロナウイルス感染症対策室に関する提言は前記のとおりであります。市議会としても新型コロナウイルス感染拡大防止のために会議等を原則中止または延期とする中で、委員からは市民の声を聞き取り、市政に届けるという議会の機能が働いていないのではないかと意見や、テレビ会議等を導入し、感染防止策を講じる中でも議論の場を確保すべきとの意見がありました。新型コロナウイルスに打ち勝つためには、市議会も含め、全市が一丸となって対応していくことが重要であり、市議会としてこの困難に立ち向かう姿勢を模索し続けなければなりません。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しは未だたっており、今後も予断を許さない状況が続くと考えられます。そのような中で、さらなる状況の変化や国による追加の対策等も想定されますが、市においては、状況に合わせて柔軟かつ迅速に対応し、健康面や経済面はもちろんのこと、教育、保育等も含め、あらゆる面で新型コロナウイルスの脅威から市民を守っていくことが求められます。新型コロナウイルス感染症対策室設置後も、引き続き国内外の状況を敏感にとらえ、最適な組織体制を構築していくことを求め、調査報告といたします。

〔委員会の構成〕

委員長	荻	須	智	之
副委員長	豊	田	祥	司
委員	笹	岡	秀	太郎
委員	竹	野	兼	主
委員	土	井	数	馬
委員	豊	田	政	典
委員	樋	口	博	己
委員	森	川		慎

5. 行政視察報告書

令和2年4月24日

四日市市議会

議長 諸岡 覚 様

総務常任委員会

委員長 荻須 智之

総務常任委員会行政視察報告

総務常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和2年1月28日（火）～1月30日（木）
2. 視察都市 松山市、西条市、明石市
3. 参加者 荻須智之 豊田祥司 竹野兼主 土井数馬
 豊田政典 樋口博己 森川 慎
 （随員）笠井厚德
4. 調査事項 別紙のとおり

I. 令和元年度総務常任委員会行政視察の目的について

急激な少子高齢化の進行が叫ばれて久しい中、本市では、2020 年度を初年度とする新総合計画を策定し、このもとで本格的な人口減少社会の到来に向けた様々な対策に取り組むこととなります。2020 年当初においては、本市の人口は社会増が自然減を上回り、8 年ぶりに増加に転じたところではありますが、子育て世代やその子供世代では依然減少傾向にあり、今後の人口の維持・増加に向けてはまだまだ多くの課題があります。

本市では、平成 30 年度よりシティプロモーション部を立ち上げ、市外からの交流人口や定住人口の増加の促進を大きな目標に、様々な取り組みを展開しています。しかし、本市のシティプロモーションについては議会内でも評価が様々に分かれており、実際に本市の人口政策への効果があるのか、その相関性を疑問視する声も少なからずあります。

このような中、当委員会においては「人口問題・シティプロモーションについて」を中長期のテーマに所管事務調査を行っており、今回の行政視察については、その一環として、松山市・西条市・明石市のシティプロモーション（シティセールス）の取り組みと、人口政策との相関性について調査を実施したものであります。下記に、それぞれの視察の概要を報告します。

II. 各視察都市の取り組み概要

【松山市】

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 12 月 15 日

人 口 509,251 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）

面 積 429.40 平方キロメートル

2. 財政	令和元年度一般会計当初予算	1838 億円
	令和元年度特別会計当初予算	1319 億 3400 万円
	令和元年度企業会計当初予算	489 億 940 万円
	令和元年度公債管理会計当初予算	232 億 6320 万円
	合 計	3879 億 660 万円

3. 議会 条例定数 43

 6 常任委員会（総務理財、文教消防、市民福祉、環境下水、都市企業、産業経済）

4. 視察事項 都市イメージ向上事業・移住定住促進事業について

(1) 松山市で都市ブランドを推進するに至った背景

①都市ブランド推進事業開始当初の分析結果

- ・地域ブランド調査 2011（平成 23 年）により、「2 人に 1 人は、松山市と言われてもイメージが湧かない」ことが判明。（都市についてのイメージ想起率は、30 位の別府市が 68.2%、34 位の金沢市が 67.8%であるのに対し、松山市は 46.9%で 158 位であった）
- ・イメージが湧かない理由として、松山市は、認知度 79 位、魅力度 94 位、情報接触度が 156 位となっており、特に情報接触度は他都市に大きく差をつけられていた。
- ・情報接触度において、若年層が他市と比べても極端に低く、これは認知度、理解度においても同じ傾向であった。この世代の差が全てに響いている。

②都市ブランド戦略ビジョンの策定（平成 23 年度）

都市イメージと認知度を高めるための取り組みを総合的・戦略的に推進するため、「都市ブランド戦略ビジョン」を策定。バランスのとれた総合力のある「まちづくりの推進」との相乗効果により、全国の人々から「選ばれる都市」の実現を目指す。

<都市ブランドの確立に向けた基本方針>

- 1) 都市イメージの明確化：松山市の都市イメージが全国へ伝わっていないことから、都市イメージを明らかにしイメージの見える化を進める。
- 2) 戦略的な情報発信：情報接触度が低いことから、ターゲットや発信する内容等を組み合わせた発信を進める。
- 3) 市民の愛着や誇りの向上：市民自らが地域に愛着を持ち、誇りとして全国へ発信していく取り組みを進める。

(2) 都市イメージの明確化

①松山の魅力をカタチにする

都市のイメージは、自分たちの持つ資産・宝は何で、それをどう磨いて伝えていけばいいのかを、そこに暮らす人たちが考え、実感の持てるものでないと長続きしない。

⇒実施方針：みんなで松山の魅力を見つめなおすところから始める



多くの人を巻き込み、プロセスそのものを「視覚化」するプロジェクトを展開

- ・都市ブランド検討会議
- ・市民ワークショップ
- ・首都圏ふるさとミーティング
- ・Webでの市民意見募集

②松山の基本価値の設定

都市ブランド検討会議⇒「松山らしいあったかい暮らし」

市民ワークショップ⇒「調和のとれた暮らしやすさ」

首都圏ふるさとミーティング⇒「全部載せ」最高ではないが、すべてがそろっている

Webでの市民意見募集⇒松山の都市としての魅力 ゆっくりした暮らしと人のあたたかさ



市民意見をもとに、松山の基本価値を設定

「人と暮らしやすさ」（人のあたたかさ、よもだの精神、コンパクト、食、
ゆっくりした暮らし、青春、文化、地理的条件、海、島）

③松山の魅力を表すブランドメッセージを開発

松山の基本価値「人と暮らしやすさ」から、松山の魅力を表すとともに、市外の人たちにも新鮮なイメージが感じられるメッセージを開発。

ブランドコンセプト「ちょうどいい感じのあたたかい人々と、ちょうどいい頃合いの
好きな暮らしが自然と創れ、自分らしく生きられる都市」



ブランドメッセージ「いい、加減。まつやま」

ロゴマークについては、55,236票の投票の結果
決定。投票を通じてブランドメッセージの市民
への浸透を図る。



（３）戦略的な情報発信

ブランドメッセージは決定したものの、メッセージとロゴだけでは、世界観が伝わらない。メッセージを市民へ、そして外へ発信する必要がある。

①発信に向けての課題

- ・認知の低い若い世代に響く伝え方
- ・先行の他都市のPR戦略との差別化

- ・日本のみならず、世界に向けて発信

②手法1：アニメーションの制作

松山発オリジナルアニメーション「マッツとヤンマとモブリさん」を平成 25 年度より制作（「いい、加減。まつやま」を舞台に繰り上げられる冒険活劇）。

オリジナルアニメを制作している自治体はいくつかあり、ただのアニメでは広がらない。また、市民にも愛着を持ってもらうための仕掛けが必要である。

制作に向けたポイントは、

「広がりを作るためのメジャー感」 ＋ 「市民参加のプロジェクト展開」

- ・メジャー感のあるアーティスト、キャスト、スタッフを起用

タレント友近さん（松山市出身）や声優水樹奈々さん（愛媛県出身）を起用。エンディングテーマ曲はスキマスイッチとタイアップ。アニメーション制作はROBOTが担当。

- ・制作への市民参加・戦略的なPRの実施

市民 140 人の歌声でサウンドロゴ制作。また、市民 3 名が本人役でキャラクターとして登場。アニメ公開に際しては、メディアPRイベントを開催（首都圏メディア 25 社が参加）。

- ・完成したアニメの戦略的な発信

15 秒CMを活用したプロモーション展開⇒東京メトロビジョンやYouTube 動画広告に。

6 言語の字幕表示で世界にも発信。全日空国内線全線での機内上映 等

<効果>

- ・アニメーション総再生回数：34 万回

- ・メディア露出件数：225 件⇒『NHK首都圏ニュース』、日本テレビ『スッキリ！！』
フジテレビ『めざましテレビ』や新聞・Web ニュース
で露出

- ・Yahoo!映像トピックスで公開初日に 1 位を獲得

③手法2：フリーペーパー『暖暖松山』を発行

「ずっと手元に置いておきたいフリーペーパー」を目標に、平成 24 年 1 月に創刊

<配布目的>・松山市自体や都市イメージをより多くの人に知ってもらう

(認知度の向上)

- ・松山市は素敵なおところだ、行ってみたいというイメージを持ってもらう(都市イメージの向上)

<ターゲット>・松山市に関する情報接触度の特に低い「若年層～40代」の「女性」

<発行部数>・1号につき8万部(年度に2号制作するため年間16万部発行)

<配布先>首都圏の家庭(15,000部)、首都圏のオフィス(30,000部)、

関西圏のオフィス(15,000部)、地下鉄駅ラック(4,500部)、

松山市イベント(15,000部)、メディア配布(500部)

<編集部と共有しているこだわり>

- ・観光情報誌とは違う、テーマに沿った新しい切り口で松山の魅力資源を紹介
- ・写真、イラストを多用してデザイン性を持たせる
- ・デザインを維持することから、協賛広告等は掲載しない(市の予算100%)
- ・持ち運びしやすく、何度読んでも痛まないしっかりとした紙を使用する
- ・同じタイトルロゴを使い続ける(暖暖松山自体の認知度・ブランド力を向上するため)

読者からは、「見てすぐ捨ててしまうフリーペーパーとは違う」「愛媛県移住へのイメージが湧いてきた」との反響も出ている。

④手法3：メディアプロモーションの活用

- ・平成28年1月から2月にかけて、2週にわたり、NHK系列『ブラタモリ』で、「道後温泉」「松山」バージョンを放送
- ・平成30年1月TBS系列『王様のブランチ』で取り上げられる

⑤手法4：松山市の魅力発信サイトを開設・運営

このサイトを見れば松山の魅力が分かるよう編集。食や温泉、海、島など様々なカテゴリーに分け、発信。フリーペーパー『暖暖松山』の閲覧も可能。

(4) 移住定住の促進（地方創生推進交付金の活用）

総合政策部シティプロモーション推進課の任務として移住定住促進事業を新たに追加（平成 27 年度～）。

「都市イメージ向上事業」は、「移住候補地」としての松山の認知獲得が目的に（移住を検討している人の頭に松山が選択肢として浮かぶように）。

2 ステップ目として、実際に行動を促す必要がある。「移住定住促進事業」は、松山市が移住「候補地」から選ばれる都市になることを目指す（松山の暮らしやすさを、ガイドブック、Web・体感ツアー等様々な手法で実感してもらい、移住を促す）。

①ガイドブック・ウェブサイトによるPR

平成 27 年度は移住定住施策の立ち上げということもあり、様々なガイドブックやウェブサイトを用意。

- ・移住ウェブサイト「いい、暮らし。まつやま」
- ・シニア世代向け移住応援ガイド「いい、暮らし。まつやま」
- ・若者定住ガイドブック「データが語る松山の暮らしやすさ」

通勤通学にかかる時間や、仕事の平均時間、住居にかかる費用等を他都市と比較
Uターンのススめを漫画で掲載

②移住相談体制の充実（平成 28 年度～）

移住相談専用窓口（松山・東京）と移住コンシェルジュ（市職員）を設置。
移住フェア等にも出展。

③「いい、暮らし。まつやま移住支援チーム」の創設

～官民連携“オール松山”での移住サポート～

- 1) 目的：移住・定住の促進は、様々な分野を横断する業務であり、関係する団体と官民を挙げて連携する「まつやま移住支援チーム」を平成 28 年度に創設。様々な課題に各種団体が連携して対応し、移住を支援。

2) チーム構成

移住に関する下記の分野に関連の深い関係各課及び団体で構成

【分野】移住相談全般、就業・創業、就農、住まい、子育て、教育、福祉等

- 3) 事務局：総合政策部 シティプロモーション推進課

4) 主な取り組み内容

ワンストップによる受け入れ体制を構築。各団体の支援メニューの情報共有や連携した移住支援を実施。

i) 受け入れ体制の構築

移住促進、定着率向上を目指し、移住相談から移住後のサポートに対応。

ii) 支援メニューの共有

各団体が保有する主な相談内容や取り組み内容をチームで共有し、移住者のニーズに適した対応を実施。

iii) 連携した取り組みの検討

各団体が実施する移住施策等の情報をチームで共有し、団体間の連携や移住希望者のニーズに適したチームでの事業展開に活かす。

5) 構成メンバー（市内 10 課、関係団体 18 団体）

分野	課名
総合調整	シティプロモーション推進課
雇用 創業	地域経済課
就農	農林水産課
住まい	住宅課
子育て	子育て支援課
福祉	保健福祉政策課
教育	企画戦略課
地域	市民参画まちづくり課
	坂の上の雲まちづくりチーム
首都圏	東京事務所



分野	団体名
雇用	松山商工会議所（中堅層）
	ジョブカフェ愛work（若年層）
	松山法人会（女性活躍支援）
	松山市シルバー人材センター（高齢者）
	未・来（みらくる）JOBまつやま（雇用/創業）
創業	日本政策金融公庫
	伊予銀行
	愛媛銀行
	愛媛信用金庫
就農	（公財）えひめ農林漁業振興機構
	えひめ中央農業協同組合
住まい	（一社）松山宅建協会
	（公社）全日本不動産協会愛媛県本部
福祉	松山市社会福祉協議会
教育	愛媛大学
	松山大学
	松山東雲女子大学
	聖カタリナ大学

④婚活ツアーなど、現地体感ツアーの実施（平成 28 年度～）

⑤若者Uターン就職の促進（平成 29 年度～）

- ・ 保護者向けセミナー

都市部に進学した若者の地元就職のきっかけをつくり、Uターン就職を支援することを目的として「保護者のための就活セミナー」を開催

- ・ Uターン就職希望学生と若手社会人との交流会（マツヤマカフェ）

都市部に進学した若者の地元就職のきっかけをつくり、Uターン就職を支援することを目的として、東京と大阪で学生と若手社会人の交流会を開催

⑥雑誌『日経WOMAN』と連携した魅力発信（平成 29 年度～）

首都圏で働く 20 代～40 代の女性 10 名が、松山をモニターツアーし、地元女性等との交流を通して、その暮らしやすさや魅力を体感。その様子を『日経WOMAN』で紹介。

⑦松山ゆかりのタレントを起用した動画の制作（平成 29 年度～）

松山市出身で、女性向けファッション誌で専属モデルを務めたほか、SNSを活用して情報発信をするなど、若い女性を中心に人気が高いファッションモデル・タレントの「ラブリ」と連携したプロモーションを実施。

⑧若者をターゲットにした情報発信～地元の若者が主役～（平成 30 年度～）

「松山ワカモノ 宣伝会議」と題し、3 回のワークショップを実施。ワークショップを通して若者が感じた本市の魅力をポスターにして配信予定。

⑨プロジェクトチーム「マツワカ」～地元の若者が主役～（令和元年度～）

令和元年 8 月、主に地元の学生がプロジェクトチーム「マツワカ」を結成。地元で活躍する先輩へ取材したり、若者に人気の店舗や話題のスポットを紹介したり、ポスター展を運営。

（5）委員からの主な質疑

Q. 平成 28 年に策定している「松山創生人口 100 年ビジョン」及びその「先駆け戦略」を策定しているが、都市ブランドの推進はどのようにかかわっているのか。

A. 都市ブランドの推進は平成 23 年度より行っており、順番としては「先駆け戦略」の方が後で策定されている。しかし、同戦略の中では、指標の一つに情報接触人数を掲げており、フリーペーパー『暖暖松山』やウェブサイトでの情報発信は、同戦略に関連した施策と言える。

Q. 都市ブランドの推進は、最終的には人口減少社会への対応を主眼にしているのか。

A. そのとおりである。平成 23 年度当初は都市ブランド推進事業という名前であったが、その後、事業名を都市イメージ向上事業と改め、移住定住促進事業と二本立てで、シティプロモーション推進課で事業を行っている。まずは松山のことを知ってもらい、興味を持ってもらうことから始め、市外の人に松山に愛着を持ってもらい、移住・定住につなげるという流れとなり、どちらの事業が欠けてもいけないと考えている。

Q. 都市ブランドの推進に当たり、様々な背景の分析を行っており、また、データをもとにした他市との比較による PR も行っている。このような中、市独自でイメージ調査は行っているのか。

A. 基本的には経済産業省や民間事業者による調査をもとに分析を行っている。

Q. 婚活ツアーを開催し、市内の男性と市外の女性のマッチングを行っているとのことだが、こうした取り組みは人口 50 万人規模の都市では珍しいのではないか。

A. 平成 22 年より松山市も人口減の局面に入っている。市内中心部にいてもなかなか実感はないが、有人島や山間部では若者のほとんどが転出しており、人口減に対する危機感は強いと感じている。

Q. 婚活ツアーについては、市の主催であるのか。

A. 当事業は、愛媛県の「えひめ結婚支援センター」への委託事業である。

Q. 他の自治体から大学進学のために松山市へ来る若者の定住率はどの程度か。

A. 大学としても地元就職率を上げたいとの思いはあるとのことだが、就職を機に地元へ帰るなど、松山市を離れているケースが多いと大学関係者から聞いている。

Q. シティプロモーションの意味をどのように捉えているのか。

A. 都市ブランド戦略プランにおいては、市内にも市外にも共感を作り出す取り組みとして「ブランディング」を位置づけており、この中には市民にまちの魅力を認識してもらうための内部への発信も含むこととしている。「シティプロモーション」は、「ブランディング」の中でもまちの魅力を市外へ伝えていく取り組みと位置付けているが、市の広報紙では、市内の中学生が地元の偉人等について調べ記事にする『私たちのふるさと松山学』というコーナーも設けており、このような取り組みも市内に向けた「シ

ティプロモーション」と捉えていることから、若干意味は変わってきていると考える。実際、パンフレット等に掲載している内容も、市民でも知らないような店舗や商品等も多く、首都圏や関西圏だけにとどまらず、地元で地元の魅力をPRし、好きになってもらう取り組みも徐々に広がっている状況である。

Q. シビックプライドの醸成に向けて取り組んでいることは何か。

A. 広報紙への『私たちのふるさと松山学』の掲載がその一つであり、平成30年度に立ち上げたプロジェクトチーム「マツワカ」も地元の学生が松山の魅力を主体的に発信することでシビックプライドを醸成しようとするものである。また、ガイドブック『データが語る松山の暮らしやすさ』は市内の高校生に向けたものであり、市内に住んでいてはわからない松山の良さについてあらかじめ啓発しておくことで、将来的なUターン就職等のきっかけになればよいとの思いがある。

Q. 市内にも市外にも共感を作り出す取り組みとしてブランディングを掲げているが、四日市市のシティプロモーションにはこれが欠けているように感じる。例えば特定のものを松山のものとして市民に認識させるために、どのような取り組みを行っているのか。

A. ブランドメッセージやロゴの作成にあたっては、市民ワークショップや市民意見募集等を行っており、オリジナルアニメも声優体験を取り入れるなど、市民参画により制作を行った。行政だけの思いでは市民の愛着は醸成できないため、いかに市民を巻き込んで取り組みを行うかが重要であると考えます。

(意見) 基本的に、特定のものについて、市民や地域住民の中で認識が共有できていなければ市外にはうまく伝わらないと感じる。本市のかぶせ茶等について、ブランディングの手法を用いて全国に発信していく必要があると考える。

Q. メディアプロモーションにおいて、「ブラタモリ」や「王様のブランチ」への露出があるが、これは松山市からアプローチを行ったのか。それとも、メディア側からの働きかけによるのか。

A. メディアプロモーションについては、メディアでのPRや番組の獲得に長けたPR会社（広告代理店とは異なる）という業種に委託している。市の旬の話題やPRポイントを事業者提供し、それをもとに事業者が各番組担当等と交渉するスキームをとっている。事業者は、プロポーザルで選定しており、審査においては各事業者がどの放送局のどのような番組に通じているのか等を確認している。なお、このスキームは、宇都宮市で先進的に行われていたものを参考としたものである。

Q. メインターゲットを女性に定めているとのことだが、女性の方が転出が多いからか、背景を確認したい。

A. 20代から50代は本市に対する情報接触度が低く、中でも女性が松山のことをあまり知らないという結果が出た。そのことから、『暖暖松山』もメインターゲットを女性に定めたところであり、転出状況等が関係しているわけではない。

Q. 都市イメージ向上事業や移住定住促進事業の効果検証はどのように行っているのか。

A. 県外からの移住者数を指標としている。移住者の定義については全国一律の定義はないが、愛媛県においては、転勤や進学を除いた、自らの意思で移住してきた人々をカウントしている。調査については、市民部において転入者にアンケートを行っており、平成30年度では360人という数字が出ている（Uターンを含む。Uターンは約半数である）が、あくまで任意の調査であるため、実際にはこれよりもかなり多いという印象である。なお、近年のトータルでは、県内の移住者は松山市がもっとも多いというカウントとなっている。

Q. 交流人口が定住人口につながるのか腑に落ちていないが、どのように考えるか。

A. 移住フェアで松山市への移住を考えるきっかけを聞くと、多くの方が一度は松山を訪れたことがあると言う。しかし、一度も訪れたことがないにもかかわらず、友人から送られてきた写真を見て決めたという人もいるとのことである。一度は観光等で訪れた人が移住につながるケースが多いと考えるが、交流人口と定住人口の因果関係をデータ的に把握することは難しい。

Q. 移住者へのアンケートの実施について、難しい点は何か。

A. 愛媛県からの調査票様式案をもとにアンケートを行っているが、これは両面刷りの非常に細かい内容であった。任意のアンケートであるため、片面刷りで自由記述分を少なくするなどの工夫により簡素化を行い、より協力してもらいやすい内容とした。

Q. 移住相談における課題は何か。また、移住定住促進に向けた各部局の連携体制はどのようなものか。

A. 移住相談でネックとなるのは「住まい」と「仕事」である。松山市の場合は、賃貸マンション等も多く、「住まい」にはそれほど困らないが、「仕事」については条件面で首都圏に勝るのは難しい。しかし、松山市は全国の県庁所在地の中では山口市に次いで2番目に家賃が安いと言われており、通勤にも比較的時間はかからず、市内もコンパクトにまとまっており生活がしやすいといった面を相談においてはアピールしている。東京等での移住フェアについては、シティプロモーション推進課の職員だけ

ではなく、仕事について専門とする産業経済部の職員、住まい等について専門とする都市整備部の職員も対応に当たり、全庁的に取り組みを進めている。パンフレットの作成や、ウェブサイトの立ち上げについても各部局で連携して取り組んだところである。

Q. 移住支援に当たっての全庁的な連携で、商工部門の役割を確認したい。

A. 企業誘致や企業支援については産業経済部地域経済課が所管している。庁内の移住支援チームには当課が参加しているほか、松山商工会議所や愛媛県のジョブカフェ愛work、地域経済課が事業委託する松山市版ハローワークに当たる未・来（みらくる）JOB まつやまが参加しており、移住相談の中で具体的な就職・仕事に関するものがあれば、速やかにこれらの窓口で情報を提供の上、相談者を紹介して適切な支援につなげている。

Q. 人口増や移住については、シティプロモーション推進課を中心に取り組むのか。

A. 基本的にはシティプロモーション推進課が中心となる。当課の職員数は課長を含めて13名である。なお、中島や興居島など有人島については「坂の上の雲まちづくりチーム」という部署が担当している。

Q. シティプロモーション関係のイベント等は一手にシティプロモーション推進課が引き受けているのか。

A. シティプロモーション推進課で行うものもあるが、例えば道後温泉のPRイベントは産業経済部の道後温泉事務所で行っており、これを東京で開催する場合は東京事務所が協力するなど、各部局それぞれでイベントを行っている状況である。

Q. シティプロモーション推進課の予算額はどの程度であるのか。

A. 広報紙の発行や広報テレビ・ラジオ等に係る経費も合わせると約1億8千万円である。都市イメージ向上事業・移住定住促進事業に係る経費は約6千万円であるが、そのうち2分の1は地方創生推進交付金を活用している。

Q. 移住者や移住相談件数のカウント以外に、経済効果の検証等を行っているのか。

A. 経済効果の独自調査は行っていないが、メディアプロモーション等の開始当初から広告換算額による費用対効果の検証は行っている。PR会社への委託によるメディアプロモーション等が、直接、どの程度の観光客や移住者につながったのかは推し量ることが難しいが、とにかく継続しなければ効果は目に見えてこないと考える。

Q. シティプロモーション推進課の事業は、委託が多いのか。

A. 基本的には業務委託が多い。

Q. 移住相談窓口や移住コンシェルジュの活用方法を確認したい。

A. 愛媛移住コンシェルジュは県から委嘱された職員となっている。最初から松山市への移住を希望する人は、直接松山市の移住ウェブサイトから情報を得るか、シティプロモーション推進課に相談してもらうことになるが、漠然と、温暖な瀬戸内に移住したい、愛媛県に移住したいという人もいる。こうした人はまず、移住コンシェルジュにおいて相談を受け、相談の中で移住先として松山市が望ましいとなれば、松山市の窓口につないでもらうという連携を行っている。逆に、松山市に相談したが、相談の中で他への移住が望ましいと判断されれば移住コンシェルジュに伝えている。

Q. 移住相談に当たって、東京事務所の効果はあるか。

A. 市内の移住相談窓口はシティプロモーション推進課が担っている中、東京での移住相談は東京事務所の所管となっている。東京事務所での相談の中で、相談者の松山への来訪予定が分かれば、ただちにシティプロモーション推進課と共有を図ることで、来訪時の速やかな移住相談につなげることができる。

【西条市】

1. 市勢 市制施行 平成 16 年 11 月 1 日
人 口 109,235 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）
面 積 509.98 平方キロメートル

2. 財政 令和元年度一般会計当初予算 472 億 3000 万円
 令和元年度特別会計当初予算 302 億 3619 万円
 令和元年度企業会計当初予算 18 億 9025 万円
 合 計 793 億 5644 万円

3. 議会 条例定数 30
 5 常任委員会（総務、福祉文教、環境消防、産業建設、予算）
 3 特別委員会（臨海地域振興整備、水資源調査、議会活性化推進）

4. 視察事項 シティプロモーションと移住・定住・関係人口の創出・拡大に向けた取り組みについて

（1）西条市の現状と課題（シティプロモーションに取り組む背景）

①人口減少のさらなる進行

西条市の人口は 30 年後の 2045 年には約 78000 人と、30 年間で約 3 万人（28%）の減少が見込まれており、全国を上回る減少率となっている。今後もさらに少子高齢化が進行し、人口ピラミッドは大きく変化する見込みである。

その中でも、20 歳から 24 歳の年齢層がもっとも少なくなっているが、これは進学などにより、市外に転出していることが影響していると考えられる。

②全国的な認知度や情報接触の状況

地域ブランドランキング調査によると、2019 年の西条市は、認知度、魅力度、情報接触度とも全国順位で中～下位にある。情報接触度に比例し、魅力度は総じて低く、愛媛県内の順位は上位ではあるものの認知度も低い。

③西条市の課題

- ・人口減少と少子高齢化のさらなる進展

特に若年層の都市部への転出と U ターン率の低さ⇒産業の担い手不足

- ・情報発信力が不足

そもそも情報が届いていない、発信できていない可能性

(2) シティプロモーションの推進（＋シビックプライドの醸成と関係人口の構築）

①シティプロモーション推進体制

西条市のシティプロモーションは、「移住・定住」を最終目標として、西条市が持つ豊富で魅力的な資源を発信することで、「ヒト・モノ・コト」を呼び込むための手段と定義。市長の公約の一つである「つながり広がる西条」の実現に向け、シティプロモーションの充実を図るため、平成 29 年 4 月に「経営戦略部シティプロモーション推進課（計 10 名）」を設置（内訳：シティプロモーション推進係 3 名、広報係 4 名【うち 1 名は広報専門員（嘱託）】、広聴係 2 名）。

②西条市シティプロモーション戦略

都市イメージの方向性は、「多様な働き方にチャレンジできる環境」と「くらしの豊かさ」

A. 基本目標

i) 市外からみた西条市の知名度とイメージの向上＜市外に向けたプロモーション＞

ターゲット：東京圏・関西在住（西条市出身者含む）の若者

県内近隣自治体在住の若者

理由：大都市圏への人口流出、地方創生（都市→地方へ）の機運の高まり、

近隣都市での流入出の多さ、農業・工業関係の仕事の豊富さ

ii) 市民の西条市への愛着と誇りの醸成＜市内に向けたプロモーション＞

ターゲット：西条市在住の若者

理由：人口流出の最大要因である若者の人口流出、

まちづくりへの参画や情報発信の担い手の中心であること、

大学等進学後の U ターン就職等の促進



キャッチフレーズを「LOVE SAIJO まちへの愛が未来をつくる」に。

・・・市外の人には西条市を知り、興味を持ち、「好き」になる。

市内の人には西条市の魅力を再発見し、もっと「好き」になる。

⇒西条市のシティプロモーション＝ファンづくり

B. 基本方針

i) 魅力のストーリー化・パッケージ化

西条市のさまざまな魅力の特長出しや組み合わせにより「物語」をつくり、魅力の付加価値を高める。

⇒「ひと」×「しごと」の魅力を物語化したPRコンテンツの作成・発信 等

ii) 体験価値の向上

魅力的な資源を五感で感じさせ、体験価値を高めることでより多くの「共感」を得られるようにする。

⇒移住番組の制作、移住体験モニター・ツアーの実施、Facebook、Instagramのフォロワー拡大の推進 等

iii) 「to」から「with」へと行動変容

従来の行政主体の「To 人々」型から、市民がともに魅力を創出し、発信していく「With 人々」型の発想へ転換を促す施策・事業を展開する。

⇒市民ライターによる市のWebサイト等への記事投稿、Instagramへの写真の投稿 等

iv) インナープロモーションの展開

市内へのインナープロモーションの展開により、ブランドコンセプト等の浸透に向けた担い手として市民にも参画してもらうことで、市内外への情報発信力の拡大を図る。

⇒広報紙のリニューアル・強化、市民個人のSNS等による情報の発信・拡散 等

C. 取り組みの手法

「積極的なパブリシティとメディア活用」

- ・情報発信力の強化に向け、様々なメディアを活用したプロモーションを展開
- ・西条市の持つ個々の魅力を磨き上げ、ターゲットに訴求力のある情報発信を行う

i) パブリシティ戦略

マスコミに取り上げてもらえるよう、話題性のある活動や情報内容として、それぞれの取り組みにおける情報価値を高める。

⇒「ローカルベンチャー誘致・育成事業」、「えひめ西条！移住応援大使」、「LOVE SAIJO 拡大推進キャンペーンの実施」 等

ii) クロスメディア戦略

シティプロモーション Web サイトや Facebook への誘導など、様々なメディアを通過させ、受け手のより詳しい情報や趣向に合わせた情報の入手につなげる。

⇒インターネット広告の掲載、シティプロモーション Web サイト・Facebook・Instagram 等のプラットフォーム構築 等

iii) メディアミックス戦略

話題性や特異性のある情報については、様々なメディアを連鎖させた情報発信を行い、受け手の心を動かす仕組みを構築する。

⇒発信力の高い web 媒体への露出やリンク、多様な媒体を活用した情報発信 等

D. 将来的な目標

U I J ターン者の獲得・市民の定住促進・交流人口の増加・関係人口の増加

⇒生き残りではなく勝ち残りを目指す 「選ばれるまち西条」の実現

③LOVE SAIJO ファンクラブ

西条市出身者や縁のある人などの市外住民を対象としたふるさと応援コミュニティ「西条うちぬき倶楽部」を平成 26 年に開設。平成 30 年度より、対象を市民や企業に拡大し、SNS 等を活用して市外会員と市民が情報交流を図る「LOVE SAIJO ファンクラブ」として再構築。市内・市外を問わず、西条が好きな人が集まり、みんなで西条を応援するコミュニティに。

A. 取り組み内容

- ・会員が主催する会員同士の集まり・同窓会・イベントなどのお手伝い

LOVE SAIJO グッズや特産品の提供、Facebook 等でのイベント情報の配信等

- ・「LOVE SAIJO」Facebook ページや、Web サイトで西条の魅力を発信
- ・同じ地域、同じ趣味の仲間を「LOVE SAIJO」をキーワードにつなげる
- ・地元ならではの目線で、話題のスポット、旬な情報、お得な情報、仕事や暮らしの情報などを会員限定メールマガジン（月 2 回）で配信

毎月 5 名に特産品が当たるプレゼントキャンペーンを実施

B. 会員の入会状況

個人の他、団体・企業単位でも、会費無料で入会できる。

令和2年1月20日現在、個人会員は2,399人（うちメルマガ登録者1,010人）、団体会員は113企業・団体。

関東圏の会員が567人で全体の約24%を占めているほか、西条市民も923人入会している。また、前身の「西条うちぬき倶楽部」に比べて、20代から50代の会員が大幅に増加している。

イベントについては、地元企業や大手企業とのコラボイベントが徐々に盛り上がりを見せつつある。

C. 取り組みの具体例

- ・ファンクラブ会員とのコラボ企画 LOVE SAIJO×『西城秀樹』

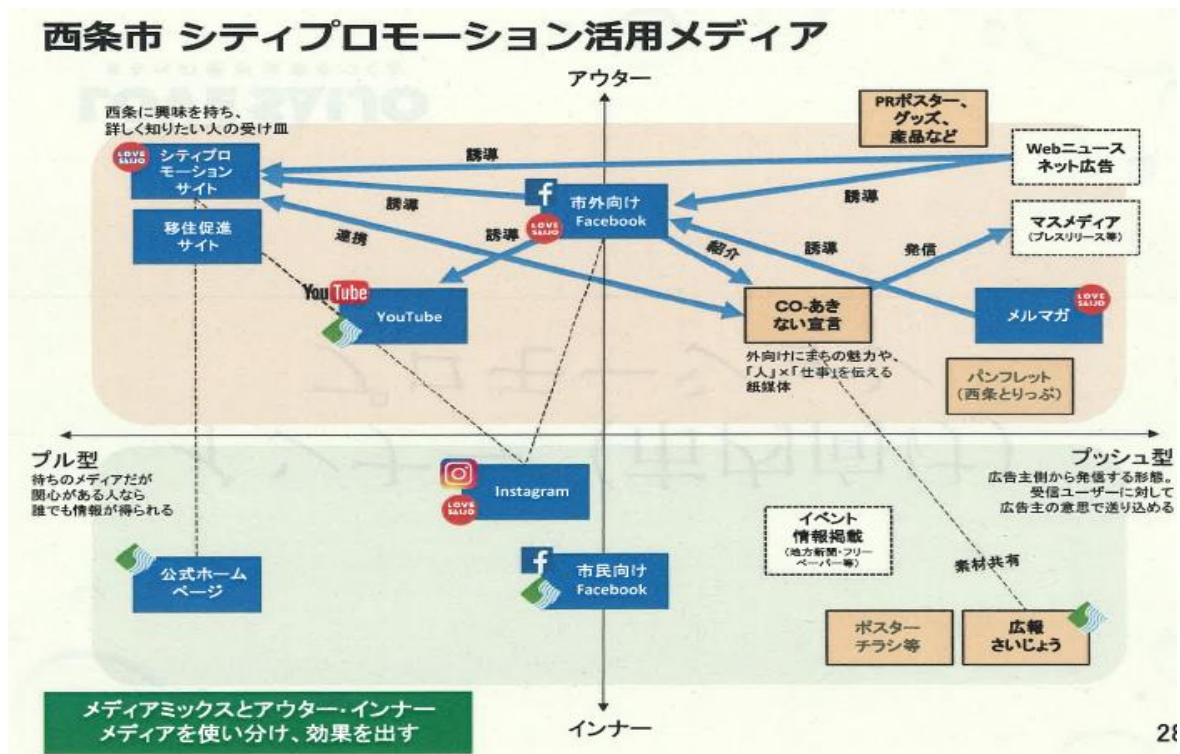
＜経緯＞西条市民で LOVE SAIJO ファンクラブ会員である方から、西城秀樹氏の一周忌にあたり、共通キーワードである「LOVE SAIJO」繋がりでは何かコラボできないかという提案があり、急遽市内商店街でのイベントを開催。

＜効果＞イベントの様子は、多くの地元メディアや、Webメディアに取り上げられ、東京都内のトレインチャンネルにも掲載され、ゼロ予算で大きなPR効果を得た。

そのほか、ニュースを見て、「こんな面白いことをやる自治体ならば」と西条市への移住を決意した方が現れる、西条市へふるさと納税をしようかなと発信してくれる西城秀樹ファンが現れるなどの副産物的効果もあった。

④メディアを使ったプロモーション

西条市では、活用するメディアについて、その特性に応じて使い分けを行っており（アウター向け・インナー向け、プッシュ型・プル型）、また、それぞれのメディアを連鎖させた情報発信を行っている。さらに、様々な層に情報が行き届くよう、一つの情報を複数の媒体を用いて発信している。



A. インナー(市内向け)プロモーション

i) 広報紙の全面リニューアル

読者像（ターゲット）を、市政にあまり興味のない、普通の 30～40 代の女性に設定。

- ・ ページ数の削減 掲載基準を設け、情報を整理し、コンパクトに手に取りやすく
- ・ デザイン刷新 時間のない女性読者が手に取りたくなるデザイン
写真で語る誌面。文章よりも視覚に訴える
- ・ 毎号に特集を タイムリーに市民に伝えたい重要施策や、市民が知りたいテーマの特集を設ける

ii) Facebook「LOVE SAIJO」

会員（企業、団体、個人問わず）が行う、①イベント、②地域・社会貢献活動、③西条ゆかりの商品など、西条市の魅力発信・情報交流のプラットフォーム。

※市の公式 Facebook（アウター向け）は別に存在

iii) 西条市公式 Instagram の開設

住民参加型の Instagram。市民がハッシュタグ「#lovesaijo」をつけて投稿した写真について、市でピックアップして公式 Instagram に掲載する。住民にと

っては行きたいところが見つかる仕組みとなっており、ハッシュタグ「#lovesaijo」をつけた投稿は17,000件を超えている。

B. アウター(市外・県外向け)プロモーション

i) シティプロモーション専用 Web サイト「Love SAIJO」

平成29年3月、シティプロモーション専用サイト「LOVE SAIJO」を開設。

移住検討者や来訪者に向けて、西条市の「ひと」・「暮らしやすさ」・「働き方」・「スポット情報」等の魅力コンテンツを市民（市民ライター）とともに作り、発信している。

外向けにまちの魅力や、「人」×「仕事」を伝える紙媒体「COーあきない宣言」とも連携。

ii) インフルエンサーを活用したプロモーション

西条市を知らない人に対する情報発信として、インフルエンサーを活用

(LOVESAIJO 応援大使、えひめ西条！移住応援大使へのタレント起用、人気ユーチューバーの活用等)

⇒西条市は知らなくとも、インフルエンサーのファンの共感を喚起すれば、関係人口・交流人口につながる。共感・行動は将来的な移住・定住につながる可能性もあり、最小の経費で最大の効果をもたらすことができる。

<具体例>

・西条市公式 Facebook への「えひめ西条！移住応援大使」の起用

平成29年10月、アップフロントグループ所属タレントを「えひめ西条！移住応援大使」として起用し、SNSを活用した全国的な情報発信を実施。情報発信力のあるタレントを起用することで、本市のシティプロモーション戦略のメインターゲットである首都圏や関西圏在住の若年世代に対し、直接的に訴求させることを狙う。

取り組みの結果、Facebook の「いいね！」「フォロワー数」が急増。県内最大のファン数6,227人（2020年1月時点）を誇る。

・首都圏での移住促進トークイベント×雑誌『TURNS』

令和元年9月18日、地方への移住を検討する都内在住者をターゲットに、

地方での暮らし方や西条市の魅力を伝えることを目的にトークイベントを開催。移住検討度の高い層との接点形成とイベント自体のメディア露出を通じた西条市の認知度向上を狙いとし、ゲストにこれからの地域とのつながり方を提案する雑誌『TURNS』プロデューサーの堀口正裕氏や「LOVESAIJO 応援大使」の真鍋かをり氏を招き、メインターゲットである首都圏在住の移住検討者に直接的に訴求させることを狙った。

・人気 YouTuber × 『えひめ西条！移住応援大使』

近場で気軽に釣りも楽しめる自然豊かなアウトドアのまちとして、西条市の住みやすさを分かりやすく伝えるため、人気 YouTuber のチャンネルを活用することによって、より多くの視聴者に動画視聴を促し、認知度向上と本市への移住・定住をPRした。動画の視聴回数は2020年1月20日現在で延べ約123万回となっている。

<効果>マスメディア露出実績<<広告換算費>>

テレビ：38番組で3億3600万円超（平成30年度実績）

新聞・雑誌：2,000万円超（令和元年4月～9月）

⑤移住・関係人口の拡大に向けた取り組み

A. 移住促進施策

○市民生活部移住推進課において施策展開

- ・東京都内に西条市単独移住相談窓口開設
- ・移住促進サイト“LIVE IN 西条”開設
- ・東京・大阪での移住フェア出展・セミナー開催 ・完全無料移住体験ツアー
- ・お試し移住用住宅 ・空き家バンク・移住者住宅改修補助金

○産業経済部産業振興課において施策展開

- ・起業型地域おこし協力隊“ローカルベンチャー”募集・採用
- ・人材マッチング“就活地方祭” など

i) ローカルベンチャー誘致・育成事業

- ・地域資源の活用や地域課題に資する実現可能性の高いプロジェクトを設計・提示。各プロジェクトに対し、経験やアイデアを持つ起業家を10名誘致。
- ・起業家は、パートナーとなる地域住民や民間企業、行政と深く関わりながら、3年以内での起業・事業開発に取り組み、自分たちの手で理想の働き方や暮らし方を実践。
- ・地域資源を生かした事業開発に取り組む起業家を誘致し、新たな産業として育成することで、地域における魅力的な「しごと」を創るとともに、「稼ぐ力」の強化を目指す。



ii) 完全無料移住体験ツアー

例えば東京都内で移住相談を受けた際、西条市への移住の確率が高いと思われる人に対して、食費や旅費、宿泊費等の経費をすべて市で負担し、移住体験ツアーを実施する。平成30年度では、参加者の約3割ほどが移住に結びついた。

iii) 移住促進施策の成果

- ・移住交流フェア等での相談件数

	H28	H29	H30
相談件数	43人	196人	445人

※市単独移住セミナーを含む

・移住者数実績

H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
3 人	10 人	106 人	289 人

※行政の移住相談を経由した移住者数、市町への転入手続き時のアンケート調査による移住者数をカウント

- ・「2020 年版住みたい田舎ベストランキング」全部門で四国 1 位を 2 年連続で獲得。また、「若者が住みたい田舎部門」で初の全国 1 位に。

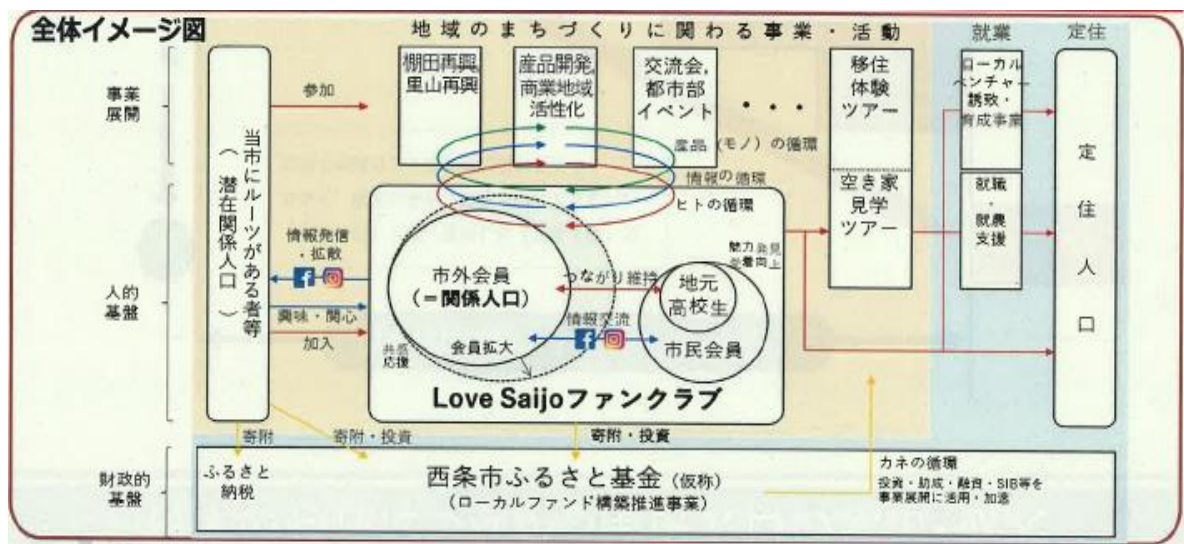
《評価されたポイント》・若者移住者の増加

- ・オーダーメイド型の完全無料個別移住体験ツアーの実施
- ・無料アテンドサービスやお試し移住用住宅など、各種移住施策の拡充 等

B. 将来の移住につながる関係人口の創出・拡大

「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様にかかわる人々のこと

○自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業（平成 30 年度総務省委託事業）



<目的・効果>

- ・インターネット（SNS）を活用したプラットフォームを用いながら、地域課題を解決する協働実践活動等を展開することにより、地域と関係人口との「ヒト・モノ・カネ・情報」の好循環を創出し、関係人口増及び将来的な定住人口増を目指す。

<事業内容>

- ・SNSを活用した「LOVE SAIJO ファンクラブ」を中心とする市民と市外関係人口ネットワーク構築のためのプラットフォーム確立
- ・地域課題を解決する協働実践活動と関係人口をマッチングする仕組みのモデル化

<具体的な取り組み>

【「ヒト・モノ・カネ・情報」の好循環を創出するプラットフォーム確立】

- ・市外在住者が加入対象であった「西条うちぬき倶楽部」に市民や企業・団体も加え、「LOVE SAIJO ファンクラブ」として再構築
- ・ローカルファンドの構築を検討する過程において、特産品開発及び商業地域活性化について、SIB（ソーシャルインパクトボンド：成果連動型補助金改革制度）を活用し、市内外からの出資を募集

【地域課題を解決する協働実践活動と関係人口をマッチングする仕組みのモデル化】

- ・市外からの協力者を招き、中山間地域に存在する棚田を継続して再興できる仕組みづくりの創出や、フォーラムやワークショップによる「自伐型林業」の普及啓発を行い、持続可能な森林経営の検証を実施

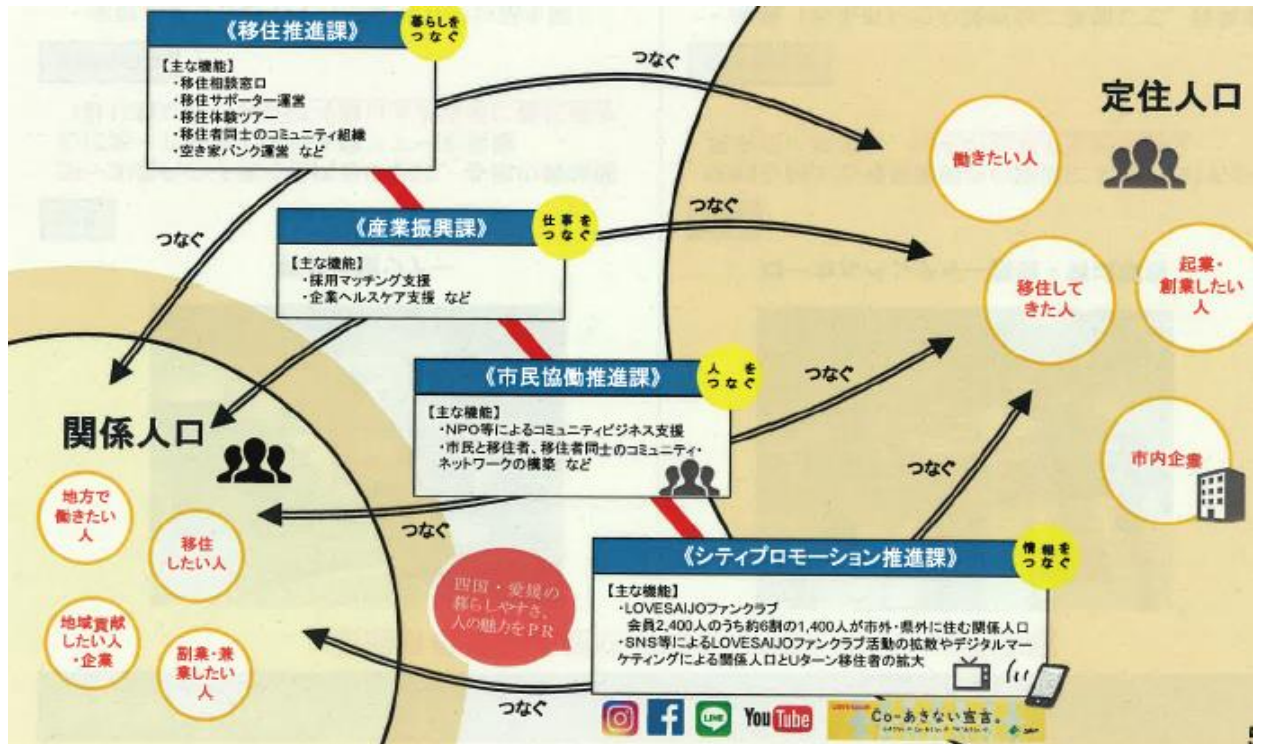
【定住人口を増加させるための仕組みづくり】

- ・都市部で開催される移住フェアへの出展や西条市への移住を検討している方への移住体験ツアーの実施
- ・起業を希望する市外からの移住者を支援する「ローカルベンチャー誘致・育成事業」の実施

⑥地方創生に向けた今後の展開

～関係人口を起点とした新たな人生チャレンジを応援する仕組みづくり～

将来的な移住につながる「関係人口」を、まちの応援コミュニティ「LOVE SAIJO ファンクラブ」が「定住人口」とつなぐことで、地方への新たな人や情報の流れを創出。さらに企業の採用マッチングなどの産業支援機能に加え、起業・創業支援を充実させながら、「移住」「市民活動支援」を有機的に結びつけ、移住者の「住む」「働く」「暮らす」をフォローすることで、新たな人生チャレンジを応援。



(3) 委員からの主な質疑

Q. 各部局がどのようにシティプロモーションにかかわっているのか。

A. 平成 30 年度から全課長を広報責任者に任命し、マーケティングとプロモーションの基本等について研修を行っており、Facebook やホームページ掲載の位置づけについても認識を共有している。そのほか、シティプロモーション推進課で作成したプレスリリースマニュアルやチラシの作成方法等の研修も行ったが、プレスリリースについては前年度比で約 1.6 倍増えており、それに伴いホームページの閲覧数も 10% ほど伸びている。Facebook 記事も各課よりほぼ毎日アップされるようになり、シティプロモーションにおける各課の力は非常に大きいと感じている。

Q. シビックプライドの醸成に向けて、庁内でどのような取り組みを行っているか。

A. 「LOVE SAIJO」のロゴの入ったポロシャツをクールビズの期間中に職員も着用しており、市長や議員もピンバッジを装着している。各課が作る名刺やパンフレット、チラシにも可能な限りこのロゴを入れてもらうようお願いしている。

Q. 移住者については、どのように定義づけてカウントしているのか。

A. 移住者のカウントについては様々な指標があり、実際に西条市では年間 3000 人ほどの人口異動がある。それを全て移住と捉えるのではなく、転入手続きの際にアンケートに回答していただいた方、移住推進課の施策を活用して移住してきた方、移住体験ツアーを通じて移住を決めた方を合計した数字を移住者としてカウントしている。

Q. 「LOVE SAIJO ファンクラブ」の取り組みが効果的であると感じる。前身である「西条うちぬき倶楽部」ではどのような取り組みをしていたのか。

A. 西条市出身者や西条市に縁のある人を中心に、東京や大阪等の都市圏での交流会を行っており、その開催に対して、広報紙の配信等により市も協力を行っていた。当時の人数は 900 名程度であったが、高齢者の割合が高かった。

Q. 京都等でファンクラブの会員が独自にイベントを企画しているとのことだが、自ら開催の申し出があるのか。

A. 自主的なイベントや情報発信を行いたいとの意向を持つファンクラブ会員は増えており、先日も大学生から問い合わせがあったところである。ファンクラブは、イベント等を通じて自己表現をしたいという人々の発掘の窓口になっていると感じる。

Q. メルマガ登録者には、特産品の当たるプレゼントキャンペーンも実施しているとのことだが、これは市の予算によるのか。

A. 企業等で毎月のメルマガ配信に対応していくのが難しいことから、現状は市の予算で行っている。将来的には観光物産協会等をお願いしていきたいと考えている。

Q. 人口減少に対する危機感を持っていることから、移住・定住の促進を目的にシティプロモーションを行っていくのか。

A. 西条市は全国的な認知度も低い小都市であるため、四日市市よりも人口減少に対する危機感は強いのではないかと考える。西条市は観光地でもないため、地域資源を生かそうとすれば移住が一つのフックになることから、現状では移住に力を入れている。しかし、国内での人口の奪い合いであることから、永久的に続くわけではないと考える。

(意見) 西条市に移住者が来るということは、市民に、西条市は良いまちであると再認識してもらう意味ではインパクトがあると考えている。地域ブランドも含め、市民全体が住んでいるまちを良いまちであると認識できるものがなければ、シティプロモーションは成功しないと感じるところである。

Q. 移住体験ツアーの参加者の 3 割が実際の移住につながっているとのことだが、その背景があれば確認したい。また、完全無料とすることで、市ではどの程度の予算がかかっているのか。

A. 東京都内の単独移住相談窓口や各種セミナーにおいて、職員や委託事業者が移住希望者と面談を行う中で、ピンポイントで西条市を希望というわけではないが、漠然と四国地方を希望するという人もいる。松山市には及ばないが、西条市は、交通の便もよく、適度に仕事もあり暮らしやすいことから、四国の中でも移住の選択肢に上がりやすいと

考える。このため、漠然と四国への移住を希望する人を、まずは移住体験ツアーにつなげ、実際に西条市の魅力を実感してもらった結果が現在の移住者数になっていると考えている。即座に移住につながらなくとも、検討中の人にもいることから、今後もツアー参加者からの移住は増えると予測される。また、予算については、旅費、食費、宿泊費等に要する経費であり、1人当たり10万円も要していないのではないかと考える。

Q. 東京都内に西条市単独の移住相談窓口を開設した効果は大きいのか、

A. 単独の窓口はあった方がよいと考えるが、費用対効果についてはなお検証が必要である。相談窓口は事業者への委託となっているため、相談後、次の策につなげるためにワークショップを置くこととなる一方、首都圏や関西圏での移住相談セミナー等については、職員が直接出向くため、移住の可能性がある人をより確実に次につなげることができる。シティプロモーション推進課としては、当該セミナー等にいかんにか人を呼び込むかという観点から取り組んでいる状況であり、テレビ番組を活用したプロモーションにおいても、最後に移住セミナーの開催案内を行うなど、最終的な目標を移住に置いて取り組みを行っている。なお、移住相談セミナー等については、規模が大きくなるほど効果は薄まると考えられるため、できるだけ小規模のものに参加することとしている。

Q. 東京など、都市部においては田舎への移住に向けたフェア等は盛んにおこなわれているのか。

A. 一つのブームであると考えているが、結局は日本国内の人口の奪い合いであるため、いずれは終焉していくのではないかと考える。国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、移住の促進という趣旨は薄められ、関係人口の創出に重きが置かれていることから、西条市としても少しずつシフトチェンジの必要があると考えている。

Q. 移住推進課というセクションが設けられており、移住を最終目標にしていることが非常にわかりやすい。移住推進課、産業振興課、市民協働推進課、シティプロモーション推進課が横の連携をしていくとのことだが、産業振興課の役割は何か。

A. 産業振興課では第3セクターの西条産業情報支援センターを所管しており、当センターで起業に関する支援等を長年にわたって行っている。移住相談の中で仕事に関する相談があれば、当センターと連携して対応していくことになる。

Q. 本市ではシティプロモーション部が新たに立ち上げられたところであるが、移住・定住人口の増加に向けた旗振り役としての機能を十分果たしているとは思えない。西条市では移住定住の促進に向けて、適切に横の連携はできているのか。

A. 西条市でも横の連携は課題である。しかし、究極の目標を定住人口の増加に定め、市

民や本市の関係人口、本市への移住者が総じて新しいチャレンジを応援していく雰囲気づくりをしている以上、市役所内の横の連携が不十分ということはある。全庁的な目標が定まっていることから比較的連携はしやすいと考えるため、必ず横の連携を密にしながら取り組みを進めていきたい。

Q. 平成 30 年度の総務省の委託事業は、西条市にとって有益なものであったのか。

A. 関係人口の増加を真剣に考えるきっかけとなった。関係人口については定義もあいまいであるが、西条市としてはやはり「LOVE SAIJO ファンクラブ」の人数を増やすことが重要であると考えており、当ファンクラブを起点に様々な実践活動につなげていく取り組みを継続していきたいと考えている。

(意見) 四日市市ではシティプロモーションの目的が明確でなく、議会では必要性を疑問視する声もあるが、西条市では、最終的な目標を明確に定め、体系的な事業構築ができていると考える。このことは、取り組みを展開していく上で重要であると考えている。

Q. ローカルベンチャー誘致・育成事業が非常に面白い取り組みである。3名のコーディネーターは西条市民であるのか。また、各プロジェクトに対し、経験やアイデアを持つ起業家を10名誘致しているとのことだが、当初から10のプロジェクトを想定していたのか。

A. 本市への移住促進を目的としていることから、コーディネーター3名についても市外から募集している。また、プロジェクトについても当初から10を想定しており、苦労はしたが、先日起業家10名が集まったところである。

Q. 起業家やコーディネーターの身分はどのようなものか。市から何らかの補助はあるのか。

A. 3年間は起業型地域おこし協力隊員の身分となるため、国の交付金を充てている。西条市内でまず起業してもらうが、3年経過後に市外へ転出する場合もありうる。

Q. 西条市民は当事業の起業家とはなりえないが、各プロジェクトに協働してかかわっていくということか。

A. そのとおりである。各プロジェクトに多数の市民がかかわっていかうとしており、盛り上がりを見せている。

【明石市】

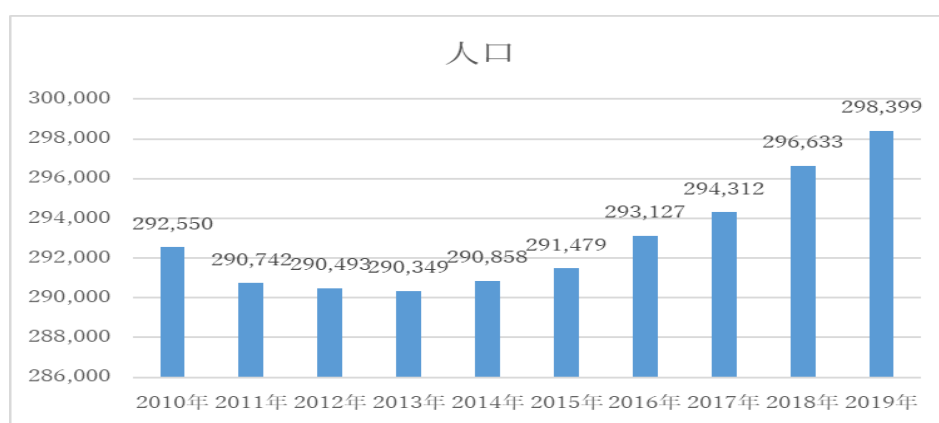
1. 市勢 市制施行 大正8年11月1日
人 口 298,399人（平成31年4月1日現在）
面 積 49.42平方キロメートル
2. 財政 令和元年度一般会計当初予算 1118億7889万円
 令和元年度特別会計当初予算 659億1544万円
 令和元年度企業会計当初予算 220億7507万円
 合 計 1998億6940万円
3. 議会 条例定数 30
 4 常任委員会（総務、文教厚生、生活文化、建設企業）
 1 特別委員会（新庁舎整備検討）

4. 視察事項 シティセールスの取り組みについて

（1）明石市の人口について

- ・令和2年1月1日現在、明石市の人口は299,333人（128,730世帯）。

平成25年から人口は増加に転じている。国の人口ビジョンでは、2060年の人口は233,000人と推測されているが、市の人口ビジョンでは29万人を維持することとしている。



- ・年代別転入超過数においては、25歳から34歳がプラス3879人となっており、0歳から4歳までも転入超過となるなど、子育て世代とその子供の転入増が見られる。出生数も4年連続で増加し、合計特殊出生率も1.64（国は1.43）を記録するなど、明石市の子育て施策が大いに人口増に寄与していると思われる。

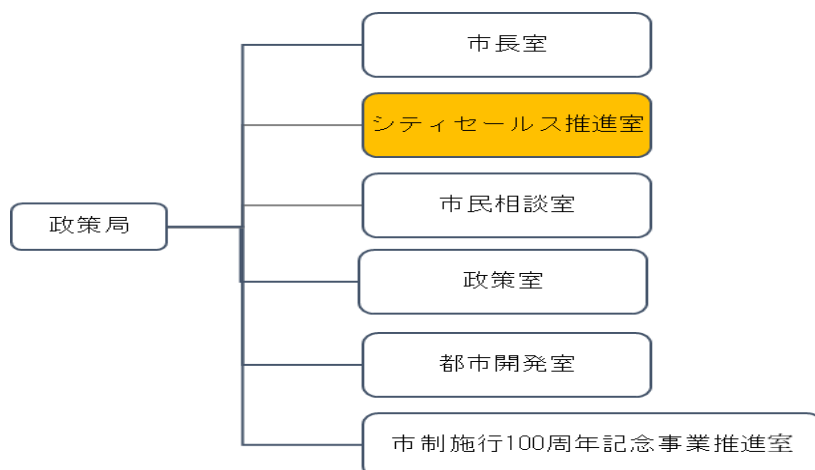
(2) シティセールスについて

明石市の場合は、「子どもを核としたまちづくりの推進」、「支援が必要な方に必要な支援が行き届く、誰にでもやさしい安心なまちづくり」など、明石市のイメージアップにつながる取り組みを積極的にPRすることや、地域資源（たからもの）を活かしたまちの魅力の発信等により、「住みたい、住み続けたいまち」をキーワードに取り組んでいる。

①シティセールスの目標

- ・ 今、明石市に住んでいる人たちに、将来にわたり住み続けてもらう。
- ・ 将来の住まいとして、市外の方から明石市を選んでもらう。
- ・ 全国の中で、明石市の認知度（ブランド力）を上げてまちを訪れてもらう。

②政策局の体制について



③シティセールス推進室体制

シティセールス推進室には、広報課とシティセールス課の2課が配置されており、広報課は、市の重要施策である子ども施策、教育施策、福祉施策等について、広報紙等を通じて市民にアピールし、シビックプライドの醸成を図る。シティセールス課は市外の人々に明石というまちを知ってもらい、選んでもらうためのセールスを行っている。

シティセールス推進室だけでなく、市職員全体が市外に対してセールスパークソンとしての役割を果たしており、また、市民も明石市への来訪者に対し、おもてなしを行うセールスパークソンであることを意識してもらうための仕組みづくりを行っている。

④シティセールス課のミッション及び体制

	主な経緯	課の体制
平成 27 年 4 月	広報課内にシティセールス係設置	3 名（課長 1、係長 1、職員 1）
7 月	シティセールス課発足 【ミッション】 （1）移住定住人口の拡大	5 名（課長 1、係長 1、職員 3）
平成 28 年 10 月	㈱電通より出向社員受け入れ (次長級)	上記 5 名＋次長 1（局付き）
平成 29 年 4 月	サンケイリビング新聞社より出向 社員受け入れ（課長級） 【ミッション追加】 （2）観光＝交流人口の拡大	7 名（課長 2、係長 2、職員 3） ＋次長 1（局付き） ※うち 3 名は、B-1 グランプリ専属
平成 30 年 4 月	【ミッション追加】 （3）ふるさと納税の黒字化	4 名（課長 1、係長 1、職員 2） ＋次長 1（局付き）
10 月	㈱電通 P R より出向社員受け入れ (参事級)	5 名（課長 1、係長 1、職員 2） ＋参与 1、参事 1（局付き）
令和元年	現在に至る	4 名（課長 1、係長 1、職員 1） ＋参与 1、参事 1（局付き）

（3）移住定住人口の拡大について（ミッション 1）

子育てしやすいまちとして、明石市の子育て支援の柱となる施策は、

- 1) 医療費が中学 3 年生まで無料
- 2) 保育料が第 2 子以降無料

さらに、子育て環境の整備や教育にも力を入れる。

- 1) 保育所受入枠を 2,000 人拡大、2020 年にさらに 1,200 人拡大予定
- 2) 公共施設の入場料無料（天文科学館、あかしこども広場等）
- 3) 小学校 1 年生で 1 クラス 30 人以下
- 4) 中学校給食 2018 年 4 月全校実施
- 5) 中学校、小学校全校エアコン設置を推進

①特設サイトの設置

移住ターゲットである子育て層に向けた専用サイト（笑顔のタネあかし）を構築。
⇒市の公式サイトはターゲット層には敬遠されがちなデザインであり、ターゲットにあったデザインが必須であったことから。レスポンス Web デザインでスマホでも閲覧可能。

②今、明石に住もう！キャンペーン（過去の取り組み）

- ・国の地方創生交付金を活用し、平成 27 年 7 月～9 月に実施
 - ・転入者、紹介者にそれぞれプレゼント（商品券や Q U O カード）
 - ・広報あかし 7 月 1 日号特別号を発行
 - ・市内外の集客施設での街頭キャンペーン（マリニピア神戸、A B Cハウジング、ノエビアスタジアム神戸、J R 大阪駅等）
- ⇒・期間中転入者は過去 3 年平均を約 17%上回る 2,631 人。過去 10 年間では最多
- ・県内同規模市との比較でももっとも高い転入者の増加率

③広報紙の活用

市民の満足度向上、シビックプライドを醸成し定住意識を高めるため、子育て施策や人口増減状況などを、市外在住者への口コミ効果も期待して広報紙で年 1～2 回告知（市民全員が、セールスパーソンとなれるように）。

④S N S の活用

シティセールスアカウントの S N S（Facebook、Instagram、LINE@）を展開。

- ・Facebook、Instagram は主にイベント、観光コンテンツを発信
- ・LINE@は子育て関連情報、移住定住情報等を発信

いずれも市外在住者への情報発信メディアとして位置付けており、登録獲得に向け、市外在住者対象のインセンティブキャンペーンを実施。

開始は平成 29 年 8 月 15 日であり、登録者数は約 3,200 人。

プロフィールは、平均 30 代前半で女性が 8 割である。市外在住者は全体の 30%。

⑤不動産会社との連携

- 1) 市内主要賃貸会社、パワービルダーに移住定住パンフレット活用の啓蒙と、ポ

スター掲示の依頼

- ・自社販促でのチラシ広告、Web 内での明石市情報の転載、流用、リンク依頼。
- ・市内で分譲展開をする大阪市内ディベロッパーに早期にアプローチをし、上記内容を依頼。

2)市内不動産業者には宅建協会を通じてシティセールス課作成のツール（シティセールスニュース等）を郵送、主要な業者へは直接訪問によるアプローチ、対面での説明、状況ヒアリングをするなどパイプを構築

※市内主要不動産会社約 60 社を定期的に訪問（市長主催、3～4 社との懇談会を定期的に実施）

3)住宅展示場運営会社にもアプローチ。展示場内でのポスター掲示、ハイシーズンでのプロモーション展開を実施し、良好な関係を構築することで子育て世代の転入へのアプローチに協力してもらっている。

⑥イベントの企画運営実施

特に移住定住ターゲットである子育て世帯を対象としたイベントを企画。“まち”に愛着を抱いてもらい定住促進につなげる目的でイベントを実施。

○「明石たこ大使」さかなクンを活用したイベント

- ・さかなクンのお魚教室
- ・さかなクンと恩師・奥谷先生とのトークショー

○他にも様々なイベント

- ・お天気キャスター蓬莱大介さんのお天気教室
- ・ビブリオバトル@あかし

⑦明石ふるさと大使等の活用と登用

浦上浩（北新地割烹 石和川店主）、平愛梨（女優）、

上地結衣（車いすテニス）、赤江珠緒（アナウンサー）、別所キミエ（車いす卓球）

あかしこども大使 川嶋あい（歌手）

あかし本のまち大使 上田岳弘（作家）

⑧出前講座

シビックプライドの醸成を目的として、地域の自治会や高齢者大学などで「明石の観光～まちづくりとおもてなしの機運づくり～」と題して出前講座を実施。改めて地域の資源を市民自身も再認識する機会となっている。

⑨様々な連携を模索

- ・地域情報ポータルサイト「明石じゃーなる」との連携
- ・市内主要金融機関 シティプロモーション課作成の明石ガイド設置、ポスター掲示
- ・市内集客施設 ポスター掲示
- ・近隣ホテル シティプロモーション課作成の明石ガイド設置、ポスター掲示
- ・明石市ハローワーク シティセールス LINE@でのリンク設定※
- ・兵庫県宅建協会 シティセールス LINE@でのリンク設定※

※LINE@登録時に聞きたいこと（お仕事、住まい）にチェックした人へのリンク画面として設定

（４）観光＝交流人口の拡大（ミッション２）

基本方針をシティセールス課が策定し、実施運営については、一般社団法人明石観光協会が担っている。

※平成 29 年度からシティセールスの担務に変更

平成 28 年から市は協会に運営補助金を交付し、事業に対する支援を行っている。

①令和元年度の主な取り組み

- ・観光パンフレットの作成と配布
- ・旅行会社、メディアを対象とした観光招聘事業の実施
- ・兵庫県、他自治体や団体との連携による観光PRの実施
- ・観光案内所、市民広場の管理・運営
- ・明石焼きプロモーションをはじめイベント企画運営実施
- ・観光ボランティア事業 ・インバウンド体制づくり
- ・フィルムコミッション事業強化

②過去の取り組み

1) 2016 B-1 グランプリスペシャル in 東京・臨海副都心でゴールドグランプリ獲得

- ・過去 10 年間、地方都市で開催された「B-1 グランプリ」のスペシャル大会
- ・当大会では、自治体ごとに地域総出でまちの魅力を知ってもらおうという意気込みで東京に集結し、「行きたいまち、住みたいまち、応援したいまち」というテーマで、自治体のグランプリを来場者の投票で決定するものであった。

- ・明石市では、市内の小学生をはじめとした市民の協力のもと、おはし袋に明石の魅力を書いて、明石焼と一緒に来訪者に渡すことで明石のPRを行い、グランプリで明石市がNo. 1となった。

2) B-1 グランプリ in 明石（全国大会）の開催

- ・令和元年11月23日、24日に開催（市制施行100周年記念として）
- ・全国から約60団体が明石に集結
- ・市が目指すおもてなしとは、市民みんなが観光案内人
障害者や車いす利用者のボランティアにも会場案内やごみ収集に取り組んでもらった。

③実績と今後の取り組み

○実績

- ・明石市観光入込客数：平成28年度は500万人、平成29年度は549万人
平成30年度は548.5万人
- ・インバウンド宿泊者数：平成28年度は1.2万人、平成29年度は1.6万人
平成30年度は1.8万人

○今後の取り組み

特に今年度では、市制施行100周年、明石城築城400周年に向けてイベント、プロモーションを強化していく。

（5）ふるさと納税の黒字化（ミッション3）

平成28年6月に初めて返礼品の送付を開始したが、「あかし玉手箱」の1種類のみであった。シティセールス課の業務に移行後、平成30年7月にふるさと納税の大幅リニューアルを実施。

①リニューアルポイント

- 1) 返礼品を大幅拡大 スタート時で44社135品目
明石産品（25社82品）、企業商品（8社37品）
体験型商品（9社14品）、期間限定商品（2社2品）

⇒令和2年1月時点で89社333品まで充実

2) 応援プランをわかりやすく、市の施策である「やさしいまち」や「子育てしやすいまち」のPR強化に努めた

3) キャンペーン、各種PRの実施

②実績と今後の取り組み

平成30年度寄付額 102,826千円（前年度比約19倍）

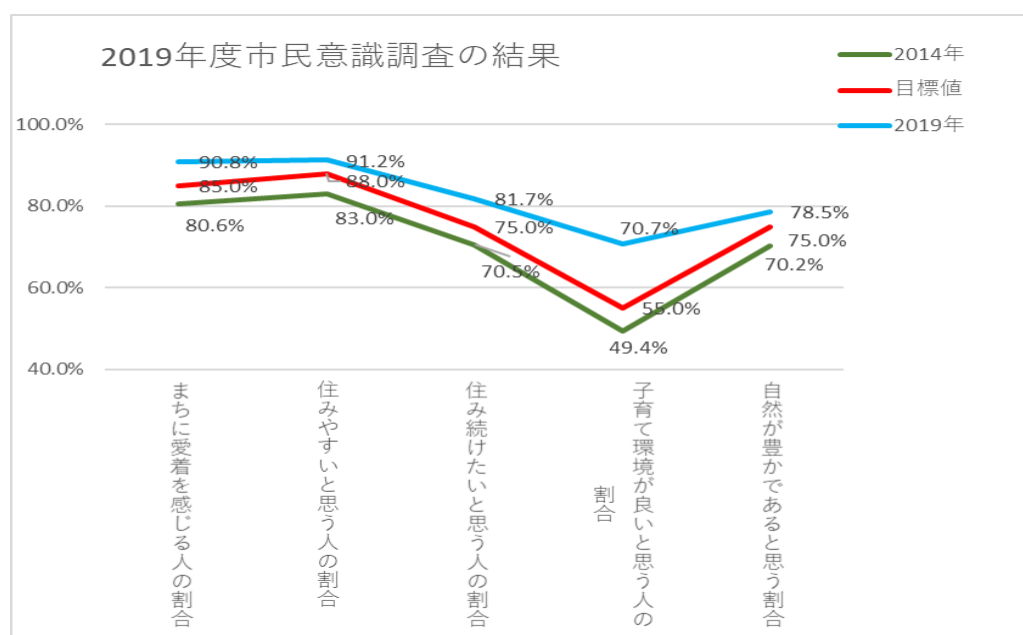
令和元年度寄付額（4月～12月末現在） 242,973千円（同月の前年度比約2.8倍）

【今後の取り組み】

- ・ 返礼品参画事業者の開発（事業説明、個別アプローチ）
- ・ プロモーション・広報立案と実施
- ・ ポータルサイト追加・業者選定など

（6）まちづくり市民意識調査の結果について

全ての項目で2014年度よりも上昇しており、目標値を上回る結果となっている。特に子供を核としたまちづくりを重要施策としてきた結果、「子育て環境が良いと思う人の割合」が、2014年度比で20%以上上昇している。



(7) 委員からの主な質疑

Q. 明石市の人口は、2015 年頃を境目に大きく伸びている。この時期に何を行ったのか。

A. 他の自治体からの批判もある中、京都駅前等において、「今、明石に住もう！」キャンペーンを行っていた。また、この時期頃より「子どもを核としたまちづくり」を掲げ、保育料の第2子以降無料化など、子育て層をメインターゲットとした施策を展開している。単身の移住よりも、子育て世帯に焦点を当てることで、これから生まれてくるであろう子供も含めて多くの人口を獲得することができ、働き盛りの世代であることから税収等にも好影響があると考えられる。

Q. 移住のターゲットとしているエリアはどの範囲か。

A. 例えば神戸市や大阪市等に職員を派遣してPRを行っている。市外でのPRについてはホームページを活用する自治体が主であるが、関心がなければ閲覧しないという課題がある。市長は、移住・定住に関するもっとも身近な窓口である不動産事業者と年に1度意見交換を行っており、不動産の紹介の際に明石市の施策や、明石市に住むことの利点を紹介してもらい、事業者のホームページに施策を掲載してもらいなど少しでも明石市に関心を持ってもらうための取り組みにつなげている。転入は、隣接する神戸市西区からがもっとも多く、次いで加古川市からが多い。

Q. 明石市は、神戸市や京都市、大阪市のベッドタウン的な位置づけであるとのことだが、このことについて市民の抵抗感はないのか。企業誘致等には力を入れないのか。

A. 明石市の工場立地は一極に集中しており、市域も狭いことから企業誘致に力を入れる状況にはない。したがって、昼間人口よりも夜間人口の方が多い状況である。公園もあり、海もあり、子育てにも適していることから、労働者の生活地域としての位置づけが適当ではないかと考えている。

Q. 不動産事業者と連携しているとのことだが、人の住める場所は多くあるのか。

A. 現在、明石駅から西明石駅周辺はマンション等を除き、ほとんど埋まっているが、市の西側にはまだ余裕がある。同じ大都市圏のベッドタウンである大阪府箕面市や兵庫県西宮市と比較しても住居に係る費用は明石市の方が1千万円ほど安く、大阪市へは2時間以内で到達でき、十分通勤圏内であることから明石市で住居を探す意味は大きいと考える。

(意見) 大都市のベッドタウンという位置づけが市民に根付いているのであれば、現在の政策の方向性は正しいと考える。以前、四日市市も名古屋圏のベッドタウンと位置付けてはどうかと提案したことがあるが、行政側は否定的であった。しかし、結果は、中心

市街地にはマンションが多く建設されている状況である。本市も同様にベッドタウンとしての政策を行えば効果があるのではないかと考えるが、明石市の取り組みも参考に今後のあり方を考えていきたい。

Q. 地価が5年連続で上昇しているとのことだが、これまでの施策の成果によるものか。

住居に係る費用が高くなれば、移住に向けてはかえってマイナス要因にならないか。

A. 不動産事業者においては、同じベッドタウンの中でも住居に係る費用が安いこと、市の施策が充実していることをPRして販売に当たっている。市長は、今以上に地価が上昇しても移住には影響はないと認識しているが、事業者側では上がりすぎではないかとの声も出ている状況である。このため、現状では開発が緩やかで人口の少ない西側に販売拠点を移していく方向で協議している。

Q. 人口30万人以上の市になれば事業所税を徴収できるようになるとのことだが、現在、市内に拠点を構える事業所からの反発はないか。

A. 明石市においても、人口の自然増減だけを見れば全国と同様に死亡数が出生数を上回っている状況であり、30万人に向けては伸び悩みも出ている。この状況を見れば、今後極端に人口が増えることは考えにくく、事業所税の徴収に対する事業者の反応までは把握できていない。

Q. 移住者に、明石市へ移住した理由を調査したことはあるか。

A. そこまでの調査は行っていない。

Q. 明石市では、子供が2人以上いる家庭が他市に比べて多いという感覚はあるか。

A. 保育所等の受入枠については、近年1000人単位で増やしているが、関西圏では明石市の待機児童数がかつても多いことから、子供の数は増えてきているとの実感はある。なお、明石市は早い段階から幼児教育に力を入れてきた経緯があり、市内全28小学校区全てに公立幼稚園が整備されている。しかし、近年の待機児童の増加を踏まえ、幼稚園での預かり保育の実施、幼稚園の空き教室の民間保育所への貸し出しを行うなど、保育所の需要の高まりに対応しているところである。

Q. 2012年・2013年頃にも大都市圏でのPRを行っていたとのことであるが、今ほど施策の充実はなかったと考える。当時は、どのような視点でPRを行っていたのか。

A. 当時は住環境や、大阪市や神戸市への交通の利便性、天候が落ち着いていて子育てしやすい環境であることなど、施策よりも環境面に重点を置いてPRを行った。また、移住者に12,000円分のプレミアム付き商品券をプレゼントするキャンペーンも実施していた。

- Q. 現状ではそれほど積極的にPRをしなくても、明石市への移住はあるのではないかと。
- A. どのような場面であれ、市長がメディアに出る機会が多いことから、「明石市」が検索される機会が増えたこともひとつの要因になっていると考える。
- Q. シティセールス課のミッション（移住定住人口の拡大、観光＝交流人口の拡大、ふるさと納税の黒字化）はトップダウンであるのか。
- A. そのとおりである。シティセールス課もトップダウンで組織されたものである。
- Q. (株)電通や(株)電通PRより平成28年に外向社員を受け入れているが、どのような効果があるのか。
- A. 外向社員については次長級や参事級の役職で受け入れている。例えばふるさと納税については、返礼品の開発に当社員のノウハウを活用することで寄附額も大幅に伸びている。また、市外の人に明石市への興味を喚起するためには、メディア等にどのように露出するかが大きな要素となると考えるが、同じイベントの開催であっても、どこにどのような仕掛けを行えばより効果的に取り上げてもらえるか、市職員にはない専門的な知見を持っていることから、同組織内で業務を行うことには非常に効果がある。なお、外向社員の受け入れに当たって、当社員の転籍は行っていない。
- Q. 転籍を行わないということは、事業者側にも金銭負担は発生しているのか。
- A. 委託契約のような形で、一定程度明石市が金銭負担している。
- Q. 外向社員は、十分活用できているのか。
- A. 以前はサンケイリビング新聞社からも1人外向社員を受け入れていたが、当社員は3代目のシティセールス課長に就任していた。PR部門やイベントの開催に強い事業者を活用することで、非常に成果があったと考える。
- Q. 明石市シティセールスニュースが非常に効果的であると考えているが、作成はどこが担っており、どのような場所で配布しているのか。
- A. 広報課が作成している『広報あかし』において、人口増や明石市の好循環について特集しているものを、シティセールス課職員が、不動産事業者が営業ツールとして活用できるよう体裁を整え、市外住民向けに再編集しているものである。印刷枚数は4000枚から5000枚程度であり、市内では、不動産事業者以外に市外からの集客のある施設で配布している。市外の住民が市内で出産するケースも多いため、産婦人科病院で配布を行う場合もあるなど、市外住民の目に留まりやすい場所での配布に心がけている。市外でも、不動産事業者や住宅展示場で配布したことがあるが、批判を受けることもある。
- Q. 神戸市西区からの転入が多いとのことだが、市外住民は、明石市の子育て施策が優れ

ているということ、何をもって知ることが多いのか。

A. 明石市が、自らの施策の良さを大きくPRしたとしても、それだけでは効果は薄い。

実際に本市の子育て施策の優位性を体感した母親等の口コミをもって、神戸市西区や加古川市等、市外の住民に広まっていったものと考えている。また、子育て世帯が住む場所等を決めるにあたっては、女性側の主導権が強いと感じている。したがって、口コミから移住定住につなげるためには、まず、女性の心に響く情報発信が重要であると考えている。

Q. 観光入込客数やインバウンド宿泊者数はどのようにカウントしているのか。

A. 天文科学館や文化博物館など、主な観光施設・公共施設について、来場者の数を四半期ごとに報告してもらっており、それをもとに観光入込客数を計算している。また、インバウンド宿泊者数については、市内ホテルに宿泊した外国人の数を四半期ごとに報告してもらっている。

Q. 交流人口の拡大に向けて、基本的には一般社団法人明石観光協会が担い、市は運営補助金を交付しているとのことだが、具体的な金額を確認したい。

A. 観光協会に対しては、年間計約 8000 万円の補助金を交付している。当協会には市職員を 5 人派遣しており、それ以外にもプロパー職員や臨時職員が在籍している。

Q. 保育料の第 2 子以降無料化や、所得制限のない中学生までのこども医療費の無料化を行うに当たり、どのように費用を捻出しているのか。

A. 例えば保健所では、70 歳以上のがん検診を無償としていたが、結果が悪くとも二次検査につながらないというケースもあり、結果医療費の増大につながるという状況もあった。このため、無条件で検診を無償化するのではなく、申請に基づく無償化に切り替え、集団検診とすることで経費の削減を行っている。市長は、現状の無駄をどのように省き、どの分野に集中して投資するのが効率的か、常に検討していると考えているが、現状の手法の是非についてはすぐに答えが出るものではないと考える。

Q. 子育て世代に手厚く税配分することで、世代間の軋轢は生まれていないのか。

A. 市民から批判をいただくこともあるが、高齢者に対する施策に力を入れていないわけではない。例えば、重度の認知症患者を増やさないよう、認知症検査に係る費用の補助を行うことで認知症の早期診断につなげるなど、健康寿命を長く維持するための取り組みも行っている。

Q. 貧困で教育機会等に恵まれない子供に対して、明石市では何らかの施策を行っているか。

A. こども食堂を全小学校区 41 カ所に整備している。設置場所や運営主体については地

区によってさまざまであるが、子供たちが楽しく食事や宿題ができる環境となっている。また、全小学校区に学童保育所があり、学校の空き教室等を活用して放課後の児童の受け入れを行っている。なお、教育委員会では、別途、「放課後子ども教室」や「わくわく地域未来塾」を実施している。

Ⅲ. 各視察都市の所感

(1) 松山市

松山市でのシティプロモーション施策で印象に残ったものは下記のとおりである。

①都市ブランド戦略ビジョンに基づき、都市イメージを全国に宣伝すべく積極的なメディアプロモーションを行っている。広告代理店ではテレビ番組等への露出度を上げられないことに早期に気づき、大手テレビ局の番組等に取り上げてもらう交渉をPR会社という業種に委託している。一定の予算額で事業者をプロポーザル審査により選定し、委託事業者からの提案に対しては、市が戦略に合致しているか吟味した上で局との交渉に当たるという形態で取り組んでいるとのことである。

②戦略的なプロモーションの一環として、松山発オリジナルアニメーションを制作しており、6言語の字幕表示で世界にも配信している。地元出身タレントを声優として起用するほか、市民を声優として起用するなど、制作には市民参画の手法も取り入れられており、公開初日にYahoo!映像トピックスで1位になるなど、シビックプライドの醸成にも寄与していると考えられる。

③フリーペーパー『暖暖松山』（ターゲット：若年層～40代の女性）等の広報誌を首都圏、地方の都市部の家庭やオフィスに配布し、ウェブサイトとも協働して認知度を高め、移住につなげている。ずっと手元に置いておきたいフリーペーパーを目標としたことで、読者からの反響は大きく、松山市への移住に関心を持つ人も出てきたことは興味深い。

④庁内に移住支援チームを創設し、シティプロモーション推進課が総合調整役となり、商工会議所、企業、社会福祉協議会、大学等との民間連携を行いつつ庁内で部局横断的に移住支援を行っている。また、移住相談専用窓口を松山・東京の双方に設け、移住コンシェルジュも配置するなど、相談体制の充実も図っている。移住フェアには20代の参加も多く、定年後の移住というイメージからトレンドが変わってきているとのことである。

⑤地元の高校生の定住やUターン就職の促進に向け、保護者向けセミナーの開催や、住んでいては分からない松山の暮らしやすさをデータにより啓発するガイドブックの高校生への配布等に取り組んでいる。

⑥その他の特徴的な施策として、10代から20代の転出超過は止まらないものの、実績を上げている「えひめ結婚支援センター」と協働して、婚活ツアーを実施している。また、観光の大きな目玉である道後温泉について、現在は改装中であるが、来客数の減少を食い止めるべくプロジェクションマッピングを行うなど、施策の大胆さがうかがえる。

以上の特徴から、松山市の戦略はテレビ番組や動画配信サービス、インターネット、大都市圏でのフリーペーパーの配布など露出度にこだわり、より実効性の高い施策を展開していると言える。一方、戦術としては、地元からの若年層の流出防止策を行うほか、高まった認知度をUターン・Iターンによる移住促進策につなげており、民間と庁内部局の連携による途切れのない施策展開は、成功例として学ぶべき点が多いと感じた。

（２）西条市

2020年に宝島社の実施する「住みたい田舎ベストランキング」において、“若者が住みたい田舎部門”で全国1位となったことが西条市のシティプロモーションの成果を物語っている。石鎚山からの地下水を貯める地下水盆による良質で豊富な水が自噴している土地柄から農業都市であるが、20代の年齢層は市外へ流出して少なく、以前は都市としての認知度は低い状態であった。この状況の中、西条ファンを育てるべく「LOVE SAIJO まちへの愛が未来をつくる」のキャッチフレーズのもと、「魅力のストーリー化・パッケージ化」、「体験価値の向上」、「『to』から『with』へと行動変容」、市民ライターを起用した広報誌のリニューアル等による「インナープロモーションの展開」を基本方針に、生き残りではなく勝ち残りを目指して取り組みを進めている。特にこのインナープロモーションについては、市全体の共感の醸成という意味では、今の四日市市に欠けている要素と言えるのではないかと。

西条市では、予算が限られる中、いかに予算をかけずにメディアに取り上げてもらうかを念頭に「選ばれるまち西条」を達成すべく、クロスメディア戦略やメディアミックス戦略により、ターゲットを絞ってアプローチする形態をとり、市内外の「ファンづくり」を進めている。特にFacebookやInstagram、ウェブサイトは市民の情報交流のプラットフォームであるとともに、市外への発信（アウタープロモーション）も兼ねていることは興味深い。真鍋かをり氏等のインフルエンサーの起用、首都圏での移住促進トークイベントと雑誌のコラボ等の取り組みにより、多額の広告換算費が成果として試算されており、予算不足を英知で補う好事例であると考えられる。

また、西条市出身者や縁のある人などを対象としたふるさと応援コミュニティ「西条う

ちぬき倶楽部」を前身とする、市外会員と市民の情報交流の場「LOVE SAIJO ファンクラブ」については、上記のSNSの活用や個人・企業等の西条市を応援する活動の誘発により、若年層の会員数が3年間で3倍に増えており、関東圏の567人を初めとして、個人会員2,399人、団体会員113企業・団体（令和2年1月20日現在）を誇るに至っている。このことが西条市の関係人口を創出し、ひいては移住促進につながっていると考えられる。

平成30年度には移住者数実績として289人を数えているが、この背景には、情報発信だけでなく、完全無料移住体験ツアー等の自腹を切る施策を行っている点も評価すべきであるとする。また、それほど仕事の多くないまちである中、ローカルベンチャー育成を市外からコーディネーターを誘致して行っており、全国でも珍しく商工会議所の会員数が増えたとのことである。これは単なる住宅都市としての人口増ではなく、起業して移り住んだ、すなわち仕事を持って移住した人が多い点で特徴でもある。西条市では、移住推進課、産業振興課、市民協働推進課、シティプロモーション推進課が「暮らし、仕事、人、情報」をつなぐために協働しており、その成果であるとする。単に人を呼び込むだけの施策では、移住者が高齢化したときに、地域が維持できなくなる可能性があることを忘れてはならないと再認識させられた。

仕事が多くあるわけでもないまちが松山市という大都市に隣接しながら、いかにして「若者が住みたい田舎」全国1位となったかは、緻密で安価な情報発信戦略と持続的なファンの育成、体験型移住促進メニューとベンチャー育成による暮らし、仕事、人、情報全てにおいてバランスの取れた転入者増加施策の成果であると認識する。

（3）明石市

明石市は、SDGs未来安心都市を名乗り、昨年度のB-1グランプリの開催都市である。市長の子育て支援、社会的弱者に配慮する様々な新規施策の発案など、メディアへの露出の多さで全国的に知名度の高い市であるが、ふるさと納税は黒字化している。立地も神戸市、大阪府へ近いことで住宅地としての転入増が多く、積極的な財政出動で子育てを支援し、これが転入者増、税収増につながっているとのことである。明石市は四日市市とほぼ同格の市であり、本市の北部は名古屋市ベッドタウン的な役割を果たしていることから、明石市の施策でそのまま適用できるものも多いと感じられる。

中核市2年目である明石市は、7年連続で人口増、出生率増を達成しており、神戸市、加古川市からの子育て世代の転入が多い。明石市では、シティセールス課が、大都市圏の駅前でのPR活動や、市外在住者に向けた広報紙の市内外での配布等を通じて、その名の

とおり他市町への売り込みを行っており、他の自治体からは批判もあるとは言うものの、本市との意気込みの違いを感じる場所である。市職員全員を明石市のセールスパーソンと位置付けるに加えて、市民全体も 30 万人セールスパーソンと位置付けて市外への情報発信を行っており、市民のロコミという信ぴょう性、信頼性のある情報が転入希望者にとっては貴重な生の情報と受け取られ、転入増を加速させていると考えられる。

交通利便性に加え、子育て支援プログラムでは中学校 3 年生までの医療費無償化、里親制度、第二子以降の保育料無償化を全国に先駆けて実践しており、同時に近隣都市よりもマンションで 1 千万円ほど安い不動産価格が子育て世代の転入の決め手となっていることから、不動産事業者と市長との懇談会を定期的に行い、事業者のホームページに明石市の子育て施策に関する情報を掲載してもらうなど、市と事業者の協働による情報発信につながっている。地価は 5 年連続で上昇しており、不動産事業者にとっても市の施策に乗ることとで相乗効果を期待できることから、官民連携の好事例であると考ええる。

選択と集中により削るべき予算を削り、戦略に合致した施策には積極的に投資しており、子育て世代の転入を優先した施策は現時点では正解と言える。しかし、いずれ近い将来に転入者による人口増は頭打ちとなることも市は意識しており、現状でも出生数より死亡者数の方が多いことから、いつまでも転入者頼みではいけないことは熟知されている。

明石市の特徴でもっとも大胆と感じられるのが、大手広告代理店の職員 2 名を転籍させずに雇っていることであり、その人脈とノウハウを活用してふるさと納税の返礼品の見直しとメディアへの露出度のアップにより、令和元年 12 月にはふるさと納税の寄附額を、2.4 億円を超えて黒字化させている。メディアとの懸け橋には、このようなノウハウを持つプロのサポートが不可欠であると感じたところである。

明石市の施策全体を見渡せば、中学生までの医療費無償化には所得制限を設けないなど、所得の高低にかかわらず子育て世帯に集中的に税投資している一方、予算の無駄は省くものの、認知症検査に係る補助の実施や全小学校区での子ども食堂の実施など、高齢者や経済的にゆとりのない家庭にも気配りが感じられる。転入者増には必ず理由があることも、今回の行政視察で確認できたことである。

6. 議会報告会の概要

【議会報告会】

質疑、意見はなかった。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：シティプロモーションについて～四日市市の魅力再発見！》

グループ A において出された主な意見

①四日市市への愛着に関して

○市外によく出かけるが、都会でもなく、田舎でもなく中間的である本市がもっともよいところであり、住みやすいと感じる。

②四日市市のイメージ、魅力・アピールポイント等に関して

○過去に東京や大阪にいたこともあるが、四日市といえば公害のイメージで語られていた。

そのような中、「四日市公害と環境未来館」が整備されたのは非常によいことであるが、四日市市が公害を克服し、環境が改善されたということを P R するにとどまっており、次に広がっていないように感じている。

○四日市市は東京のはとバスのような定期観光バスは走っていない。市内には有名企業が多くあるものの、個人で訪問・見学することは難しく、知名度も高まらないと感じるため、バスツアーに工場見学を組み込むなど、定期観光コースの設定が有効となるのではないかと考える。また、四日市市には道の駅がないことも課題であると感じている。

○四日市市への転入促進事業として、新たに本市へ転入した人を対象に、市内の観光施設 3 カ所への無料券が付いたこにゅうどうくんのお面うちわを配布するとのことである。これまでもふるさと納税への返礼として、四日市あすなろう鉄道の貸し切り列車の運行など、市内の施設等の P R に力を入れているが、大矢知素麺やお茶、なが餅などの物産面での P R にも力を入れてほしい。

○生桑町に新たに整備された「おふろcafe湯守座」が県外の高校生にも人気があり、ぜひ訪れたいとの声も聞いている。多くの人々が四日市市へ来てもらうために、こうした声に注目することも必要ではないか。

○「湯守座」は、従来の「ユラックス」から経営者が交替し、内容もこれまでと全く異な

るものとなった。若い世代を呼び込める一方、市の老人クラブ連合会等との関係はなくなってしまった。菰野町の「アクアイグニス」も同様の例であり、全国的にも若い世代からの人気があるとのことであるが、地元らしさがなくなり、地域住民は逆に行かなくなったと聞き及んでいる。

○四日市市において新しい図書館の整備について検討される中、「子育てするなら四日市」を掲げるのであれば、ありきたりの図書館ではなく、本市の公害のイメージを覆し、子供たちが喜ぶ素晴らしい図書館を整備してもらいたいと考える。平成29年度には新図書館についてのシンポジウムが開催されたところであるが、せっかく市民から意見を出しているにもかかわらず、当初の計画は進んでいないことは残念である。市民からの意見を聞いただけで終わらないよう、配慮してほしい。

○四日市市の印象や魅力、住み続けたいかどうかなどは、世代等によって意見は異なると思う。各年代別や男女別で意向調査をすることが有効ではないか。

③四日市市に住むことに関して

○スポーツ施設など、本市の中心となる施設はほとんど沿岸部に整備されているが、近い将来の南海トラフ地震の発生が叫ばれる中、沿岸部に施設が集中しては危険である。危機管理の観点からも、山間部への施設整備をお願いしたい。また、津波等の危険を避けるために今後は山間部への移住を希望する人も増えると思うが、山間部は土地利用の制限が多く、友人・知人を迎えることは容易ではない。外に向けたPRもよいが、もう少し山間部に住みやすくなるよう基準の緩和を検討してほしい。

○四日市大学の学生であるが、大学周辺には施設が少なく、買い物等に不便である。大学自体が移転すれば生活も便利になると感じる。

○近頃、高齢者の自動車運転や免許返納が問題となっているが、平津新町など山間部は、車がなければ買い物等に不便な地域である。現在の住所に住み続けることのできない原因にもなりうるため、必要な公共交通手段の確保をお願いしたい。

④シティプロモーションの意味合いに関して

○個人によってシティプロモーションとは何かという意識が様々であるように感じる。議会においても、大枠として、シティプロモーションとはいかなるものかを明らかにしておく必要があると考える。現在のシティプロモーション部には広報広聴部門もあるこ

とから、個人的には、市民がどのように行政にかかわり、それによってどのように行政が形作られるのかがシティプロモーションにおいても大きな意味を持つと考えている。

- 図書館を含めた中心市街地拠点施設の整備について、改めて市の方針の策定が進められているが、市の意思決定がなされた時点で、市民への説明を行い、意見を聴取する機会を設けてほしい。市民参画もシティプロモーションの重要な部分であると考えている。

グループBにおいて出された主な意見

①四日市市への愛着に関して

- 下野地区は高齢化も相当進んでいるが、地区の行事など、地域内の結びつき・絆が非常に強く、災害発生時もお互いに助け合える素地のある土地柄だと感じている。必要なインフラも揃っており、住民としては非常に愛着を持っていることから、これからも住み続けたいと思っているところであり、このような地域ごとの特色もぜひ力強くPRしてほしい。

②四日市市のイメージ、魅力・アピールポイント等に関して

- 四日市市のイメージを他市町の住民に問いかけたとき、「公害のまち」であるとの反応が返ってくることが多い。現在は、コンビナートに起因する公害もなく、逆に緑のある地域の方が多いくらいであるが、それを十分説明しきれないところに課題を感じる。
- 数十年前に四日市市に引っ越してきたが、当時はとても空気が悪かった。四日市市のよいところはたくさんあるが、大きな魅力と言えるものはないと感じる。産業、スポーツ、文化などの横のつながりがもう少し必要ではないかと考える。
- 留学生であり、以前は佐賀県鳥栖市に住んでいたが、大学進学に伴い四日市市へ引っ越した。年配の人から「なぜ公害のまちに行くのか」と心配され、引っ越すに当たっての不安はあった。現在は環境も改善していると聞いているが、コンビナートの煙突から煙が上がっているのを見たとき、本当に大丈夫かと疑問に思うことはある。また、年配の人ほど四日市市に公害のイメージを持っていると感じる。
- 地元住民であるが、まだ他市町では四日市市に公害のイメージを持っていることに驚いた。
- 兵庫県尼崎市の出身であり、学校での授業から四日市市に公害のイメージを持っていたが、実際に住んでみてそのような印象は変わった。大学の学生寮の近くは驚くほど田舎

であるが、中心部まで出れば尼崎市と大差はないと感じる。やはり遊ぶ場所がないのがネックである。

○四日市市のPRポイントとしては、都会では見られない昆虫がいるなど、自然がたくさんあることであると考える。また、とんてきおいしい。

○伊勢市から来ているが、伊勢市が静かで平和的であるのに対し、四日市市は商店街などにぎやかな場所が多い。

○四日市市は工場夜景の聖地であり、四日市港ポートビルや四日市ドームの裏側、垂坂公園など、見る場所も多くある。しかし、四日市港ポートビルの開館時間が短い、垂坂公園までの動線が分かりにくいなど、夜景を見るための環境整備が不十分であるため、おもてなしの精神のもと、いつでも夜景が見られるよう、行政側の努力が求められる。フェイスブックやインスタグラムでの投稿が増えれば、どれだけでも観光客は来ると考える。

○伊坂ダムサイクルパークのサイクリングコースは上り坂がきつく、1周がハードである。電動自転車があれば、家族全員で楽しめる施設となると考えるため、ぜひ早急に導入してほしい。

③四日市市に住むことに関して

○名古屋や大阪に出やすく、交通面では便利であると感じる。しかし、四日市市には遊ぶのに適当な場所がなく、他市町から来た友人に紹介する際に困る。

○買い物へ行くとすれば、名古屋市へ出かけることが多い。

【議会報告会】

○119 番通報から病院到着までの時間の短縮について、市民全体が A E D 装着や胸骨圧迫、心肺蘇生の手法について研修を受けるべきではないか。

⇒議員 A E D の使用法等に関する講習会は、学校等では非常に盛んにおこなわれている。

また、市民も地域の自主防災組織等の取り組みの中で行っているが、十分ではないと感じている。蘇生術に関しては、I L C O R（国際蘇生協議会）が 5 年ごとに見直しを行っているため、一度受講したことがあるとしても、5 年に 1 度は最新の手法を学んでいくべきと考えている。

○緊急輸送道路の機能確保に関連し、県道である環状 1 号線の整備が進んでいないために河原田地区から小山田方面への通行が不便である。避難路としては非常に重要となると考えるため、早急に整備すべきと考えているが、三重県からは、まず県道四日市鈴鹿線の整備が優先であり、その後の道路整備については市の考え方によると聞いている。市としても早期に当該道路の整備が完了するよう、県に要望してほしい。

⇒議員 環状 1 号線については、四日市市と旧楠町の合併の際にも早期の整備を県に対して要望している道路であるが、計画地にオオタカの営巣が確認されたことで中断となった経緯がある。このことを受け、河原田町や楠町など南側から道路整備を進める計画もあったと聞いているため、整備を進めてほしいとは考えているものの、県の予算の制約からなかなか実現に至っていないのが現状である。改めて地域の意見が確認できたことを踏まえ、市からも三重県に対し、当該道路の早期整備を求めていくよう意見していきたい。

⇒議員 環状 1 号線については、波木南台以南の整備をようやく再開したところである。三重県の説明には逃げの姿勢を感じるが、早期整備は河原田地区住民の悲願であると認識しており、県・市・地域住民が協議の上事業を進めていく必要がある。いただいた意見は、所管の都市・環境常任委員会に伝えることとする。

○現在、寺方町において、総合防災拠点の整備が進められている中、第 1 次緊急輸送道路は沿岸部に偏っているが、考え方を確認したい。

⇒議員 第1次緊急輸送道路の指定には偏りがあり、特に南西部は手薄であると感じている。この点については分科会においても議論を行い、緊急輸送道路の指定に係る見直しについて、三重県とも協議すべきとの提言を行っているため、まずは市の対応に期待したい。

○国道1号は慢性的な渋滞が続いており、その状態で大地震が発生した場合、車両同士の衝突が発生し、第1次緊急輸送道路といえども使用できなくなる可能性が高いと考える。道路を指定するだけでなく、こうした場合にどのように対応するのかを検討しておくべきである。

⇒議員 緊急輸送道路の意義や役割については議員も含め、市民は十分に知らない状況である。緊急輸送道路では災害発生時にどのような対応をとるべきであるのか、また、どの道路が緊急輸送道路であるのかなどを市民に効果的に啓発していく必要があると考えており、市長への提言にも盛り込んだところである。どこが緊急輸送道路に当たるのかは、看板等を用いて周知することも有効であるとする。

○南部拠点防災倉庫の上には電線が張り巡らされている。市としては、ヘリコプターでの物資の運搬は想定していないとのことであるが、仮に周辺道路が使えない場合、ヘリコプターに頼らざるを得ないと考えするため、現環境は非常に危険であると感じている。

⇒議員 ご意見として承る。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：シティプロモーションについて

～市外から人を呼び込むため、あなたならどうしますか～》

グループAにおいて出された主な意見

①四日市市の魅力に関して

○ふるさと納税について、市民が他の市町村へ寄附を行った金額が、本市に寄附のあった金額を大幅に上回っているとのことである。ここにゆうどうくんばかりに頼るのではなく、本市として何らかの目玉商品を見出し、発信していく必要があるのではないかと。

○人口10万人規模でそれほど目立った産業のない泉佐野市がふるさと納税で多くの寄附額を勝ち取った。総務省の対抗措置に対しては、裁判で争う姿勢も見せており、四日市市

も泉佐野市の姿勢を批判するだけでなく、見習うことも必要である。

②四日市市を訪れたいまちとすることに関して

○本市に人を呼び込むためには、「四日市」の名のとおり、フリーマーケットの充実など、市場関係の事業に力を入れるべきである。また、本市の課題として、ＪＲと私鉄の駅が離れた場所にあるという特異な環境があり、ショッピングセンターの郊外への散在も相まって、現在は中心市街地がさびれている状況である。かつての駅前商店街は非常に賑わっており、何とかかつての賑わいを取り戻したいと痛烈に感じる。

○生桑町に新たに整備された温浴施設が高校生から非常に人気があるとのことである。当施設の有効活用により、本市に県外の高校生等を呼び込むことにつながるのではないかと考える。

③四日市市に住みたいまちとすることに関して

○本市は桑名市等に比べて自治会への住民のかかわりが大きいと聞く。自治会等での地域のしがらみを将来に背負わせることを嫌い、親が子供たちの地域外・市外への転居を促している例も多いと感じている。

○住んでいる地域の中学校は、学力テストの結果が全国平均よりも低いと聞いているが、親としては我が子をより教育レベルが高いところに行かせたいと考えるのが通常である。また、本市には核となる商業施設がなく、中規模のショッピングセンターが郊外に散在していることも住みにくいと感じられる要因ではないかと考える。様々な要素が絡み合って人は集まるが、産業・教育の充実がもっとも重要な要素と考えている。

○九州の炭鉱が閉山になり、四日市コンビナートに多くの人 flowed ことで本市の人口が飛躍的に増えたと記憶している。このことから、コンビナートの復活による働く場の確保が重要と考える。

○「子育てするなら四日市」とは言うものの、市街化調整区域における土地の利用規制等により、子育て世帯が実家近くに簡単に家を建てられない例があることも課題であると考えている。

○本市は県内でもっとも人口が多く、今以上に人口を増やすことに意味を感じない。また、本市には目立った観光地もない中、専門の部を設置し、シティプロモーションに取り組むことには疑問がある。多額の経費をかけてプロモーションビデオを制作したものの、再生回数は伸びず、職員も視聴していない状況では無駄であると言わざるを得ない。こ

のような状況では、シティプロモーションにかかる経費を高齢化対策、交通渋滞対策、減税や水道料金の軽減、害虫駆除のための防護服の貸出しに活用するなど、弱者の生活を救う観点から政策を展開し、少しでも本市を住みやすくして人口の維持につなげていく方がよっぽど意味があるのではないか。

グループBにおいて出された主な意見

①四日市市の魅力に関して

- 県外へ出るといまだに本市には公害のイメージが根強いことを感じる。本市で生まれ育った身としては、現在の環境が当たり前となっており、どこに魅力があるのかを明確に答えられないが、子供の頃には現在の中心市街地について、「四日市のまち」としての憧れがあった。現在では、鈴鹿市のサーキット、桑名市の長嶋温泉や石取祭に比べて、本市は目玉となるものがなく、若者を引っ張り込む力がないと感じる。
- 萬古焼には四日市の名前がついていないため、本市が生産地であることを知らない人も多い。萬古焼の抹茶茶碗・茶釜と水沢のお茶を用いて、小学校の授業の中で茶道実習を行えば本市のアピールになるのではないか。
- かつて公害の要因ともなっていたコンビナートを、夜景の名所としたことは好事例であり、このような逆転の発想は重要であると考える。河原田地区の地域資源は限られているが、みかん畑への竹の侵食が課題となっているため、この竹を有効活用すべく取り組んでいる。

②四日市市を訪れたいまちとすることに関して

- 旧東海道には、他市町からの観光客も訪れるが、国道1号の渋滞が原因で迂回する車がスピードを出して走行するため非常に危険である。11月には泊の商業施設のリニューアルオープンもあることから、この状況が悪化することも想定され、せつかくの歴史を味わえる場所が台無しになるのではと危惧している。

③四日市市を住みたいまちとすることに関して

- 本市の中心市街地は、かつて大型店舗があり、非常に集客力もあったが、現在では昼間の目玉がないと感じる。商店街等と連携し、親子連れが遊びついでに寄れる場所を増やして人を集めることが重要であると考える。また、夜についても新しい店ばかりが目立

つが、もう少し昔ながらの横丁のような飲み屋街があれば、自然と人が集まるのではないかな。

○市長は子育て中の若い世代の流入を狙っているようだが、そのことだけでは市民はついていけない。市内の多くの高齢者が活躍でき、元気に過ごせるような場所づくりなど、現在住んでいる市民の元気につながる施策も必要である。

○日永地区にはこれまでの開発の経緯から小さな子供の遊べる公園等が身近にはない。子供を連れて遊びに行ける場所が近くにないことは、若い人に本市に魅力を感じてもらえない要因となり、課題であるとする。

④その他

○温暖化による海面上昇により、将来的には現在の市役所がある地点も浸水の危険がある。100年後の四日市市を考えれば、中心市街地を西の方へ徐々に移転していく必要性も感じており、そのような視点も踏まえて今後のまちづくりを考えていくべきである。

【議会報告会】

別段の質疑、及び意見はなかった。

【シティ・ミーティング】

《テーマ：シティプロモーションについて》

①観光施策・シティプロモーション全般について

○近年四日市港にクルーズ船が寄港するようになった。乗客に四日市の魅力を知ってもらうには工場見学が有効と考えており、シティプロモーション部にも提案したことがある。クルーズ船を活用した観光振興について考えていることはあるか。

⇒議員 本市の魅力をクルーズ船に訴えかけることは重要であり、特に四日市港に到着する前の港から本市の魅力をPRしておく必要があると感じている。今後、クルーズ船の受け入れは千歳地区に移ることから、長年の歴史で積み上げられた産業遺産等を乗客に向けた観光の魅力としてはどうかとの思いがある。クルーズ船の観光振興への活用は議会としてもしっかり取り組むべき課題であるため、積極的にご意見をいただきたい。

○駅や空港にストリートピアノを置き、誰でも自由に弾けるようにしている事例がある。ピアノの音は人を惹きつけ、非常に効果的であると考えするため、例えば近鉄四日市駅の改札前への設置など、積極的に検討してほしいと考えるが、どうか。

⇒議員 ストリートピアノは全国的に広まりつつあり、著名なピアニストが自身の演奏姿を動画投稿している例も多くある。ピアノを設置するだけであればそれほど予算もかからず、本市にもあればよいと考える。シティプロモーションの観点からも非常に良いアイデアであると感じるため、ご意見として承る。

○市内には地域まちかど博物館が多くあり、水沢地区にも存在する。大勢での鑑賞にも耐える立派なものもあるが、基本的には個人管理である。防犯設備の導入に公費を投入するなど、市としても地域まちかど博物館の普及促進に力を入れてほしい。

⇒議員 ご意見として承る。

③水沢地区の観光・シティプロモーションについて

○水沢のもみじ谷では、毎年 11 月末の日曜日にもみじ祭りを開催しており、市外・県外から多くの観光客が訪れているが、トイレと駐車場の確保が課題となっている。当日は、茶業振興センターや星の広場横の駐車場を借り、そこからもみじ谷まで民間バス 2 台によるピストン輸送を行っているものの、それ以外の日は、現地の駐車場 1 カ所を多くの車が利用することとなっており、通行しにくく回転も悪いために課題を感じている。また、現地のトイレも 1 カ所しかなく、千人単位で観光客が訪れたときに到底賄いきれない状況である。もみじ谷についてはメディアでの報道もあり、本市のプロモーションビデオの撮影もあったことから、今後も多くの観光客が訪れることが予想されるため、観光地としての環境整備に力を入れていく必要性を感じている。

⇒議員 市としても、議会としても、もみじ祭りは重要なイベントであると認識している。

市には地元主催の観光イベントが多くあり、これまでも補助金交付等の形でかかわってはいるものの、今後、シティプロモーションにより本市を全国へ売り出す動きがある中、特に重要であると考えられるものについては、環境整備等の面でもサポートを行っていく必要があると考える。いただいたご意見は、今後の議論の参考としたい。

⇒議員 シャトルバスの運行を開始し、以前より経費がかかることから、2 基借りていたレンタルトイレを 1 基にしたとのことである。環境にやさしいまちを謳うのであれば、イベント時のトイレの整備については、それ以外の環境整備とは別で考える必要があると感じる。

⇒議員 本市では、さくらまつりを初めとした地域主催のイベントに補助金を交付しており、実情に合わせて補助率や上限額の見直しも行っている。しかし、補助のみでは必要となる駐車場やトイレの整備に不足すると考えるため、シティプロモーションを掲げる以上、イベントに対する地域と市それぞれの取り組み方について見直す時期に来ていると考える。

○宮妻峽ヒュッテについて、施設自体が古くなっており、あまり利用されていないとの声も聞く。宮妻峽は本市の観光の魅力のひとつであると考えするため、扇風機等を配備したバンガローのような施設を整備すると有効ではないか。近年、地域ではこれまでのもみ

じに加えて、桜の植樹を行うなど、水沢地区全体が1年を通して観光名所となるよう取り組んでおり、宮妻峡へのハイキング客や雲母峰への登山客が多いことも踏まえれば、トイレや駐車場についても、通年で活用できるものを整備していきたいと考えているが、どうか。

⇒議員 宮妻峡ヒュッテは登山者が活用する山小屋としての性格が強いものであり、耐震改修も済んでいるため改築等の予定はない。しかし、年間通した観光地化を目指すのであれば、山小屋のニーズだけでなく、レジャー感覚で利用できる施設のニーズもあると感じるため、お聞きした現状を行政側にも伝えていきたい。

⇒議員 宮妻峡ヒュッテは冬場に悪天候により休館となることもあるが、登山客のトイレの需要があることから、常にトイレの清掃等を行っているとしている。もみじ祭りに合わせた餅つきイベントも行っているとのことであるため、これからもそのような繋がりを持ち続け、水沢地区全体での観光につながるような取り組みとなるよう考えていく必要がある。行政のかかわり方も含め、取り組みについての考え方を整理していきたい。

⇒議員 自然の中で非日常を経験することが一つの文化となりつつある中、茶畑の新緑や紅葉など季節ごとにその表情を変える水沢地区は、もう少し手を入れることで、年間通して豊かな自然を満喫でき、多くの人を訪れる観光地となりうるポテンシャルを秘めている。そのためには、行政、議会が地域住民と認識を共有し、方向性を一にすることが必要である。また、山林の管理については市としての方針に乏しいと常を感じているところである。みえ森と緑の県民税も活用できることから、地域の活性化に向けては、市として一定の方針のもと、計画的に森づくり・山づくりに対応していくべきであるとする。

○雲母峰に、資材運搬用のモノレールのようなものが設置してある。乗用のものを整備し、気軽に山頂まで行けるようにすればよい観光地になるのではないかと考える。

⇒議員 ご意見として承る。

④四日市サイクル・スポーツ・フェスティバルに対する地元意見について

○サイクル・スポーツ・フェスティバルの開催には好意的な意見もあれば、1日交通規制があり、生活道路が使えなくなることから困っているとの意見もある。水沢地区として

の賛否をお答えすることは難しい。

○フェスティバル当日、三本松町では朝早くから夕方まで1日中交通が制限されることから、当初は開催に反対の意見も多くあったが、個人的には市外・県外から多くの人が訪れ、賑わいを見せるイベントの開催には賛成である。以前には、前日練習で夜遅くに無灯で走る自転車も多くあり、転倒事故もしばしば見られたが、コースの見直しやガードマンの配置、注意喚起の徹底等により現在ではそのような危険は少なくなった。三本松町公民館ではボランティアによるぜんざい等の振る舞いもあるなど、イベントはうまく運営できていると感じている。市域を跨いだより広域的なイベントの開催により、将来的なインフラ整備につながればよいとの思いもある。

⇒議員 全国的にも公道を走る自転車レースはほとんどなく、北海道から沖縄まで多くの人が参加していることから、市としては当フェスティバルを全国に誇れる行事であると捉えており、シティプロモーションイベントとして力を入れていきたいと考えているが、地域とうまく折り合いがつかない場面もあると考えるため、今後の取り組み方を考えていきたい。

⇒議員 当フェスティバルは、現在世界で活躍する選手の登竜門ともなっていると感じており、本市の誇りである。地域の方には大変感謝しており、生活道路の利用制限についてはご不便をおかけしていることから、何らかの形で還元していく必要があると考えている。現在の地域の負担をどのように改善していくかも含め、地域から好意的な意見を出してもらえるような開催方法について検討していきたい。また、市当局との打ち合わせにおいては、イベント開催方法への否定的な意見があるのであれば、積極的に伝えてほしい。

○イベントのメインとなる三本松町等に、もう少し警察官を配置してほしいと考えるため、市からも積極的に要望してほしい。

⇒議員 警察本部としては、公道を全面的に封鎖したレースの開催を許可することで、すでに市に対して全面的に協力していると言える。地域が警察官の増員配置を望んでいるということについては、貴重なご意見として賜りたい。

⑤定住促進に関して

○水沢地区では、歴史的経緯から市街地のように家が隣り合っている場所は少ない状況で

あるが、特に北谷町や横堀町は既存集落の要件を満たさないことから、容易に家を建てることができないと確認している。古い空き家を除却してもその跡地に新たに住宅を建てられない事象も発生しており、このように規制が厳しい中では、地区の人口減少を食い止めることは難しいと考える。

⇒議員 現在、市では住生活基本計画の見直しを行っており、その内容に対して1月下旬より市民意見の募集に入る予定であると聞いているため、これを活用し、ぜひご意見を市に届けてほしい。

⑥その他の意見

○お茶の産地である水沢地区でも、近年の異常気象や農業の機械化によりお茶の価格が下がっていることから、廃業する農家も出てきており寂しい思いをしている。三重県では摘採機の普及が進んでいるが、これは通常の農業用倉庫よりも規模の大きい倉庫でなければ保管することができない。しかし、開発規制が厳しく、建設することが難しいため、今後も専業農家として生き残るためにも規制緩和を検討してほしい。

⇒議員 ご意見として承る。なお、おいしいかぶせ茶は本市の誇りであることから、市としてももう少し力を入れ、より積極的にPRしていく必要があるため、今後の取り組み方を考えていきたい。

○中心市街地活性化のため、市の中心部に図書館を移転する計画があると聞いているが、議論はどこまで進んでいるのか。郊外地域の住民にとっては、図書館の移転により逆に不便になる可能性もあり、また、運営委託やカフェの併設を行うことによって、民間の書店や飲食店の経営を圧迫することも懸念している。

⇒議員 現在、近鉄四日市駅周辺、市役所本庁舎東側、JR四日市駅周辺の3カ所で調査研究が行われており、まだ場所が決まっているものではなく、企業秘密もあることから議会側にも情報は伝わっていない。市としては、幅広い年齢層の人々が集える複合的な施設を構想しているとのことだが、喫茶店等を入れるのか、直営・指定管理など運営形態をどのようにするのかも含め、まだ見えていない状況である。

⇒議員 本年1月20日に議員説明会が開催され、中心市街地拠点施設整備について議題となるため、この場で市の考え方が表明されるものと考えている。

○シティ・ミーティングのタイトルだけでなく、中身についてももう少し早めに周知してもらえれば多くの人に集まってもらえるのではないか。

⇒議員 ご意見として承る。

7. 高校生議会意見書

令和元年度 四日市市議会高校生議会について

四日市市議会では、平成 30 年度に引き続き、四日市市議会高校生議会を開催しました。

高校生議員によってまとめられた意見書は高校生議長から四日市市議会議長に提出され、各常任委員会の議論に活用していくことが広報広聴委員会にて確認されております。

高校生議会の概要は以下のとおりとなります。

1 日時

令和 2 年 1 月 25 日（土）

午後 1 時～ 5 時

2 場所

四日市市議会本会議場および第 2、第 3、第 4 委員会室

3 参加者

（1）高校生議員 10 校 26 名

（2）市議会議員 議長、副議長、総務、教育民生、産業生活、都市・環境の各常任正副委員長、広報広聴委員ほか

（3）執行部 市長、市川副市長、教育長

4 テーマ

①少子高齢化対策委員会

②シティプロモーション検討委員会

③防災・防犯対策委員会

5 意見書

別紙のとおり

意見書（少子高齢化対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 高齢者の健康寿命を延ばし、社会保障関係費の増大を抑制するため、運動することの大切さについて広報するとともに、高齢者にとって住みよいまちとなるようバリアフリー化を進めること。
2. 待機児童の解消や子供の豊かな感性の醸成、高齢者の活力維持のため、保育施設と高齢者の介護施設が一体となった「幼老複合施設」の設置や高齢者による臨時の保育事業の創出などについて検討すること。
3. 子育て環境、医療・介護施設、公共交通機関等の充実やシティプロモーションによって市の人口を増加させ、結果的に増える税収をもとに少子高齢化対策を手厚くすること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（シティプロモーション検討委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. 四日市市の歴史にちなんだ特別な記念日を制定し、その日に合わせたイベントの開催や、四日市を学べる場を設けることで、市民の四日市市に対する愛着の醸成につなげること。
2. 中心市街地（特に商店街）の治安を改善した上、学生が運営に参画する店舗や、図書館など学生が交流できるスペースを確保し、あらゆる世代が楽しめる場所を創出すること。
3. インスタグラムやツイッターなどのSNSを活用し、こにゅうどうくんを市のシンボルマークに位置付けた上、市外にイベント等の情報を発信すること。
4. 市民に対して、独自のアプリを開発し、暮らしのお得情報を発信するとともに、様々な国籍の市民や、子育て世代など、多様な市民からのニーズにこたえられる広報広聴を行うこと。
5. かぶせ茶や日永うちわ、万古焼など、市の特産品や、公害の歴史・現在の四日市をテーマとした授業や、観光ツアーを組むことにより、市の魅力の発信や再発見につなげること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛

意見書（防災・防犯対策委員会）

当委員会の所管事項に関し、高校生の視点から、以下の項目について提案するものです。

記

1. ハザードマップは、子どもや外国人を含む多くの市民にとって、見やすく、わかりやすいものとなるよう工夫を凝らし、学校や駅などの日常生活に近い場所に掲示すること。
2. 防災・防犯アンケートを、学校や自治会を対象に、書面とネットによる手法を併用しながら、多言語対応で実施すること。
3. 子ども、障害者、外国人等に防災・防犯情報を提供するため、迅速な行動がとれるようなピクトグラムや音声装置を、駅等の人の集まる場所に設置し、それらをハザードマップへの掲載等によって広報すること。
4. 人通りが少なく防犯カメラの設置が不十分な場所には、ダミーの防犯カメラや防犯ステッカーを設置し、防犯力を向上させること。また、防犯ブザーの無料貸し出しを検討し、弱者救済に努めること。

以上、意見書を提出します。

令和2年1月25日

四日市市議会高校生議会

四日市市議会宛